

令和4年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の防災に関する事業

(災害予防・災害応急対策・災害復旧)」

II

令和5年3月10日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾 藤 望

目次

序章 監査総論.....	1
第1 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 包括外部監査の方法.....	2
5 主な監査の視点.....	7
6 包括外部監査の期間.....	9
7 包括外部監査人及び補助者.....	10
8 利害関係.....	10
第2 報告書の構成.....	10
1 全体の構成.....	10
2 個別の構成（第2章、第3章、第4章、第5章）.....	11
第3 財務監査の範囲等.....	12
1 はじめに.....	12
2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査.....	13
3 「財務に関する事務の執行」についての検討.....	14
4 適法性監査.....	14
5 3E監査.....	15
6 結論.....	15
第1章 岐阜県の防災事業の概要.....	16
第1 本章の概要.....	16
第2 岐阜県の防災事業.....	16
1 「防災」について.....	16
2 岐阜県が行うべき防災事業（岐阜県地域防災計画）.....	16
3 他の防災関連計画.....	27
第3 岐阜県の防災予算.....	29
1 防災予算の把握.....	29
2 防災予算の把握の方法.....	30
3 防災予算把握の必要性・規範.....	33
4 防災予算の総体の把握.....	47
第4 防災事業の評価の視点.....	47
1 防災事業の範囲.....	47
2 現実の実務に沿った監査.....	51

3	岐阜県における近時の災害	52
4	対象事業の抽出	53
5	専門家による評価について	54
6	本監査における評価方法	55
第2章 危機管理部		56
第1	危機管理部の概要	56
第2	危機管理政策課	57
1	危機管理政策課の概要	57
2	監査の重点及び監査手続	58
3	防災計画上の位置づけ	59
4	所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	59
5	他部局・他機関との連携に関する業務	73
6	原子力防災ネットワークシステム	74
7	岐阜県防災情報通信システム	76
8	防災訓練	78
第3	防災課	85
1	防災課の概要	85
2	監査の重点及び監査手続	86
3	防災計画上の位置づけ	86
4	計画（岐阜県災害時広域受援計画等）	90
5	各種連携	92
6	システムに関する業務	95
7	補助金に関する業務	99
8	人材育成等	102
9	デジタル版災害・避難カードに関する業務	108
10	災害対策本部	110
11	災害救助費	116
12	災害検証	116
第4	消防課	118
1	消防課の概要	118
2	監査の重点及び監査手続	119
3	防災計画上の位置づけ	120
4	所管業務に関する計画	121
5	消防の連携・協力	122
6	操法大会	122
7	補助金	123
8	消防団員の確保	125
9	救急振興財団費	125

10	公共の安全の確保	126
第5	岐阜県防災交流センター	127
1	岐阜県防災交流センターの概要	127
2	監査の重点及び監査手続	128
3	公の施設の設置目的に即した施設の運営	128
4	施設（会議室）の利用	130
5	施設の管理	133
6	目的外使用許可	136
7	物品の管理	138
8	契約関係	140
第6	清流の国ぎふ防災・減災センター	142
1	清流の国ぎふ防災・減災センターの概要	142
2	監査の重点及び監査手続	146
3	計画・実施状況	146
4	負担金	148
5	物品の所有関係	148
6	調査研究	149
7	事業実績の記録化	150
8	ウェブサイト	150
9	「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」	151
10	県立学校の危機管理マニュアルの見直し	151
11	ウェブサイトにおける動画等の紹介	151
第7	防災航空センター	154
1	防災航空センターの概要	154
2	監査の重点及び監査手続	156
3	防災計画上の位置づけ	156
4	防災ヘリコプターの概要	157
5	アクションプラン	161
6	長期的な人事計画	163
7	備品管理台帳	163
8	不用品の処分	164
第8	岐阜県広域防災センター	165
1	概要	165
2	監査の重点及び監査手続	166
3	防災計画上の位置づけ	167
4	施設の運営	168
5	地震体験車	174
6	防災備蓄館	175

第9 消防学校	180
1 消防学校の概要	180
2 監査の重点及び監査手続	185
3 施設の利用計画等	185
4 施設管理	195
5 物品管理	198
6 情報管理	199
7 金銭管理	201
8 契約関係	203
第3章 県土整備に関する県庁担当課	206
第1 県土整備部概要	206
第2 道路建設課	207
1 道路建設課の概要	207
2 岐阜県の道路現況（令和2年3月31日時点）	208
3 監査の重点及び監査手続	209
4 防災計画上の事業の位置づけ	209
5 防災に関連する計画及び進捗状況	211
6 土木事務所との関わり	218
7 主要な道路建設に関する工事	219
第3 道路維持課	222
1 道路維持課の概要	222
2 監査の重点及び監査手続	223
3 道路維持等に関する計画	223
4 道路維持管理の方法	229
5 橋梁維持管理の方法	240
6 関係団体等	243
第4 河川課	244
1 河川課の概要	244
2 監査の重点及び監査手続	245
3 所管業務に関する計画	246
4 整備率	253
5 内ヶ谷ダム	255
6 岐阜県の川の防災情報	259
7 河川管理パトロールの結果把握、対策	259
8 水防倉庫	262
第5 砂防課	264
1 砂防課の概要	264
2 監査の重点及び監査手続	265

3	所管業務に関する計画	265
4	災害復旧事業における砂防課の役割	274
5	砂防法関連不適正事案への対処	275
第6	農林事務所に関する防災事業	282
1	森林保全課の防災事業	282
2	農地整備課の防災事業	293
第4章	各地の防災体制	304
第1	岐阜県庁・総合庁舎の概要	304
1	岐阜県庁・各地総合庁舎の概要	304
2	各地総合庁舎の発災時の機能	304
3	本庁と各総合庁舎等の位置関係	305
第2	各地の土木事務所の概要	306
1	道路管理	307
2	橋梁管理	307
3	河川管理	308
4	砂防管理	308
第3	各地の農林事務所の概要	308
1	治山施設の管理	309
第4	岐阜県庁	310
1	新県庁舎の概要	310
2	監査の重点及び監査手続	311
3	防災機能	311
4	新県庁舎の防災設備に関する予算	312
5	災害対策本部	314
6	防災倉庫	315
第5	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	316
1	管内の状況	316
2	防災事業に伴う予算	317
3	監査の重点及び監査手続	318
4	岐阜支部の機能	318
5	岐阜土木事務所	319
6	岐阜農林事務所	330
第6	西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	334
1	管内の状況	334
2	防災事業に伴う予算	335
3	監査の重点及び監査手続	336
4	西濃総合庁舎	337
5	大垣土木事務所	342

6	西濃農林事務所	364
第7	揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	377
1	管内の状況	377
2	防災事業に伴う予算	378
3	監査の重点及び監査手続	379
4	揖斐総合庁舎	380
5	揖斐土木事務所	382
6	揖斐農林事務所	391
第8	中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	396
1	管内の状況	396
2	防災事業に伴う支出	397
3	監査の重点及び監査手続	398
4	中濃総合庁舎	399
5	美濃土木事務所	401
6	中濃農林事務所	407
第9	郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	411
1	管内の状況	411
2	防災事業に伴う支出	412
3	監査の重点及び監査手続	413
4	郡上総合庁舎	414
5	郡上土木事務所	416
6	郡上農林事務所	423
第10	可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	426
1	管内の状況	426
2	防災事業に伴う予算	427
3	監査の重点及び監査手続	428
4	可茂総合庁舎	429
5	可茂土木事務所	432
6	可茂農林事務所	435
第11	東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	438
1	管内の状況	438
2	防災事業に伴う支出	439
3	監査の重点及び監査手続	440
4	東濃西部総合庁舎	441
5	多治見土木事務所	443
6	東濃農林事務所	450
第12	恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	453
1	管内の状況	453

2	防災事業に伴う支出	454
3	監査の重点及び監査手続	455
4	恵那総合庁舎	455
5	恵那土木事務所	458
6	恵那農林事務所	464
第13	下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	468
1	管内の状況	468
2	防災事業に伴う予算	469
3	監査の重点及び監査手続	470
4	下呂総合庁舎	471
5	下呂土木事務所	472
6	下呂農林事務所	477
第14	飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	481
1	管内の状況	481
2	防災事業に伴う支出	482
3	監査の重点及び監査手続	483
4	飛騨総合庁舎	485
5	高山土木事務所	490
6	古川土木事務所	499
7	飛騨農林事務所	509
第5章	その他の防災関連事業	513
第1	他部局の防災事業の検討	513
第2	清流の国推進部の事業	520
1	「要配慮者支援の推進」に関する事業の概要	520
2	「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	521
第3	健康福祉部の事業	526
1	「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	526
2	「福祉避難所の充実強化」に関する事業	528
3	「友愛訪問活動の推進」に関する事業	529
4	「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業	531
5	「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	534
6	「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業	537
第4	教育委員会の事業	540
1	「防災教育の推進」に関する事業の概要	540
2	学校安全支援事業	541
3	学校防災体制支援事業	542
4	学校防災強靱化推進事業	543

5	「命を守る」防災教育推進事業	543
第5	総務部の事業	544
1	「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要	544
2	リアルタイムデータ提供基盤整備事業	546
終章	課題と提言	549
第1	はじめに	549
1	関係者への御礼	549
2	本監査における基本的な考え方	549
3	現状の課題	550
第2	提言	550
1	岐阜県として防災の事業について整理を行うこと	550
2	定期的に計画の実効性に関して見直しを行うこと	552
3	長期的な課題を残すことなく、対策を検討すること	554
4	監査に対する協力義務	554
第3	最後に	556
	巻末資料	

第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

当管内は、岐阜県の西南部に位置し、大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町・関ヶ原町）、安八郡（神戸町・輪之内町・安八町）の2市6町からなっており、面積は約557㎢で、県全体の5.2%を占めている。

この地域は、東は長良川・木曾川を境に愛知県と、西は伊吹山地、鈴鹿山脈を境に滋賀県と、南は養老山脈を境として三重県とそれぞれ接している。

管内平野部は、地層は洪積層、沖積層からなり、海拔は、北部大垣市で5～10m、南部海津市では0m地帯で、古来から数多くの水禍を受け、この地域特有の輪中を形成し、宝磨治水をはじめ、幾多先人の治水事業の成果と近代における河川改修、湛水防除などの事業成果が今日の肥沃な平野となり、商工業発展の基礎ともなっている。

また、本地域は、海拔0m地帯が広がる地盤高の低い地域が多く、洪水時には湛水被害を受け易いため、昭和30年代後半から本格的に排水機場を整備し、現在は44か所が整備されている。

(令和3年10月1日時点)

市町名	面積 (k㎡)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
大垣市	206.57	158,342	10,875	52.6
海津市	112.03	32,749	3,031	27.1
養老町	72.29	26,897	1,816	25.3
垂井町	57.09	26,419	3,287	57.6
関ヶ原町	49.28	6,612	3,802	77.2
神戸町	18.78	18,587		
輪之内町	22.33	9,664		
安八町	18.16	14,355		
管内計	556.53	293,625	862,245	41.0

(2) 管内の主な道路・橋梁・河川等の状況 (令和4年4月1日時点)

ア 道路状況

管内における県管理の道路は、一般国道が2路線（実延長24,466m）、主要地方道が13路線（実延長138,051m）、一般県道が35路線（実延長240,942m）の合計50路線（実延長403,459m）である。

イ 橋梁状況

管内における県管理の橋梁は、一般国道が30橋（橋長982m）、主要地方道が181橋（橋長9,105m）、一般県道が268橋（橋長6,323m）の合計479橋（橋長16,410m）である。

ウ 河川状況

管内における県管理の河川、一級河川が45河川（全延長274.3km）である。

エ 砂防指定地の状況

管内における砂防指定地は、大垣市（旧上石津町）が 40 溪流・57 か所（面積 452.60 ha）、海津市（旧南濃町）が 26 溪流・46 か所（面積 1,670.89 ha）、養老町が 15 溪流・33 か所（面積 1,136.52 ha）、垂井町が 18 溪流・28 か所（面積 94.73 ha）、関ヶ原町が 17 溪流・21 か所（面積 155.49 ha）の合計 116 溪流・185 か所（面積 3,510.23 ha）である。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内における急傾斜地崩壊危険区域指定地は、大垣市（旧上石津町）が 15 か所（面積 20.23 ha）、海津市（旧南濃町）が 3 か所（面積 1.72 ha）、養老町が 6 か所（面積 4.70 ha）、垂井町が 9 か所（面積 13.69 ha）、関ヶ原町が 15 か所（面積 18.82 ha）の合計 48 か所（面積 59.16 ha）であり、保全対象のうち人家が合計 527 戸、公共建物が合計 19 棟である。

カ 治山施設数

管内における治山施設の総数は、約 5,452 施設である。

キ ため池数

管内における農業用ため池等の総数は 84 か所であり、うち防災重点農業用ため池として指定されたものは 69 か所である。

2 防災事業に伴う予算

（1）西濃県事務所

西濃県事務所の定期監査資料（令和 4 年 12 月 13 日）において、防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費（予算令達額 599,252 円、支出済額 599,252 円）及び消防指導費（予算令達額 24,763 円、支出済額 24,763 円）としての支出が主な内容であり、いずれの額も少額に留まる。

防災総務費は、西濃県事務所単独で防災体制の強化に使用されている。具体的には、災害対策基本法に基づく岐阜県地域防災計画に従い西濃支部防災計画を定め、各種訓練等を実施し、また、毎月 28 日を防災点検の日とし、各種防災資機材の操作方法を職員に周知するとともに、点検の実施を行い、各現地機関、市町等関係機関と連携した防災体制の整備を行っている。

消防指導費は、西濃県事務所単独で消防団体の支援に使用されている。具体的には、市町、消防署、警察、消防団及び関係団体と連携した消防体制の整備を行っている。

なお、西濃県事務所内の防災備蓄品の購入は、県庁本課において行われ、購入された物品が同事務所に配布される。そのため、西濃県事務所における防災に対する主立った支出は少額に留まっている。

その他は、同じく西濃総合庁舎内に存する大垣土木事務所及び西濃農林事務所との共益部分に関する防災関連費に伴う支出が認められるが、いずれも同庁舎内における消耗品費、燃料費及び光熱水費等の庁舎管理に関する共益費用である。

（2）大垣土木事務所

大垣土木事務所における令和4年12月14日定期監査資料によれば、同事務所における全体の予算執行状況（一般会計）については、予算令達額 8,653,854,770 円、支出済額 8,653,854,770 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものがある。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
防災総務費	71,084	71,084
道路総務費	257,977,984	257,977,984
道路橋りょう維持費	2,223,334,410	2,223,334,410
道路橋りょう改築費	2,187,579,613	2,187,579,613
交通安全対策費	318,684,873	318,684,873
河川総務費	57,467,974	57,467,974
河川維持費	474,544,912	474,544,912
河川改良費	1,862,919,136	1,862,919,136
砂防総務費	13,938,448	13,938,448
砂防維持費	163,112,502	163,112,502
砂防事業費	602,502,224	602,502,224
土木施設災害復旧費（※）	85,872,000	85,872,000

※令和3年8月13日から14日にかけての豪雨及び秋雨前線豪雨に伴う相川等の護岸復旧工事等

（3）西濃農林事務所

西濃農林事務所における令和4年12月13日定期監査資料によれば、同事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 3,827,893,069 円、支出済額 3,827,893,069 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものがある。

なお、林業用施設災害普及費については、令和2年台風10号の豪雨により被災を受けた林道（垂井町・池田～明神線・1か所）の復旧としての修復工事であり、国から同額の補助金を受けている。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
農地事業計画調査費	63,789,795	63,789,795
農地防災事業費	1,051,527,776	1,051,527,776
治山費	519,007,893	519,007,893
林業用施設災害復旧費	2,859,000	2,859,000

3 監査の重点及び監査手続

大垣土木事務所及び西濃農林事務所の管内は、45 の一級河川を有し、海拔 0 m 地帯を広く有する地帯であり、歴史的に数多くの水禍を受けていることから、主に水害の

観点より、治水、治山、砂防に関する事業及びライフラインとしての道路・橋梁の維持、改築等に関する事業（入札、契約及び契約変更を含む。）が適切になされているかを確認した。

そして、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成 23 年岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を踏まえた上で、適切な運営・改善が図られているか、また、発災時の支部としての機能が果たせるかという観点から、西濃総合庁舎の機能と合わせて、物品管理の適切性等に関する検討も行った。

具体的な監査方法としては、事前にアンケート調査を実施した上で、その結果を踏まえて令和 4 年 10 月 17 日（西濃県事務所、大垣土木事務所及び西濃農林事務所）、同年 12 月 23 日（西濃農林事務所）、同年同月 26 日（西濃農林事務所）、同年同月 28 日（大垣土木事務所）及び令和 5 年 1 月 6 日（大垣土木事務所）に現地を往査し、各課・係の担当者からのヒアリングを実施するとともに、施設及び物品等に関する見分を行った。

また、西濃県事務所、大垣土木事務所及び西濃農林事務所における各定期監査資料（令和元年度から令和 3 年度まで）、備蓄品・資機材一覧表、各施設の台帳、パトロール・点検日誌、健全度評価結果、修繕計画、水防当番日誌、入札執行一覧表、契約変更理由書及び各種防災関係マニュアル等を中心に書類監査を行った。

4 西濃総合庁舎

(1) 概要

西濃総合庁舎は、大垣市江崎町 422-3 に所在し、現在の本館は、昭和 46 年に建設されものであり、地上 5 階、延床面積 6,953 m²を有する。

岐阜県災害対策マニュアルによれば、同庁舎においては、災害時非常電源の確保として自家発電装置（稼働時間 72 時間）が、また、県防災行政無線用の発電機（稼働時間約 102.8 時間（自家発電装置の停止後））が設置されている。



【西濃県事務所ホームページより】

(2) 物品管理

西濃総合庁舎敷地内には、災害用・啓発用備蓄品、災害用資機材、県広域防災拠点（ソフトピア、浅中公園）運用資機材、避難所用感染症対策資機材、業務継続計面对応職員用及び通信関係の機器が備蓄されており、品目・規格・個数・納品日・保管場所が記載された一覧表が作成されている。

各配置場所に見取図、棚札等は設置されていないが、各備蓄品が入った外箱に内容物及び保存期間等を記載したラベルを貼付する方法で管理されている。

同備蓄品等の主な用途は、職員用（111名）と県民用（来庁者で帰宅困難となった者）である。



【事実関係① 物品の整理】

西濃県事務所が管理する災害用備蓄品・資機材等は、次のとおり同庁舎敷地内の7箇所に分散して保管されている。

- A：庁舎4階（大会議室バックヤード）
- B：庁舎5階（5-1倉庫）
- C：試験及び機械棟内の東側
- D：振興局器材庫（公用車車庫裏側倉庫）
- E：防災倉庫（エクストレイル車庫）
- F：試験及び機械棟の外（北側）
- G：庁舎4階（東倉庫）

また、一部の保管場所においては、備蓄品・資機材とともに、会議机、椅子及び卓球台が置かれていた。

【意見 西濃県事務所】

発災時における緊急状況下において、職員が、迅速かつ機能的に備蓄品・資機材等を使用・運用するためには、備蓄品等を、可能な限り一か所（又はそれぞれ近接した場所）にまとめた上で、物品を整序して保管・管理することが望ましい。

【事実関係② 備蓄用飲料水】

一部の保管場所においては、保存期間内の備蓄用飲料水とともに、保存期間経過後の備蓄用飲料水が、外箱に「飲料禁止（生活用水に使用すること）」と記載した用紙を貼付した状態で置かれていた。

【規範】



消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、関係府省庁等が講ずべき具体的施策を掲げた消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定。以下「工程表」という。）において、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進することを求めており、「災害時用備蓄食料の有効活用について」（内閣府防災担当、消費者庁、消防庁及び環境省の平成 30 年 1 月 30 日付け通知）は、地方公共団体が災害備蓄食料を更新する際、食品ロス削減の観点から、災害備蓄食料の有効活用について検討するよう、地方公共団体の取組事例を盛り込んだ通知を発出している。

【意見 西濃県事務所】

災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。

また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法（飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間）等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。

【事実関係③ マニュアルの周知】

保管場所 E（防災倉庫（エクストレイル倉庫））には、中・小容量衛星可搬局が各 1 基ずつ保管されており、年 1 回作動チェックを行っているが、ヒアリングの結果によれば、同機材を扱える職員は 4 名のみとのことであった。

【意見 西濃県事務所】

発災時の限られた人員体制を想定すれば、年 1 回の作動チェック時に担当外職員も同席させ、同機材の作動方法及びマニュアルの周知を図る等して、同機材を扱える職員の増加を図ることが望ましい。



【事実関係④ 備蓄品の保管場所】

保管場所 C（試験及び機械棟内の東側）には簡易テント及びパーティションが、保管場所 D（振興局器材庫（公用車車庫裏側倉庫））には飲料水の一部が、保管場所 E（防災倉庫（エクストレイル倉庫））には簡易トイレ処理セット、真空パック難燃毛布、ブルーシート及び中・小容量衛星可搬局が保管されている。

そして、同各保管場所における備蓄品等は、いずれも洪水による浸水が想定される地面から 3 m 以内の高さに置かれている。

【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）は、第 17 節必需物資の確保対策において、県備蓄の実施内容につき、「県は、…（中略）…緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄…（中略）…の体制整備に努める。」と定めている。

【過去の監査意見】

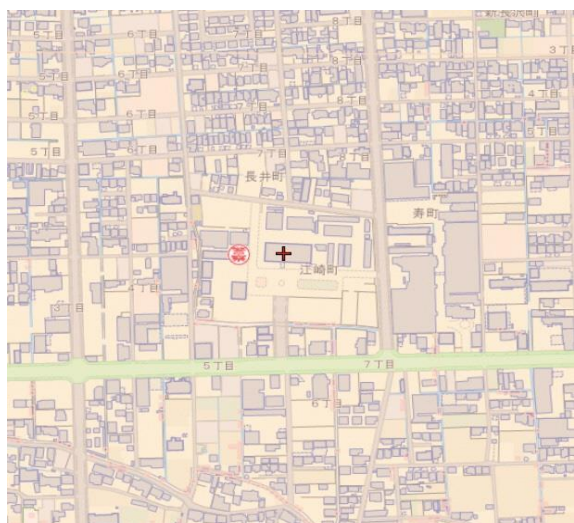
岐阜県監査委員による平成 29 年度行政監査結果報告書（「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について」）においても、「備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。」と意見されている。

【指摘 西濃県事務所】

西濃総合庁舎がある場所は、下図 1 のとおり、計画規模降雨（L1）に伴う洪水による浸水において 0.5～3.0mの浸水が想定され、下図 2 のとおり、想定最大規模降雨（L2）に伴う洪水による浸水においては 3.0～5.0mの浸水が、72～168 時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。

そのため、発災（水害）の際には、西濃総合庁舎敷地内における上記保管場所C、D及びEに置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。特に、災害時において情報通信システムの構築を担う、中・小容量衛星可搬局（高額な資機材）が浸水により使用不能に至れば、その影響は甚大なものと想定される。

したがって、発災時において緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、西濃総合庁舎における備蓄品等については、少なくとも計画規模降雨に伴う洪水において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。



【図 1】 浸水深 0.5～3.0m



【図 2】 浸水深 3.0～5.0m

※「+」で示された位置が西濃総合庁舎の場所

「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

【事実関係⑤ 備蓄品の情報共有】

県の防災課は、「岐阜県保管防災資機材一覧」を作成し、県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理している。

令和4年6月1日時点の「岐阜県保管防災資機材一覧」によれば、物品は、「一般災害」、「孤立地域対策」、「林野火災」及び「広域防災拠点運営」という用途区分において管理されており、このうち、西濃県事務所の物品については、「一般災害」と「広域防災拠点運営」の2区分において、それぞれ品目及び個数が記載されている。

他方、西濃県事務所が有する防災資機材に関する「一覧表」においては、「災害用・啓発用備蓄品」、「災害用資機材」、「県広域防災拠点（ソフトピア、浅中公園）運用資機材」、「避難所用感染症対策資機材」、「業務継続計画対応職員用」及び「通信関係の機器」という区分において管理されている。

防災課が「岐阜県保管防災資機材一覧」において把握している物品は、西濃県事務所が有する物品のうち、「県広域防災拠点（ソフトピア、浅中公園）運用資機材」及び「避難所用感染症対策資機材」に記載された物品のみであり、それ以外の物品については、把握されていない。

そして、備蓄品の品目等から、防災課の「岐阜県保管防災資機材一覧」・「一般災害」と、西濃県事務所「一覧表」・「避難所用感染症対策資機材」とが対応しているものと思われるが、それぞれの品目及び個数には、以下のとおり相違がある。

防災課「岐阜県保管防災資機材一覧」 「一般災害」			西濃県事務所「一覧表」 「避難所用感染症対策資機材」		
品名	規格	数量	品目	規格	個数
ワンタッチパーテーション	ファミリールーム	33個	ワンタッチパーテーション	2.1m×2.1m×1.8m (収納時82cm×95cm×7.8cm)	3張
紙の間仕切り	パーテーション4部屋タイプ	5個	パーテーション	2×5ユニット連結型	10枚
水発電機	エネクトロン	1個	水発電機(エネクトロン)	190mm×260mm×330mm 0.2~0.7kW 6kg	1台
体温計	非接触型	3個	非接触型体温計	単三電池2本	3個
マスク		50箱	マスク	50枚/箱×50箱	2,500枚
防塵マスク	DS-2	31箱	—	—	—
—	—	—	簡易テント	2張/箱×15箱+柱3箱	30張

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 西濃県事務所】

県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。

5 大垣土木事務所

(1) 概要

大垣土木事務所は、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町・関ヶ原町）、安八郡（安八町・神戸町・輪之内町））の2市6町を管轄しており、道路課（道路第一・二係）が県管理道路の建設工事を、道路課（道路第三・四係）が県管理道路の維持修繕、防災工事、交通安全対策及び災害復旧を、河川砂防課（河川第一・二係、砂防係）が一級河川の改修、維持修繕、砂防堰堤、急傾斜対策及び河川砂防の災害復旧を、施設管理課（道路管理係・河川砂防管理係）が県管理道路や一級河川、砂防・急傾斜対策施設の占用許可、官民境界の立会及び通行規制及び特殊車両通行許可を、総務課（契約係）が工事等の入札及び建設業者の経営審査並びに建設業許可事務を担っている。

(2) 事業計画

大垣土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、上記各種計画を踏まえた上で、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

① 道路改良事業

東海環状自動車道 I C へのアクセス道路整備、地域と地域をつなぐ幹線道路等の整備について重点的に整備を推進する。

- ・一般県道 大垣江南線（安八町・大垣市墨俣町）
- ・一般県道 養老垂井線（養老町橋爪）
- ・主要地方道 岐阜巣南大野線（神戸町西座倉）

② 道路維持事業

舗装補修については、主要地方道北方多度線、一般県道大垣大野線等を実施する。

橋梁補修については、国道365号関ヶ原橋、川合垂井線御幸橋等を実施する。

道路防災事業は、主要地方道南濃北勢線他の防災事業を進め、県管理道路における安全な通行の確保に努める。

③ 都市計画事業

都市の道路交通の円滑化を図るとともに、都市の道路を形成する街路事業を推進しており、都市計画道路神田神戸線河間工区では、用地買収及び改良工事を進める。

④ 河川事業

公共事業については、大谷川洗堰の解消に向けた第Ⅱ期整備事業を推進するため、引き続き大谷川の橋梁改築・築堤工事を実施する。慢性的な浸水被害が発生している水門川等を含む牧田川圏域（泥川・相川・大谷川・杭瀬川・水門川）の各河川については、平成 27 年度に変更を行った河川整備計画に基づく河川改修事業を進めるとともに、津屋川圏域においても、策定済みの河川整備計画に基づき、自然環境に配慮した河川改修事業の推進に努める。また、平成 26 年 3 月に策定した「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、排水機場・樋門の長寿命化及び耐震化を進める。そして、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき、杭瀬川、相川、水門川、津屋川等において、重点的かつ集中的に河川改修等を進める。

⑤ 砂防事業

公共通常事業では堰堤工 5 か所（大垣市上石津町時山、滝根谷、他 4 か所）、急傾斜地崩壊対策事業で擁壁工等 2 か所（不破郡関ヶ原町今須 西谷地区 他 1 か所）を実施し、民生の安定と住民の安全確保に努める。

⑥ 用地取得及び登記事務

過年度未登記分については、「過年度未登記処理要領」に基づき、未登記の減少に努める。

（3）契約関係

ア 工事に関する入札執行状況

大垣土木事務所の令和 3 年度における工事に関する入札執行一覧表を全件確認した上で、分析した結果は以下のとおりである。

なお、実質競争率という文言、概念及び計算方法等の分析は、いずれも今回の監査における監査人独自の視点に基づくであり、あくまでも一つの分析方法・結果に過ぎないことを付言しておく。

令和 3 年度 大垣土木事務所 入札執行状況一覧（工事）

番号	予定価格 (税込)	落札価格 (税込)	落札者	入札参加者数	辞退・ 入札書 不着・ 無効者 数	実質競争率 ※ 1	備考	業者名	落札回数
1	35,663,100	34,760,000	A	11	7	36%		A	1
2	19,767,000	19,305,000	B	11	9	18%		B	5
3	28,626,400	27,720,000	C	11	9	18%		C	3

4	29,630,700	28,930,000	B	11	9	18%		D	2
5	40,297,400	39,820,000	D	15	4	73%		E	3
6	40,080,700	39,050,000	E	15	9	40%		F	12
7	71,997,200	70,510,000	F	15	2	87%		G	9
8	60,984,000	59,730,000	G	15	3	80%		H	4
9	69,889,600	68,530,000	H	15	5	67%		I	3
10	69,958,900	68,200,000	I	15	4	73%		J	7
11	69,978,700	68,420,000	J	15	6	60%		K	1
12	18,373,300	17,600,000	K	11	3	73%		L	2
13	66,882,200	66,000,000	L	3	1	67%		M	2
14	44,552,200	43,890,000	M	5	4	0%		N	1
15	112,995,300	112,200,000	G	6	1	83%		O	2
16	289,972,100	243,100,000	N	5	1	80%		P	2
17	49,585,800	48,400,000	O	15	4	73%		Q	15
18	49,693,600	48,400,000	P	15	3	80%		R	4
19	49,568,200	47,850,000	Q	15	3	80%		S	1
20	42,718,500	42,130,000	R	3	0	100%		T	1
21	15,082,100	14,740,000	S	2	0	100%		U	1
22	19,794,500	19,140,000	Q	5	1	80%		V	4
23	75,845,000	75,350,000	T	3	2	0%		W	4
24	78,534,500	76,120,000	Q	7	4	43%		X	4
25	112,657,600	107,800,000	U	4	2	50%		Y	7
26	39,165,500	38,060,000	V	7	0	100%		Z	2
27	39,770,500	38,720,000	V	7	0	100%		あ	2
28	34,008,700	31,350,000	E	7	3	57%		い	1
29	48,237,200	47,300,000	Q	5	2	60%		う	1
30	39,200,700	38,390,000	W	3	0	100%		え	2
31	40,113,700	39,050,000	F	2	0	100%		お	1
32	19,930,900	19,470,000	F	5	0	100%		か	3
33	24,949,100	24,310,000	J	3	0	100%		き	1
34	14,132,800	13,750,000	X	4	2	50%		く	3
35	22,349,800	21,780,000	G	8	0	100%		け	1
36	9,945,100	9,570,000	P	5	0	100%		こ	7
37	31,913,200	31,130,000	Y	7	1	86%		さ	2
38	14,160,300	13,310,000	Z	12	5	58%		し	1
39	31,530,400	29,810,000	あ	11	2	82%		す	2
40	10,913,100	10,318,000	い	12	1	92%		せ	2
41	16,999,400	16,060,000	う	12	0	100%		そ	2
42	19,993,600	19,580,000	え	12	4	67%		た	1
43	15,349,400	14,905,000	お	12	0	100%		ち	2
44	17,002,700	16,775,000	G	3	1	67%		つ	4
45	15,574,900	15,290,000	H	3	0	100%		て	1
46	14,902,800	14,520,000	か	5	0	100%		と	1

47	24,476,100	24,090,000	き	4	0	100%		な	2
48	59,973,100	58,850,000	Q	4	0	100%		に	1
49	39,319,500	38,280,000	く	4	2	50%		ぬ	1
50	24,945,800	23,925,000	け	3	0	100%		ね	1
51	10,376,300	10,120,000	こ	3	0	100%		の	2
52	59,922,500	58,300,000	さ	4	0	100%		は	1
53	13,615,800	13,310,000	こ	3	0	100%		ひ	2
54	43,926,300	41,470,000	し	4	1	75%		ふ	1
55	21,973,600	21,450,000	す	11	4	64%		へ	1
56	10,090,300	9,790,000	J	2	0	100%		ほ	1
57	33,711,700	33,000,000	せ	6	1	83%	※2	ま	1
58	33,535,700	32,670,000	そ	11	1	91%		み	1
59	40,562,500	39,600,000	J	15	2	87%		む	1
60	49,977,400	79,280,000	D	15	4	73%		め	1
61	18,769,300	18,315,000	た	11	4	64%		も	1
62	18,894,700	18,590,000	ち	11	2	82%		や	1
63	6,858,500	6,699,000	つ	9	4	56%		ゆ	1
64	48,592,500	46,200,000	て	15	3	80%		よ	1
65	16,571,500	15,950,000	Q	8	0	100%		わ	1
66	19,185,100	18,480,000	Q	7	0	100%		を	1
67	15,962,100	15,510,000	F	6	0	100%		ん	1
68	19,078,400	18,480,000	F	8	0	100%		ア	1
69	17,100,600	16,720,000	Y	3	1	67%		イ	2
70	13,297,900	13,145,000	R	4	0	100%		ウ	2
71	9,557,900	9,350,000	こ	3	0	100%		エ	1
72	28,212,800	27,500,000	と	4	0	100%		オ	3
73	19,142,200	18,700,000	さ	4	0	100%		カ	2
74	15,636,500	15,290,000	か	4	0	100%	※2	キ	2
75	18,163,200	17,820,000	W	4	0	100%		ク	1
76	57,264,900	55,880,000	G	6	1	83%		ケ	1
77	39,895,900	38,940,000	J	9	3	67%		コ	1
78	19,485,400	19,085,000	B	11	1	91%		サ	1
79	28,344,800	27,610,000	な	11	0	100%		シ	1
80	16,337,200	16,335,000	に	1	0	0%		ス	1
81	4,599,100	4,488,000	ぬ	10	1	90%		セ	1
82	6,528,500	6,334,900	ね	10	0	100%		ソ	1
83	6,729,800	6,567,000	の	9	4	56%		タ	1
84	26,617,800	26,070,000	C	2	0	100%		チ	1
85	79,538,800	77,550,000	F	15	3	80%		ツ	1
86	50,978,400	50,050,000	く	4	2	50%		テ	1
87	37,901,600	37,345,000	は	11	0	100%		ト	1
88	47,856,600	46,860,000	ひ	15	1	93%		ナ	1
89	24,681,800	24,365,000	ふ	11	0	100%		ニ	1

90	13,223,100	12,760,000	へ	11	0	100%		ヌ	1
91	67,540,000	67,100,000	L	3	1	67%		ネ	1
92	7,921,100	7,755,000	ほ	10	3	70%		ノ	1
93	292,517,500	291,500,000	ま	3	0	100%	J V	ハ	1
94	58,019,500	56,760,000	Y	6	5	17%		ヒ	1
95	9,980,300	9,471,000	み	9	0	100%		フ	1
96	12,499,300	11,858,000	あ	9	0	100%		へ	1
97	15,439,600	14,520,000	む	12	0	100%		ホ	1
98	9,914,300	9,713,000	つ	9	3	67%		マ	1
99	5,138,100	4,829,000	め	9	0	100%		ミ	1
100	62,393,100	60,500,000	Q	15	2	87%		ム	1
101	29,874,900	29,260,000	B	11	2	82%		計	205
102	14,487,000	14,179,000	つ	9	3	67%			
103	9,984,700	9,768,000	つ	9	4	56%			
104	15,228,400	14,960,000	も	11	1	91%			
105	77,862,400	75,350,000	Q	6	0	100%			
106	30,167,500	29,920,000	せ	11	0	100%			
107	20,763,600	20,350,000	や	11	0	100%			
108	26,330,700	25,740,000	ゆ	11	3	73%			
109	14,984,200	13,497,000	ち	11	0	100%			
110	4,815,800	4,664,000	よ	10	0	100%			
111	47,373,700	45,650,000	Q	15	2	87%			
112	10,947,200	10,670,000	わ	4	0	100%			
113	25,677,300	25,080,000	を	7	5	29%			
114	19,643,800	19,250,000	す	11	2	82%			
115	19,998,000	19,580,000	ん	12	2	83%			
116	184,273,100	181,500,000	ア	2	0	100%	J V		
117	14,991,900	14,630,000	イ	3	1	67%			
118	4,599,100	4,466,000	ウ	9	1	89%			
119	26,991,800	25,630,000	イ	11	0	100%			
120	30,044,300	29,480,000	B	2	0	100%			
121	10,741,500	9,382,065	エ	3	1	67%			
122	10,051,800	9,790,000	F	6	1	83%			
123	16,593,500	16,170,000	こ	4	0	100%			
124	10,049,600	9,900,000	オ	2	1	0%			
125	10,384,000	10,230,000	R	5	0	100%			
126	18,670,300	18,645,000	カ	1	0	0%			
127	12,321,100	12,100,000	キ	3	0	100%			
128	4,402,200	4,345,000	ク	10	2	80%			
129	250,384,200	224,543,000	ケ	6	1	83%			
130	48,594,700	47,520,000	Y	6	0	100%			
131	64,798,800	63,250,000	F	15	4	73%			
132	119,440,200	118,800,000	コ	2	0	100%			

133	16,405,400	15,950,000	Q	2	0	100%
134	13,068,000	12,760,000	F	2	0	100%
135	37,125,000	36,520,000	オ	3	2	0%
136	15,478,100	15,070,000	か	7	1	86%
137	40,062,000	38,830,000	サ	15	2	87%
138	40,060,900	39,050,000	X	15	1	93%
139	40,041,100	38,280,000	シ	15	2	87%
140	31,651,400	31,020,000	W	7	3	57%
141	22,717,200	22,000,000	I	2	0	100%
142	29,162,100	28,270,000	X	6	1	83%
143	17,018,100	16,720,000	G	5	3	40%
144	15,233,900	14,630,000	Q	5	0	100%
145	14,998,500	14,795,000	ス	11	1	91%
146	3,748,800	3,685,000	く	9	1	89%
147	3,748,800	3,685,000	Y	9	0	100%
148	7,498,700	7,315,000	I	9	1	89%
149	1,854,600	1,815,000	キ	9	3	67%
150	1,171,500	1,142,900	セ	5	0	100%
151	1,961,300	1,903,000	V	9	3	67%
152	59,105,200	58,080,000	M	4	2	50%
153	34,093,400	33,660,000	J	4	2	50%
154	22,965,800	22,330,000	こ	5	1	80%
155	45,750,100	44,550,000	F	3	0	100%
156	24,294,600	23,760,000	Y	5	2	60%
157	16,410,900	15,950,000	こ	5	1	80%
158	23,114,300	21,219,000	ソ	3	2	0%
159	10,497,300	9,548,000	タ	1	0	0%
160	6,449,300	6,270,000	チ	9	1	89%
161	7,876,000	7,700,000	ツ	9	1	89%
162	8,814,300	8,635,000	テ	9	0	100%
163	50,624,200	49,611,100	J	15	10	33%
164	50,624,200	49,390,000	G	15	2	87%
165	34,006,500	33,495,000	オ	11	0	100%
166	17,494,400	17,160,000	W	11	2	82%
167	48,309,800	46,860,000	ト	12	0	100%
168	19,420,500	18,810,000	ナ	12	0	100%
169	13,983,200	13,827,000	ニ	9	2	78%
170	4,440,700	4,312,000	ヌ	9	2	78%
171	3,043,700	2,948,000	の	9	2	78%
172	13,960,100	13,750,000	ネ	9	1	89%
173	12,588,400	12,485,000	ノ	9	0	100%
174	11,326,700	11,055,000	ウ	9	2	78%
175	3,910,500	3,828,000	ハ	9	0	100%

176	62,469,000	60,610,000	ヒ	15	1	93%	
177	59,936,800	57,970,000	Z	15	2	87%	
178	18,323,800	17,820,000	フ	11	2	82%	
179	34,390,400	33,660,000	え	11	1	91%	
180	37,092,000	36,410,000	H	11	1	91%	
181	60,287,700	58,850,000	Y	15	3	80%	
182	79,979,900	78,320,000	G	15	2	87%	
183	50,847,500	49,500,000	Q	2	0	100%	
184	63,487,600	61,600,000	F	2	0	100%	
185	44,799,700	43,670,000	G	15	1	93%	
186	39,927,800	39,050,000	V	11	3	73%	
187	39,219,400	38,170,000	こ	11	4	64%	
188	60,046,800	58,850,000	E	15	2	87%	
189	61,267,800	59,840,000	ひ	15	2	87%	
190	38,134,800	36,960,000	そ	11	1	91%	
191	31,707,500	30,910,000	C	11	2	82%	
192	19,874,800	19,360,000	へ	11	1	91%	
193	29,970,600	29,150,000	な	11	1	91%	
194	28,890,400	28,820,000	H	1	0		※3
195	76,976,900	74,800,000	Q	8	1	88%	
196	9,449,000	9,240,000	X	1	0		※3
197	15,651,900	15,510,000	ホ	1	0		※3
198	8,278,000	8,250,000	R	1	0		※3
199	4,734,400	4,620,000	マ	1	0		※3
200	24,626,800	24,530,000	ミ	2	0	100%	
201	31,572,200	30,580,000	Q	6	0	100%	
202	40,071,000	47,300,000	F	4	0	100%	
203	60,468,100	59,180,000	O	15	2	87%	
204	11,171,600	10,615,000	ム	10	2	80%	
205	8,984,800	8,525,000	カ	11	1	91%	
平均実質競争率						80%	

灰色の部分は実質競争率 50%未満

※1 実質競争率＝（入札参加者数－辞退等者数）／入札参加者数

※2 落札者以外の入札者の入札金額が全て同額

※3 随意契約であるため、実質競争率は算出しない。

【事実関係】

工事の入札に関しては、分析結果より、主に工事価格が 50,000,000 円未満のものを中心に、入札辞退又は入札書不着数が多く、実質的に入札による競争原理が働いていない又は働きにくい事例が認められた。また、中には落札者以外の者が全員辞退した

ことにより、実質競争率が0%となる事例もあった。

【意見 大垣土木事務所】

辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

イ 業務委託に関する入札執行状況

大垣土木事務所の令和3年度における業務委託に関する入札執行一覧表を全件確認した上で、分析した結果は以下のとおりである（ただし、入札数1については、随意契約が含まれている。）。

なお、実質競争率という文言、概念及び計算方法等の分析は、いずれも今回の監査における監査人独自の視点に基づくであり、あくまでも一つの分析方法・結果に過ぎないことを付言しておく。

令和3年度 大垣土木事務所 入札執行状況一覧（業務委託）

番号	予定価格 (税込)	予定価格 (税別)	落札価格 (税込)	落 札 者	入 札 数	予 定 価 格 の 100% 入 札 者 数	実 質 競 争 率 ※1	備 考	業 者 名	落 札 回 数
1	13,725,800	12,478,000	9,818,765	A	12	8	33%		A	1
2	18,096,100	16,451,000	14,080,000	B	12	7	42%		B	2
3	5,074,300	4,613,000	4,785,000	C	10	3	70%		C	5
4	6,322,800	5,748,000	5,808,000	D	10	4	60%		D	1
5	8,277,500	7,525,000	7,810,000	E	10	3	70%		E	1
6	19,886,900	18,079,000	17,875,000	C	12	4	67%		F	1
7	19,912,200	18,102,000	17,600,000	C	12	5	58%		G	3
8	15,617,800	14,198,000	14,047,000	F	12	3	75%		H	10
9	5,396,600	4,906,000	4,169,000	G	10	4	60%		I	9
10	28,879,400	26,254,000	25,850,000	B	10	7	30%		J	49
11	9,178,400	8,344,000	8,712,000	H	1	0		※2	K	9
12	3,527,700	3,207,000	3,168,000	I	8	6	25%		L	1
13	10,202,500	9,275,000	9,680,000	J	12	6	50%		M	5
14	11,323,400	10,294,000	8,900,045	K	12	8	33%		N	4
15	4,992,900	4,539,000	4,730,000	C	8	7	0%		O	1
16	4,919,200	4,472,000	4,620,000	I	8	3	63%		P	3
17	10,440,100	9,491,000	8,215,614	L	11	8	27%		Q	3
18	4,913,700	4,467,000	4,400,000	K	8	7	0%		R	1
19	9,461,100	8,601,000	8,800,000	J	10	6	40%		S	1

20	4,401,100	4,001,000	3,960,000	J	8	6	25%		T	2
21	14,502,400	13,184,000	13,750,000	J	12	9	25%		U	1
22	11,551,100	10,501,000	10,890,000	J	12	7	42%		V	1
23	11,106,700	10,097,000	8,851,502	M	12	8	33%		W	2
24	18,230,300	16,573,000	14,400,606	C	12	6	50%		X	11
25	39,219,400	35,654,000	31,111,036	N	12	7	42%		Y	1
26	39,788,100	36,171,000	37,510,000	J	12	8	33%		Z	1
27	19,339,100	17,581,000	17,270,000	M	12	11	0%		あ	1
28	10,345,500	9,405,000	9,790,000	J	12	8	33%		い	2
29	19,993,600	18,176,000	18,920,000	J	12	7	42%		う	2
30	14,609,100	13,281,000	13,860,000	J	12	6	50%		え	1
31	1,478,400	1,344,000	1,397,000	H	1	0		※2	お	1
32	6,107,200	5,552,000	5,720,000	J	10	6	40%		か	1
33	41,010,200	37,282,000	32,808,160	M	12	10	17%		き	1
34	9,681,100	8,801,000	7,641,876	I	10	7	30%		く	1
35	18,712,100	17,011,000	17,490,000	O	12	11	0%		け	1
36	15,624,400	14,204,000	12,439,988	P	11	9	18%		こ	1
37	3,371,500	3,065,000	3,025,000	Q	8	0	100%		さ	1
38	2,791,800	2,538,000	2,783,000	I	8	6	25%		し	1
39	3,729,000	3,390,000	3,542,000	H	1	0		※2	す	1
40	13,274,800	12,068,000	12,430,000	J	12	8	33%		計	144
41	6,273,300	5,703,000	5,940,000	J	10	5	50%			
42	1,972,300	1,793,000	1,848,000	R	8	2	75%			
43	8,032,200	7,302,000	7,920,000	S	8	7	0%			
44	1,571,900	1,429,000	1,430,000	J	8	3	63%			
45	3,292,300	2,993,000	2,625,106	M	8	5	38%			
46	11,757,900	10,689,000	11,110,000	H	1	0		※2		
47	13,552,000	12,320,000	12,100,000	K	12	7	42%			
48	6,650,600	6,046,000	5,720,000	K	10	9	0%			
49	3,092,100	2,811,000	2,860,000	J	8	2	75%			
50	6,242,500	5,675,000	5,610,000	K	10	6	40%			
51	18,165,400	16,514,000	17,160,000	T	9	8	0%			
52	7,273,200	6,612,000	6,820,000	J	10	9	0%			
53	1,373,900	1,249,000	1,210,000	J	8	4	50%			
54	8,706,500	7,915,000	6,079,700	U	8	3	63%			
55	4,645,300	4,223,000	3,650,570	G	8	6	25%			
56	3,224,100	2,931,000	3,025,000	V	8	2	75%			
57	3,143,800	2,858,000	3,014,000	W	8	2	75%			
58	4,466,000	4,060,000	4,246,000	W	8	4	50%			
59	2,305,600	2,096,000	2,035,000	K	8	5	38%			
60	8,796,700	7,997,000	7,865,000	X	10	9	0%			
61	42,720,700	38,837,000	30,564,545	P	10	7	30%			
62	9,728,400	8,844,000	7,748,510	J	3	1	67%			

63	9,650,300	8,773,000	7,584,016	J	3	1	67%	
64	4,098,600	3,726,000	3,267,682	X	8	6	25%	
65	9,904,400	9,004,000	7,782,555	Y	10	7	30%	
66	6,245,800	5,678,000	4,972,176	Z	9	6	33%	
67	26,941,200	24,492,000	21,448,526	あ	4	1	75%	
68	9,949,500	9,045,000	9,240,000	J	10	4	60%	
69	6,515,300	5,923,000	6,050,000	J	10	6	40%	
70	7,317,200	6,652,000	6,578,000	X	9	6	33%	
71	7,619,700	6,927,000	7,150,000	J	10	7	30%	
72	7,619,700	6,927,000	7,150,000	J	10	8	20%	
73	5,486,800	4,988,000	4,928,000	い	10	4	60%	
74	11,085,800	10,078,000	8,830,866	J	10	8	20%	
75	7,619,700	6,927,000	6,069,822	M	10	5	50%	
76	5,463,700	4,967,000	4,917,000	Q	10	6	40%	
77	17,540,600	15,946,000	16,610,000	J	12	8	33%	
78	8,111,400	7,374,000	7,678,000	う	10	4	60%	
79	3,031,600	2,756,000	2,992,000	J	8	6	25%	
80	3,323,100	3,021,000	3,080,000	J	8	6	25%	
81	2,967,800	2,698,000	2,750,000	J	8	0	100%	
82	4,919,200	4,472,000	4,620,000	I	8	5	38%	
83	9,179,500	8,345,000	8,690,000	J	10	5	50%	
84	18,200,600	16,546,000	17,270,000	J	12	9	25%	
85	6,052,200	5,502,000	5,720,000	J	10	3	70%	
86	8,162,000	7,420,000	7,700,000	J	10	4	60%	
87	969,100	881,000	880,000	J	5	1	80%	
88	9,449,000	8,590,000	8,503,000	N	10	6	40%	
89	12,386,000	11,260,000	9,908,800	え	4	0	100%	
90	6,684,700	6,077,000	5,830,000	お	6	1	83%	
91	1,485,000	1,350,000	1,320,000	Q	8	5	38%	
92	2,511,300	2,283,000	2,420,000	K	8	6	25%	
93	4,670,600	4,246,000	4,400,000	I	8	6	25%	
94	6,314,000	5,740,000	5,039,452	X	8	7	0%	
95	5,724,400	5,204,000	5,148,000	X	10	8	20%	
96	19,382,000	17,620,000	18,370,000	J	12	5	58%	
97	6,619,800	6,018,000	6,149,000	G	10	8	20%	
98	6,727,600	6,116,000	6,380,000	い	10	3	70%	
99	5,139,200	4,672,000	4,620,000	X	10	9	0%	
100	8,477,700	7,707,000	8,030,000	J	10	7	30%	
101	7,471,200	6,792,000	7,040,000	J	10	6	40%	
102	10,369,700	9,427,000	9,328,000	N	12	5	58%	
103	5,481,300	4,983,000	5,170,000	J	10	8	20%	
104	1,147,300	1,043,000	1,145,000	J	8	4	50%	
105	4,939,000	4,490,000	4,686,000	H	1	0		※ 2

106	19,929,800	18,118,000	15,950,000	か	3	0	100%		
107	4,919,200	4,472,000	4,620,000	I	8	2	75%		
108	10,902,100	9,911,000	9,262,000	き	10	7	30%		
109	7,139,000	6,490,000	6,710,000	J	10	8	20%		
110	9,964,900	9,059,000	9,900,000	J	10	9	0%		
111	6,333,800	5,758,000	6,017,000	<	10	3	70%		
112	11,068,200	10,062,000	10,505,000	H	1	0		※2	
113	3,978,700	3,617,000	3,740,000	J	8	6	25%		
114	4,823,500	4,385,000	3,796,078	X	8	7	0%		
115	4,535,300	4,123,000	4,290,000	J	8	3	63%		
116	4,211,900	3,829,000	3,353,680	T	7	4	43%		
117	3,449,600	3,136,000	3,190,000	J	8	6	25%		
118	2,043,800	1,858,000	1,557,028	う	8	2	75%		
119	4,919,200	4,472,000	4,422,000	I	8	4	50%		
120	33,490,600	30,446,000	24,056,450	け	11	6	45%		
121	11,886,600	10,806,000	10,670,000	N	12	9	25%		
122	13,216,500	12,015,000	11,880,000	J	12	11	0%		
123	2,800,600	2,546,000	2,508,000	X	8	6	25%		
124	8,261,000	7,510,000	7,370,000	K	10	6	40%		
125	8,100,400	7,364,000	7,700,000	こ	3	2	0%		
126	5,690,300	5,173,000	5,115,000	X	10	7	30%		
127	1,764,400	1,604,000	1,650,000	J	8	6	25%		
128	3,093,200	2,812,000	2,860,000	さ	8	4	50%		
129	4,598,000	4,180,000	4,290,000	J	8	6	25%		
130	6,344,800	5,768,000	5,940,000	J	10	9	0%		
131	9,900,000	9,000,000	7,780,850	し	10	7	30%		
132	1,929,400	1,754,000	1,859,000	H	1	0		※2	
133	13,174,700	11,977,000	11,770,000	X	12	9	25%		
134	2,651,000	2,410,000	2,365,000	X	8	6	25%		
135	653,400	594,000	622,600	H	1	0		※2	
136	7,991,500	7,265,000	7,535,000	す	10	3	70%		
137	6,381,100	5,801,000	5,720,000	I	10	9	0%		
138	16,120,500	14,655,000	15,180,000	J	12	6	50%		
139	20,409,400	18,554,000	16,250,322	P	8	5	38%		
140	6,034,600	5,486,000	5,390,000	K	10	8	20%		
141	10,352,100	9,411,000	9,834,000	H	1	0		※2	
142	9,991,300	9,083,000	9,482,000	H	1	0		※2	
143	17,666,000	16,060,000	16,720,000	J	12	10	17%		
144	5,119,400	4,654,000	4,840,000	J	10	9	0%		
							平均実質競争率	39%	

灰色の部分は実質競争率 50%未満

※1 実質競争率＝（入札参加者数－予定価格と同額の入札者数）
／入札参加者数

※2 随意契約であるため、実質競争率は算出しない。

【事実関係】

業務委託の入札に関しては、分析結果より、一見すると入札者数（指名業者等）が多いものであっても、落札者以外の者の大半が、予定価格と同額の数額で入札（積極的な落札意思なしと評価）しており、平均実質競争率が39%に留まるなど、実質的に入札による競争原理が働いていない傾向が強く認められた。また、落札者以外の者の全員が予定価格と同額の数額で入札しており、実質競争率が0%となる事例も散見された。

【意見 大垣土木事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

ウ 入札無効

大垣土木事務所の令和3年度における工事に関する入札については、以下のとおり、入札無効・契約解除に至った事例がある。

【事実関係】

令和3年度における公共道路メンテナンス補助工事において、落札者と契約締結に至った後に、失格者からの問合せを契機として、入札を失格とする失格判断基準価格の算定に誤りがあることが判明し、工事中止及び同落札者との契約解除に至った。

【意見 大垣土木事務所】

同事実は、既に道路維持課監督のもと、協議・対応及び再発防止策がとられ、公表するに至っているため、本報告書においては指摘とはしないが、再発防止策に記載されているとおり、失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での算出結果確認作業を実行し、入札無効・契約解除による工期遅延等を回避するよう徹底されることが望ましい。

エ 契約変更

大垣土木事務所において、令和3年度中に契約変更がなされたものをサンプリング調査した結果、工期変更及び金額変更につき、以下のとおりの事案が認められた。

【事実関係】

設計変更につき、「起工測量の結果、舗装面積及び側溝延長に差異があったため、変更する。」として、当初契約額の減額変更がなされた事案が認められた。変更の理由については、建設工事変更事務処理要領第4（2）ク「その他確認が困難な要因、誤測等やむを得ない場合」が挙げられている。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

【指摘 大垣土木事務所】

舗装面積及び側溝延長の距離等については、事前の周到な現地調査や測量を行えば、容易に判明し得る事実と考えられる。

なお、同事案については契約金額の減額変更ではあるが、増額のみならず減額であっても、安易な事後の変更を許さず、その理由につき、「真にやむを得ないものに限り」とする上記要領の趣旨は当然に及ぶ。

したがって、設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、上記要領の趣旨・運用を徹底すべきである。

（4）施設管理・点検

ア 道路点検

【事実関係】

令和3年度における道路パトロール日誌を確認したところ、工事案内（工事看板）の表示不備という問題事項が確認された箇所につき、適切な表示を行うよう指示して措置（同問題事項の解消）したにもかかわらず、パトロール日誌上「処理内容」欄が、「未処理」のままとなっている事例が認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第13条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

（記録及び報告）

- 第13条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌（様式-2）及び写真台帳（様式-3）により結果を出力の上、道路課長に報告する。
- 2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。
 - 3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進

渉状況を管理する。

【指摘 大垣土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

イ 河川点検

【事実関係】

河川巡視日誌を確認したところ、竹林の倒木により、「河岸の状況に異常あり」として記録されていたものがあつたが、対応（処理）欄には何も記載がなく、現況において措置・処理済みであるか否かが、同日誌上において判別できなかった。

ヒアリングの結果によれば、道路と異なり、河川においては、直ちに対応を要するケースは少ないという事情があること、また、システム上は措置・処理結果を反映させることは可能であるが、結果反映の入力までマンパワーが追いつかないという事情があるとのことであつた。

なお、この点に関し、岐阜県においては、令和3年度より、新たに「スマートパトロールシステム」を導入している。同システムを利用することで、河川パトロール担当者がシステム上に入力した異常箇所や処理状況等の情報を、河川パトロール担当者、土木事務所担当者及び県庁河川課においてシステム上で閲覧・共有することが可能となる。現時点では従前の運用からの移行期にあるが、将来的には、河川パトロールシステムの活用によって、上記の情報共有の問題は解消する見込みである旨、主管課である河川課より説明を受けた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、河川巡視規程第5条第2項は、「河川監理員は、・・・(中略)・・・河川巡視日誌に基づき別表3-1及び3-2を作成し、巡視結果をすみやかに所長に報告するものとする。」と定め、別表3-2には、「処理等」として「年月日」及び「処理内容」の記載欄が設けてある。

【意見 大垣土木事務所】

「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を同システムに記録することで、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

ウ 砂防点検

【事実関係】

砂防指定地等監視日報（定期監視業務）を確認したところ、入口（民有地）に獣害対策ネットが設置されており、未調査という箇所が認められた。

ヒアリングの結果によれば、同箇所は、平成 29 年度から獣害対策ネットの設置により砂防指定地等への進入ができないようになり、以降現在に至るまで監視が実施できておらず、他にも同様の箇所があるとのことであった。

なお、同箇所にある砂防施設（構造物）に関する点検業務を担う係によれば、令和 3 年に施設の点検を実施しているとのことであり、入口ルートが異なるのか、その理由の詳細は判然としないが、少なくとも同一箇所につき、担当係間での情報共有は図られていない様子が認められた。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県砂防指定地等監視業務実施要領は、定期監視業務の頻度につき、「原則年 1 回以上の監視業務を行うものとする。・・・(中略)・・・なお、定期監視業務を行う範囲は、大規模な掘削や盛土、不法投棄などの違法行為等には、車両の乗入が不可欠であることに鑑み、農道や林道等も含め一般車両の進入が可能な範囲に留めることができるものとする。」と定める。

【指摘 大垣土木事務所】

砂防指定地等の日々の監視は、違法・危険な状態を早期に把握するために実施するものであり、防災の観点から重要な業務である。

したがって、獣害対策ネット設置等の理由により進入・調査不能な砂防指定地等については、他の係とも情報共有を図り、別ルートで一般車両の進入が可能な場合は、監視を実施すべきである。

(5) 土地利用

ア 未登記土地

【事実関係① 未登記土地】

大垣土木事務所管内においては、令和 3 年度末において、未登記土地（平成 9 年度以前に県が取得した土地）が合計 295 件（全件につき県の保留承認済み）あり、大垣土木事務所の把握によれば、その主な原因については、共有者多数（約 13%）、相続人把握困難（約 27%）、担保権設定あり（約 1%）、所有者の所在不明（約 5%）、測量困難・公図と現況の不整合（約 15%）、登記原因証書等関係書類不備（約 4%）、権利関係の混乱等（約 18%）、その他転売等（17%）とのことである。

また、担当者へのヒアリングの結果によれば、「未登記土地については、各市町との情報共有が図られていないため、各市町の固定資産税台帳上、旧所有者の把握で留まっている土地については、同人（又はその相続人代表者等）に課税がなされている可能性がある。」ということであった。

また、未登記土地の解消・処理につき、これまで、弁護士、司法書士、土地家屋調査士等の専門職との協議・委託等を検討した事実はないとのことである。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 11 条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「（土木事務）所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

同未登記土地の問題については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、事実関係（大垣土木事務所の登記保留数 296 件）を把握した上で、「今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。」と指摘されている。

【指摘 大垣土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 大垣土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、（財）資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」（平成 25 年 3 月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

イ 不適正事案

大垣土木事務所管内においては、海津市南濃町内において、平成 19 年 3 月から同年 9 月にかけて、建設業者が砂防指定地、かつ、農地である場所に土砂を搬入し、無許可で約 3,870 m³もの盛土等を行ったという不適正事案（砂防法、農地法及び農振法違反）が生じているところ、令和 4 年 12 月末日時点においても、土砂等の搬出及び整地による原状回復は履行されていない。

【事実関係① 行政代執行の検討】

同不適正事案における行為者等との交渉履歴（令和 4 年 12 月 13 日付け砂防指定地内等違反行為報告書）を確認したところ、行為者による土砂搬入が平成 19 年 3 月より始まり、同年 4 月に海津市からの通報を端緒に大垣土木事務所が事実を認知した後、同土木事務所は、搬入されている土壌の分析結果書面（土壌汚染に係る環境基準に基づく計量証明書）を徴求するとともに、行為者に対して、行為中止指示書の交付、土砂等搬出による是正指示書（作業計画書の提出、是正措置の実施）の交付及び防災措置工事命令の行政処分を前提とした弁明通知書の送付等（西濃農林事務所農業振興課による農地法に基づく農地復元命令もあり。）を行ってきたものの奏功せず、令和 3 年 7 月に行為者が死亡するに至っている。

行為者の違法盛土が発覚した平成 19 年 3 月から、同人が死亡した令和 3 年 7 月までに、防災措置工事命令の履行勧告書が、行為者に対して合計 37 回発出されているが、少なくとも報告書上は、その間に、行為者の資力調査、行政代執行法に基づく戒告書の送付、土砂搬出費用の概算及び代執行令書の送付等、行政代執行に向けた準備・検討を行った形跡は認められない。

この点、後に担当課からは、「行政処分（平成 20 年 1 月 29 日）時に、命令に従わなかった場合の対応を検討しており、行政代執行については、土砂が流出しても大規模土砂災害に繋がることはないため、行わないと判断している。」との回答があった。

しかし、ヒアリング時点においては、担当者から行政代執行を検討したことはないとの回答を得ており、また、仮に行政処分時点で行政代執行を検討した事実があったとしても、同検討内容・結果は個人の権利義務の得喪にも関わる重要な意思決定であるにもかかわらず、同事案の概要をまとめた「砂防指定地内等違反行為報告書」及び「海津市の不適正事案について」等の公文書において、一切の言及・記載がなく、現時点では確認・検証ができない。

なお、同事案については、令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国からの依頼に基づき岐阜県が実施した盛土総点検の結果、令和 4 年 3 月 14 日、県より、「現状においては、緩勾配で水の流入がなく、盛土の変位も見られないとして、今後の対応については、土地所有者等に是正対応を書面で要請するもの」と発表されている。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例

(制限行為)

第三条 砂防指定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、耕うん及び知事が砂防上影響が少ないと認めて指定した行為については、この限りでない。

一 砂防設備を使用すること

(中略)

五 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。

六 土石若しくは砂れきを採取（前条第二項の規定により知事が指定した区域に係るものを除く。）し、又は鉱物を採掘すること。

(罰則)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為を行った者

(以下、省略)

農地法

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

農業振興地域の整備に関する法律

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

【過去の監査意見】

同不適正事案については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、事実関係を把握した上で、「今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。」と意見されている。

【意見 大垣土木事務所、西濃農林事務所】

上記条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、大垣土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡までの約 13 年間にもわたり、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、西濃農林事務所及び海津市等の関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい（仮に、平成 20 年 1 月 29 日時点で行政代執行を検討した事実があるならば、同事案の概要をまとめた「砂防指定地内等違反行為報告書」及び「海津市の不適正事案について」等の公文書に、その意思決定過程及び結果を正確に記載し、事後的に検証できるようにするべきである。岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項、第 3 条の 2 第 1 項第 3 号）。

そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。

なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」（県所管）及び「宅地造成等規制法」（神戸市所管）に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和 4 年 10 月 26 日より、行政代執行（土砂流出予防工事）に着手したという事例がある。

【事実関係② 進捗状況の監査】

同違法盛土の不適正事案つき、大垣土木事務所及び西濃農林事務所の各定期監査資料には、いずれも記載がない。

【意見 大垣土木事務所、西濃農林事務所】

同不適正事案は、平成 19 年から現在に至るまで積み残された課題であることから、前記の未登記問題と同様に、毎年度の重点事項及び課題等として定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。

なお、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」、令和 4 年法律第 55 号、令和 4 年 5 月 27 日公布）が、令和 5 年 5 月 26 日から施行される。同法は、静岡

県熱海市の大規模な盛土崩落・土石流災害等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等行為者の責任のみならず、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化されている。

したがって、盛土行為者が既に死亡している同不適正事案については、同法施行後、同法に基づき、土地所有者に対して土砂撤去等、その責務を果たすよう働きかけを行うことになる。

(6) 物品管理

ア ボーリングコア

【事実関係】

大垣土木事務所では、各種工事に先立つ地質調査等の際に採取した多量の地層試料（ボーリングコア箱等）を、西濃総合庁舎外にある倉庫内において保管している。

岐阜県の「地質・土質調査業務共通仕様書」、「第2章 機械ボーリング」、「第204条 成果品(3)」には、採取したコア提出の要否及び提出を要する場合の収納方法等が定められており、また、県土整備部技術検査課長発出に係る通知文（平成20年3月12日付け技第919号）において、ボーリングコア箱等（コア箱、コア、サンプル瓶）の保存期間につき、「原則、業務完了日の次の年度から起算して5年



間」と定められているが、大垣土木事務所では、提出されたボーリングコア箱等については、基本的に処分することなく倉庫内に保管し続けている。

しかし、担当者へのヒアリングの結果によれば、「ボーリングコアについては、柱状図をデータにして、公益財団法人岐阜県建設研究センター（岐阜県大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ24 4階）のデータベースに管理されていた。また、現在は、国土情報地盤センターへ柱状図のデータを登録することになっており、ボーリングコアの現物自体を要することは、基本的には生じないであろう。」とのことであった。

なお、ボーリングコア箱等の処分方法につき、技術検査課によれば、「各自治体の廃棄物処理方法に従い、適切に処理するもの」とのことであった。

【意見 大垣土木事務所】

ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。

【意見 大垣土木事務所・西濃県事務所】

大垣土木事務所においては、西濃県事務所の備蓄する防災資機材等が、十分な保管場所がなく点在していること（5 西濃県事務所、（1）物品管理において既述）にも鑑みれば、ボーリングコア箱等の適切な処分を推進し、多量に保管されている同コア箱等の保管場所を空け、同場所を防災資機材の倉庫として効率的に運用するという方法を、西濃県事務所と協議・検討することが望ましい。

イ 水防倉庫等

【参考報告 大垣土木事務所】

大垣土木事務所の水防倉庫については、各資機材が、配置図によって定められ位置に、整序された状態で良好に保管されていたので、参考として報告する。



ウ 大垣サテライト拠点

大垣土木事務所は、西濃総合庁舎の南西に位置する一般社団法人西濃建設業協会の敷地内に、県と同協会との間における土地使用賃貸契約書（無償）を締結した上で、大垣サテライト拠点を新設し、令和4年6月1日より運用を開始している。

同サテライト拠点には、倉庫が2個設置されており、その中には、発電機、LED投光機、各種工事看板、土嚢袋及びブルーシート等が保管されている。

なお、倉庫の構造は、地面から1メートル程度底上げされた高床式倉庫になっており、トラックの荷台への積載容易性及び浸水対策を兼ねている。



【事実関係】

各倉庫内には、それぞれの入口に、物品の配置、個数、点検日等が記載された一覧表が貼付されているが、直近の点検日において、土嚢袋の個数が正確に把握・記載されていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 大垣土木事務所】

発災時のために、常日頃から物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。



(7) 労務管理

【事実関係① 業務の平準化】

大垣土木事務所における職員の「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」をサンプリング調査した結果によれば、年度末という特殊性はあるものの、当該月の残業時間が最も多い職員で、累計157時間35分という極めて長時間に及ぶ状況が認められた。

【規範】

岐阜県職員倫理憲章・大垣土木事務所実行計画には、「2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。」の取組事項として、「職員の時間管理意識の徹底や所長以下管理職員による組織のマネジメント、職場内での工夫による業務の効率化、「早く家庭に帰る日」(8のつく日)、「ノー残業デー」(毎週水曜日)の徹底により、時間外勤務の縮減に努めます。」と定める。

【意見 大垣土木事務所、建設政策課】

時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外が多い状況が確認されたことから、事務所内において業務の平準化を図るなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。

【事実関係② 職員の確保・育成】

道路、橋梁、河川及び砂防等の事業については、いずれも特に知識・経験の蓄積を要する分野であるところ、職員の高齢化が進む一方で、技術職員の確保が全国的な課題となっていることから、後継者不足が懸念されるとの声も聞かれた。

【意見 大垣土木事務所、建設政策課、人事課】

道路、橋梁、河川及び砂防等の事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。

したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないように、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。

6 西濃農林事務所

(1) 概要

西濃農林事務所は、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町・関ヶ原町）、安八郡（安八町・神戸町・輪之内町））の2市6町を管轄しており、本監査の主な対象課としては、農地整備課が農業農村整備事業の調査計画・指導、土地改良区等の指導・検査、多面的機能支払、農地・農業用施設の災害復旧事業、中山間地域直接支払、経営体育成基盤整備事業・県営農業基盤整備促進事業・県営かんがい排水事業・県営湛水防除事業・県営ため池等整備事業・特定農業用管水路等特別対策事業・県営ため池防災対策事業・県営中山間地域総合整備事業・県営農道施設強化対策事業等の調査設計及び施工を、林業課が治山事業等を担っている。

(2) 事業計画

西濃農林事務所における主な事業としては、農業振興対策の推進、農業改良普及事業の推進、農業農村整備の推進及び林業振興対策の推進があるが、その中でも特に防災に関する湛水防除、ため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

① 県営湛水防除事業

低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機場、排水路の改修などを実施する（事業主体は県、負担区分は国が50～100%、県が0～35%、市町村等が0～15%）。

② 県営ため池等整備事業（廃止を含む。）

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を実施する（事業主体は県、負担区分は国が50～100%、県が0～50%、市町村等が0～25%）。

③ 県営ため池防災対策事業

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用ため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施する（事業主体は県、負担区分は県が75～100%、市町村等が0～25%）。

④ 治山事業

治山ダム等の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、治山ダム等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査並びに補修、改築等を実施する（事業主体は県、負担区分は国が0～50%、県が50～100%）。

(3) 契約関係

ア 工事に関する入札執行状況

西濃農林事務所の令和3年度における工事に関する入札執行一覧表を全件確認した上で、分析した結果は以下のとおりである。

なお、実質競争率という文言、概念及び計算方法等の分析は、いずれも今回の監査における監査人独自の視点に基づくであり、あくまでも一つの分析方法・結果に過ぎないことを付言しておく。

令和3年度 西濃農林事務所 入札執行状況一覧（工事）

番号	予定価格 (税込)	落札価格 (税込)	落札者	入札参加者数	辞退・ 入札書 不着・ 無効者 数	実質 競争率 ※1	備考	業者名	落札回数
1	29,559,200	28,930,000	A	11	5	55%		A	2
2	54,435,700	52,800,000	B	3	0	100%		B	2
3	48,172,300	47,080,000	C	5	0	100%		C	1
4	18,825,400	18,315,000	D	11	6	45%		D	3
5	28,022,500	25,780,700	E	12	5	58%		E	1
6	29,917,800	29,018,000	D	5	1	80%		F	3
7	82,529,700	81,400,000	F	15	7	53%		G	2
8	15,285,600	15,015,000	G	11	7	36%		H	1
9	74,143,300	68,420,000	H	5	1	80%		I	2
10	77,793,100	76,230,000	I	5	0	100%		J	4
11	13,940,300	13,629,000	J	9	5	44%		K	1
12	59,368,100	57,090,000	K	2	0	100%		L	1
13	9,648,100	9,460,000	L	9	5	44%		M	1
14	78,963,500	75,680,000	M	3	0	100%		N	2
15	47,872,000	46,970,000	N	3	0	100%		O	2
16	69,111,900	67,870,000	O	3	0	100%		P	1
17	10,208,000	9,955,000	P	9	4	56%		Q	2
18	19,156,500	18,865,000	Q	6	4	33%		R	1
19	70,512,200	69,080,000	R	6	0	100%		S	1
20	6,604,400	6,468,000	J	9	5	44%		T	2
21	39,151,200	38,445,000	S	11	4	64%		U	1
22	8,910,000	8,712,000	J	9	5	44%		V	1
23	59,926,900	58,520,000	T	5	1	80%		W	1
24	71,122,700	69,850,000	F	6	1	83%		X	2
25	63,453,500	58,377,220	U	7	1	86%		Y	1
26	54,446,700	53,350,000	F	5	0	100%		Z	1
27	39,919,000	39,270,000	V	3	2	0%		あ	1
28	16,054,500	15,620,000	W	6	3	50%		い	2
29	22,071,500	21,615,000	A	6	0	100%		う	1

30	21,635,900	21,197,000	N	3	0	100%		え	1
31	22,867,900	22,440,000	X	4	0	100%		お	1
32	22,235,400	21,780,000	G	7	6	0%		か	1
33	21,771,200	21,450,000	O	3	0	100%		き	1
34	1,985,500	1,885,400	Y	5	0	100%		く	1
35	36,456,200	35,860,000	Z	3	0	100%		け	1
36	28,762,800	28,050,000	T	6	0	100%		こ	1
37	15,308,700	14,850,000	あ	3	0	100%		計	53
38	9,803,200	9,603,000	J	9	6	33%			
39	26,638,700	25,850,000	い	6	4	33%			
40	6,243,600	6,072,000	う	9	2	78%			
41	15,192,100	14,795,000	え	6	0	100%			
42	47,206,500	46,200,000	I	4	0	100%			
43	115,484,600	110,000,000	B	2	1	0%			
44	54,635,900	53,240,000	D	15	2	87%			
45	34,866,700	34,045,000	お	8	1	88%			
46	10,061,700	9,900,000	か	9	2	78%			
47	63,287,400	62,480,000	X	6	0	100%	※2		
48	79,302,300	77,660,000	き	3	0	100%			
49	62,951,900	58,520,000	い	4	1	75%			
50	56,864,500	55,000,000	く	6	0	100%			
51	19,690,000	17,820,000	Q	5	0	100%			
52	195,257,700	194,700,000	け	2	0	100%	J V		
53	74,684,500	71,500,000	こ	3	0	100%			
						平均実質競争率	76%		

灰色の部分は実質競争率 50%未満

※1 実質競争率＝（入札参加者数－辞退等者数）／入札参加者数

※2 落札者以外の入札者5名の入札金額が全て同額

【事実関係】

工事の入札に関しては、分析結果より、主に工事価格が 50,000,000 円未満のものを中心に、入札辞退又は入札書不着数が多く、実質的に入札による競争原理が働いていない又は働きにくい事例が認められた。また、中には落札者以外の者が全員辞退したことにより、実質競争率が 0%となる事例もあった。

【意見 西濃農林事務所】

辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

イ 業務委託に関する入札執行状況

西濃農林事務所の令和3年度における業務委託に関する入札執行一覧表を全件確認

した上で、分析した結果は以下のとおりである。

なお、実質競争率という文言、概念及び計算方法等の分析は、いずれも今回の監査における監査人独自の視点に基づくであり、あくまでも一つの分析方法・結果に過ぎないことを付言しておく。

令和3年度 西濃農林事務所 入札執行状況一覧（業務委託）

番号	予定価格 (税込)	予定価格 (税別)	落札価格 (税込)	落 札 者	入 札 数	予定 価格 と同 額の 入札 者数	実質 競争 率 ※1	備考	業 者 名	落 札 回 数
1	5,923,500	5,385,000	5,610,000	A	10	6	40%		A	7
2	507,100	461,000	495,000	B	1	0	0%		B	2
3	12,443,200	11,312,000	11,880,000	C	12	11	0%		C	5
4	8,903,400	8,094,000	8,360,000	D	10	9	0%		D	9
5	6,804,600	6,186,000	6,380,000	D	10	9	0%		E	1
6	2,609,200	2,372,000	2,475,000	D	8	6	25%		F	4
7	7,756,100	7,051,000	7,315,000	E	10	3	70%		G	1
8	4,775,100	4,341,000	4,675,000	F	8	7	0%		H	2
9	935,000	850,000	902,000	F	5	3	40%		I	1
10	2,629,000	2,390,000	2,530,000	F	8	6	25%		J	3
11	6,801,300	6,183,000	6,380,000	A	10	8	20%		K	1
12	17,171,000	15,610,000	16,115,000	G	11	8	27%		L	1
13	17,433,900	15,849,000	16,390,000	D	12	8	33%		計	37
14	18,313,900	16,649,000	17,380,000	H	12	9	25%			
15	8,012,400	7,284,000	6,322,514	I	10	6	40%			
16	7,492,100	6,811,000	7,040,000	D	10	8	20%			
17	8,245,600	7,496,000	7,810,000	D	10	8	20%			
18	7,255,600	6,596,000	6,820,000	D	10	8	20%			
19	7,122,500	6,475,000	6,765,000	H	10	7	30%			
20	26,794,900	24,359,000	26,180,000	C	1	0		※2		
21	2,734,600	2,486,000	2,530,000	A	8	6	25%			
22	5,245,900	4,769,000	4,950,000	A	10	7	30%			
23	1,697,300	1,543,000	1,518,000	J	8	7	0%			
24	3,106,400	2,824,000	2,860,000	A	8	6	25%			
25	4,407,700	4,007,000	4,180,000	A	8	5	38%			
26	4,472,600	4,066,000	4,180,000	K	8	5	38%			
27	9,534,800	8,668,000	8,800,000	D	10	7	30%			
28	12,558,700	11,417,000	11,715,000	D	12	8	33%			
29	1,769,900	1,609,000	1,650,000	C	8	6	25%			
30	3,289,000	2,990,000	3,080,000	B	8	5	38%			
31	10,864,700	9,877,000	10,230,000	A	12	11	0%			

32	9,264,200	8,422,000	8,327,000	J	10	5	50%		
33	11,594,000	10,540,000	10,890,000	L	12	11	0%		
34	4,777,300	4,343,000	4,532,000	F	8	5	38%		
35	514,800	468,000	500,500	C	1	0		※2	
36	22,704,000	20,640,000	21,560,000	C	1	0		※2	
37	13,341,900	12,129,000	11,990,000	J	12	7	42%		
							平均実質競争率	25%	

灰色の部分は実質競争率 50%未満

※1 実質競争率 = (入札参加者数 - 予定価格と同額の入札者数) / 入札参加者数

※2 随意契約であるため、実質競争率は算出しない。

【事実関係】

業務委託の入札に関しては、分析結果より、一見すると入札者数（指名業者等）が多いものであっても、落札者以外の者の大半が、予定価格と同額の数額で入札（積極的な落札意思なしと評価）しており、平均実質競争率が 25%に留まるなど、実質的に入札による競争原理が働いていない傾向が認められた。また、落札者以外の者の全員が予定価格と同額の数額で入札しており、実質競争率が 0%となる事例も散見された。

【意見 西濃農林事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

ウ 契約変更

西濃農林事務所において、令和 3 年度中に契約変更がなされたものをサンプリング調査した結果、工期変更及び金額変更につき、以下のとおりの事案が認められた。

【事実関係① 交渉経緯資料】

工期変更につき、「工事現場入口の土地所有者宅に何度も訪問したが、相手の仕事の関係上不在が多く、連絡も取れない状況が続き、承諾書を得る為に不測の日数を要した」として、31 日間の工期延長変更がなされた事案が認められた。

なお、同事案につき、契約履行期間の延長申請書には、相手との接触・交渉履歴等が記載された疎明資料の添付はなかった。

【規範】

工事書類作成の手引き（令和 2 年 4 月 1 日改正）の「5 契約履行期間の延長申請書」、「(4) 工期の延長」、「(3) 留意事項」は、「工期の延長理由が明確になる資料を

添付する。」と定める。

【指摘 西濃農林事務所】

工期変更（延長）の理由につき、事後的な検証が可能になるよう、その具体的な理由については、口頭報告だけでなく、上記手引きに従い、交渉経緯報告書等の資料を添付すべきである。

【事実関係② 現地調査1】

設計変更につき、「コンクリート運搬にあたり、運搬路である川東林道の幅員が狭い箇所があり、10 tのアジテータトラックでは運搬が困難なため4 tのアジテータトラックに変更する。」「幅員が2.2mと狭い箇所があるため、法面を掘削し幅員を広げる。」等として、当初契約額の増額変更がなされた事案が認められた。変更の理由については、建設工事変更事務処理要領第4（3）ア「設計図書と現場の状態、施工条件が一致しない場合」が挙げられている。

なお、担当者へのヒアリング結果によれば、「当該工事箇所は、既に従前の工事の際に、林道の幅員が狭く、10 tのアジテータトラックでは運搬が困難な状況であることが発覚していたようであるが、そのときは設計変更がなされず、工事業者の負担・危険のもとで工事が続行されたという経緯があり、同工事を前提に今回の工事設計書が作成されたため、今回の工事においても、当然に10 tのアジテータトラックでは運搬困難な状況が生じた。しかし、今回は、その危険性は無視できないとの判断に至り、安全性重視の観点から、西濃農林事務所の指示により設計変更及び増額変更契約を行った。」とのことである。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

【指摘 西濃農林事務所】

運搬路である林道の幅員については、現地調査を行えば容易に判明し得る。

したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。

ただし、今回の工事の途中、危険性を把握した時点で、安全性の観点から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に評価できるものであるため、その旨付言しておく。

【事実関係③ 現地調査2】

設計変更につき、「仮置きした工事残土について、谷からの流出を防ぐため、現場内より搬出したことによる経費の増」等として、当初契約額の増額変更がなされた事案

が認められた。変更の理由については、建設工事変更事務処理要領第4（1）エ「安全対策に基づく場合（交通整理員等）」が挙げられている。

なお、担当者へのヒアリング結果によれば、「当該工事箇所には、既に従前の工事の際に出た工事残土が谷に積まれていたところ、今回の工事着工後に担当者がその現場を確認したところ、雨により谷から盛土が流出する危険性があるとの判断に至り、安全性重視の観点から、西濃農林事務所の指示により設計変更及び増額変更契約を行った。今回の工事設計書作成の際には、入口から奥深くに存する盛土の場所まで調査するには至らず、発見できなかった。」とのことである。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

【指摘 西濃農林事務所】

盛土の存在・危険性・搬出の必要性については、現地調査を行えば容易に判明し得る。

したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。

ただし、今回の工事着工に際して、盛土の存在・危険性を把握した時点で、安全性の観点から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に評価できるものであるため、その旨付言しておく。

（4）施設管理・点検

ア 農業用ため池等事業

（ア）ため池等の現況

令和4年3月末時点において、西濃農林事務所の管内における農業用ため池等の総数は84か所であり、うち防災重点農業用ため池として指定されたものは69か所である。これらのため池等については、いずれも県が作成・管理する「ため池データベース」において、施設コード、名称、所在地、所有者の名称、堤高、堤頂長、総貯水量、届出の有無、届出年月日、防災重点ため池の選定状況、特定農業用ため池の指定状況、特定農業用ため池の指定年月日が公表されている。

（イ）点検・評価

西濃農林事務所管内のため池等については、県の防災工事等推進計画等に基づき、以下の4要素（9指標）に基づき決定される実施優先度により計画的に防災工事等の推進が図られる。

なお、ため池の多い西濃農林事務所においては、同じくため池の多い岐阜・中濃・可茂・東濃・恵那農林事務所とともに、令和3年度より（中濃・可茂農林事務所は、

令和4年度より) 監視・管理体制を強化する目的で、ため池等管理専門職(会計年度任用職員)が設置されている。

- | |
|---|
| <p>I 下流被害への大きさ</p> <ol style="list-style-type: none">1 指定避難所、防災活動の拠点となる施設(病院・警察署等)、老人保健施設2 緊急輸送道路3 浸水区域に存する住宅等4 浸水深50 cm以上の浸水区域に存する住宅等5 土砂災害特別警戒区域等 <p>II 堤体の状態</p> <ol style="list-style-type: none">1 堤体の改修履歴 <p>III 堤体の規模</p> <ol style="list-style-type: none">1 堤高2 貯水量 <p>IV 耐震・豪雨調査、劣化診断の結果</p> |
|---|

【事実関係① パトロール記録票】

西濃農林事務所においては、ため池パトロールの実施に際して、「ため池巡回パトロール記録票」を作成し、同パトロールの内容・結果を年度単位での「ため池パトロール実施管理表」及び「ため池データベース個表」等に反映させている。

「ため池巡回パトロール記録票」については、確認項目ごとに「異常なし」、「異常あり」のチェック欄が設けられており、異常ありの場合には、「メモ欄」にその概要を記入した上で、その状況写真を添付して報告する体裁となっているが、令和3年度における同記録票の一部に、「異常なし」と「異常あり」の双方ともにチェックが入っているものや、確認項目に異常があったが、所持していたデジタルカメラが充電切れであったとして、異常箇所の写真が添付されていないものが認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、令和4年4月19日農地整備課ため池防災係作成に係る「岐阜県会計年度任用職員(ため池等管理専門職)の事務について」のうち、「1 農業用ため池の監視パトロールに関すること」、「3 ため池の異常を発見した場合」には、「スマートフォンにて写真撮影を行い、農林事務所職員へ報告する。」と定められている。

【指摘 西濃農林事務所】

ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。

したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。

【事実関係② 確認困難箇所】

令和3年度のため池巡回パトロール記録票及びため池パトロール実施管理表によれば、防災重点農業用ため池や、特定農業用ため池に指定されたため池であるが、樹木等の繁茂、獣害柵や侵入防止柵の設置又は管理道の不整備等を原因として、パトロールが1回も実施できていないものが散見された。そして、その中には、ため池データベース個表において、「対策要・老朽化進行・3」と評価されているものも認められた。

【規範】

上記「岐阜県会計年度任用職員（ため池等管理専門職）の事務について」のうち、「1 農業用ため池の監視パトロールに関すること」、「1 ため池の監視パトロールの方法」には、「各管内の防災重点農業用ため池を中心に、監視パトロールを実施する。」と定められている。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画は、定期点検につき、「防災工事が完了した池も含め、防災重点農業用ため池の点検を定期的に行い、決壊等の危険性を早期に把握する（頻度は1年に1回、実施主体はため池管理者、市町村）。」と定める。

【指摘 西濃農林事務所】

ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。

したがって、樹木等の繁茂等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。

（ウ）ため池の廃止

岐阜県のため池の管理等に関しては、「防災重点農業用ため池の防災工事等の実施優先度の策定」及び「防災工事等推進計画」の策定等を趣旨とする「岐阜県ため池防災減災検討会」と、ため池を有する関係市町村等で防災対策に係る課題や推進計画の進捗状況の情報共有を図ることを趣旨とする「岐阜県ため池連絡調整会議」という組織が設けられている。

このうち、令和3年度第1回岐阜県ため池防災減災検討会においては、ため池の廃止に関する課題が議論されており、各市町の委員からは、管理できないため池は積極的に廃止していきたいと考えているとの意見が出される一方で、ため池の所有者・管理者の確定作業が途中である、道路から遠くアクセスが悪いため廃止工事の施工には困難が伴う、民地から官地への所有権移転や廃止後の排水処理先について課題がある、農業用水としての利用はないが、水を他用途に利用するために池を残したいという人がおり、同人への説得が課題である等の意見が出されている。

【事実関係】

西濃農林事務所の管内においては、令和3年度までに、関ヶ原町に存在していた県営ため池「寺谷2号池」（個人管理）の利用が廃止された。

廃止に伴う工事（堤体の一部取壊し）には、約500万円の費用を要したが、廃止工事の負担区分は、国が100%（補助金）となる（ただし、堤高5mまでは3,000万円、5～10mは4,000万円、10m以上は6,000万円が上限）。

なお、同ため池については、廃止の工事に際して、モリアオガエル（※）の生息が確認されたため、地域住民と協議の上、堤体の一部取壊し（貯水機能廃止）に留め、今後は、同カエルの保護・地域住民憩いの場所として利用される予定とのことである。

（※）モリアオガエルは日本にしかないカエルで、木の枝に卵を産み付ける変わった習性をもっています。県内の山間部で広く見られますが、生育状況が限られているので、どこでも見られるというわけでもありません。県内の生息地では、垂井町宮代笹石子、郡上市八幡町島谷、関ヶ原町関ヶ原などが有名です（岐阜県環境生活政策課ホームページより）。



【参考報告 西濃農林事務所】

農業従事者の顕著な減少により、ため池利用者の数は減る一方で、ため池の管理・修繕に要する費用は、ときに億単位の高額な費用を要するものである。歴史的な利水の経緯や人命の観点から、費用対効果のみで論ずべき問題ではないが、限られた財政という現実を鑑みれば、地域住民等の協議を重ねて一つ一つの課題を乗り越え、ため池の廃止に向けた施策を積極的に推進することには、相当程度意義があるものと考えられる。



このような中、県営ため池「寺谷2号池」については、地域住民との協議・理解を得て廃止に至り、新たに地域住民憩いの場所として利活用の方針を見出したものであるため、一つの成功事例として参考に報告する。

イ 治山事業

(ア) 治山施設の現況

令和4年3月末時点において、西濃農林事務所の管内における治山施設の総数は約5,452施設であり、各治山施設については、治山事業施行地管理事務要領及び治山台帳取扱要領に基づき、「治山台帳」(データベース)において、設計図・位置図参照番号、施工箇所、請負人、完成年度、事業所名、事業名、工期、設計金額、保全対象の概要、工種・種別・構造等及び施設写真を記載・添付して管理されている。

【事実関係】

西濃農林事務所管内における治山施設につき、治山台帳の現物(データベースをプリントアウトしたもの数例)を確認したところ、同台帳には、更新者と更新日付の欄が設けられているが、いずれの施設も更新者の記載がなかった。

なお、ヒアリングの結果によれば、システム上、西濃農林事務所において更新者の欄を入力できないとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 西濃農林事務所、森林保全課】

治山施設台帳は、各治山施設の基礎情報を把握するものであり、施設管理上の根幹をなすものである。

したがって、その情報が更新された場合には、事後的に更新内容の詳細を確認・聴取・検証できるよう、更新者名を入力すべきである。

【改善報告】

更新者の欄に入力ができない理由が、システム上の不具合にあることが分かり、令和5年1月24日に、同不具合が解消されたため、改善報告とする。

(イ) 点検・評価

治山施設の点検結果については、施設ごとの治山施設点検評価シート、治山施設点検整備表を作成した上で、「個別施設計画整理表」(データベース)において、施設全体を統合的に把握・管理している。

施設修繕の優先順位については、基本的に現場の状況を見て判断するとのことであり、外部識者との協議会や検討委員会等の設置はない。

なお、毎年7月から8月頃にかけて、市町から西濃農林事務所へ、治山事業に関する要望(治山事業要望)がなされ、これを受けた西濃農林事務所は、同年11月頃までに各要望箇所等の視察を経て評価点数付けを行い、「治山事業要望箇所〇〇市・町」と題された一覧表を作成し、事業実施の可否及びその優先度等につき、市町へ報告している。そして、同優先度をも踏まえて、西濃農林事務所としての治山事業、施設修繕

計画等を立案していくとのことである。

【事実関係】

市町の治山事業要望に対する評価点数付けは、令和4年度から開始されたものであるところ、その評価・優先度の指標は、西濃農林事務所の独自目安として設けられており、森林の地形状況として、①地形状況、整備の必要性として、②危険地区、③災害履歴、④治山施設（有・無）、⑤森林整備（要間伐・不要）、緊急度・地元状況として、保全対象⑥距離、⑦人家、⑧施設、⑨道路、⑩市町要望順位と定められ、それぞれ0～5の点数によって評価される。なお、評価点以外の摘要として、議員等要望の有無を把握するようになっているが、これは専ら地元の協力体制や熱意等の地域情報を把握・付記する趣旨によるものとのことであった。

また、市町の治山事業要望を受けて、現地視察を経て作成される「治山事業要望箇所〇〇市・町」と題された一覧表と、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）に基づき作成される「個別施設計画整理表」とは、別個に作成・管理されており、各情報の連携までは図られていない。

【意見 西濃農林事務所、森林保全課】

治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについては、県全体において客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい。西濃農林事務所の独自運用における上記①～⑩の指標が有益であれば、森林保全課との間で情報共有を図り、これを基に県全体における指標を策定することも考えられよう。

また、市町の治山事業要望を受けて、現地視察を行った結果については、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）に基づく定期点検とは異なるものの、日常点検の一環として、その結果を県の「個別施設計画整理表」にも反映させる方法で、情報の共有・連携・統合を図ることが望ましい。

（5）土地利用（不適正事案）

海津市南濃町内における建設業者による砂防指定地、かつ、農地である場所への無許可土砂搬入及び盛土事案については、「6 大垣土木事務所（5）イ」で詳述したとおり。

（6）物品管理

【事実関係】

西濃農林事務所では、治山施設工事に先立つ地質調査等の際に採取した地層試料（ボーリングコア箱等）を、事務所内において保管している。

岐阜県の「地質・土質調査業務共通仕様書」、「第2章 機械ボーリング」、「第204条 成果品（3）」には、採取したコア提出の要否（監督員と協議）及び提出を要する場合の収納方法等が定められている。

ヒアリング結果によれば、同ボーリングコア箱等は順次処分しているところ、業務

完了日の次の年度から起算して5年間の保存期間よりも前に処分したのものもあるとのことであった。

【規範】

県土整備部技術検査課長発出に係る通知文（平成20年3月12日付け技第919号）において、ボーリングコア箱等（コア箱、コア、サンプル瓶）の保存期間につき、「原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間」と定められている。

【指摘 西濃農林事務所】

採取・提出されたボーリングコア箱等については、通知内容に従い、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間は保存すべきである。

（7）労務管理等

【事実関係① 業務の平準化】

西濃農林事務所における職員の「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」をサンプリング調査した結果によれば、当該月の残業時間が最も多い職員で、累計62時間30分という状況が認められた。

【規範】

岐阜県職員倫理憲章・西濃農林事務所実行計画には、「2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。」の取組事項として、「早く家庭に帰る日」、「ノー残業デー」の徹底及び職員の時間管理意識の徹底や管理職による組織マネジメント、業務処理方法の工夫などにより事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めます。」と定める。

【意見 西濃農林事務所、農地整備課、林政課】

時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外勤務が多い状況が確認されたことから、事務所内において業務の平準化をはかるなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。

【事実関係② 職員の確保・育成】

ヒアリングの結果によれば、ため池事業や治山事業については、特に知識・経験の蓄積を要する分野であるところ、職員の高齢化が進む一方で、技術職員の確保が全国的な課題となっていることから、後継者不足が懸念されるとの声が聞かれた。

【意見 西濃農林事務所、農地整備課、林政課、人事課】

ため池事業や治山事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。

したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないように、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。

第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、岐阜県の西北部に位置し、揖斐川町、大野町及び池田町の3町からなり、面積は876.43㎢で、県全体の8.25%、人口は約6万3,000人で、県全体の約3.2%を占めている。

地勢は、伊吹・越美山系からなる屏風状に囲まれた地域を形成しており、北端からは木曾三川の一つである揖斐川が管内の中心部を縦貫し、東には本巣市（旧根尾村）に源を発する根尾川が、西の伊吹山麓からは粕川が東流し、南部の平坦地で合流して遠く伊勢湾に注いでいる。

こうした自然環境から、山間部では脆弱な地質の急峻な地形の中に谷を挟んで両岸に集落が点在し、平坦部では肥沃な扇状地が農耕地として発達するとともに人口が集中している。

管内には34河川の一級河川をはじめ、多数の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、災害に強い「安心できる地域づくり」に向けて計画的に治水・治山対策、土砂災害対策を進めている。

(令和4年6月1日時点)

市町名	面積 (㎢)	人口 (人)	森林面積 (㎢)	森林割合(%)
揖斐川町	803.44	18,704	734.40	91.4
大野町	34.20	21,510	5.52	16.1
池田町	38.80	22,883	15.58	40.2
管内計	876.43	63,097	755.49	86.2

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、一般国道2路線・実延長89,785m、主要地方道5路線・実延長65,175m、一般県道21路線・実延長126,839mの合計28路線・実延長281,799mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、一般国道122橋・橋長7,886m、主張地方道72橋・橋長1,919m、一般県道137橋・橋長2,996mの合計331橋・橋長12,801mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、一級河川34河川・管内延長328,132mである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、387か所、面積は26,763.79haである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、69か所存在し、面積は92.19ha、令和3年

4月1日時点の着手箇所数は58か所である。

カ 治山施設数

管内の治山施設の数、5,842か所である。

キ ため池数

農林事務所が把握する管内のため池の数は15池存在する

2 防災事業に伴う予算

(1) 揖斐県事務所

揖斐県事務所における防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額328,869円、支出済額328,869円）。

揖斐県事務所における防災総務費は、管内3町の防災体制の整備・充実を図るために、県防災課と連携して市町村アドバイザーチームを編成し、各町を訪問する等の支援活動の事務費に充てられている。県事務所内の防災備蓄品の購入は、県庁本課において各事務所に配られる為、防災に対する主立った支出は認められない。

その他は、庁舎内の土木事務所や農林事務所との共益部分に関する防災関連費に伴う支出が存在するが、いずれも庁舎内の水道光熱費などの共益費用である。

(2) 揖斐土木事務所

揖斐土木事務所における全体の予算執行状況は、一般会計については、予算令達額5,802,535,136円、支出済額5,802,535,136円である。徳山ダム上流域公有地化特別会計については、予算令達額91,428,840円、支出済額91,428,840円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	71,200	71,200
道路総務費	211,170,010	211,170,010
道路橋りょう維持費	1,414,694,329	1,414,694,329
道路橋りょう改築費	2,308,754,064	2,308,754,064
交通安全対策費	260,017,162	260,017,162
河川総務費	6,982,303	6,982,303
河川維持費	129,536,202	129,536,202
河川改良費	323,962,802	323,962,802
砂防総務費	14,040,321	14,040,321
砂防維持費	152,234,858	152,234,858
砂防事業費	744,243,332	744,243,332
土木施設災害復旧費	136,011,500	136,011,500

(3) 揖斐農林事務所

揖斐農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 2,539,433,680 円、支出済額 2,539,433,680 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	174,289,700	174,289,700
治山費	988,328,521	988,328,521
林業用施設災害復旧費	26,334,000	26,334,000

3 監査の重点及び監査手続

揖斐土木事務所及び揖斐農林事務所の管内は、34 の一級河川及び多数の土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかを確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成 23 年度岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、総合庁舎の機能と合わせて、物品管理も合わせて検討を行った。

具体的な監査手続としては、揖斐総合庁舎の防災倉庫については、令和 4 年 9 月 30 日に視察を行った。

揖斐土木事務所については、同年 9 月 30 日及び同年 11 月 24 日の現地でのヒアリングにおいて、副所長並びに道路課、河川砂防課、用地課兼公有地化推進課、施設管理課及び総務課の職員からのヒアリングを行うとともに、橋りょう補修工事の工事現場視察及び水防倉庫等所管施設の視察を行った。

揖斐農林事務所については、同年 9 月 30 日、同年 11 月 25 日及び令和 5 年 2 月 6 日の現地でのヒアリングにおいて、副所長並びに林業課、農地整備課及び総務課の職員からのヒアリングを行うとともに、所管施設の視察を行った。

また、書類監査として、揖斐県事務所については、定期監査資料（令和 4 年 11 月 28 日）及び防災備蓄品在庫管理票について書類監査を行った。

揖斐土木事務所については、定期監査資料（令和 2 年 11 月 6 日、令和 3 年 12 月 3 日、令和 4 年 9 月 21 日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和 3 年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿などの提出資料について、書類監査を行った。

揖斐農林事務所については、定期監査資料（令和 2 年 12 月 22 日、令和 3 年 6 月 29 日、令和 4 年 9 月 26 日）、アンケートに添付された各種説明資料、管轄工事等に関する

る令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料、令和元年度の補助金事業に関する一件記録などの提出資料について、書類監査を行った。

4 揖斐総合庁舎

(1) 概要

所在地：揖斐郡揖斐川町上南方
森本27番地2

階数：鉄筋コンクリート造5階
建

延面積：4,232.73 m²



揖斐総合庁舎には、揖斐県事務所、揖斐土木事務所・揖斐農林事務所が所在している。

揖斐総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大14時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により約102.8時間稼働することができる。

(2) 防災倉庫

【事実関係①】

揖斐総合庁舎では、備蓄品が庁舎敷地内の複数の場所に分散して備蓄されている。理由は置き場所がないためとのことである。

もともと、令和4年9月26日付けで備蓄品の一覧表が作成されており、当該一覧表に各備蓄品の備蓄場所が記載されているため、同一覧表を見れば、どの場所に何が備蓄されているかは分かる状態となっている。

各保管場所においては、備蓄品とその他の物品とが一緒に保管されており、一部、備蓄品とその他の物品とが同一の棚に置かれていた。

各配置場所に見取り図、棚札等は配置されていなかったが、当該保管場所に備蓄されている備蓄品の一覧表が配置されている。また、各備蓄品が入った箱にはラベル貼付等の方法で内容物が分かるような表示がなされていた。

【意見 揖斐県事務所】

備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。

そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。

【事実関係②】

備蓄品であるガソリンについて、備蓄品一覧表に使用量の記録がなされており、「払出数量」として、「R 4. 9. 26 1箱」と記載されているが、実際には1箱のうち1缶のみ使用したものであった。

【規範】

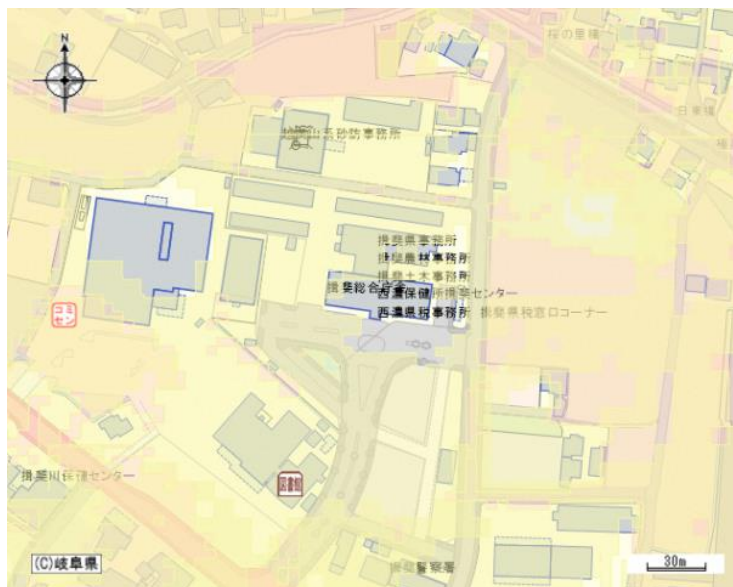
岐阜県公文書規程第3条第2項において、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない」と定められている。

【指摘 揖斐県事務所】

使用量の記録は正確に行うべきである。

【事実関係③】

揖斐総合庁舎は、想定最大規模降雨（L2）に伴う洪水による浸水において、0.5m以下の浸水が想定される区域に所在しているところ、防災資機材の一部が庁舎一階の倉庫や、庁舎外の地面と同じ高さにある倉庫に存在する。



【図】 揖斐総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）浸水深0.5m以下
「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、災害対策基本法第40条第2項は、「都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。」とし、第3号において、「当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画」を定めており、これに基づき岐阜県は、岐阜県地域防災計画を策定した上で、大規模災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備につき、岐阜県総合備蓄計画を定めている。

そして、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）は、第17節必需物資の確保対策にお

いて、県備蓄の実施内容につき、「県は、…（中略）…緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄…（中略）…の体制整備に努める。」と定めている。

【過去の監査意見】

岐阜県監査委員による平成 29 年度行政監査結果報告書（「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について」）においても、「備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1 階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。」と意見されている。

【指摘 揖斐県事務所】

確率は極めて低いものの、L2 の降雨があった場合、庁舎一階の倉庫や、庁舎外の地面と同じ高さにある倉庫には浸水が想定されることから、これらの場所に防災備蓄品を保管することは避けるべきである。

5 揖斐土木事務所

（1）概要

揖斐土木事務所では、道路課（道路第一係）が県管理道路及び橋梁の改良にかかわる調査・設計・監督に関すること、道路課（道路第二係）が県管理道路及び橋梁の維持・補修にかかわる調査・設計・監督に関すること、道路課（第三係）が交通安全施設等整備及び防災施設整備にかかわる調査及び長期計画に関すること、河川砂防課が河川改修・砂防事業の調査・設計・監督に関すること及び河川・砂防施設の維持・補修に関すること、施設管理課が道路・河川・砂防指定地の管理に関すること、水防に関すること及び通行規制に関すること、用地課が用地取得に関すること及び登記事務に関すること、総務課が歳入・歳出予算の執行及び決算に関すること、物品・財産に関すること、工事・その他契約に関すること及び建設業の許可に関することを、それぞれ担っている。

（2）事業計画

揖斐土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、以下の事項を令和 3 年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路事業

（ア）道路整備

国道 303 号揖斐川町西横山～坂内間においては、線形不良区間であると同時に落石や雪崩等が頻繁に発生するため、安定した生活環境の確保及び地域交流の促進の観点から、平成 26 年度より西横山バイパス整備に着手、（仮称）鉄嶺トンネル 1 期工事の本体掘削に平成 30 年度より着手し、令和 2 年 8 月に完了した。引き続き、令和 2 年 10 月にトンネル本体 2 期工事の契約を行い、令和 3 年 4 月より本体掘削に着手している。

さらに、福井県へとつながる国道 417 号線は、平成 18 年度に徳山バイパス 11.1 km

を供用した。引き続き通行不能区間である冠山峠付近の延長7.8kmの冠山峠道路（直轄代行事業、令和5年内の開通見込）の整備促進を図るとともに、横山ダム～鶴見間については、幅員狭小・線形不良で落石が頻発しているため、平成20年度より横山鶴見バイパス（延長1.3km）整備に着手、平成30年10月に供用し、昨年度に引き続き、旧道処理を進める。

なお、バイパス前後にある落石危険箇所については、道路災害防除事業にて対策工事を進め、冠山峠道路の開通時期にあわせて雨量規制区間の解消を目指す。

（イ）道路維持

道路施設の長寿命化を図り、道路の安全性・信頼性を確保するため、国道417号池太沢夜叉隧道をはじめ4トンネルの補修工事を進める。

また、安全確保や集落の孤立防止等を図るため、引き続き国道417号、国道303号、（一）春日揖斐川線等の落石対策や防災点検等を重点的に進める。

イ 砂防事業

平成26年3月に改定された八山系砂防総合整備計画に基づき、土砂災害特別警戒区域内にある避難所（3町の地域防災計画書に記載）や災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）利用施設等を保全すべく砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設を重点的に整備する。

（3）契約関係

【事実関係① 契約変更の手続】

令和3年度中の契約変更について資料を確認したところ、道路工事について、当初金額より500万円を超える増額がなされた時点で変更契約を締結せず、その後さらに増額変更を経た後、まとめて変更契約を締結していた事例が存在した。

【規範】

建設工事変更事務処理要領において、軽微変更該当するもの（（1）設計変更の内容が、当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもので、別表1、別表2の各号のいずれかに該当し、かつ（2）設計変更による変更増加金額が当初請負額の10%未満、かつ、その金額が500万円未満のもの、又は減額変更の場合）については、その都度契約変更の手続をとることを要せず、工事完成までに契約変更の手続を行うものとされている（第6の4）。

しかし、軽微変更についても、その累計額（契約変更後においては、変更後の累計額）が当初請負額の10%以上、又はその金額が500万円以上となる場合は、軽微変更として取り扱わないものとし、契約変更の手続を行うものとされている（第6の6）。

【指摘① 揖斐土木事務所】

事務処理要領に従い、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。

【事実関係② 契約変更理由】

契約変更理由書を確認したところ、道路工事について、発注前に土木事務所において工事対象地に立木が存在することを把握していたものの、当該立木の本数と大きさを把握していなかったため、発注時の設計図書に計上しなかったという事実関係のもと、建設工事変更事務処理要領第4（3）ウ「設計図書に誤謬、脱漏がある場合」に該当するとして、変更契約により増額変更をしている事例があった。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

また、同要領第4は、「設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。」とし、同（3）ウには「設計図書に誤謬、脱漏がある場合」が挙げられている。

【指摘② 揖斐土木事務所】

建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」としていることからすれば、上記のような事実関係において、「設計図書に誤謬、脱漏がある場合」に該当するとして直ちに契約変更が許されてよいかについては疑問がある。

仮に設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。

【事実関係③ 契約変更理由】

契約変更理由書を確認したところ、道路工事について、発注時は路床盛土までの施工としていたが、法面保護コンクリートを施工するにあたっては路盤工までの施工が必要であることから、上層及び下層路盤を増工するために契約変更となった事例があった。

法面保護コンクリートの施工のためには路盤工までの施工が必要であることは予め分かっているべきことであるにも関わらず、契約変更の理由は、建設工事変更事務処理要領第4の「（1）発注後に発生した外的条件によるもの」のうち、「カ その他やむを得ない外的条件による場合」とされている。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第4は、「設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。」とし、同（1）には以下の場合が挙げられている。

（1）発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象、その他不可抗力による場合

イ 他事業との関連による場合

ウ 関係法令の改正に基づく場合

エ 安全対策に基づく場合（交通整理員、仮設工等）

オ 用地条件や地元との協議に基づく場合

カ その他やむを得ない外的条件による場合

【指摘③ 揖斐土木事務所】

このような理由は「発注後に発生した外的条件によるもの」「その他やむを得ない外的条件による場合」にあたらぬことは明らかであり、当該場合に該当するものとして契約変更を認めることは適切でない。上記事実関係によれば、他の変更理由（「(3) 設計図書の不具合によるもの」の「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」）には該当しうるものと思われる。

変更契約の可否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。

【事実関係④ 契約変更理由】

契約変更理由書を確認したところ、道路工事について、発注前の現地確認時の見落としにより、前回工事により完了していた部分を発注しており、事後的に完了していることが判明し、減額変更している事例があった。

ヒアリングによれば、土木事務所による現地確認の際、現地に草が生い茂っていたために、見落とししたことである。変更理由は、建設工事変更事務処理要領第4「(2) 発注時に確認が困難な要因によるもの」「ク その他確認困難な要因」とされている。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

また、建設工事変更事務処理要領第4は、「設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。」とし、同(2)「発注時に確認が困難な要因によるもの」には「ク その他確認困難な要因、誤測等やむを得ない場合」があり、同(3)「設計図書の不具合によるもの」には「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」が挙げられている。

【指摘④ 揖斐土木事務所】

減額変更自体は当然行わなければならないものであるが、建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」としていることからすれば、上記のような事実関係において、「その他確認困難な要因、誤測等やむを得ない場合」に該当するとしてよいかについては疑問がある。

上記事実関係によれば、他の変更理由（「(3) 設計図書の不具合によるもの」の

「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」には該当しうるものと思われる。

変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。

【指摘⑤ 揖斐土木事務所】

また、設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。

(4) 点検業務

【事実関係① 道路パトロール】

道路パトロール日誌を確認したところ、パトロールの結果把握された問題事例について、対応の予定は手書きで記入されているが、対応結果は記録されていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第13条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

(記録及び報告)

第13条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌(様式-2)及び写真台帳(様式-3)により結果を出力の上、道路課長に報告する。

2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。

3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進捗状況を管理する。

【指摘 揖斐土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

【事実関係②】

揖斐土木事務所では、年1回、秋に集中して各路線の「夜間パトロール」を実施し、主に照明器具や反射板等の点検を行っており、その結果(異常の種類別、対応状況)について一覧表及び路線別調書を作成している。

【事実関係③ 河川パトロール】

河川巡視日誌を確認したところ、パトロールの結果把握された問題事例について、対応の予定は手書きで記入されているが、対応未了箇所の一覧表の作成などによる共有はなされていない。また、対応結果が一部記録化されていなかった。

なおこの点に関し、岐阜県においては、令和3年度より、新たに「スマートパトロールシステム」を導入した。同システムを利用することで、河川パトロール担当者がシステム上に入力した異常個所や処理状況等の情報を、河川パトロール担当者、土木事務所担当者及び県庁河川課においてシステム上で閲覧・共有することが可能となる。現時点では従前の運用からの移行期にあるが、将来的には、河川パトロールシステムの活用によって、上記の情報共有の問題は解消する見込みである旨、主管課である河川課より説明を受けている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【意見 揖斐土木事務所】

「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

【事実関係④ 水防当番】

水防当番日誌の書式を確認したところ、担当日ごとに、水防班の班名並びに班長及び班員の氏名を記載し、班長及び班員の氏名の右側に捺印する様式となっていた。

(5) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

管内には、543筆の未登記土地が存在し、その内、道路土地が342筆、河川土地が18筆、その他の目的の土地が183筆存在する。このうち昭和58年から平成6年の間に取得された土地8筆について、平成30年12月31日に揖斐土木事務所が作成した「未登記土地の現況調査による区分」と題する文書においては、いずれの土地も「短期」に区分され、1年以内の解消を目指すこととされている。

しかし、その後、揖斐土木事務所において、令和元年6月に土地の状況の変化を確認するため、登記事項要約書を取得し、相続等による異動事項を確認したものの、令和3年度までに未登記状態が解消した土地はない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成31年3月7日一部改正）第3条

は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年(令和 5 年) 度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査においては、未登記土地を早期解消するための措置を検討することが必要である旨の指摘がなされている。

【指摘① 揖斐土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地】

未登記土地の内、砂防用地である山林について、売買契約の相手は村だが、登記名義人は個人である事例があるが、そのような事態になった経緯は記録が存在せず不明とのことであった。

【規範】

民法第 176 条は、物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずると定め、同法第 206 条は、所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有すると定める。

【指摘② 揖斐土木事務所】

所有者との間で売買契約を締結したのでなければ、そもそも所有権を取得できていないことになる。

売買契約の相手方と再度協議して権利の存否を確認すべきである。その結果、所有権がないことが判明した場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 揖斐土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、

当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(6) 倉庫関係

【事実関係① 水防倉庫】

水防倉庫の物品は、2か所に分けて保管されており、敷地内には1か所が存在する。当該敷地内の倉庫には、土木事務所の備蓄倉庫に保管すべき物品も配置されている。

敷地内の倉庫の内部を確認したところ、水防資器材のうち杭が存在することは確認できたが、他の物品と混在しており、倉庫内には水防資器材の配置図や棚札などは設置されていなかった。

揖斐土木事務所としては、保管物品の数量は把握しているとのことであった。

【規範】

水防法2条6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、揖斐土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

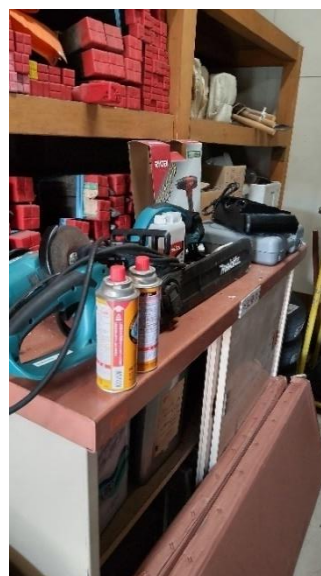
地方財政法第8条(財産の管理及び運用)において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 揖斐土木事務所】

他の土木事務所と同様に、水防資器材については、実際の発災時に利用可能かどうかも含め、見直しを行い、水防資器材を整理して保管するとともに、水防資器材の配置図や棚札を設置することが望ましい。

【事実関係② ボーリング試料】

揖斐土木事務所では、各種工事に先立つ地質調査等の成果品として業者から提出された試料(ボーリングコア)を、対象工事が完成間近となり現物確認の必要性が低減するまでの間は保管しているが、その後は、地質調査等の業務完了日の次の年度から



起算して5年の経過を待つことなく廃棄し、CDでデータのみを保管している。

【規範】

県土整備部技術検査課長発出に係る通知文（平成20年3月12日付け技第919号）において、ボーリングコア箱等（コア箱、コア、サンプル瓶）の保存期間につき、「原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間」と定められている。

【指摘 揖斐土木事務所】

県土整備部技術検査課長発出に係る通知文（平成20年3月12日付け技第919号）において定められた保管期間が経過するまでは、ボーリングコアを保管すべきである。

仮に、そのような取扱いが現物確認の必要性や保管場所の制約などの点において実情に即していない場合には、保管期間に関するルールを変更すべきである。

（7）事務所運営

【事実関係 衛星携帯電話】

衛星携帯電話の管理状況及び使用簿の有無を確認したところ、使用簿が作成されていない。また、当該携帯電話を持ち出す際の手続等についても特に定めはないとのことであった。

なお、ヒアリングによれば、同携帯電話は通常の携帯電話の電波が届かない場所に赴く際などに利用するものであり、揖斐土木事務所管内では、旧徳山村近辺の地域などが該当するとのことである。もっとも実際には、緊急の連絡を要することは少なく、当該地域から戻った後に通常の携帯電話で連絡をとることで足りるため、衛星携帯電話については、少なくとも令和2年以降現在までの間1回も使用していないとのことである。

【意見 揖斐土木事務所】

適切な管理のため、使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。

（8）現地視察

揖斐土木事務所においては、令和3年4月12日の定期点検により補修が必要であることが判明した橋りょう（瑞巖寺橋）について、工事現場を視察した（写真は補修箇所）。

伸縮装置、縦目地から発生した伝い水が主要部材の損傷（鉄筋露出、腐食）を誘発していたため、伸縮装置・縦目地の取替後、主要部材の補修を行う必要がある。工期は令和4年6月17日から令和5年3月27日であり、工事金額は105,050,000円である。



6 揖斐農林事務所

(1) 概要

揖斐農林事務所は、農地整備課が県営中山間地域総合整備事業、県営ため池等整備事業を、林業課が治山事業を担っている。

(2) 事業計画

ア 重点事項

揖斐農林事務所における主な事業としては、農業振興対策の推進及び林業振興対策の推進があるが、その中でも特に防災に関するため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

イ 防災重点農業用ため池の調査、改修、廃止の推進

ウ 治山施設の整備による山地災害の未然防止

(ア) 山地災害危険区域対策の推進

(イ) 既存治山施設の機能強化と長寿命化

(ウ) 保安林・林地開発許可制度の適切な運用、違法事案の予防と早期発見

(3) 契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

委託事業に関する入札執行一覧表を確認したところ、指名競争入札参加者 10 社のうち 6 社が予定価格と同額の金額での入札を行っており、競争関係にあるのは残りの 4 社のみであった。

【意見① 揖斐農林事務所】

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 契約変更理由】

ため池等整備事業の工事において、4,923 万円の増額を伴う契約変更がなされている。当該増額分のうち 1,500 万円程度は、掘削土量が増加したことによる。

掘削土量増加の原因は、工事発注に先立って業者に委託した測量設計業務の成果品に誤りがあり、20m分の土量が計上漏れとなっていたところ、農林事務所による成果品の検査においても当該誤りに気が付かず、工事の仕様書でもそのまま計上漏れとなっていたことにある。通常であれば、委託業務の成果品提出前に、業者と農林事務所担当者で十分な確認を行い、その上で成果品の提出を受けることになるため、その過

程で誤りがあれば気が付くはずであるところ、この件については両者とも気が付かなかったとのことである。

判明の経緯及びその後の対応については以下のとおりである。

すなわち、工事開始後、現場において、掘削土量が仕様書より多いのではないかとの疑義が生じたため、農林事務所から委託業者に誤りの有無を確認した。

委託業者において確認したところ、誤りがあったことが判明し、業者から直ちに訂正後のものが提出された。

農林事務所からは、委託業者に対して再発防止を指導し、委託業者から再発防止のためにチェックシートの様式を変更する旨の連絡を受けた。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2は、「設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。」とする。

【指摘① 揖斐農林事務所】

設計変更が認められるのは「真にやむを得ないものに限られる。」とされていることからすれば、設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないかどうかについては、業者は当然であるが、農林事務所としても、十分に確認すべきである。

【事実関係③ 契約変更理由（記録化）】

上記工事に関し、土量の算定誤りが判明した後の揖斐農林事務所と業者とのやりとりについて、記録は残されていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と定めている。

【指摘② 揖斐農林事務所】

業者に対するペナルティや責任追及の要否の検討、農林事務所の対応の適否の事後的検証などを可能とするため、業者とのやりとりについては記録化しておくべきである。

【事実関係④ 業者に対する事後処置】

上記土量の算定誤りについて、委託業者の評定点は減点されていない。

その理由は、工事の手直し等工事受注者への損害はなく、また発注者である岐阜県の損害もないため、農林事務所内部で軽微なミスと判断したためとのことである。

また、当該内部的判断の経過は記録化されていない。

【規範】

岐阜県委託業務成績評定考査基準の4（4）によれば、成果品に受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補（軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう）又は損害賠償が実施された場合には、評定点を減点することができる旨が定められている。

岐阜県公文書規程第3条の2は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。（以下略）」と定めている。

【指摘③ 揖斐農林事務所】

本件では、結果的に損害は発生していないものの、当該計上漏れによって1,500万円もの増額変更を要しており、「軽微なミスの修正」といえるかどうかには疑問があるが、仮に「軽微なミスの修正」といえるとしても、少なくとも、農林事務所がそのように判断した経過を記録化しておくべきである。

（4）治山施設

【事実関係】

山地災害危険地区数は、県全体で7,249か所であり、管内は、揖斐川町404、大野町9、池田町19か所が存在している。山地災害危険地区について、県は、山腹崩壊危険度と、被災危険度の視点で、危険地区の危険度を判定している。これによれば、危険度A判定の箇所は、県全体で2,728か所あり、管内には147か所存在している。

治山事業について、事業化の優先順位に関する定めはないが、揖斐農林事務所においては、町からの要望箇所を現地調査し、①県予算配分枠、②荒廃状況、③保全対象との関係、④災害履歴、⑤保安林、⑥山地災害危険地、⑦地権者、⑧法令関係、⑨他事業との連携、⑩継続事業の進捗、⑪管内町間のバランス等を総合的に判断して優先順位を決定している。

（5）事務所運営

【事実関係 ボーリング試料】

揖斐農林事務所では、各種工事に先立つ地質調査等の成果品として業者から提出された試料（ボーリングコア）を、対象事業の終了後5年間保管している。

当該期間経過後は原則として廃棄しているが、対象地域の近隣で他の事業の実施が見込まれているなど、期間経過後も試料を利用する可能性がある場合には、期間経過後も保管している。

（6）補助金の交付事務について

【事実関係①】

監査期間中に、揖斐農林事務所管内の町が事業主体である治山事業に関わる刑事事件の報道に接した。報道によれば、当該町の担当者が、治山事業に含まれる工事の変更契約に関して業者に便宜を図り、その謝礼として金銭を受けとった疑いがあるとのことであった。

当該事業には岐阜県の補助金が交付されていたことから、補助金の交付に関する揖斐農林事務所の事務を監査するため、揖斐農林事務所担当者から当該工事に関する補助金交付事務の詳細について説明を受けるとともに、関係記録の閲覧を行った。

当該工事は、町が事業主体である集落環境保全整備事業の一環としての工事であり、岐阜県の補助率は2分の1である。

当該工事の当初契約額は24,750,000円（県補助金額12,375,000円）であったが、契約後の設計変更により増額され、最終契約額は30,236,800円（県補助金額14,797,000円）となった（契約額5,486,800円増（県補助金額2,422,000円増））。

設計変更の内容は、付帯工一式及び法面保護工の追加変更であるところ、町から揖斐農林事務所に提出された変更承認申請書に記載されている変更理由は、「流路工上部の法面について、掘削等を行った結果、掘削面が不安定な地盤で崩落の危険があったため（*原文ママ）、法面保護工を追加した。これに伴う事業費及び補助金の増額変更を行いたい。」というものである。当該変更承認申請書には、設計変更により追加された工事の名称、数量、単価、金額等が記載された変更設計書、法面保護工の図面などが添付されている。

町からの変更承認申請を受けて、揖斐農林事務所は、提出書類の審査によって変更理由と変更設計書の記載内容の整合性を確認し、補助金変更交付決定（増額）を行った。

当該設計変更承認に際しては、現地調査の必要性までは無いものと判断したとのことであった。

なお、当該設計変更は、補助金交付決定額の枠内での増額変更であるため、岐阜県集落環境保全整備事業実施要領第14の2（1）における「重要な変更」にはあたらない。

ヒアリングによれば、当該事業の事業主体は町であり、設計変更の必要性の検証は町において行われていること、岐阜県集落保全整備事業実施要領において設計変更につき慎重な手続が求められる「重要な変更」にも該当しないこと、設計変更承認にあたっては、必要があれば詳細な調査と審査をしているとのこと、事業完了後の現地確認において適正であるかを確認して補助金を支出しているとのことであった。

【規範】

岐阜県集落環境保全整備事業実施要領

第14 設計変更

- 1 事業の執行について、やむを得ない事由により設計変更をしようとするときは事業計画変更（追加・中止・廃止）承認申請書（様式11-11）を所長に提出し、

その承認を受けるものとする。

2 変更の区分

- (1) 重要な変更 ①計画箇所単位で補助対象事業費の額の20%を超える増減
②工種の変更

- (2) 軽微な変更 上記以外のもの

3 所長は、設計変更の内容が適当であると認めるときは、次により取扱うものとする。

- (1) 重要な変更又は事業配分額に変更が生じる場合は、部長に協議（様式-15）し、部長からの当該変更についての承認通知（様式-16）があったときは、その結果を市町村長に通知（様式-17）するものとする。

- (2) 上記以外の場合は、市町村長に設計変更承認の通知（様式-17）をするものとする。

岐阜県補助金等交付規則

第17条

- 1 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第18条

知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

【意見 揖斐農林事務所】

刑事手続中の現状においては、必要性のない設計変更が行われたなどの事実が司法（刑事裁判）において認定・確定されたわけではない。

もっとも、仮にそのような事実がある場合には、補助金交付決定の取消し及び補助金の返還につながり得る。

そこで、当該刑事事件の進展を注視するとともに、町に対して照会するなどして、事実関係を把握するよう努めることが望ましい。

第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所

1 管内の状況

(1) 中濃県事務所の管轄

中濃県事務所の管轄は関市、美濃市、郡上市の3市である。中濃県総合庁舎内に美濃土木事務所及び中濃農林事務所があり、中濃県事務所郡上支所に土木事務所及び郡上農林事務所がある。

(2) 美濃土木事務所及び中濃農林事務所の管内エリアとその特徴

美濃土木事務所及び中濃農林事務所の管内は、岐阜県のほぼ中央に位置し、関市及び美濃市の2市からなっている。面積は589.34㎏と県土の約6%を占める。

管内は東海北陸自動車道と東海環状自動車道が美濃関ジャンクションで連結し、関、美濃、富加関、関広見の4つのインターが存在する交通の要衝となっている。管内には2路線2か所の交通規制区間、2路線3か所の大型車通行不能箇所があり、道路改良や修繕に努めている。

中央には郡上市を水源に伊勢湾に注ぐ長良川が流れ、その支流である板取川、武儀川及び津保川の流域からなり、上流部は山間地、下流部は平坦地で豊かな自然景観をなしている。河川が合流する南部は、平坦な地域で温暖な気候であるが、北部の中山間地域は、急峻な地形が多く、冬期は比較的寒冷な気候となっている。平成16年の台風23号により長良川流域において大規模な床上浸水被害を受けたことから、床上浸水対策特別緊急事業を実施している。平成30年7月豪雨の際には、津保川中上流域で浸水等甚大な被害が生じている。

森林面積は、管内面積の80.6%を占め、そのうち民有林が98.4%、民有林の人工林率は44.6%となっており、板取川流域はスギ、ヒノキを主体とした林業地がある。管内山間部においては、土砂災害対策、急傾斜地崩壊対策等ハード事業を実施するとともに、土砂災害（特別）警戒区域の指定に向けての基礎調査等ソフト事業の推進にも努めている。

(令和3年5月1日時点)

市町名	面積 (k㎡)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
美濃市	117.01	19,266	9,235	81.0
関市	472.33	85,636	38,259	78.9
管内計	589.34	104,902	47,494	80.6

(3) 管理施設の概要

ア 道路状況

県管理の道路は、美濃土木事務所においては、一般国道3路線・実延長48,904.4m、主要地方道11路線・実延長124,898.2m、一般県道16路線・実延長77,686.4mの合計30路線・実延長251,489.0mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、美濃土木事務所においては、一般国道58橋・橋長1,884.4m、主

要地方道 140 橋・橋長 3,500.7m、一般県道 84 橋・橋長 1,801.0mの合計 282 橋・橋長 7,186.1mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、美濃土木事務所においては、一級河川 26 河川・管内延長 199,100 mである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、美濃土木事務所においては、162 溪流、個所数 223、面積は 2,802.76 haである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域は、美濃土木事務所においては、127 か所存在し、面積は 181.10 haである。

カ 土砂災害警戒区域等の指定状況

管内の土砂災害警戒区域は 1,681 か所、土砂災害特別警戒区域は 1,592 か所である。

キ 治山施設数

管内の治山施設の数、2,438 か所である。

ク ため池数

農林事務所が把握する管内のため池の数は 58 池存在する。

2 防災事業に伴う支出

(1) 中濃県事務所

中濃県事務所における防災に関する予算執行状況（令和3年度）を確認したところ、防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額 220,584 円、支出済額 220,584 円）。

中濃県事務所における防災総務費は、防災対策事務に関する経費に充てられている。県事務所内の防災備蓄品の購入は、県庁本課において各事務所に配られる為、防災に対する主立った支出は認められない。

(2) 美濃土木事務所

美濃土木事務所における全体の予算執行状況（令和3年度）は、一般会計については、予算令達額 5,066,889,426 円、支出済額 5,060,718,567 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
防災総務費	64,940	64,720
道路総務費	90,384,276	86,315,425
道路橋りょう維持費	964,002,909	963,120,264
道路橋りょう改築費	523,847,898	523,404,097
交通安全対策費	321,799,296	321,732,522

河川総務費	30,829,758	30,789,405
河川維持費	129,145,537	128,825,546
河川改良費	1,836,466,517	1,836,260,441
砂防総務費	28,856,368	28,843,056
砂防維持費	62,929,100	62,918,863
砂防事業費	745,512,426	745,470,990
土木施設災害復旧費	72,473,600	72,473,600

(3) 中濃農林事務所

中濃農林事務所における全体の予算執行状況（令和3年度）は、予算令達額1,334,315,878円、支出済額1,334,315,878円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
農地防災事業費	80,137,200	80,137,200
治山費	508,022,721	508,022,721

3 監査の重点及び監査手続

美濃土木事務所及び中濃農林事務所につき、他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認しつつ、除雪車の管理等についても適切に行われているかという観点から監査を行った。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成23年度岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から検討とともに、防災倉庫及び水防倉庫の確認を行った。

具体的な監査手続としては、美濃土木事務所については、令和4年10月14日の現地でのヒアリングにおいて、道路係、河川係、砂防係等の各担当者からのヒアリングを行った。また、建設から60年以上経過した砂防堰堤の現地視察を行った。中濃農林事務所については、同年9月22日、農地整備係、森林整備係、治山係等の各担当者からのヒアリングを行った。美濃土木事務所については、管理する倉庫や物品の確認を行った。また、ため池施設の現地視察を行った。そして、中濃農林事務所の防災倉庫の視察を行った。

資料については、美濃土木事務所については、定期監査資料（令和2年9月15日、令和3年9月28日、令和4年10月4日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、契約審査会にかかる議事録及び調書等資料、未登記土地に関する管理一覧、借入物・貸出物目録、備蓄資機材の一覧表、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿などの提出資料について、書類監査を行った。

中濃農林事務所については、定期監査資料（令和2年12月23日、令和3年7月16

日、令和4年12月6日)、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料、金庫等管理規程、時間外勤務命令簿などの提出資料について、書類監査を行った。

4 中濃総合庁舎

(1) 概要



所在地：美濃市生櫛 1612-2

階数：5階

本館：鉄筋コンクリート造

延床面積：5,166.04 m²

中濃総合庁舎には、中濃県事務所、美濃土木事務所・中濃農林事務所が存在している。

中濃総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大72.0時間の自家発電が可能である。また県防災行政

無線に関しては、発電機により102.8時間稼働することが出来る。

(2) 防災資機材の保管状況

【事実関係】

中濃総合庁舎における防災資機材は、庁舎内に適宜保管している状況である。保管場所は、庁舎内5階、倉庫に分かれている。提出を受けた「中濃県事務所保管防災資機材一覧」とされる資料には、品名、規格、数量のほかに、備蓄場所の記載欄があるが、記載欄には「中濃県事務所」「森林文化アカデミー」との記載があるのみで、中濃県事務所内のどの場所かまでの記載はない。そのため、担当者には資機材の保管場所が分からない状態となっている。

保管場所の一つに、「単車置場」というプレートが張られた倉庫がある。当該倉庫内には、一部防災資機材が置かれているが、廃棄予定の備品類や、空き缶、空きペットボトルなどの廃棄物も置かれている。



入口の状況



「単車置場」内部の状況

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 中濃県事務所】

防災資機材が中濃県事務所内の複数個所に点在しているため、防災資機材の規格や数量だけでなく、中濃県事務所内のどこに保管されているのかの具体的な場所を記載した管理台帳とともに、配置図を策定するのが望ましい。

【指摘 中濃県事務所】

発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることとが想定される。防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようにするため、中濃総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札や表示を示すべきである。

(3) 防災資機材

【事実関係②】

発電機などの稼働チェックが必要な防災資機材について、稼働テストを行ったかどうかの点検簿はない。また点検についての決まりはなく、要綱などは存在していない。そのため、停電時期に合わせて発電機を利用する必要があるので、その際に補助的に発電機を動かして利用する予定ではあるものの、中濃総合庁舎内の発電機の稼働テストは毎年定期的に行われているものではない。

また発電機は、森林文化アカデミーにも1台保管されているが、定期的な稼働テストや状況確認は行われていない。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運

用しなければならない。」と定められている。

また、公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 中濃県事務所】

防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あるかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない自体につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検を行い、その記録を残すべきである。

【意見 中濃県事務所】

防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねないため、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。

5 美濃土木事務所

(1) 概要

美濃土木事務所は、道路課（道路第一係）が道路、橋りょう及び舗装新設事業の調査設計及び施工監督に関することを、道路課（道路第二係）が橋りょう及び舗装の維持補修に関する調査設計及び施工監督に関することや道路災害防除に関する調査設計及び施工監督を、河川砂防課（河川係、砂防係）が河川事業及び作業事業の調査設計、施工監督及び維持補修に関することを、用地課が用地の取得及び補償並びに登記実務に関することを、施設管理課が県管理道路や河川、砂防・急傾斜対策施設の管理、官民境界の確定に関することを、総務課（管理調整係）が工事その他契約に関することを担っている。

(2) 令和3年度の重点事項

美濃土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、各種計画を踏まえ、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路整備事業の推進

国道418号肥田瀬工区の整備推進として、慢性的な渋滞解消及び自転車歩行者の安全な通行の確保のため、引き続き用地買収を進め早期の拡幅工事の完成に努めた。国道248号山田バイパス工区の整備推進として、慢性的な渋滞を解消するため、直轄国道156号との交差点部（山田交差点）から警察学校前交差点間の4車線化に努めた。主要地方道岐阜美濃線（極楽寺工区）の整備推進として、県道周辺は、美濃テクノパークをはじめ、工業地帯となっており工場が林立している。また、東海北陸自動車道的美濃インターにアクセスする道路でもあり、交通量は、約1万6千台/日である。

このため、4車線化事業に合わせ、用地買収を促進した。一般県道上野関線（大矢田・半道工区）の整備推進として、関市板取・洞戸、美濃市北西部から関・美濃市街を結ぶ観光交流（自転車ロードレース、ツアーオブジャパン美濃ステージ）・産業振興の推進路線である。生活道路として一般車両の通行の円滑化を図り、大矢田トンネルを含む隘路の解消を進めるため、トンネル工事を推進した。

イ 交通安全事業の推進

通学路交通安全プログラムに基づき、主要地方道関本巢線千疋橋工区において歩行者の安全確保のため、側道橋の整備を推進した。

ウ 防災対策事業の推進

落石、土砂崩れの恐れがある箇所での防災対策は、緊急輸送道路ネットワーク上の要対策箇所4路線10か所を優先的に実施すると同時に、孤立集落へのアクセス道路及び雨量規制区間内の要対策箇所の解消についても対策を実施した。また、これ以外に実際に落石や岩盤崩落等が発生した箇所についても対策を実施した。

エ 河川事業の推進

長良川立花工区の広域河川改修事業として、平成11年9月の台風16号と同程度の洪水による浸水被害の解消を図るため、引き続き事業効果の早期発現に向けて事業を推進した。長良川今川工区の広域河川改修事業として、平成16年10月の台風23号と同程度の洪水による浸水被害の解消を図るため、引き続き事業効果の早期発現に向けて事業を推進した。津保川の河川改修事業として、津保川の下流部（長良川（今川）合流点～川浦川合流点）は、概ね10年に一度程度発生するおそれのある洪水を、それぞれ安全に流下させるよう、事業効果の早期発現に向けて事業を推進した。特に、平成30年7月豪雨により甚大な浸水被害が発生した中上流部については、国の浸水対策重点地域緊急事業などにより、令和5年度まで集中的に事業を推進しているところである。

オ 砂防事業の推進

土石流対策の推進として、関市中之保の寺尾洞、関市下之保の寺洞、関市武芸川町の八幡、関市板取の隠居谷、関市高見の高見谷1、関市板取の島口川、美濃市松森の亀野谷、美濃市富野の神明洞谷、美濃市乙狩の口本南谷の事業を推進した。急傾斜地崩壊対策の推進として、関市の黒屋、関市洞戸の神明前、関市武芸川町の本都延、美濃市須原の須原1、美濃市横越の辻後1の事業を推進した。土砂災害防止法に基づく区域指定の推進として、地形条件を満たしていながら、基礎調査を実施していない箇所がまだあるため、引き続き基礎調査を行い、区域指定の基礎資料を作成した。また、基礎調査結果に基づき旧武儀町の区域指定を推進した。

（3）委託業務の入札執行状況

【事実関係】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札にお

いて、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社ないし12社の指名競争入札業者の内2～3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 美濃土木事務所】

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

(4) 河川パトロール

【事実関係】

河川巡視日誌（巡視用）には、「ホースが河川を横断して設置されている」（不法占有事案）ことや、「廃タイヤの投棄」（ごみの不法投棄）の記載がされ、河川パトロールにより河川の異常が確認されているにも関わらず、令和3年度の河川巡視結果の一覧記録を確認したところ、「違反行為等の問題」の有無の欄は、いずれも問題が無いものとして記録がされている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 美濃土木事務所】

河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。

(5) 未登記土地

【事実関係① 未登記土地】

管内には、1,191未登記土地が存在し、そのうち、困難性などの事情から、登記保留数が1,128となっている。今後の計画としては、令和5年度までに63の処理を予定している。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成31年3月7日一部改正）第3条は、「（土木事務）所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成35年（令和5年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【指摘 美濃土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 美濃土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」（平成 25 年 3 月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(6) ボーリングコア

【事実関係】

ボーリングコアは、複数個所に保管されている。倉庫内や駐車場内にボーリング資材が保管されている。

ヒアリングによれば、15 年保管を前提に保管を続けており、保管場所は特に決まっていなかったとのことである。また、必要なときに探しに行き管理しており、ボーリングコアの廃棄等を行ったことはないとのことである。



倉庫内に書類とともに保管されている状況

駐車場内に山積みになっている状況

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 美濃土木事務所】

ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから一定期間の保管が必要である。またボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であり、同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。

【規範】

県土整備部技術検査課作成の「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」（技第919号 平成20年3月12日）では、「コア箱等（コア箱、コア、サンプル瓶）の保存期間について、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年とする。ただし、これによることができない場合（例：トンネル、ダム関連業務）は、別途保存期間を定めることができる。」とされている

【意見 美濃土木事務所】

保管場所等の確保のために必要であれば、ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。

(7) 水防倉庫

【事実関係】

水防倉庫と表示された倉庫内には、備品が様々置かれているが、水防に関わらない

と思われる物品が散見された。それらの物品も混在する状況で水防に関する物品が保管されている。

また水防施設の資器材が保管されているが、使用機会がないため、何年も利用していない状況である。



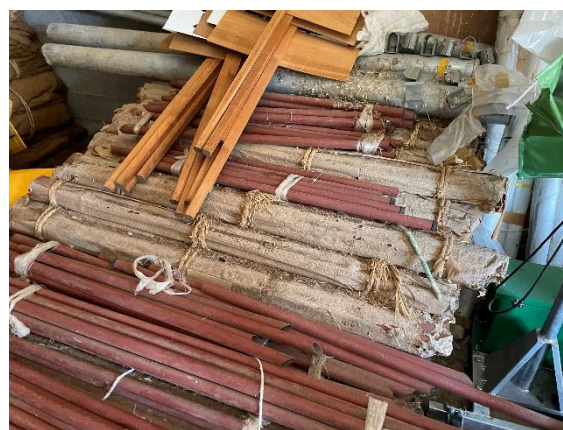
水防倉庫の外観



水防倉庫内の状況



水防倉庫内の状況



水防倉庫内の状況

【規範】

水防法第2条第6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、美濃土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 美濃土木事務所】

水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、

倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

(8) 現地視察（砂防堰堤）

建設から 60 年経過した砂防堰堤の現地視察を行った。非常に古い土木施設であるが、問題なく機能しており、適切に管理している様子が伺えた。担当課においても、今年度、点検を実施したが、損傷程度は低く、早期の補修予定は無い状況とのことである。



6 中濃農林事務所

(1) 概要

中濃農林事務所は、農業振興課農地整備係が農業農村整備事業を、林業課治山係が治山事業、治山災害に関することを、総務課が用地取得、登記等を担っている。

(2) 令和3年度の重点事項

中濃農林事務所における事業のうち、特に防災に関する湛水防除、ため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

①防災減災対策事業の推進

地震・集中豪雨等に起因する災害を未然に防ぐため、ため池の耐震調査・豪雨解析を行い、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」への対応を図る。

②災害に強い森林づくりの推進

第三期岐阜県森林づくり基本計画（H29～R3）に基づき、計画的な間伐により、災害に強い森林づくりを推進する。

③治山事業の推進

山地災害から県民の生命・財産を保全し、資源のかん養及び生活環境の保全・形成など森林の公益的機能の維持を図り、安全で住みよい県土づくりに資するため、治山事業を計画的に実施する。

(3) 治山点検

【事実関係】

治山施設点検シートを確認したところ、確認を行った外部業者の判断では「本施設は、水裏部の損傷や摩耗及び遊離石灰が確認出来る。治山施設の機能は維持しているが、今後堤体水裏部の損傷や摩耗の拡大が懸念されるため経過観察と判断する。」として、Bランクの「施設の機能が維持されているため経過観察とする。」との評価であるにも関わらず、農林事務所において「水裏部の損傷や摩耗及び遊離石灰が軽微なことから、治山施設の機能は維持しているため、異常なしとする」として、Cランクの「異常なし」との判定になっている。

他の農林事務所でも同様の問題があり、判定の理由を担当課に確認したところ、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）が、令和3年8月に改定されたことを受け、再度、対象施設の確認を行ったところ、対象施設が、「施設の破損により保全対象への影響がほとんど無いと判断される施設」に当たるため個別施設計画の対象外となることから、「C」判定にし直したとのことである。

【規範】

評価方法を記載した治山施設点検業務特記仕様書によれば、「軽微な異常は確認されるが、施設の機能は維持されている」を「B」としており、「異常なし」が「C」とされている。

【指摘 中濃農林事務所】

治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。評価結果は、施設の修繕の優先順位等を検討するための指標となるものであるから、正確な記録を行うべきである。

岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。

正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。

(4) 治山工事

【事実関係① 山地災害危険地区の着手率】

中濃農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が76.2%、危険度Bの着手率が69.7%、危険度Cの着手率が54.0%であり、全体の着手率としては、70.2%である。

なお、平成30年・令和2年・令和3年の管内における災害が発生した地域は合計8

か所であり、その内、山地災害危険地区として把握されている地域は、危険度Aが5か所（83.3%）、危険度Bが1か所（16.7%）、危険度Cが0か所（0%）であり、合計は6か所であり全体の75%であった。

【意見① 中濃農林事務所】

中濃農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村から提出のあった施行要望箇所のうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地の処理に不測の日数を要することや、財政状況から十分な予算措置が困難な場合があり、計画が立てにくい状況となつていとのことである。

【意見② 中濃農林事務所】

治山工事を実施するには、予算措置の他に、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、中濃農林事務所として長期計画を立てづらい状況があることは一定程度理解できるが、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(5) 委託業務の入札執行状況

【事実関係】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社ないし12社の指名競争入札業者の内2～3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 中濃農林事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

(6) 変更契約

【事実関係】

治山工事につき、次の事例が確認された。

- ① 工事の指名競争入札が行われ、予定価格はX円で行われたが、落札価格は、予定価格の6.95%減で落札された。
- ② 履行期間延長の変更契約が締結され、履行期間が当初予定から約4か月延長されることとなった。履行期間延長の理由は次のように記載をされている。

「本工事は地権者の協力がなければ完成しない工事であります。また地権者は工場を経営しているため、資材の搬入時間や時期等の制約や現場内作業での要望が多々あり、その調整に時間を要することが判明しました。上記により、工程を見直したところ工期内の完成が困難となったため、工期の延長を申請します」
- ③ その後、再度変更契約が締結されている。変更内容は、履行期間について②から約2週間の追加延長と契約金額の増額である。増額は落札価格の6.95%であり、結果として予定価格での工事が行われた。
- ④ 当該変更にかかる履行期間において工事が完了した。

【規範】

工事書類作成の手引き（令和2年4月1日改正）の「5 契約履行期間の延長申請書」、「(4) 工期の延長」、「(3) 留意事項」は、「工期の延長理由が明確になる資料を添付する。」と定める。

【指摘 中濃農林事務所】

契約の変更には、工期の延長理由が明確になる資料を添付が必要である。当該事例における変更理由の記載からは、どの程度の時間や時期の制約があるかや、地権者から具体的にどのような要望があるかが分からず、また資料の添付も不十分なため、変更の必要性判断をするに足りる事由が記載されているとは言い難い。

変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に、具体的な記載を求め、また説明資料の添付を求めるべきである。

【意見 中濃農林事務所】

治山工事は平坦部ではなく山間部で行うものであるため、一般的な工事と比べると地形的な制約（例：資材・機械置場や搬出入経路の確保）が非常に大きく、地権者と地元の協力なくしては実施できないものであるから、該当事案における変更理由は、当初から予見できないものではなく、地権者の状況については、現地調査及び地権者との協議を行えば容易に判明し得ると考えられる。

建設工事の設計段階において、地権者との協力の要否や地権者との関係での制約の有無などについては、事前に現地調査を含めた必要な調査を行うことが望ましい。

第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、岐阜県の北西部に位置し、中濃地域の北部を占め、旧郡上郡の3町4村が合併した郡上市の区域からなる、長良川の上流地域である。地勢は最低海拔地の美並町木尾が110m、最高海拔地の白鳥町銚子ヶ峰が1,810mと高低差が大きく、長良川源流部にはひるがの高原が、明宝水沢上の一帯にはめいほう高原が広がっている。面積は1,030 km²で県土の9.7%を占め、その内、耕地は2,880haで県全体の5.2%、林野は92,398haで県全体の10.7%となっている。

郡上市は、東海北陸自動車道、中部縦貫道自動車道、濃飛横断自動車道が結節することになる重要な地域であり、南北軸をなす東海北陸自動車道及び国道156号、472号は比較的整備が進んでいるが、東西を結ぶ道路、特に下呂市とのアクセス道路整備が課題となっている。

南海トラフ地震の発生が懸念される中、県民のライフラインを確保するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化や長寿命化、防災点検要対策箇所の防災工事を推進している。

また道路の安全性を保つため、舗装、修繕などを適時に行う他、降雪時の除雪や凍結防止剤の散布を行っている。また平日は毎日道路パトロールを行って軽易な補修を実施している。

年間降水量3,000ミリ前後の多雨が、しばしば豪雨災害をもたらす。平成11年の台風16号、平成14年の台風6号、平成16年の台風23号による災害等、管内では甚大な災害が頻発してきた。

直近では平成30年7月豪雨で管内の河川は広範囲にわたり被害を受け、現在早期復旧に向けての工事に取り組むと共に、治水対策として長良川の広域河川改修事業を推進している。

また砂防対策としては、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について、病院・福祉施設等の公共施設、避難所、緊急輸送道路等を保全する砂防施設等の整備を優先的に進めている。加えて、土砂災害防止法による基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域等の指定を推進している。

(令和3年9月1日時点)

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
郡上市	1,030.8	39,964	92,500	89.7
管内計	1,030.8	39,964	92,500	89.7

(2) 管理施設の概要

ア 道路状況

県管理の道路は、郡上土木事務所においては、一般国道 4 路線・実延長 93,217.3m、主要地方道 6 路線・実延長 108,538.4m、一般県道 17 路線・実延長 161,643.4m の合計 27 路線・実延長 363,399.1m である。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、郡上土木事務所においては、一般国道 122 橋・橋長 3,089.6m、主要地方道 137 橋・橋長 3,110.2m、一般県道 159 橋・橋長 2,739.7m の合計 418 橋・橋長 8,939.5m である。

ウ 河川状況

県管理の河川は、郡上土木事務所においては、一級河川 24 河川・管内延長 223,721m である。

オ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、郡上土木事務所においては、307 か所、面積は 3,190.43 ha である。

カ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、郡上土木事務所においては、113 か所存在し、面積は 190.54 ha、保全対象である危険区域内人家は 864 戸、被害想定区域内人家 1,383 戸である。

キ 治山施設数

管内の治山施設の数、4,668 施設である。

ク ため池数

農林事務所が把握する管内のため池の数は 16 池存在する。

2 防災事業に伴う支出

(1) 郡上土木事務所

郡上土木事務所における全体の予算執行状況（令和 3 年度）は、一般会計については、予算令達額 8,913,289,105 円、支出済額 8,913,289,105 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
防災総務費	64,720	64,720
道路総務費	238,235,282	238,235,282
道路橋りょう維持費	2,193,550,771	2,193,550,771
道路橋りょう改築費	1,710,641,838	1,710,641,838
交通安全対策費	366,466,541	366,466,541
河川総務費	82,336,846	82,336,846
河川維持費	219,104,043	219,104,043
河川改良費	1,445,286,313	1,445,286,313
砂防総務費	25,915,170	25,915,170

砂防維持費	98,277,949	98,277,949
砂防事業費	1,783,379,214	1,783,379,214
土木施設災害復旧費	738,398,645	738,398,645

(2) 郡上農林事務所

郡上農林事務所における全体の予算執行状況（令和3年度）は、予算令達額3,970,683,222円、支出済額3,970,683,222円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
農地防災事業費	290,849,815	290,849,815
治山費	941,749,333	941,749,333
農地災害復旧費	4,612,000	4,612,000
林業用施設復旧費	38,046,000	38,046,000
治山施設災害復旧費	136,136,000	136,136,000

3 監査の重点及び監査手続

郡上土木事務所及び郡上農林事務所につき、他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかの確認しつつ、除雪車の管理等についても適切に行われているかの観点から監査を行った。

郡上市内においては、年間降水量3,000ミリ前後の多雨が、しばしば豪雨災害をもたらす地域特性や平成30年7月豪雨で管内の河川は広範囲にわたり被害を受けたという実情に鑑み、災害復旧事業が適切に運用されているか等を確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成23年度岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から検討を行った。

具体的な監査手続としては、郡上総合庁舎については、庁舎及び防災倉庫の確認を行った。郡上土木事務所については、令和4年10月13日の現地でのヒアリングにおいて、道路係、河川係、砂防係等の各担当者からのヒアリングを行った。郡上農林事務所については、令和4年10月13日、森林整備係、計画調整係、治山第一・第二係等の各担当者からのヒアリングを行った。郡上土木事務所については、管理する倉庫や物品の確認を行い、災害復旧工事に関する現地往査を行った。

資料につき、郡上土木事務所については、定期監査資料（令和2年10月27日、令和3年11月10日、令和4年11月10日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書、契約審査会にかかる議事録及び調書等資料、未登記土地に関する管理一覧、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、除雪機械の貸与に関する書類、フォークリフトに関する契約書などの提出資料について、書類監査を行った。

郡上農林事務所については、定期監査資料（令和2年9月11日、令和3年10月22日、令和4年10月20日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書、契約審査会にかかる議事録及び調書等資料、治山施設点検に関する資料、時間外勤務命令簿などの提出資料について、書類監査を行った。

4 郡上総合庁舎

(1) 概要



所在地：郡上市八幡町初音
1727-2

階数：5階

本館：鉄筋コンクリート造

延床面積：4,567.64㎡

郡上総合庁舎には、郡上土木事務所・郡上農林事務所が存在している。郡上総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大20.0時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、

発電機により102.8時間稼働することが出来る。

また郡上総合庁舎の所在場所の一部は、土砂災害警戒区域内である。

(施設敷地内に設置された看板)



「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より



【事実関係】

郡上総合庁舎の所在地の一部は、土砂災害警戒区域内である。また庁舎の裏山は、山林の間伐も行き届いていない様子である。ヒアリングによれば、庁舎裏山の現況確

認や県と庁舎裏山の地権者との間での協議は行われていない。

なお、「森林文化アカデミー等への岐阜県災害対策本部中濃支部移転マニュアル」では、郡上総合庁舎が倒壊若しくは危険な状態で業務遂行不能となった場合には、支部機能を郡上市役所に移転することされている。同マニュアルには、「支部移転の判断基準と対応」として、①震度5強以上の地震が発生した場合、②浸水害等が発生した場合の2つの場面に関する対応方法が記載されているが、土砂災害についての具体的な判断基準は示されていない。

【規範】

県は、所属する地方公務員に対しての信義則上の安全配慮義務が存在している（最高裁平成22年（受）第9号同23年7月12日第三小法廷・集民第237号179頁参照。）。

【指摘 中濃県事務所】

郡上総合庁舎の所在場所の一部は、土砂災害警戒区域内であることから、土砂災害が発生した場合、職員の生命または身体に危害が生ずるおそれがある。このため、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、支部の移転の時期等についてマニュアルを見直すべきである。

【意見】

土砂災害発生時などにおける防災対策がとりうるのかどうかや、事前予防として減災対策がとりうるのかについて、庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい。

(2) 防災倉庫

【事実関係】



郡上総合庁舎の防災倉庫の入り口には、災害用資機材の部屋や倉庫であることを示す表札や表示が行われていない。そのため、一見して当該箇所が防災倉庫であるかどうか分からない。

【指摘 中濃県事務所】

発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることが想定される。防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようにするため、郡上総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札の掲示や表示すべきである。

5 郡上土木事務所

(1) 概要

郡上土木事務所は、道路課（道路第一係）が道路改良、橋りょう整備に関することを、道路課（道路第二係）が道路パトロールや道路・橋りょうの修繕、道路除雪、道路・橋りょう災害復旧に関することを、道路課（道路三係）が道路の災害防除に関することを、河川砂防課（河川係、砂防係）が河川・砂防事業及び河川・砂防災害復旧に関することを、用地課が用地の取得及び補償に関することを、施設管理課が水防や道路・河川・砂防管理に関することを、総務課（管理調整係）が工事その他契約に関することを担っている。

(2) 令和3年度の重点事項

郡上土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、各種計画を踏まえ、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路改良事業

地域活性化や安全安心につながる幹線道路の整備として、雨による通行規制区間の解消に資する（主）金山明宝線畑佐・小川峠工区の整備推進に努め、令和3年度末までの供用開始・雨量規制解除を目指す。濃飛横断自動車道（和良～八幡間）の事業化に向け、調査、設計及び関係機関協議を進める。

イ 2道路維持補修及び管理

防災事業については、平成25年度に策定した「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画」及び令和元年度に策定した「岐阜県強靱化計画」に基づき、緊急輸送道路ネットワーク上の要対策箇所を優先的に実施すると同時に、孤立予想集落へのアクセス道路及び雨量規制区間内の要対策箇所の防災対策事業を推進する。

ウ 河川事業

近年は、平成11年の9.15災害、平成14年の台風6号災害、平成16年の台風23号、平成30年7月豪雨等による甚大な被害が頻発している。（台風23号では長良川沿いの10地区、曾部地川沿いの1地区で床上浸水。）

これら豪雨による浸水被害を軽減することを目的とした「河川整備計画」に基づき、河川改修を進めると共に、異常出水などで被災し災害申請した箇所についての早期復旧や、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等により流水の支障となる堆積土砂や樹木の撤去等を行う。長良川では美並町木尾地区、深戸地区、高原地区、及び八幡町中山穀見地区において、公共広域河川改修事業で用地補償、築堤工事などを推進する。

エ 砂防事業

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険個所について病院・福祉施設等の災害時要配慮者利用施設、避難所、緊急輸送道路等を保全する砂防施設等の優先的な整備に努める。令和2年7月に土砂災害が発生した奥田洞谷（大和町島地内）において、早期の復旧

を図るため、災害関連緊急砂防事業の事業推進に努める。2巡目の基礎調査を終えた美並町の17か所について住民説明（書面開催を実施）、区域指定を行う。また、和良町、明宝において2巡目の基礎調査並びに地権者調査を行い、来年度の説明会の対象者を選定する。

オ 災害復旧事業

令和2年災害復旧事業の令和3年度への繰越工事16か所について、早期完了を目指し継続して工事を進める。令和2年発生 of 災害復旧事業は、16か所（河川8か所、砂防3か所、道路5か所）、約7.5億円の査定決定を受け、うち16か所（約7.2億円）の繰越工事について、現在復旧工事を進めている。

（3）委託業務の入札執行状況

【事実関係】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社ないし12社の指名競争入札業者の内2～3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 郡上土木事務所】

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

（4）随意契約の理由

【事実関係】

トンネル入り口の表示の制御装置のバッテリーにつき、随意契約（契約金額504,970円）が行われている。随意契約に至った経緯として、定期点検を業者に依頼していたところ、点検の過程でバッテリーの交換が必要だとわかったことから、状況を理解している該当業者との間で、随意契約を締結したとのことである。

随意契約理由書では、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）又は「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」（同法第1項第7号）とされている。

随意契約理由書の具体的な説明として、次のように記載されている。

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第4項第5号の「分解しなければ見積難い機器の修繕を発注するとき」に該当するため。令和3年4月に（該当業者）に発注したトンネル等防災設備保守点検業務委託において、同社が実施した保守点検においてトンネルの整備不良を発見した。

通信の復旧には、専門的な知識や経験が必要となるだけでなく、トンネル防災設備の一部として安定した機能を回復するためには、各トンネルの電気回線、通信回線、制御器などの現況に精通している者でなければならない。

(該当業者)は、令和3年度にトンネル等防災設備保守点検業務を受注し、点検業務の履行を通じてトンネル防災設備主体の現況を把握している。また、当業者とは現在も契約中であり、6ヶ月点検業務を予定していることも踏まえて、速やかに修繕を行うことができる。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2第1項の各号は、「地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」として随意契約ができる場合の類型を定めている。

また岐阜県会計規則第141条は、随意契約において見積書を徴取すべき場合を定め、相見積りなどの取得が不要となる解釈規程として、岐阜県会計規則取扱要領第141条第1項が定められている。

【指摘 郡上土木事務所】

随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載すべきである。

なお、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第4項第5号は、岐阜県会計規則第141条1項の見積書の徴収に関する定めであり、随意契約の理由にかかる規定ではない。そのため、随意契約ができることの理由として記載される事項ではない。

さらに付言すると、「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」や「当該業務に精通していること」等の理由で契約者を限定することは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号は想定していないため、随意契約ができる場合の理由にはならない(同法2号にもあたらない)。

「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)であれば、「不利となること」の具体的な説明が必要であり、具体的には、積算書や設計書等から、競争入札に付すほうが随意契約によるよりも経費や納期・工期で不利となることが認められることが必要となる。

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」(同法第1項7号)であれば、複数見積もりや市場調査による「有利な価格」であることの説明が必要である。

本件について随意契約理由書内の記載を踏まえると、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)にはあたりうると考えられるが、その場合には理由書には工期などの不利益性について記載することが求められる。

(5) 水防倉庫

【事実関係】

水防倉庫について、保管状況を確認したところ、水防資器材の他に、水防資器材ではないと思われる看板などの物品が混在して保管されていた。またどこからどこまでのどの物品が水防倉庫としての保管物品(水防資器材)であるかの表示もされていなかった。保管されている物品については、複数の物品が折り重なって保管されている状況である。



水防倉庫の状況



保管されていたゴザなどの水防資材



利用目的不明の物品

【規範】

水防法2条6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、郡上土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 郡上土木事務所】

水防倉庫については、保管されている水防資器材が実際の発災時に利用可能となるかどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、倉庫内の物品整理を行うことが望ましい。

(6) ボーリングコア

【事実関係】

ボーリングコアは、倉庫内や駐車場内などの複数個所に保管されている。ボーリング資材の保管場所は特に決まっておらず、必要なときに探しに行き管理している状況とのことである。また外部者でも出入り可能な駐車場の屋根の下にボーリングコア

が置かれている状態であった。なお、令和2年度、令和4年度にボーリングコア等の一部を廃棄したとのことである。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 郡上土木事務所】

ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。

【指摘 郡上土木事務所】

ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることからすると、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりかねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。



（7）フォークリフトの利用契約

【事実関係】

郡上土木事務所は、除排雪にかかる業務を民間業者に委託している。除排雪業務を受託した業者は、郡上土木事務所の購入した除排雪のための凍結防止剤（塩化カルシウム、塩化ナトリウム）を用いて、除排雪業務を行う。受託業者が使用する凍結防止剤は、郡上土木事務所が購入する。

郡上土木事務所が購入した凍結防止剤の保管場所については、「岐阜県郡上土木事務所及び部上市による物品共同調達（単価契約）に関する協定書」第3条により、郡上市との協議のうえ、郡上市の施設内に凍結防止剤を保管することとされている。

郡上市内の施設から凍結防止剤の搬出にあたっては、凍結防止剤が数百キロ単位のため、郡上土木事務所が郡上市からフォークリフトを借り、同フォークリフトを用いて、搬出を行っている。

凍結防止剤の搬出作業をする際のフォークリフトの利用は、郡上土木事務所の職員ではなく、除排雪業務を受託した業者が行っている。

除排雪業務を受託した業者が、上記フォークリフトを利用することができる根拠について確認したところ、郡上土木事務所からは「賃貸借単価契約書第2条に基づき、乙（県）から指定されたもの（除雪業務委託業者）に賃貸借するものとする。という規定により対応しています。」との回答であった。また郡上土木事務所は、郡上市に対して、フォークリフトを使う業者の指定をしていない。担当課によれば、条文上、郡上市への指定に対する伝達行為が必要であることまで読み取れないため、指定等を行っていないとのことである。

【規範】

岐阜県（郡上土木事務所）と郡上市との間の賃貸借単価契約書（令和3年11月15日付け）

第1条の2（権利義務の譲渡等）

岐阜県（郡上土木事務所）は、郡上市の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。

第2条

契約期間は、令和3年11月15日から令和4年3月31日までとし、この間において、郡上市は、契約物件を岐阜県（郡上土木事務所）又は岐阜県（郡上土木事務所）から指定された者に賃貸するものとする。

【指摘 郡上土木事務所】

郡上市と岐阜県（郡上土木事務所）とのフォークリフトの利用にかかる契約であるから、当該契約上の第三者である除排雪業務を受託した業者が、郡上市のフォークリフトを利用することは、「賃貸借単価契約第1条の2」で禁止されている無断転貸に該当することとなる。

そのため、「岐阜県（郡上土木事務所）と郡上市との間の賃貸借単価契約書」の第2条について、「指定された者」に対する転貸を許容する条項であると解するとしても、少なくとも、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」（情報を伝えること）することが必要となる。

したがって、実情と異なるのであれば、契約書の条項を修正すべきであるし、少なくとも現行の契約内容に従えば、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」（情報を伝えること）するべきである。

（8）未登記土地

【事実関係① 未登記土地】

管内には、1,155未登記土地が存在し、そのうち、困難性などの事情から、登記保留数が1,015となっている。今後の計画としては、令和5年度までに33の処理を予定している。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財

産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査においては、未登記土地を早期解消するための措置を検討することが必要である旨の指摘がなされている。

【指摘 郡上土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 郡上土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財) 資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」（平成 25 年 3 月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(9) 現地視察（砂防堰堤）



平成 30 年 7 月豪雨及び令和 2 年 7 月豪雨に伴う降雨により土石流が発生したが、いずれも砂防堰堤が土砂・流木を捕捉し、下流域への被害を防止した。

緊急土砂撤去工事、強靱ワイヤーネット工事、倒木の除去、地下水排水工事、堰堤の嵩上げ工事などが完了している。

(10) 現地視察（道路の災害復旧現場）

平成 30 年 7 月豪雨により、視察箇所にかかる斜面崩壊が発生し、道路は一部崩壊し、農業用水路が消失した。

当該農業用水路は、県営特定農業用施設等災害復旧事業（郡復第 3001 号）により令和 2 年 1 月に工事が完成し、崩壊斜面は、県単治山事業（郡治第 0215 号）により令和 3 年 11 月に工事が完成した。

視察当時は、道路の災害復旧事業が行われている状況を確認したものである。



6 郡上農林事務所

(1) 概要

郡上農林事務所は、農地整備課（計画調整係）が災害復旧事業に関することを、農地整備課（農村整備係）がため池等整備事業に関することや地すべり地区に関することを、林業課（林道係）が林道災害復旧事業に関することを、森林保全課（治山第一係）が治山事業及び治山災害に関することを、森林保全課（治山第二係）が治山事業及び森林の不適正事案対応に関することを、総務課（管理調整係）が用地取得や登記等を担っている。

(2) 令和 3 年度の重点事項

郡上農林事務所における事業のうち、特に防災に関する湛水防除、ため池及び治山の各事業につき、令和 3 年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

①災害に強く、力強い農業農村を支える生産基盤の整備

大規模災害などの不測の事態から、農業生産のみならず地域住民の生命・財産を守るため、改修が必要なため池や地すべり防止施設・山腹水路の整備、農道橋の耐震化を推進する。

②災害に強い森林づくり

郡上市の森林を木材生産森、環境保全林及び重複して設定する観光景観林、生活保全林に区分する森林配置計画が全域で策定できたため、区分に応じた施工を展開する。木材生産林においては、間伐に加え、主伐・再造林を推進する。環境保全林においては、生活保全林と重複する箇所を中心に雪害や鳳倒木被害対策、獣害対策を実施する。

③治山事業

令和2年7月豪雨で発生した山地災害のうち、令和3年度に繰越した1か所を完成させ、残る1か所を着手し、山地災害危険地区については、引き続き着手率の向上に向け、未着手箇所について保全対象の重要度及び地域住民の要望を勘案し、計画的に治山事業を実施するとされている。

(3) 委託業務の入札執行状況

【事実関係】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社ないし12社の指名競争入札業者の内2～3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 郡上農林事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

(4) 治山施設点検シート

【事実関係】

治山施設点検シートを確認したところ、確認を行った外部業者の判断ではBランクの「施設の機能が維持されているため経過観察とする。」との評価記載があるが、農林事務所の総合判定記載欄には、何も記載されていないシートが確認された。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 郡上農林事務所】

治山施設点検シートにつき、総合判定を行った場合には、判定結果の記載をシート上に正しく反映させるべきである。

(5) 治山工事

【事実関係① 山地災害危険地区の着手率】

郡上農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が78.0%、危険度Bの着手率が75.6%、危険度Cの着手率が74.6%であり、全体の着手率としては、76.3%である。

なお、平成30年度・令和2年度・令和3年度の管内における災害が発生した地域は合計15か所であり、その内、山地災害危険地区として把握されている地域は、危険度Aが5か所(33.3%)、危険度Bが4か所(26.7%)、危険度Cが2か所(13.3%)であり、合計は11か所であり全体の73.3%であった。

【意見 郡上農林事務所】

郡上農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村が治山工事を必要と認めたもののうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地が整ったところから着手となるため、計画を立てにくいとのことである。

【意見 具所農林事務所】

治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、郡上農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

第 10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

可茂土木事務所・可茂農林事務所管内は、岐阜県の中南部に位置し、美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）及び可児郡（御嵩町）に2市8町村からなっており、管内面積は、834.17 km²で県土の7.9%、人口は217,000人（令和4年4月1日推計人口）で県内の約11%を占めている。

南部は、濃尾平野の北東部に属する平坦部丘陵地で宅地開発等が進み人口が集中し、また東海環状自動車道東回りの開通に伴う商業・工業施設の進出が盛んである。

一方で、北部は東濃ひのきで知られる森林が広がるが、急峻地形の多い山間地域のため大きな産業がなく過疎化と高齢化が進んでいる。

また、管内は、古くから中山道、飛騨街道といった主要街道が貫く内陸部の交通の要衝であり、今日では東海環状自動車道を始め、一般国道21号・41号・248号、主要地方道関金山線・下呂白川線等が縦横に走り、更にJR高山本線・太多線、長良川鉄道、名古屋鉄道広見線などの鉄道網も整備されており、中部経済圏内陸部の交通拠点となっている。このため、今後も商業施設や製造業の工場等の進出が期待されている。

また、管内にはぎふワールド・ローズガーデンとぎふ清流里山公園の県営広域公園が2か所あり、県内外から多くの人を訪れている。

管内には57河川の一級河川があり、可児川や加茂川等市街地を流れる河川を中心に河川整備を進めてきたが、平成22年の「7.15豪雨」では130年に一度という豪雨に見舞われ、死者行方不明者が発生する大きな被害を受けた。また、平成23年の「台風15号豪雨」においても、7.15豪雨と同規模の豪雨となり、2年連続で大きな災害が発生した。これらの災害や社会情勢の変化を踏まえ、平成24年度に新たに「木曾川中流圏域河川整備計画」を策定（平成24年11月27日国道交通大臣認可）した。その計画の中で、今後概ね30年間で整備を進める河川を位置づけている。

また、令和2年7月豪雨においては、飛騨川の水位が上昇したことにより、白川でバックウォーター現象が発生したため、白川の水位が上昇し浸水被害が発生した。そのため、同規模の洪水に対して、浸水被害が発生することがないように新たに整備を進めている。

（令和3年9月1日時点）

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
美濃加茂市	74.81	56,581	2,944	39.4
可児市	87.57	99,435	3,341	38.2
坂祝町	12.87	8,012	464	36.1
富加町	16.82	5,600	645	38.3
川辺町	41.16	9,807	2,849	69.5
七宗町	90.47	3,354	8,265	91.4
八百津町	128.79	10,063	10,296	79.9

白川町	237.90	7,268	20,985	88.2
東白川町	87.09	1,972	7,820	89.8
管内計	56.69	17,320	3,351	59.1

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、一般国道 3 路線・実延長 85,388.7m、主要地方道 12 路線・実延長 197,695.9m、一般県道 26 路線・実延長 154,827.2mの合計 41 路線・実延長 437,911.8 mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、一般国道 89 橋・橋長 3,580.9m、主要地方道 190 橋・橋長 4,267.6 m、一般県道 128 橋・橋長 3,066.5mの合計 407 橋・橋長 10,915.0mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、一級河川 57 河川・全延長 346,800mである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、225 か所、面積は 4,070.61 haである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、165 か所存在し、面積は 263.73 ha、令和 3 年 4 月 1 日時点の着手箇所数は 145 か所である。

カ 治山施設数

管内の治山施設の数、3,791 か所である。

キ ため池数

農林事務所が把握する管内のため池の数は 371 池であり、そのうち防災重点農業用ため池は 280 か所である。

2 防災事業に伴う予算

(1) 可茂県事務所

可茂県事務所における防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費（予算令達額 430,988 円、支出済額 430,988 円）及び消防指導費（予算令達額 178,000 円、支出済額 178,000 円）としての支出が主な内容である。

可茂県事務所における防災総務費は、防災体制の整備・充実を図るために、県防災課と連携して市町村アドバイザーチームを編成し、各町を訪問する等の支援活動の事務費にあてられている。また、消防指導費は、少子高齢化や就業構造の変化等により消防団員が減少する中、地域防災力の向上を図るため、消防団員確保に向けた各取組の周知・推進を図るための各種制度（消防団員雇用貢献企業報奨金制度、消防団協力事業所支援減税制度、ありがとね！消防団水防団応援事業所制度）の周知・PR 事業にあてられている。

(2) 可茂土木事務所

可茂土木事務所における全体の予算執行状況は、一般会計については、予算令達額 6,635,443,073 円、支出済額 6,635,443,073 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	64,720	64,720
道路総務費	143,267,073	143,267,073
道路橋りょう維持費	1,515,551,014	1,515,551,014
道路橋りょう改築費	1,838,400,340	1,838,400,340
交通安全対策費	195,445,351	195,445,351
河川総務費	43,058,141	43,058,141
河川維持費	251,818,447	251,818,447
河川改良費	597,083,188	597,083,188
砂防総務費	17,253,725	17,253,725
砂防維持費	46,374,047	46,374,047
砂防事業費	671,578,390	671,578,390
土木施設災害復旧費	169,389,700	169,389,700

(3) 可茂農林事務所

可茂農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 2,305,820,606 円、支出済額 2,305,820,606 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	810,397,215	810,397,215
治山費	190,086,023	190,086,023
農地災害復旧費	19,396,000	19,396,000

3 監査の重点及び監査手続

可茂土木事務所及び可茂農林事務所内の管内は、57 の一級河川及び多数の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかを確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成 23 年度岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、総合庁舎の機能と合わせて、物品管理も合わせて検討を行った。

具体的な監査手続としては、令和 4 年 9 月 29 日に現地監査を行い、現地でのヒアリングにおいて、可茂土木事務所については、管理調整係、契約係、施設管理係、用地係、道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係、河川係、砂防係の各担当係

長からのヒアリングを行った。可茂農林事務所についても、同日に、森林整備係、計画調整係、治山係、農地整備係の各担当係長からのヒアリングを行った。可茂土木事務所については、管理する倉庫や物品の確認を行い、砂防施設に関する現地往査を行った。

資料については、可茂土木事務所については、定期監査資料（令和2年10月30日、令和3年11月8日、令和4年11月8日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

可茂農林事務所については、定期監査資料（令和元年11月8日、令和2年11月11日、令和3年11月16日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料、非常時優先業務一覧などの提出資料について、書類監査を行った。

4 可茂総合庁舎

(1) 概要



所在地：美濃加茂市古井町下古井
2610-1

階数：鉄筋コンクリート造5階建

延面積：6,901.00㎡

可茂総合庁舎には、可茂県事務所、可茂土木事務所・可茂農林事務所が所在している。

可茂総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大72時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により約72時間稼働することができる。

(2) 防災倉庫

【事実関係① 保管場所】

可茂総合庁舎は、計画規模降雨（L1）に伴う洪水による浸水において、0.5m以下の浸水が想定される区域に所在しているところ（【図1】可茂総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（計画規模）浸水深0.5m）、防災資機材の一部が庁舎一階の倉庫に存在する。また、想定最大規模降雨（L2）に伴う洪水において、5mから10mの浸水が想定されている（【図2】可茂総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）浸水深

5.0～10.0m)。

【図 1】



【図 2】



「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）は、第 17 節必需物資の確保対策において、県備蓄の実施内容につき、「県は、…（中略）…緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄…（中略）…の体制整備に努める。」と定めている。

【過去の監査意見】

岐阜県監査委員による平成 29 年度行政監査結果報告書（「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について」）においても、「備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1 階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。」と意見されている。

【指摘 可茂県事務所】

可茂総合庁舎がある場所は、上図 1 のとおり、計画規模降雨（L 1）に伴う洪水による浸水において 0.5～3.0m の浸水が想定され、上図 2 のとおり、想定最大規模降雨（L 2）に伴う洪水による浸水においては 5.0～10.0m の浸水が、12～24 時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。

そのため、発災（水害）の際には、可茂総合庁舎敷地内における上記保管場所に置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。

したがって、発災時において緊急に必要となる物資、備蓄品の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、可茂総合庁舎における備蓄品等については、少なくとも L 1 計画規模において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。

【事実関係② 保管場所】

防災備品である寝袋を保管している段ボールにカビが生えていた。

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【指摘 可茂県事務所】

防災備品である寝袋がその使用目的に従って利用できる状態を保つために、カビが発生しないよう保管場所の通気性を保つなど、適切に管理すべきである。



【事実関係③ 備蓄品の把握】

可茂総合庁舎では、備蓄品が庁舎の6階の2部屋と1階に分散して備蓄されている。理由は置き場所がないためとのことである。

6階の部屋は、今はほとんど使われていない仮眠室が併設されている。1階の部屋は、防災備品以外の多数の物品と共に保管されており、どれが防災備品なのかもわからない状態である。各配置場所に見取り図、棚札等は配置されていなかったが、各備蓄品が入った箱にはラベル貼付等の方法で内容物が分かるような表示がなされていた。

【規範】

岐阜県公有財産規則第19条は、「行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならない。」と規定している。

【意見 可茂県事務所】

各防災倉庫の目立つ場所に、備蓄品の配置場所が分かる見取り図を配置するのが望ましい。

【意見 可茂県事務所】

備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。

そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にな



らざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。

5 可茂土木事務所

(1) 概要

可茂土木事務所は、施設管理課（施設管理係）が、道路・河川等の管理に関すること、砂防指定地管理及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること、水防に関することを、用地課（用地係）が、登記事務の促進に関することを、指導検査監兼技術連携調整監が、入札等の適正化指導等に関すること、工事現場の管理・監督及び検査業務における指導等に関することを、道路課（道路第一係及び第二係）が道路、橋りょうの調査設計及び施工監督に関することを、道路課（道路第三係）が道路・橋りょうの維持補修に関する調査設計及び施工監督に関すること、災害復旧事業に関することを、河川砂防課（河川係）が河川事業の調査設計、施工監督及び維持補修に関すること、災害復旧事業に関することを、河川砂防課（砂防係）が、砂防事業の調査設計、施工監督及び維持補修に関すること、災害復旧事業に関することを担っている。

(2) 令和3年度の重点事項

可茂土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、各種計画を踏まえ、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における一部事項のみ抜粋）。

ア 交流ネットワークの形成

主要地方道可児金山線上麻生工区では、一般国道41号の複々ルートおよび第二次緊急輸送道路の整備として、また異常気象時通行規制部下の解除を図るため引き続き工事、用地補修を実施し事業を推進して行く。

イ 安心・安全な道づくり

主要地方道下呂白川線の白川町和泉他地区において、異常気象時通行規制区間の解除を図るため工事、丈量測量、詳細設計を実施し事業を推進して行く。

ウ 河川事業

可茂土木事務所管内では、可児川、加茂川等市街地を流れる河川を中心に河川整備を進めてきたが平成22年の「7.15豪雨」は130年に一度という豪雨に見舞われ、死者行方不明者が発生する大きな被害を受けた。さらに平成23年の台風15号豪雨においても7.15豪雨と同規模の豪雨となり2年連続で大規模な災害が発生した。これらの災害や社会情勢の変化を踏まえ平成24年度、新たに「木曾川中流域河川整備計画」を策定した。その計画の中で概ね今後30年間で整備を進める河川を位置づけている。また、令和2年7月豪雨においては飛騨川の水位が上昇したことにより白川でバックウォーター現象が発生したため、白川の水位が上昇し浸水被害が発生した。そのため同規模の洪水に対して浸水被害が発生することがないように新たに整備を進める。

エ 砂防事業

白川町上佐見地内の梅の平川他4か所において、通常砂防事業による砂防ダム工及

び管理用道路工等を計画し、施工し、土砂災害の防止に努める。

また、急傾斜地崩壊対策事業としては、東白川町神土地内の上小林地区他4地区において擁壁工等を計画、施工し、がけ崩れ災害の防止に努める。

(3) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

平成23年から令和3年度までに解消した未登記土地の数を確認したところ99筆であったが、残り1,196筆については未登記のままである。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成31年3月7日一部改正）第3条は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成35年(令和5年)度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

同未登記土地の問題については、既に平成23年度の包括外部監査において、「今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。」と指摘している。

【指摘 用地課、可茂土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第348条第2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第1号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 可茂土木事務所】

未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情

報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」(平成 25 年 3 月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(4) 道路パトロール日誌

【事実関係】

道路パトロール日誌を確認したところ、パトロールの結果把握された問題事例について、異常内容があった箇所について、対応をした箇所には「処理内容」の欄に「応急処理」との記載がある。一方、対応をしていない箇所については「処理内容」の欄に「未処理」と記載されているだけであり、その後の対応についての進捗状況に関する記載がない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第 13 条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

(記録及び報告)

第 13 条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌(様式-2)及び写真台帳(様式-3)により結果を出力の上、道路課長に報告する。

2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。

3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進捗状況を管理する。

【指摘 可茂土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

(5) 現地視察(災害復旧現場)

令和 3 年度の豪雨災害の際に、一級河川の壁面の底がえぐられ、土が削り出された場所があり、災害復旧工事の対象となった。災害復旧が認められるためには、一定程度の水が河川に流れた後に、増水が原因となって河川の法面が崩壊するなどの現象が起きたことが必要となる。当該工事は、令和 3 年 12 月に発注し、令和 4 年度の 5 月頃

に完成した。

一級河川は国が管理を決めた河川であり、川の広さには影響されない。災害復旧工事にあたっては、県の管理する地域については、国から3分の2の補助が得られ、残りは県の費用で負担している。

災害復旧した法面については、一見すると目が粗いコンクリートのように見えるが、これは河川法が改正され「自然」にも配慮した法面づくりが求められるようになって以来、草が生えるコンクリートにすることなどが求められるようになったためである。そのような目的もあり、コンクリートには隙間があり、時間が経てば草が生えるなどして、自然との調和が図られるとのことである。



6 可茂農林事務所

(1) 概要

可茂農林事務所は、管理調整係が工事その他の契約に関することを、計画調整係が農地農業用施設の災害復旧事業に関することを、農地整備係が県営ため池等整備事業を、治山係が治山事業、山地災害危険地区に関することを担っている。

(2) 事業計画

可茂農林事務所における事業のうち、特に防災に関するため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

ア 災害に強い農村づくり

(ア) 農業インフラの防災・減災対策の推進

豪雨や地震等の災害リスクの軽減を図るため、農業用ため池、農道等の農業インフラ防災・減災対策を実施する。

(イ) 防災意識の向上と地域防災力の強化

農村の地域防災力の向上のため、災害発生前から発生後までの情報伝達体制の強化や防災行動の定着を図るとともに、相互扶助などの農村集落機能を維持する活動を推進する。

(3) 治山工事

【事実関係① 山地災害危険地区の着手率】

可茂農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が73.1%、危険度Bの着手率が58.9%、危険度Cの着手率が56.1%であり、全体の着手率としては、64.3%である。

可茂農林事務所としては、特に、危険度Aの箇所が存在について市町村に対し情報

を投げているが、なかなか事業として進まない状況である。担当者によれば、その原因としては、実害がないため、地権者からの要望が出てこない、地権者を確認できない、地権者が同意しないなど、用地関係がまとまらないことがあげられるとのことである。

一方で、平成 30 年 7 月豪雨では 5 件（うち危険度 A 1 件、危険度 B 1 件）、令和 3 年 8 月豪雨では 1 件（危険度 A 1 件）の山地崩壊が発生し、溪流や国道等の道路に土砂や倒木が堆積した。

【意見 可茂農林事務所】

可茂農林事務所の対応として、危険度 A の箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度 A の箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村が治山工事を必要と認めたもののうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地が整ったところから着手となるため、計画が立てにくいとのことである。

【意見 可茂農林事務所】

治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、可茂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように 5 年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

【事実関係③ 修繕の同意】

現在治山施設を設置する場合に、土地所有者から、「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」を取得している。当該承諾書には、工事期間、工事費用、土地使用料などについて定めてあり、「9 その他」として、「(2) 工事完成後の工作物は治山施設として、岐阜県が維持管理を行います。」と規定してある。しかし、治山施設の修繕が必要となった場合については、何ら規定していない。そのため、治山施設を修繕する場合には、修繕の都度現地権者の同意書を取得するとの運用になっている。

【意見 可茂農林事務所】

修繕の都度、現地権者から同意書を取得しなければならないという現在の運用は、現地権者が遠方にいる場合や何らかの理由で同意をすることができない場合に、修繕を速やかに行うことができない。そこで、あらかじめ「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」の中に、修繕が必要な場合には、土地を使用及び工作物を設置することについて承諾をする旨の規定を設けておくことが望ましい。

【事実関係④ 管理マニュアル】

治山施設の管理については、県が「治山事業施行地管理事務要領」を策定しているが、範囲及び内容について明確にした詳細な管理マニュアルがない状態である。

【意見 可茂農林事務所】

治山施設の管理に関するマニュアルを作成するのが望ましい。具体的には、例えば、危険度に応じたパトロール実施記録の作成、管理台帳である治山GISの定期的なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を履行していることを第三者に疎明することなどを検討することが望ましい。

第 11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、多治見市、瑞浪市及び土岐市の3市からなり、西、南は愛知県、北は可児市、可児郡及び加茂郡、東は恵那市に接している。総面積は382.13㎢で県全体の3.6%、人口は約19万5千人（令和4年3月1日時点）で県全体の約10%を占めている。管内の中央部を土岐川が流れ、これに沿ってJR中央線が東西に走り、この沿線に都市が形成されている。南部、北部とも大部分が丘陵地帯で耕作面積は極めて少なく、窯業原料となる陶土、珪砂等が埋蔵されているため、古くからこれを使用する陶磁器産業が発達し、「美濃焼生産地」として全国にその名が知られ、今日では新しいセラミックの開発・実用化が進められている。

管内の交通網は、JR中央線を中心として南北にバス路線が走り、道路は管内中央部を東西に中央自動車道、これに併走して19号、南北に平成17年3月に開通した東海環状自動車道、21号及び248号が、地域南部を363号、419号の各国道が走り、これを県・市道が補完しているが、幹線道路が市街地内を通過していることから慢性的な交通渋滞にあるとともに、大型商業施設の開業により流入交通量が増大している。また、名古屋市のベッドタウンとしての宅地開発をはじめ、東濃研究学園都市構想のもとに種々の開発工事が推進されているが、地域の地質がぜい弱で、土砂災害危険箇所が非常に多く、一旦豪雨ともなれば、土砂の流出、地すべり、洪水等災害が発生しやすい地域でもある。

（令和3年1月1日時点）

市町名	面積 (k㎡)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
多治見市	91.25	109,453	4,408	48.3
瑞浪市	174.86	36,985	12,216	69.9
土岐市	116.02	57,294	7,566	65.2
管内計	382.13	203,732	24,190	63.3

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、一般国道3路線・実延長38,973m、主要地方道13路線・実延長119,777m、一般県道18路線・実延長113,293mの合計34路線・実延長272,043mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、一般国道55橋・橋長1,221m、主要地方道116橋・橋長3,539m、一般県道102橋・橋長1,213mの合計273橋・橋長5,973mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、一級河川31河川・管内延長131.3kmである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、289 か所、面積は 3,776.98 ha である。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、105 か所存在し、面積は 133.64 ha である。

カ 地すべり防止区域の状況

管内の地すべり防止区域指定地は、20 か所存在し、面積は 324.48ha である。

キ 土砂災害警戒区域等の指定状況

管内の土砂災害警戒区域は 1,983 か所、特別警戒区域は 1,668 か所指定している。

ク 治山施設数

管内の治山施設の数、1,866 か所である。

ケ ため池数

農林事務所が把握する管内の農業用ため池の数は 225 池、うち防災重点農業用ため池は 178 か所存在する。

2 防災事業に伴う支出

(1) 東濃県事務所の支出

東濃県事務所における防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額 283,031 円、支出済額 283,031 円）。

その他は、庁舎内の土木事務所や農林事務所との共益部分に関する防災関連費に伴う支出が存在するが、いずれも庁舎内の水道光熱費などの共益費用である。

(2) 多治見土木事務所

多治見土木事務所における全体の予算執行状況は、一般会計については、予算令達額 3,773,174,151 円、支出済額 3,762,065,270 円である。一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
防災総務費	64,940	64,720
道路総務費	130,361,831	127,255,186
道路橋りょう維持費	1,059,506,433	1,053,860,969
道路橋りょう改築費	747,670,697	747,670,697
交通安全対策費	117,415,137	117,250,306
河川総務費	13,868,708	13,833,322
河川維持費	181,198,100	180,931,054
河川改良費	448,047,963	447,834,174
砂防総務費	16,311,419	16,285,236
砂防維持費	98,503,736	98,458,050
砂防事業費	624,209,500	624,178,229
土木施設災害復旧費	102,454,700	102,454,700

(3) 東濃農林事務所

東濃農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 1,001,419,574 円、支出済額 999,659,272 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	537,731,458	537,706,204
治山費	204,687,622	204,534,015
林業用施設災害復旧費	33,880,000	33,880,000

3 監査の重点及び監査手続

多治見土木事務所及び東濃農林事務所内の管轄は、他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認した。特に、多治見土木事務所管内は、地すべりが発生しやすい第三紀層が分布する土砂災害が発生しやすい地域であり、県下の警戒区域（地すべり）の約7割が分布している点に特徴があることから、土砂災害対策事業の事業化が適切に行われているかという観点から監査を行った。また、東濃農林事務所については、防災重点農業用ため池 1,349 池のうち、178 池が管内に存在していることから、ハード面のみならず、ソフト面での対策が適切に行われているかという観点から監査を行った。

具体的な監査手続としては、多治見土木事務所については、令和4年10月3日、同年12月22日、令和5年2月16日の現地でのヒアリングにおいて、管理調整係、施設管理係、用地係、道路一係、道路二係、河川砂防係の各担当係長からのヒアリングを行い、管理する倉庫や物品の確認を行った。東濃農林事務所については、令和4年10月3日、同5年2月16日、森林管理係、農地整備係、林務係の各担当係長からのヒアリングを行い、改修が完了した農業用ため池の現地往査を行った。

資料については、多治見土木事務所につき、定期監査資料（令和2年9月28日、令和3年7月14日、令和4年7月14日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、夜間パトロール実施結果、河川パトロール日誌、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

東濃農林事務所については、定期監査資料（令和3年9月13日、令和4年9月13日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、ため池巡回パトロールに関する資料、治山施設点検に関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

4 東濃西部総合庁舎

(1) 概要



所在地：多治見市上野町5-68-1

階数 本館：RC 5階建て

試験機械棟：重量鉄骨平屋建て

て

児相棟：重量鉄骨平屋建て

延床面積：6974.94 m²

東濃西部総合庁舎には、東濃県事務所、多治見土木事務所・東濃農林事務所が存在している。東濃西部総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大 20.5 時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により約 102.8 時間稼働することができる。

(2) 災害時の機能（勤務時間外の大雨災害時）

岐阜県災害対策マニュアル等によれば、大雨被害に関しては、大雨注意報や洪水注意報が発令された段階から、警戒準備態勢を取ることとされ、東濃西部総合庁舎においては、東濃県事務所の防災担当職員は連絡準備態勢（自宅待機）となり、多治見土木事務所の水防当番2名が、総合庁舎で待機し、河川状況を監視することとなる。

その後、大雨警報（浸水害）、洪水警報等が発令されると、警戒第一体制となり、本部において被害情報集約センターが設置されると、東濃西部総合庁舎においては、東濃県事務所職員の防災当番2名が待機する。当該職員は、各関係機関への連絡を行い、気象状況の把握を行う。

多治見土木事務所の職員においては、警報の内容に関わらず、災害が発生して大規模な被害が予想されると判断される際には、全職員が災害対応にあたることとなる。土木事務所職員は、現場状況の把握や、情報収集、二次被害の防止等の業務にあたる。

更に、大雨警報（土砂災害）の発表や、避難判断水位に達した河川があるとき、高齢者等避難が発令されたとき等には、警戒第二体制に移行し、東濃西部総合庁舎においては、東濃県事務所職員は、更に2名が登庁する。

この他、東濃農林事務所の農林班、教育事務所職員の教育班の東濃西部総合庁舎に登庁する。

更に、大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されるに至った場合や、土砂災害警戒情報が発表されたとき、氾濫危険水位に達した河川があるときなどは、本部において岐阜県災害対策本部が立ち上がると、東濃西部総合庁舎においても、岐阜県災害対策支部第一非常体制に移行する。

この際、東濃県事務所は、管轄の市町村に対し、被害情報集約システムへの入力を依頼するとともに、市町村からの被害情報集約システムに入力が困難であると判断し

たときは、必要に応じ代理入力を行う。県事務所長は、速やかに総合庁舎に登庁する。

ここから更に、緊急安全確保の発令、大雨特別警報、暴風特別警報等が発令されると、東濃西部総合庁舎においても、岐阜県災害対策支部第二非常体制に移行する。

この時、東濃西部総合庁舎内には、状況に応じて、支部職員全てが総合庁舎に登庁する。

(3) 防災倉庫

東濃西部総合庁舎の防災資機材は、庁舎建物1階の旧食堂内に保管されている。そこには、備蓄品として、アルファ米等の食料品の外、簡易トイレ、毛布、広域防災拠点運営用資機材として、自家用発動発電機、バルーン式照明機、投光器等が保管されていた。

【事実関係① 防災倉庫】

東濃西部総合庁舎は、1階の旧食堂を談話室と防災倉庫として利用している。入口扉の表示は談話室とされており、外部から防災倉庫が存在することを示す表示は見当たらない。また、防災倉庫のある旧食堂の調理室部分は、電気が供給されていないか、電球が切れているため、照明がつかない状態であった。



【規範】

岐阜県公有財産規則第13条（注意義務）において、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」と定めており、公有財産の善管注意義務が定められている。

【指摘① 東濃県事務所】

入口扉の表示を変更して、防災倉庫であることを表示すべきである。

【指摘② 東濃県事務所】

夜間に防災資機材を搬出しなければならない場面も想定されるため、防災倉庫の電気は常に点く状態を保つべきである。

【事実関係②】

防災倉庫には、飯ごう、銀行から寄贈された携帯用ライトなど、リストに記載されていない物品が多数存在していた。ヒアリングによれば、発災時に役に立つと思われる物品であるため、ここで保管しているとのことである。また、物品の配置図は存在しなかった。



【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【意見 東濃県事務所】

飯ごうや携帯用ライトについても、備蓄品リストに記載して、管理することが望ましい。

【意見 東濃県事務所】

防災倉庫内のどの位置にどの備蓄品が存在するかを明確にする配置図を記載することが望ましい。

【事実関係③】

東濃県事務所は、備蓄品である水と食料のうち、賞味期限が2017年4月、2020年7月、2022年7月の飲料水合計175本が、「生活用水として使用」との名目で保管されていた。

【規範】

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、関係府省庁等が講ずべき具体的施策を掲げた消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定。以下「工程表」という。）において、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進することを求めており、「災害時用備蓄食料の有効活用について」（内閣府防災担当、消費者庁、消防庁及び環境省の平成30年1月30日付け通知）は、地方公共団体が災害備蓄食料を更新する際、食品ロス削減の観点から、災害備蓄食料の有効活用について検討するよう、地方公共団体の取組事例を盛り込んだ通知を発出している。

【意見 東濃県事務所】

災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。

また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法（飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間）等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。

5 多治見土木事務所

（1）概要

多治見土木事務所は、総務課管理調整係が歳出・歳入事務や工事及び委託契約等、施設管理課施設管理係が水防、道路、河川、砂防管理に関すること、用地課用地係が公共用地の取得や登記事務、道路課のうち道路第一係が道路の企画、調整、道路改良、橋梁整備に関すること、道路第二係が道路パトロールや道路橋梁の維持修繕、災害復旧工事に関すること等、河川砂防課河川砂防係が河川・砂防工事、地すべり・急傾斜

対策、河川及び砂防施設の災害復旧に係る事業を担当している。

(2) 事業計画

ア 重点事項

多治見土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、各種計画を踏まえ、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

① 緊急輸送道路ネットワーク整備計画に基づく防災・減災対策の推進

広域災害に備え、緊急輸送道路及び雨量規制区間内の要対策箇所を整備推進に向けて、(主)名古屋多治見線等の斜面对策を実施する。

② 新五流域総合治水対策プランの改定を踏まえた総合的な治水対策の推進

事前防災の考え方を踏まえ、土岐川、肥田川、日吉川等で効果的な河川改修を実施する。

③ 八山系砂防総合整備計画の改定を踏まえた総合的な土砂災害対策の推進

早期の避難行動につなげるための情報提供と、妻木町2の急傾斜事業、不動川の砂防事業など重点的なハード整備により総合的な対策を推進する。

④ 社会資本の戦略的な維持管理の実施

道路や河川、砂防施設の長寿命化計画等に基づき、各々の施設の特徴を踏まえた点検・補修等を実施する。

イ 砂防事業

【事実関係】

多治見土木事務所の砂防事業は、土砂災害警戒区域ベースで管理されており、砂防は警戒区域数 1,166 か所に対し着手数 141 か所 (12.1%)、急傾斜地は 783 か所に対し 101 か所 (12.9%)、地すべりは 34 か所に対し 18 か所 (52.9%) の着手にとどまっている。

ヒアリングによれば、事業化に当たり、レッドゾーン等の危険度と、避難所や要配慮者利用施設の有無等による被害結果の重大性を乗数的に考慮して、優先順位を決めているとのことである。ただし、急傾斜地崩壊対策事業には地元負担金が発生するため、負担金の協力を得られない箇所については、事業を推進することは困難な状況である。負担金の徴収については基本的に地元市に委ねられている。

【規範】

岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画は、避難所を保全する砂防施設整備の実施として「東濃山系には、土砂災害警戒区域に避難所が含まれる、未着手の箇所があります。土砂災害特別警戒区域に存在する施設が避難所となっており、他に適切な施設がなく移転も困難である箇所を対象に砂防施設整備を実施します。」、要配慮者利用施設を保全する砂防施設整備の実施として「東濃山系に

は、土砂災害警戒区域に要配慮者利用施設が含まれる、未着手の箇所があります。要配慮者利用施設が土砂災害特別警戒区域に存在する箇所を対象に重点的に砂防施設整備を実施します。」としている。

【意見 多治見土木事務所】

負担金の問題があるにしても、上記個別計画記載の危険性と対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを引き続き行うことが望ましい。

(3) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

管内には、453 筆の未登記土地が存在していた。平成 23 年度に包括外部監査人からの指摘を受けた後、解消された数は 21 件であり、未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。残り 432 筆については未登記のままであり、未登記土地解消のための具体的計画は策定されていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 11 条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「（土木事務）所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

同未登記土地の問題については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、「今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。」と指摘している。

【指摘 多治見土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要となるため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地】

未登記用地一覧表の摘要欄には、特に、昭和 30 年代の取得地については、「資料なし」とされ、取得用地一覧で購入の事実は確認できるものの、契約書等の原因証書がないものが散見される。ヒアリングによれば、この頃の資料は、庁舎移転などのタイピングで廃棄された可能性があるとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、文書は、常に丁寧に取扱うとともに、正確に処理しなければならないとされている。

【指摘 多治見土木事務所】

未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したものの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第348条第2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第1号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 多治見土木事務所】

未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

【事実関係③ 不適正事案】

多治見土木事務所管内には、平成16年、瑞浪市日吉町地内において、砂防指定地内での許可範囲を約4,000㎡超えた造成及び産業廃棄物の埋立事案が発生している。県は、原状回復及び防災措置を行うよう行為者に指導するも従わなかったため、平成17年8月31日に原状回復及び防災措置工事命令を発令しているが、令和4年11月15日現在、是正措置はなされていない。なお、県環境部は、平成18年5月30日、行政代執行により硫酸ピッチを撤去している。行為者は、平成17年に産業廃棄物の埋立てに

関して県警により検挙されており、その後、平成 20 年に死亡している。

砂防課のホームページによれば、現在、県環境生活部が産業廃棄物の排出事業者に対して自主撤去を指導しており、その状況を踏まえた上で、当面の安全対策を考慮しつつ、定期的な監視を続けながら、関係機関と連携し是正を進めているとのことであるが、本事案の「不法行為が確認された案件の概要」によれば、行為者死亡後は、担当者が毎月のパトロールを繰り返しているものの、進捗は見られない。

なお、同事案については、令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国からの依頼に基づき岐阜県が実施した盛土総点検の結果、令和 4 年 3 月 14 日、県より、「下流部の排水施設が機能し盛土の変位も見られないとして、今後の対応として、廃棄物の排出事業者へ撤去を書面で要請、土地所有者に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知」と発表されている。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第 3 条に基づき、砂防指定地内における、無許可の土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄することや、土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更することは許されない。同条項に違反した場合は、同条例第 23 条により 1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 2 万円以下の罰金が定められている。

【過去の監査意見】

本件不適正事案については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、事実関係を把握され、「今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。」と意見されている。

【意見 多治見土木事務所、砂防課】

上記条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、多治見土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい。

そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。

なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」（県所管）及び「宅地造成等規制法」（神戸市所管）に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和 4 年 10 月 26 日より、行政代執行（土砂流出予防工事）に着手したという事例がある。

【事実関係④ 不適正事案】

多治見土木事務所管内には、平成 11 年以前から、行為者が砂防指定地内行為許可の条件に反した切り土等を実施した事案が発生している。県は、防災措置を行うよう指導したものの行為者はこれに従わなかったため、防災措置工事命令を発令したが、令和 4 年 11 月 29 日現在、防災措置は未完了である。行為者は、防災措置工事实施計画書を提出し、防災措置を進めているため、定期的な監視を続けながら、関係機関と連携して防災措置の早期完了を求めているとのことであるが、完了には至っていない。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第 3 条に基づき、砂防指定地内における、無許可の土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更することや、知事の指定区域外の土石若しくは砂れきを採取し又は鉱物を採掘することは許されない。同条項に違反した場合は、同条例第 23 条により 1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 2 万円以下の罰金が定められている。

【過去の監査意見】

本件不適正事案については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、事実関係を把握され、「今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。」と意見されている。

【指摘 多治見土木事務所、砂防課】

本件違反事案については、行為者による防災措置が進められているが、当初の行政指導から 20 年以上経過しても完了には至っていない。他の事案のように、当事者が死亡により存在しなくなることも考慮すれば、違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。

(4) 倉庫関係

【事実関係① 水防倉庫】

多治見土木事務所の水防倉庫は庁舎敷地に所在している。倉庫内を視察したところ、書庫に入りきらない文書箱や、水防と無関係の物品が雑然としており、水防倉庫として、どのような資機材が、どこに所在するか分からない状態であった。



水防倉庫の外観



内部の状況

【規範】

水防法第2条第6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、多治見土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 多治見土木事務所】

水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

【事実関係②】

多治見土木事務所では、委託業務におけるボーリングコアの試料（成果品）を、車庫内で保管している。車庫にはシャッター等がなく、来庁者がこれを持ち出すことも容易である。なお、ボーリングコアの試料は、トンネル、ダム関連業務に関するものではなく、5年の保存期間が満了しているものもあるが、数がまとまった段階で廃棄処理しているとのことである。



【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【指摘 多治見土木事務所】

ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることからすると、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりかねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。

6 東濃農林事務所

(1) 概要

東濃農林事務所は、農業振興課のうち農地整備係が、農業農村整備、土地改良事業、農業集落排水事業を、林業課のうち森林管理係が、治山事業に関する事業を担っている。

(2) 事業計画

【重点事項】

東濃農林事務所における事業のうち、特に防災に関する湛水防除、ため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

① 災害に強い農村づくり

管内のため池診断調査結果により、危険度が高く改修の優先度が高い防災重点ため池の整備を行い、防災・減災対策を推進する。

② 治山事業の推進

山地災害発生箇所及び荒廃の著しい山地について、森林への早期復旧及び山地災害の未然防止を図るため、治山事業を実施する。

(3) 治山事業

【事実関係 事業計画】

山地災害危険地区数は、県全体で7,249か所であり、管内は、多治見市105、土岐市109、瑞浪市176か所が存在している。山地災害危険地区について、県は、山腹崩壊危険度と、被災危険度の視点で、危険地区の危険度を判定している。これによれば、危険度A判定の箇所は、県全体で2,728か所あり、管内には40か所存在している。ヒアリングによれば、治山事業は地元からの要望に基づき事業化している。また、危険度A判定の箇所については、市に要望をあげてもらおうよう依頼しているとのことであるが、口頭でやり取りしているので議事録等の書類は存在しないとのことである。

【意見 東濃農林事務所】

危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。地元の主体性を尊重する姿勢では、危険度調査に基づく早期事業完了が期待できない。特に、危険度Aの山地災害危険地区については、県から地

元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

(4) ため池事業

東濃農林事務所管内は、多治見市に 34 か所、土岐市に 41 か所、瑞浪市に 103 か所の防災重点農業用ため池が存在している。

【事実関係① ため池パトロールの記録】

東濃農林事務所においては、ため池パトロールの実施に際して、「ため池巡回パトロール記録票」を作成し、同パトロールの内容・結果を年度単位の「ため池パトロール実施管理表」に反映させている。「ため池巡回パトロール記録票」については、確認項目ごとに「異常なし」、「異常あり」のチェック欄が設けられており、異常ありの場合には、「メモ欄」にその概要を記入した上で、その状況写真を添付して報告する体裁となっているが、令和3年度における同記録票に、「異常なし」と「異常あり」の双方にチェックが入っていないものが散見された。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 東濃農林事務所】

ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。異常が認められた場合のみチェックを入れるのでは、確認の有無が一見して明白でない。したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。

【事実関係② ため池パトロールの実施】

令和3年度のため池パトロール実施管理表を閲覧したところ、管理道路の倒木や笹竹密生のため通行できず「確認不可」とされ、令和3年度中にパトロールが実施できていないため池が存在することが認められた。

【規範】

令和4年4月19日農地整備課ため池防災係作成に係る「岐阜県会計年度任用職員（ため池等管理専門職）の事務について」のうち、「1 農業用ため池の監視パトロールに関すること」、「1 ため池の監視パトロールの方法」には、「各管内の防災重点農業用ため池を中心に、監視パトロールを実施する。」と定められている。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画は、定期点検につき、「防災工事が完了した池も含め、防災重点農業用ため池の点検を定期的に行い、決壊等の危険性を早期に把握する（頻度は1年に1回、実施主体はため池管理者、市町村）。」と定められている。

【指摘 東濃農林事務所】

ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。したがって、通行不可等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。

(5) 補助金

【事実関係】

令和3年度の岐阜県森林整備事業補助金交付申請書を確認したところ、当該事業者向けチェックシートの添付が行われていなかった。ヒアリングによると、東濃農林事務所では、事業者向けチェックシートの添付を求めておらず、様式についても把握がされていなかった。岐阜県森林整備事業実施要領において、事業者向けチェックシートを求める当該条項は追加で定められたものであり、要領の文言の整備は行われていたものの、チェックシートの様式に係る指示が要領上明確でなかったことに起因するものと考えられる。チェックシートの様式の提示を求めたところ、令和3年2月26日付けの林野庁が示したチェックシートの様式（農林水産業・食品産業の安全のための規範（個別規範：林業））が提示された。

【規範】

岐阜県森林整備事業実施要領第7条第3項（6）において、「農林水産業・食品産業の安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシートを交付申請書に添付すること」を定めている。

【指摘 東濃農林事務所】

事業者向けチェックシートの様式を整備し、申請者に添付させるべきである。

(6) 現地視察

【事実関係】

令和3年度に改修が完了した深山新池（農業用ため池）を視察した。施工費用は2億9,000万円（3か年）で、このため池を利用する受益者農家は16世帯とのことであった。担当者の説明では、各農家の平均年齢は不明だが高齢者が多いとのことである。もっとも、「防災重点農業用ため池の実施優先度の考え方」に基づく県内優先順位は93位であり、市内順位も2位のため池である。



第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、岐阜県の東南端に位置し、中津川市・恵那市の2市からなっており、総面積は1,180.57km²（内937.34km²、79.40%が山林）で県土のおよそ11%を占めている。

この地域は、北に飛騨山脈、東に木曾山脈、南は奥三河高原、西は笠置の山々に囲まれ、そのほぼ中央を木曾川が貫流し、東は長野県、南は愛知県に接しており、経済的には中京経済圏に属し、活発な経済活動を展開している。気象条件は、比較的内陸性気候型で、降水量も年平均1,600から1,700mm程度となっており「夏期に雷雨が多く、冬の降雪は少ない」と、いわゆる冷涼の地と言われている。

河川の状況は、一級河川78河川・延長445.7kmを有し、一度豪雨にあうとその地形的条件や土地開発などにより、小河川の災害が多発する恐れがあり、砂防設備と合わせ河川改修事業の促進が望まれている。

（令和3年3月1日時点）

市町名	面積 (k m ²)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
中津川市	676	78,304	54,114	80
恵那市	504	49,821	38,988	77
管内計	1,181	128,125	93,102	79

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、一般国道4路線・実延長163,932m、主要地方道12路線・実延長158,581m、一般県道24路線・実延長139,364mの合計40路線・実延長461,877mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、一般国道195橋・橋長6,406m、主要地方道141橋・橋長3,973m、一般県道105橋・橋長1,779mの合計441橋・橋長12,158mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、一級河川78河川・管内延長445.7kmである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、413か所、面積は8,811.36haである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、74か所存在し、面積は68.14ha、保全対象の人家は545戸、公共建物は21棟である。

カ 地すべり防止区域指定地

管内の地すべり防止区域指定地は、4か所存在し、面積は79.49ha、保全対象の人家は55戸である。

キ 土砂災害警戒区域等の指定状況

管内の土砂災害警戒区域指定地は、1,706 か所、土砂災害特別警戒区域指定地は、1,553 か所である。

ク 治山施設数

管内の治山施設の数、8,812 施設である。

ケ ため池数

農林事務所が把握する管内の農業用ため池の数は、1,307 池存在している。

2 防災事業に伴う支出

(1) 恵那県事務所の支出

恵那県事務所における防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額 446,594 円、支出済額 446,594 円）。

その他は、庁舎内の土木事務所や農林事務所との共益部分に関する防災関連費に伴う支出が存在するが、いずれも庁舎内の水道光熱費などの共益費用である。

(2) 恵那土木事務所

恵那土木事務所における全体の予算執行状況は、一般会計については、予算令達額 9,112,833,165 円、支出済額 9,112,833,165 円である。一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	64,720	64,720
道路総務費	211,762,334	211,762,334
道路橋りょう維持費	1,930,445,859	1,930,445,859
道路橋りょう改築費	2,954,940,812	2,954,940,812
交通安全対策費	259,093,893	259,093,893
河川総務費	53,343,810	53,343,810
河川維持費	217,331,722	217,331,722
河川改良費	573,785,266	573,785,266
砂防総務費	25,679,183	25,679,183
砂防維持費	145,930,674	145,930,674
砂防事業費	908,985,130	908,985,130
土木施設災害復旧費	1,815,369,302	1,815,369,302

(3) 恵那農林事務所

恵那農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 3,746,953,504 円、支出済額 3,746,953,504 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
----	-----------	----------

農地防災事業費	457,540,979	457,540,979
治山費	1,094,302,544	1,094,302,544
農地災害復旧費	24,135,000	24,135,000
林業用施設災害復旧費	49,463,000	49,463,000

3 監査の重点及び監査手続

恵那土木事務所及び恵那農林事務所内の管轄は、他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認した。特に、土木事務所について、東濃山系は、阿寺断層、風化花崗岩、地すべりが発生しやすい第三紀層が分布する土砂災害が発生しやすい地域であり、県下の警戒区域（地すべり）の約7割が分布している点に特徴があることから、土砂災害対策事業の事業化が適切に行われているかという観点から監査を行った。また、恵那農林事務所については、防災重点農業用ため池1,349池のうち、640池が管内に存在していることから、ハード面のみならず、ソフト面での対策が適切に行われているかという観点から監査を行った。

また、恵那土木事務所及び恵那農林事務所管内は、令和2年7月豪雨、令和3年8月からの大雨による被害を受けていることから、災害復旧事業が適切に運用されているか等を確認した。

具体的な監査手続としては、恵那土木事務所については、令和4年6月16日、同年10月27日、令和5年2月15日の現地でのヒアリングにおいて、管理調整係、施設管理係、用地第一係、道路一係、道路二係、道路三係、河川係、砂防係、災害復旧係の各担当係長からのヒアリングを行うとともに、災害復旧現場の現地往査を行った。恵那農林事務所については、同年10月27日、令和5年2月15日、管理調整係、計画調整係、治山第一係、治山第二係、農地整備係の各担当係長からのヒアリングを行った。

資料については、恵那土木事務所については、定期監査資料（令和2年9月23日、令和3年12月3日、令和4年11月22日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川パトロール日誌、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

恵那農林事務所については、定期監査資料（令和3年11月4日、令和4年11月4日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、ため池巡回パトロールに関する資料、治山施設点検に関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

4 恵那総合庁舎

(1) 概要



所在地：恵那市長島町正家後田 1067-71

建物：本館：RC 5 階建（地下 1 階塔屋 2 階付）

東棟：S 平屋建、南棟：S 平屋建

他：車庫、倉庫等

延床面積：8,660.85 m²

恵那総合庁舎には、恵那県事務所、恵那土木事務所・恵那農林事務所が存在している。恵那総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大 19 時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により約 102.8 時間稼働することができる。

（2）防災倉庫

恵那総合庁舎の防災資機材は、敷地内に目的外使用許可を得て日本赤十字社が設置している災害救援物資備蓄倉庫に保管されている。そこには、アルファ米等の食料品の外、毛布、寝袋、災害用簡易トイレ、水発電機等が保管されていた。また、総合庁舎の敷地内にある 7 番倉庫には、発動発電機、ガソリン缶詰、テント等の広域防災拠点用資機材が保管されている。



（日赤の設置する災害救援物資備蓄倉庫）

【事実関係① 日本赤十字社倉庫】

「防災機器類・備蓄品」一覧には、日本赤十字社提供分として、毛布 400 枚、テント 1 張、緊急セット（日用品）16 箱、炊出し用大釜等一式、ブルーシート約 500 枚、安眠セット 24 箱（うち 13 箱は 7 番倉庫）と記載されている。安眠セットの一部は、日本赤十字社倉庫を県の防災備蓄品が占有しているため、7 番倉庫（県税事務所）に保管されている。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条（注意義務）において、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」と定めており、公有財産の善管注意義務が定められている。

【指摘 恵那県事務所】

日本赤十字社の所有する災害救援物資を県の施設内で保管するのは不適切である。当該物資は、日本赤十字社が目的外使用許可を得て設置している倉庫内で保管すべきである。

【意見 恵那県事務所】

他の総合庁舎において、県の防災備蓄品を日本赤十字社の倉庫で保管している事例は見当たらなかった。公有財産の善管注意義務の観点からも、そもそも、第三者の設置する倉庫内に県の防災備蓄品を保管するのは不適切である。庁舎内にスペースを確保するか、庁舎外に防災倉庫を設置することが望ましい。

【事実関係② 防災倉庫の表示】

恵那県事務所は、広域防災拠点用資機材を保管するスペースが不足していることから、7番倉庫の半分（以前は、恵那県税事務所が使用していたスペース）を間借りしている。7番倉庫の扉には、「福祉事務所」と「県税事務所」の表示があるのみで、外部から防災資機材が存在することを示す表示は存在しない。



【規範】

岐阜県公有財産規則第13条（注意義務）において、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」と定めており、公有財産の善管注意義務が定められている。

【指摘 恵那県事務所】

倉庫の扉に表示するなどの方法により、外部から防災資機材が所在することを表示すべきである。

【事実関係③ 作動点検】

7番倉庫に保管されている発動発電機について、実際にガソリンを入れての作動点検は実施されていない。

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

なお、岐阜県広域防災センターの防災資機材備蓄倉庫に保管する防災資機材については、防災資機材備蓄倉庫及び防災資機材管理規程第3条第1項は、毎月28日（岐阜県防災点検の日）に、資機材の数量、形状等の確認を実施するとし、同条2項は、発動発電機については、作動点検を実施すると規定している。

【指摘 恵那県事務所】

発動発電機の作動点検を実施すべきである。

5 恵那土木事務所

(1) 概要

恵那土木事務所は、総務課管理調整係が庶務及び予算の執行及び会計事務、工事その他の契約事務等、施設管理課施設管理係が道路、河川等の管理等、用地課のうち用地第一係が用地の取得、道路課のうち道路第一係が道路及び橋梁の調査設計及び施工監督、道路第二係が道路及び橋梁の維持管理に関する調査設計及び施工監督、災害復旧に係る道路及び橋梁の工事、道路第三係が交通安全施設の整備及び道路の災害防除、河川砂防課のうち河川係が河川事業の調査設計、施工監督及び維持補修、災害復旧に係る河川工事、ダムの維持管理、砂防係が砂防事業の調査設計、施工監督及び維持補修、災害復旧に係る砂防工事、ダムの維持管理、災害復旧係が災害復旧事業を担当している。

(2) 事業計画

ア 重点事項

恵那土木事務所における主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、その中でも防災に関する事業については、各種計画を踏まえ、以下の各事業をもって令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

① 道路事業

地震対策は喫緊の課題となっており、管内の防災・減災対策として緊急輸送道路の整備を重点的に進める。また、早期の事業効果発現に向けた1.5車線の整備手法を取り入れた道路改良の実施、急カーブ、幅員狭小、落石危険箇所などの対策、効率的な維持管理を住民協働も取り入れて進める。

② 河川事業

総合的な治水対策（新五流域総合治水対策プラン）が平成25年度に改定され、その改定プランに基づき河川改修を行う。ソフト対策としては、県民が避難して確実に命を守る行動がとれるよう浸水想定区域図や水害危険情報図の周知、危険管理型水位計の整備を行う。

③ 砂防事業

土砂災害から人命財産も守るため、特に要配慮者利用施設や災害時避難場所の安全確保を目指し、砂防施設整備を重点的に進める。また、ソフト対策として、土砂災害から住民を守るために、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うための基礎調査を進めるとともに、砂防や土砂災害に関する啓発を目的として地元小学校の総合学習の支援を行う。

イ 砂防事業

【事実関係 砂防施設整備の推進】

恵那土木事務所の砂防事業は、土砂災害警戒区域ベースで管理されており、砂防は警戒区域数 739 か所に対し着手数 114 か所（15.4%）、急傾斜地は 919 か所に対し 60 か所（6.5%）、地すべりは 36 か所に対し 4 か所（11.1%）の着手にとどまっている。

ヒアリングによれば、事業化に当たり、レッドゾーン等の危険度と、避難所や要配慮者利用施設の有無等による被害結果の重大性を乗数的に考慮して、優先順位を決めているとのことである。しかし、優先順位が高いものでも、急傾斜地崩壊対策事業には地元負担金が発生するため、負担金の協力を得られない箇所については、事業を推進することは困難な状況である。負担金の徴収については基本的に地元市に委ねられている。

【規範】

岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画は、避難所を保全する砂防施設整備の実施として「東濃山系には、土砂災害警戒区域に避難所が含まれる、未着手の箇所があります。土砂災害特別警戒区域に存在する施設が避難所となっており、他に適切な施設がなく移転も困難である箇所を対象に砂防施設整備を実施します。」、要配慮者利用施設を保全する砂防施設整備の実施として「東濃山系には、土砂災害警戒区域に要配慮者利用施設が含まれる、未着手の箇所があります。要配慮者利用施設が土砂災害特別警戒区域に存在する箇所を対象に重点的に砂防施設整備を実施します。」としている。

【意見 恵那土木事務所】

負担金の問題があるにしても、上記個別計画記載の危険性と対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

(3) 点検業務

【事実関係 河川パトロール】

職員及び業者による河川巡視の結果、異常箇所が認められた場合、まずは担当者が現場に行って状況を確認している。災害による場合は災害復旧事業として実施することになるが、その他の異常箇所については、担当者の所見を踏まえ、課の判断として経過観察とすることがある。この場合、巡視日誌に異常箇所における対応の記載がないため、対応結果が引き継がれていない。

なお、この点に関し、岐阜県においては、令和 3 年度より新たに導入した「スマートパトロールシステム」を利用することで、システム上に入力した異常箇所や処理状況等の情報を随時入力することで、河川巡視担当者、土木事務所担当者及び県庁河川課がシステム上で閲覧・共有することが可能となったことにより、上記課題を解決できる環境が整ったことを、主管課である河川課より説明を受けている。

【規範】

公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【意見 恵那土木事務所】

「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

(4) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

管内には、1,781筆の未登記土地が存在していた。平成23年から令和3年度までに解消した土地の数を確認したところ243筆であり、他の土木事務所と比較すれば進捗しているといえる。もっとも、残り1,538筆については未登記のままであり、未登記土地解消のための具体的計画は策定されていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成31年3月7日一部改正）第3条は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成35年(令和5年)度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

同未登記土地の問題については、既に平成23年度の包括外部監査において、「今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。」と指摘している。

【指摘 恵那土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要となるため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地】

未登記土地の内、平成7年の砂防事業(緊急土石流対策工事)の登記承諾拒否事案の資料を求めたところ、当該資料は見当たらないとのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項には、文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならないとされている。

【指摘 恵那土木事務所】

未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したものの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第348条第2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第1号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 恵那土木事務所】

未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

【事実関係④ 不適正事案】

恵那土木事務所管内には、平成19年に砂防指定地内における無許可の土地の掘削、盛土等(約0.9ha)が確認された。県は、是正計画書の提出を求める行政指導を繰り返して、砂防指定地内行為指示書を複数回発送しているが、平成27年には行為者が死亡しており、6年以上にわたり行政指導は奏功しなかった。本事案の「不法行為が確認された案件の概要」によれば、行為者死亡後は、定期的に該当地の相続登記がされていないことを確認するとともに、担当者が毎月のパトロールを繰り返しているものの、進捗は見られない。ヒアリングによれば、盛土が人家の方面に崩壊するおそれはなく、

緊急の必要性はないとして、毎月のパトロールを続けている状況とのことである。

なお、同事案については、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国からの依頼に基づき岐阜県が実施した盛土総点検の結果、令和4年3月14日、県より、「緩勾配で水の流入がなく盛土の変位も見られないとして、今後の対応としては、土地所有者等に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知」と発表されている。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第3条に基づき、砂防指定地内における、無許可の土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更することは許されない。同条項に違反した場合は、同条例第23条により1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金が定められている。

【過去の監査意見】

本件不適正事案については、既に平成23年度の包括外部監査において、事実関係を把握され、「今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。」と意見されている。

【意見 恵那土木事務所】

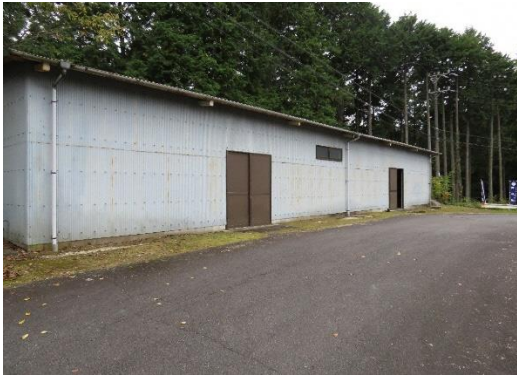
上記条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、恵那土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで単に行政指導を繰り返すだけでなく、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行等を視野に入れた行政処分を行うのが望ましい。

そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。

(5) 倉庫関係

【事実関係① 水防倉庫】

恵那土木事務所所管の水防倉庫に保管されている備品について、土木事務所として把握していなかった。



水防倉庫の外観



内部の状況

【規範】

水防法2条6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、恵那土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【意見 恵那土木事務所】

水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

(6) 衛星携帯電話

【事実関係】

恵那土木事務所の管理する衛星携帯電話は、有事の際、携帯電話などの通信機器が使用できない場合等において利用するものであり、近年利用実績が乏しい。公用携帯電話については使用記録簿を作成しているが、衛星携帯電話については、特段使用記録簿は存在しない。なお、公用携帯電話については、近年は、個々人が持っている携帯電話に、公用携帯として利用するための回線契約をすることで、個々人の携帯を使いながら、公費でやり取りをすることができるようにしている。その為、公用携帯を利用する機会は、主に休日・夜間における道路・河川の異常通報の受信などの場合で、それ以外はほとんどないとのことである。

【意見 恵那土木事務所】

衛星携帯電話について、使用記録簿を作成することが望ましい。

(7) 水防当番

【事実関係】

令和3年度の水防当番勤務表を確認したところ、終了時間の記載漏れが確認された。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項には、文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならないとされている。

【指摘 恵那土木事務所】

水防当番勤務表の終了時間を記載すべきである。

(8) 災害復旧工事

令和3年の大雨により崩壊した一級河川阿木川235号の災害復旧事業現場を視察した。

A B C区の復旧工事があり、3工区の工事費用は1億円以上だが、同じ河川には複数の崩壊現場があり、別々の業者が同時に工事を続けている状況にある。同じ河川内の復旧工事全てを合わせると6億円規模になるとのことである。



6 恵那農林事務所

(1) 概要

恵那農林事務所は、農地整備課のうち計画調整係と農村整備係が、県営ため池等整備事業、県営農道施設強化対策事業、農地・農業用施設の災害復旧事業を、森林保全課のうち治山第一係と治山第二係が、治山事業、治山施設の管理、治山関連の災害復旧事業を担っている。

(2) 事業計画

【重点事項】

恵那農林事務所における事業のうち、特に防災に関する農業用ため池、農道橋及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

①災害に強く、力強い農業農村を支える生産基盤の整備

中山間地域で効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画等の生産基盤整備を推進し、農村の生活環境の向上を図るとともに、大規模災害の発生に備え、農業用ため池等の防災・減災対策を緊急的かつ加速的に実現し、農業農村の強靱化を図る。

②災害に強い森林づくり

ア 森林の有する公益的機能の維持・増進と、地域の安全・安心な生活基盤を確保するため、計画的に治山事業を推進する。また、老朽化した既存治山施設の機能確保を推進する。

イ 既存治山施設の老朽化対策に資するため、治山施設点検を推進する。

(3) 治山事業

【事実関係① 事業計画】

山地災害危険地区について、山腹崩壊・崩壊土砂流出危険度と、被災危険度の視点で、危険地区の危険度を判定している。これによれば、危険度A判定のうち特に危険度が高く未着手の箇所は25存在している。ヒアリングによれば、事業化するには、地元市からの要望がなければ進められないとのことであり、県は、市に対し、治山事業施行要望書の提出照会の際、「治山事業については、今後、山地災害危険地区を優先的に整備していく方針としていますので、要望の際の参考としてください」と記載し、山地災害危険地区の優先対策箇所一覧表を添付しているものの、基本的に地元市からの要望の有無で次年度の事業化の可否を判断している。

一方で、令和3年の災害では、被害箇所10か所のうち、山地災害危険地区の危険度Aが2件、Bが6件、Cが2件（1か所はAとBに該当）含まれていた。

【意見 恵那農林事務所】

危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。あくまで地元市からの要望の有無で次年度の事業化の可否を判断するという姿勢では、危険度調査をして優先順位を付している意味がない。特に危険度Aの山地災害危険地区について、県から地元市への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

【事実関係② 治山施設の点検】

治山施設点検シートを確認したところ、点検を行った外部業者の判断では「袖部まで土砂が堆積し、土砂撤去が必要。また、凍結によりクラックが発生したと推測される（1.0 cm～1.5 cm 谷止工全体的に）修繕対策が必要とされる。」として、Aランク（計画的に修繕が必要）評価であるにも関わらず、農林事務所において「保全対象の直上にあり、谷止工には著しいクラックが発生しているが、機能は維持されている為、経過観察とする」として、Bランク（経過観察）に判定が変更されているものや、外部業者の判断では「放水路右岸側に損傷、右岸側の袖部に亀裂多数あるが、設備機能は維持されている」として、Aランク（計画的に修繕が必要）評価であるにも関わらず、農林事務所において「設備機能は維持されておりB判定とする」として、Bランク（経過観察）に判定が変更されているものが確認された。ヒアリングによると、農林事務所の判定変更に当たり、現地調査をしている訳ではなく、外部業者の評価シートと写真で判断しているとのことであった。

【規範】

評価方法を記載した治山施設点検業務特記仕様書によれば、「軽微な異常は確認されるが、施設の機能は維持されている」を「B」としており、「異常なし」が「C」とされている。

公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに

事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 恵那農林事務所】

外部業者による現地確認に基づく評価を変更するには、少なくとも、自ら現地確認した上で判断すべきである。なお、書面判断で評価が変更になるならば、そもそも当該業者のあてはめが間違っているということになり、当該業者へのあてはめ評価の指導が不足していることになる。この場合には、外部業者との委託契約の仕様（評価の仕方やその指導）を見直すべきである。

(4) ため池事業

【事実関係① 人員の確保】

令和 12 年度までのため池特措法により、財政的に有利な状況で、評価や改修事業を実施する意味は大きい。しかし、評価業務が進捗するにつれて、要改修ため池も増加することになり、現計画で計画期間内に改修を完了させることは不可能と考えられる。特に、恵那農林事務所管内は、中津川市に 751 か所、恵那市に 556 か所の農業用ため池があり、県内のため池の半分以上が所在している。しかし、ヒアリングによれば、ため池特措法による人員増強はなく、一昨年からは、ため池等管理専門職として、農業用ため池全般のパトロールをするための人員が増えたのみである。

【意見 農地整備課、恵那農林事務所】

ため池特措法の財政的効果や防災・減災の重要性の観点から、防災重点農業用ため池の改修等を緊急的かつ加速的に実現していく必要がある。特に、恵那農林事務所管内には、県内の半分以上のため池が所在していることからすれば、内部職員の人事異動だけではなく、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい。

【事実関係②】

事業化の優先順位について、県では、岐阜県ため池防災減災検討会の助言を受けながら、実施優先度を策定し、優先度により順次、地震・豪雨耐性評価を行い、対策が必要なため池から事業着手を進めているが、防災工事が順番通りに進んでいない。その理由として、ため池は江戸時代前に作られたものが多く、改修や統廃合の場面で、所有者不明の問題が深刻となる。具体的には、土地が共有名義となっているもの、相続が進まないもの、所有者不明であることなどから、進まないことがあるとのことである。

【参考報告 恵那農林事務所】

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年 7 月 1 日施行）は、所有者・管理者による県への届出を義務付けるとともに（4 条 1 項）、県及び市町村は、相互に連携を図りながら農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努め

ることとされている（3条1項）。そこで、令和3年度から、市町村の調査を補足するため、県でもため池等管理専門職を配置して市町村に情報提供するようになった。恵那農林事務所管内には、県内のため池の半分以上が所在しており、防災重点農業用ため池は640池にのぼることから、特に、ため池巡回パトロールの重要性は高い。

令和3年度及び4年度の恵那農林事務所管内の「ため池巡回パトロール記録票」を閲覧したところ、必要十分な情報がよく整理されているうえ、現地への経路や所要時間も記録されており、次のパトロール時に活用できるよう工夫されていた。また、パトロール結果は、その都度、市に記録票とともに情報提供されており、ため池巡回パトロールの趣旨目的を達するための取組みとして参考になるため報告する。

なお、令和4年度時点、恵那農林事務所のため池等管理専門職は1名であり、令和3年度内に1巡目のパトロールを完了できていない。2巡目以降はより効率的にパトロールできるであろうことを考慮してもなお、パトロール業務を適切に実施するためには、専門職の人員増強も必要であることを付言する。

（5）契約関係

【事実関係 契約変更】

工事変更理由書を確認したところ、「現地調査の結果、仮設排水管の排水勾配がとれないことが判明」したことにより、300万円の増額（13.6%の増加率）のため池改修工事が存在した。本件は、コンサルに設計委託したものであるところ、当該委託業者に対し、設計変更に至ったことの通知もされないとのことであった。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2には、設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、予測できない事態が生ずることが避けられないことから、設計変更は真にやむを得ないものに限り認めることとされている。

【意見 恵那農林事務所】

仮設排水管の勾配がとれないことが、設計時から予測できない事態とは考えられず、設計変更が真にやむを得ないものであったとも考えられない。設計図書は、入札時における唯一の積算根拠資料であり、公正な競争の基礎資料でもある。真にやむを得ないものに限らず設計変更を認めては、入札の公正性に疑義が生じることになりかねない。設計業務委託業者に対しては、変更契約を要するに至った事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい。

第 13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

下呂土木事務所・下呂農林事務所管内は、下呂市全域を管轄しており、総面積は 851.21 k m²で、県土の約 8% を占めている。このうち森林が全体の 91% を占めており、可住地面積が少ない地域である。人口は約 3 万 1,000 人で県全体の 1.6% である。

管内の主要幹線道路としては、南北に国が直轄管理する国道 41 号が、東西に県が管理する国道 256 号、257 号が通っている。そして、これらに主要地方道関金山線、下呂小坂線、宮萩原線や一般県道濁河温泉線、門和佐瀬戸線等が接続して道路ネットワークを形成している。

道路のほとんどが山腹を切り開いた山間道路であり、落石や路側決壊などの危険がある。また、冬季の積雪、凍結は全路線におよぶため、交通確保のための維持管理として除雪、凍結防止剤散布は欠くことができない。特に管内でもっとも積雪の多い濁河地区に関連する県道(約 30 k m)の交通確保のための除雪に苦慮している。

一方、下呂土木では、県内において、高速道路の建設が進む中で、高規格幹線道路を連絡し、県の高速交通体系を補完する地域高規格道路「濃飛横断自動車道」の整備を最重点で進めてきた。これにより、平成 28 年 3 月には金山町乙原から郡上市和良町方須までの 3.0 k m 区間(内トンネル 1,830 m)が完成し、現在は、下呂市保井戸から郡上市和良町方須に至る 8.1 k m 区間(内トンネル 6,707 m)を供用している。

管内の県管理河川は、一級河川が 19 河川あり、管理延長約 224 k m となっているが、急峻な地形のため、各河川とも蛇行しており、河積の狭小な部分では、異常出水時には災害の発生が危惧される。また、急傾斜地や砂防指定地も多く、山裾部や溪流沿いに居住地が点在し、豪雨・強風時には土砂災害等の発生が懸念される。

阿寺断層帯主部が管内を北西から南東に伸びており、国の地震調査研究推進本部の平成 28 年 1 月の発表では、北部萩原断層について、今後 30 年間の内にマグニチュード 6.9 程度の地震が発生する確率が 6~11% よりさらに高まった可能性があるとしており、耐震対策も重要となる。

平成 26 年 9 月 27 日に御嶽山が 35 年ぶりに噴火し、噴火警戒レベル 3(火口から 4 k m 入山規制)が発表され、「火山噴火(御嶽山)に対する対応方針」に基づき、降灰状況を確認するため、道路パトロール、河川監視等を行っている。現在は、噴火警戒レベル 1(活火山であることに注意)に引き下げられている。

(令和 3 年 1 月 1 日時点)

市町名	面積 (k m ²)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
下呂市	851.21	33,585	78,305	92.0
管内計	851.21	33,585	78,305	92.0

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、一般国道 2 路線・実延長 37.7 k m、主要地方道 6 路線・実延長 101.2 k m、一般県道 10 路線・実延長 86.6 km の合計 18 路線・実延長 225.1 k m である。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、一般国道 56 橋・橋長 1,931m、主要地方道 178 橋・橋長 3,551m、一般県道 86 橋・橋長 1,943m の合計 320 橋・橋長 7,425m である。

ウ 河川状況

県管理の河川は、一級河川 19 河川・全延長 243,450m である。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、207 か所、面積は 3,010.96 ha である。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、89 か所存在し、面積は、121.28 ha、令和 3 年 4 月 1 日時点の着手箇所数は 75 か所である。

カ 治山施設数

管内の治山施設の数、3,803 か所である。

キ ため池数

農林事務所が把握する管内のため池の数は 4 池存在する。

2 防災事業に伴う予算

(1) 下呂土木事務所

下呂土木事務所における全体の予算執行状況は、一般会計については、予算令達額 7,641,286,347 円、支出済額 7,641,286,347 円である。

一般会計の中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	64,720	64,720
道路総務費	127,941,373	127,941,373
道路橋りょう維持費	1,107,649,067	1,107,649,067
道路橋りょう改築費	823,726,941	823,726,941
交通安全対策費	228,922,360	228,922,360
河川総務費	34,538,820	34,538,820
河川維持費	188,912,915	188,912,915
河川改良費	685,946,046	685,946,046
砂防総務費	10,799,346	10,799,346
砂防維持費	70,652,861	70,652,861
砂防事業費	1,293,958,399	1,293,958,399

土木施設災害復旧費	2,920,333,927	2,920,333,927
災害関連事業費	144,305,271	144,305,271

(2) 下呂農林事務所

下呂農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 3,239,673,195 円、支出済額 3,239,673,195 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	27,593,727	27,593,727
治山費	1,326,451,122	1,326,451,122
農地災害復旧費	95,754,000	95,754,000
林業用施設災害復旧費	143,286,000	143,286,000

3 監査の重点及び監査手続

下呂土木事務所及び下呂農林事務所内の管内は、19 の一級河川及び多数の土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかを確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成 23 年岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、総合庁舎の機能と合わせて、物品管理も合わせて検討を行った。具体的な監査手続としては、令和 4 年 6 月 23 日、同年 10 月 6 日に現地監査を行い、現地でのヒアリングにおいて、下呂土木事務所については、管理調整係、施設管理係、用地係、道路第一係、道路第二係、河川砂防係、災害復旧係の各担当係長からのヒアリングを行った。下呂農林事務所についても、同日に、計画調整係、治山第一係、治山第二係、管理調整係の各担当係長からのヒアリングを行った。下呂土木事務所については、管理する倉庫や物品の確認を行い、治山施設及び砂防施設に関する現地往査を行っている。

資料については、下呂土木事務所については、定期監査資料（令和 2 年 11 月 5 日、令和 3 年 10 月 26 日、令和 4 年 11 月 2 日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和 3 年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

下呂農林事務所については、定期監査資料（令和 2 年 11 月 4 日、令和 3 年 10 月 18 日、令和 4 年 11 月 1 日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和 3 年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料、非常時優先業務一覧などの提出資料について、書類監査を行った。

4 下呂総合庁舎

(1) 概要



所在地：下呂市萩原町羽根 2605-1

階数：鉄筋コンクリート造 5階建

延面積：4,233.27 m²

下呂総合庁舎には、飛騨県事務所下呂支所、下呂土木事務所・下呂農林事務所が所在している。

下呂総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大 17 時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により約 72 時間稼働することができる。

【事実関係】

下呂総合庁舎は、計画規模降雨（L1）に伴う洪水による浸水（河川整備において基本となる降雨）があった場合において、0.5m以下の浸水が想定され（水産棟については、0.5mから3m以下の浸水）に所在している（【図1】下呂総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水深0.5m以下）。

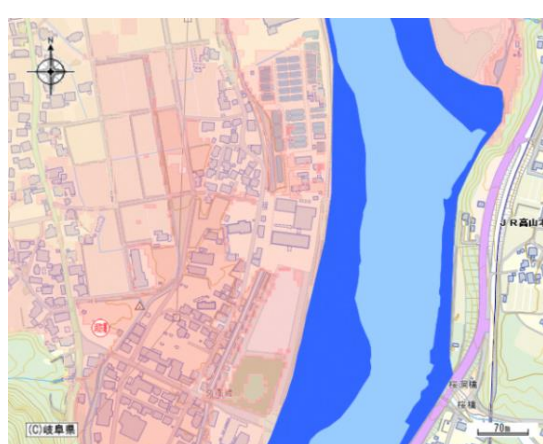
また、想定最大規模降雨（L2）に伴う洪水による浸水L2の降雨（想定し得る最大規模の降雨）があった場合において、0.5mから3mの浸水が想定されている（【図2】下呂総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 浸水深0.5～3.0m）。

【図1】



「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

【図2】



「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

(2) 防災倉庫

【事実関係① 防災備蓄品の必要数】

下呂総合庁舎では、飛騨県事務所の支所であることから、一部の防災備蓄品しか保

管されておらず、衛星可搬局は備え置いていない。また、保管されてある防災備蓄品は、県民用と職員用があり、防災課から3日間対応できる分として配布がなされているとのことである。

しかし、それぞれの防災備蓄品について、その保管の目的及び保管数の具体的根拠が明らかでないため現在の保管数が適切であるか判断することができない。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

【指摘 防災課】

防災備蓄品も財産であるところ、目的を明確にしなければ、適切に役割を果たすことができるか否か判断することができない。そこで、下呂総合庁舎で保管すべき防災備蓄品の目的及びそれぞれの必要数について明確にすべきである。

【事実関係② 飛騨圏域の防災業務】

飛騨圏域の防災業務は、平時から飛騨総合庁舎の飛騨県事務所で一括して対応している。具体的には、飛騨県事務所（下呂駐在）は、①下呂土木事務所の水防当番として組み込まれていること、及び、②下呂市との協定により下呂総合庁舎を避難所として使用する場合の対応を行っている。

5 下呂土木事務所

（1）概要

下呂土木事務所は、道路課（道路第一係）が道路橋梁、舗装新設の調査設計施工監督に関することを、道路課（道路第二係）が道路橋梁の維持補修及び交通対策の調査設計施工監督に関すること、下呂市災害復旧の道路橋梁補助事業の指導に関することを、河川砂防課（河川砂防係）が河川、砂防事業の調査設計施工監督及び維持補修に関すること、下呂市災害復旧（河川・砂防）の補助事業の指導に関すること、大ヶ洞ダムの維持管理に関すること、御嶽山火山対策に関することを、河川砂防課（災害復旧係）が災害復旧事業・災害関連事業等に関することを、施設管理課（施設管理係）が道路、河川などの管理に関すること、水防、通行規制に関すること、急傾斜地、砂防指定地に関することを、用地課（用地係）が用地取得に関することを、総務課（管理調整係）が工事その他の契約に関することを担っている。

（2）事業計画

下呂土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、以下の事項を令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路整備

（ア）幹線道路等の整備の推進

県土 1,700 km 骨格幹線ネットワーク構想に基づき、一般国道 257 号（川上Ⅱ期バイパス）の整備を促進し、県土全域の経済・産業・文化の発展を図る。

（イ）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の機能を確保できるよう、国道 257 号の狭隘区間においてバイパスの整備を進め、大型車通行不能区間の解消を図る。

イ 道路維持

（ア）落石危険箇所対策

緊急輸送道路ネットワーク整備計画に基づき要対策箇所の解消を最優先に実施し、国道 257 号、下呂小坂線、下呂名丸線、金山明宝線及び門和佐瀬戸線の整備を実施している。令和 3 年度も事業促進のため未対策箇所の対策工詳細設計及び用地買収を実施する。

ウ 河川管理

水防警報や土砂災害警戒情報が発令された際には、下呂市との連携を密にするとともに、洪水予報河川に指定された飛騨川については、洪水が予測される状況下において気象庁と共同で県民に対し、適切な情報提供に努める。また、引き続き可茂土木事務所など関連土木事務所、市町村等で構成する「木曾飛騨川流域新五流総地域委員会」において、住民の水防災意識の向上を図るための取り組みに努める。

エ 河川整備・河川維持

平成元年度以降発生した床上浸水被害のうち、特に被害が大きい床上浸水家屋の解消や重要水防区間の河川整備を図るために飛騨川他 1 河川の河川改修を行い治水安全度を高めるための整備促進を図る。

オ 砂防事業

土砂災害特別警戒区域にある要配慮者利用施設、避難所、緊急輸送道路の保全を確保するために、砂防施設として、清谷他 6 か所で整備促進を図る。また急傾斜地崩壊対策事業として、急傾斜崩壊対策施設を沼他 3 か所において整備促進を図る。

（3）契約関係

下呂土木事務所において発注した請負金額のうち、契約変更手続が必要とされる変更金額の累計額が当初請負額の 10%以上又は 500 万円以上の金額変更を行った工事の全件に対して、工事請負変更金額、工事変更に関する変更内容について内部文書との照合を実施した。

【事実関係① 契約変更の手続】

砂防設備等緊急改築事業について、変更契約概要書によると各発注機関の入札参加資格委員会現地部会（以下「現地部会」という。）は令和 4 年 1 月 17 日に開催されているにも関わらず、工事請負変更契約書は令和 4 年 3 月 1 日に締結されており、現地部会報告から契約締結まで約 1 月を経過している。

【規範】

建設工事変更事務処理要領の第 7（1）においては、「軽微変更として取扱うことの

できない設計変更で、変更金額の累計額が当初請負額の 30%未満、かつ、3,000 万円未満の増額変更を行おうとする場合は、その変更契約締結前に様式 1-1 により各発注機関の入札参加資格委員会現地部会（以下「現地部会」という。）に報告し、変更内容の確認を受けるものとする。その後、様式 1-2 の議事録を作成し、回議により出席者の承認を受けた後に、速やかに契約変更を行うものとする。」と規定される。

【指摘 下呂土木事務所】

変更契約をする場合は、現地部会から変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。

(4) 休止中の工事場所

【事実関係】

道路整備事業において、平成 22 年以降に休止した工事が現在も休止中である。担当者によれば、現在 2 車線は供用されているが、将来的に 4 車線化する予定の場所が休止中になっているとのことである。4 車線化する場所についていつ供用が開始されるかは、ネットワークとしての機能確保を優先し、優先順位をつけて実施しているため、未定とのことである。

【意見 道路建設課】

すでに 10 年以上も工事が休止中であることから、4 車線化する必要性があるのか否かを検討の上、4 車線化する必要がある場合には、具体的な計画を策定することが望ましい。

(5) 未登記土地

【事実関係① 未登記土地】

管内の未登記土地については、県土整備部長から保留案件とすることについて承認を受けているとのことであるが、保留となっている事案の中には、売買契約書作成と代金支払いをしているものの、別の理由で、登記移転を承諾しないために、未登記となっているものがある。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 11 条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

同未登記土地の問題については、既に平成 23 年度の包括外部監査において、「今後、未登記土地の現状やこれまでの解消状況を踏まえ、早期解消するための措置を検討する必要がある。」と指摘している。

【指摘 下呂土木事務所】

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 下呂土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究―課税に対する信頼性の確保等について―」（平成 25 年 3 月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(6) 道路パトロール日誌

【事実関係】

道路パトロール日誌を確認したところ、パトロールの結果把握された問題事例について、対応の予定は手書きで記入されているが、対応結果は記録されていない。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第 13 条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

(記録及び報告)

第 13 条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌（様式－2）及び写真台帳（様式－3）により結果を出力の上、道路課長に報告する。

2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。

3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進捗状況を管理する。

【指摘 下呂土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

(7) 無断工作物

【事実関係】

河川巡視日誌を確認したところ、河川管理者の許可を受けることなく、河川に橋をかけたり、河川沿いに小屋を建てたり、水道管を設置していることが判明した。設置者が判明した工作物については、随時、指導し、撤去あるいは許可申請をさせた上で占用料を徴取することになっている。ヒアリングによれば、令和3年度以降では、令和4年1月に工作物を口頭指導により撤去させたケースが1件、令和5年1月に設置者が判明して許可申請を口頭指導し、許可申請見込みとなったケースが1件ある。

なお、現時点で確認されている「許可を受けていない工作物」は令和5年1月16日時点、全て、設置者不明のものである。

【意見 下呂土木事務所】

設置者不明の工作物について、当該工作物が利用されることによる住民の事故の発生を防ぎ、県の損害賠償責任が発生することを未然に防ぐため危険性のある工作物については、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。

(8) ボーリングコア

【事実関係】

地質調査におけるボーリングコアについて、下呂土木事務所では、現在、工事の設計図書と同じ15年としているとのことである。もっとも、保管場所は現状確保できているとのことである。

【規範】

県土整備部技術検査課作成の「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」（技第919号 平成20年3月12日）では、「コア箱等（コア箱、コア、サンプル瓶）の保存期間について、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年とする。ただし、これによることができない場合（例：トンネル、ダム関連業務）は、別途保存期間を定めることができる。」とされている

【意見 下呂土木事務所】

保管場所等の確保のために必要であれば、ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。

(9) 金庫管理

【事実関係①】

金庫の鍵の保管方法について、担当者に質問したところ、下呂土木事務所には、金庫の鍵が2本あり、それぞれ総務課課長と総務課管理調整係長が保有している。また、それぞれが不在時には、総務課課長は、金庫の鍵を自己のキャビネットに保管し、キャビネットを施錠したうえで、キャビネットの鍵については、自己の責任で保管している。また、総務課管理調整係長も同様に金庫の鍵を自己のキャビネットに保管し、そのキャビネットの鍵を自己の責任において、保管しているとのことであった。

【規範】

下呂土木事務所における金庫の管理方法によれば、「管理調整係長は、金庫の鍵の保管場所である指定キャビネットの合鍵を保管するものとする。」とされている。

【指摘 下呂土木事務所】

管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に沿わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。

(10) 労働時間

【事実関係】

令和3年度の時間外労働時間の合計が6,663時間となっている。この点、担当者によると、災害が多いと時間外が多くなるとのことである。管内においては、令和2年及び令和3年に連続して豪雨による災害が発生しており、令和2年災の災害復旧箇所が令和3年災でも崩壊した箇所があるほどである。また、下呂土木事務所の職員の年齢構成をみると、20代が他の土木事務所に比べ多い。これは、赴任可能な職員が20代に多いからではないか、とのことである。一方で、20代の職員は、他の年代の職員と比較して経験が浅いため、指導が必要となる場面が多く、経験のある職員の業務が増える傾向にある。

6 下呂農林事務所

(1) 概要

下呂農林事務所は、管理調整係が工事委託の契約に関する事を、計画調整係が農地農業用施設災害復旧事業に関する事を、林務係が林道災害復旧事業に関する事を、治山第一係が治山事業の調査設計施工及び監督に関する事（下呂・萩原地区担当）及び山地災害に関する事を、治山第二係が治山事業の調査設計施工及び監督に関する事（小坂、金山、馬瀬地区担当）及び山地災害に関する事を担っている。

(2) 事業計画

下呂農林事務所における事業のうち、特に防災に関する治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

ア 治山対策の推進

「災害に強い森林づくり」の一環として山地災害危険地区の整備と保安林機能の強化を目標に治山事業を推進する。平成30年7月豪雨災害並びに令和2年7月豪雨災害などからの早期復旧を図る。

(3) 治山工事

【事実関係① 山地災害危険地区の着手率】

下呂農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が77.6%、危険度Bの着手率が66%、危険度Cの着手率が55.6%であり、全体の着手率としては、69.2%である。

下呂農林事務所としては、特に、危険度Aの箇所が存在について市町村に対し情報を投げているが、なかなか事業として進まない状況である。担当者によれば、その原因としては、実害がないため、地権者からの要望が出てこない、地権者を確認できない、地権者が同意しないなど、用地関係がまとまらないことがあげられるとのことである。

一方で、平成30年7月豪雨では36件（内、危険度A13件、危険度B8件、危険度C3件）、令和2年豪雨では20件（危険度A10件、危険度B3件、危険度C2件）の山地災害が発生し、溪流や国道等の道路に土砂や倒木が堆積した。

【意見】

下呂農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村から提出のあった施行要望箇所のうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地の承諾に不測の日数を要することがある。また、財政状況から十分な予算措置が困難な場合もある。このため、計画が立てにくいとのことである。

【意見】

治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、下呂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(4) 金庫管理

【事実関係】

金庫の鍵の保管方法について、ヒアリングによると、「下呂農林事務所には、金庫の鍵が2本あり、それぞれ総務課課長と総務課管理調整係長が保有している。また、そ

れぞれが不在時には、総務課課長は、金庫の鍵を自己のキャビネットに保管し、キャビネットを施錠したうえで、キャビネットの鍵については、自己の責任で保管している。また、総務課管理調整係長も同様に金庫の鍵を自己のキャビネットに保管し、そのキャビネットの鍵を自己の責任において、保管している。」とのことであった。

【規範】

下呂農林事務所における金庫の管理方法によれば、「管理調整係長は、金庫の鍵の保管場所である指定キャビネットの合鍵を保管するものとする。」とされている。

【指摘 下呂農林事務所】

管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に沿わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。

(5) 現場視察

ア 1件目：令和2年7月豪雨で土砂が流出した治山施設の状況

工事費は治山ダム1基で約1億円である。

治山ダムと砂防ダムの違いは、治山は施設の後ろに砂をためておくことで、緩やかな勾配を作り出すことが目的であり、砂防ダムは、崩れ落ちてくる土砂を受け止める施設で、砂防ダムの方が分厚いコンクリート壁になる。



令和2年7月豪雨の時には、土砂が流出し、鉄道の線路まで土砂が流れ込んでしまったとのことである。

イ 2件目：平成30年7月豪雨で崩れた法面の治山施設の状況



目に見える範囲に施工されているのが流路工と斜面を保護する法枠工で、さらに上方にも治山ダムや法枠工が施工されており、この箇所全体の工事費は約5.5億円である。

工事については、日本治山治水協会が主催する民有林治山工事コンクールで農林水産大臣賞を受賞している。

地元の業者により施工されたものであり、相当高度な技術力が必要な工事だったとのことである。

ウ 3件目：古い治山施設

治山施設そのものは非常に古くなっているが、今現在も岩の隙間から水が染み出していることもなく、山と一体化しており機能はしている。治山施設としてはこのような自然と一体化している状態が理想とのことである。



第 14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、岐阜県の北部に位置し、2市1村からなり、面積は 3,326.78 k㎡で、県全体の 31.3%、人口は約 10 万人で、県全体の 5.4%を占めている。

標高は、最低が白川村の 347mから最高は乗鞍岳の 3,026mと高低の変化に富み、日本海側気候と内陸性気候の両方を持ち、気温の日較差・年較差が大きい。また、国内でも有数の積雪寒冷地帯である。

河川は、大きく分けて3つの流域から成り立っており、太平洋に注ぐ木曾川水系の飛騨川流域、日本海に注ぐ神通川水系の宮川流域及び庄川水系の庄川流域がある。

管内における直近の災害としては、令和2年7月豪雨により、国道158号線において谷から土砂が流出し、民家を巻き込んで道路を完全に塞ぐ、県道361号線において山から落石が発生し道路側へ流出、片側を完全に塞ぎ一時通行不能となる、神通川水系大八賀川において増水により河川の氾濫が発生、護岸が欠壊しビニールハウスが損壊するなど、甚大な被害が生じた。

(令和3年8月1日時点)

市町名	面積 (k㎡)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
高山市	2,177.61	87,595	200,425	92.0
飛騨市	792.53	23,745	73,979	93.3
白川村	356.64	1,608	33,957	95.2
管内計	3,326.78	112,948	308,360	92.7

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県管理の道路は、高山土木事務所においては、一般国道6路線・実延長210,247.5m、主要地方道8路線・実延長107,143.8m、一般県道13路線・実延長150,818.9mの合計27路線・実延長468,210.2mである。

古川土木事務所においては、一般国道3路線・実延長110,491m、主要地方道5路線・実延長85,540m、一般県道13路線・実延長129,851mの合計21路線・実延長325,882mである。

イ 橋梁状況

県管理の橋梁は、高山土木事務所においては、一般国道209橋・橋長8,914.1m、主要地方道95橋・橋長1,937.2m、一般県道126橋・橋長2,265.8mの合計430橋・橋長13,117.1mである。

古川土木事務所においては、一般国道115橋・実延長3,806m、主要地方道49橋・実延長1,807m、一般県道88橋・実延長1,840mの合計252橋・実延長7,453mである。

ウ 河川状況

県管理の河川は、高山土木事務所においては、一級河川 69 河川・管内延長 472,472 mである。この内、国からの管理を指定されている指定区間延長は、472,472mである。

古川土木事務所においては、一級河川 30 河川・事務所管理延長 307,042mである。

エ 砂防指定地の状況

県管理の砂防指定地は、高山土木事務所においては、197 か所、面積は 3,450.2 haである。

古川土木事務所においては、225 か所、面積は 9,684.39 haである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

管内の急傾斜地崩壊危険区域指定地は、高山土木事務所においては、83 か所存在し、面積は 101.51 ha、保全対象の人家は 1,892 戸、令和 3 年 4 月 1 日時点の施工済み箇所数は 68 か所であり、残り 15 か所が存在する。

古川土木事務所においては、77 か所存在し、面積は 77.68 ha、保全対象の人家は 947 戸である。

カ 治山施設数

飛騨農林事務所において、管内の治山施設の数把握し切れていないが、令和 2 年までの総点件数は、5,791 か所であり、治山防災地理情報システムの登録数は、5,701 施設である。

キ ため池数

飛騨農林事務所が把握する管内のため池の数は 45 池存在する。

2 防災事業に伴う支出

(1) 飛騨県事務所の支出

飛騨県事務所における防災に関する予算執行状況を確認したところ、防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額 5,843,199 円、支出済額 5,843,199 円）。

飛騨県事務所における防災総務費は、登山に関する登山届を確認する山岳遭難・火山対策業務専門職等の報酬等が主な支出となっている。県事務所内の防災備蓄品の購入は、県庁本課において各事務所に配られる為、防災に対する主立った支出は認められない。

その他は、庁舎内の土木事務所や農林事務所との共益部分に関する防災関連費に伴う支出が存在するが、いずれも庁舎内の水道光熱費などの共益費用である。

(2) 高山土木事務所

高山土木事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 13,290,991,941 円、支出済額 13,290,991,941 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	64,940	64,940
道路総務費	341,220,990	341,220,990

道路橋りょう維持費	4,949,268,043	4,949,268,043
道路橋りょう改築費	1,362,692,481	1,362,692,481
交通安全対策費	261,772,219	261,772,219
河川総務費	107,254,073	107,254,073
河川維持費	121,328,619	121,328,619
河川改良費	1,122,933,253	1,122,933,253
砂防総務費	22,610,409	22,610,409
砂防維持費	40,132,994	40,132,994
砂防事業費	795,856,560	795,856,560
土木施設災害復旧費	4,039,785,312	4,039,785,312

(3) 古川木事務所

古川土木事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 10,088,016,038 円、支出済額 10,078,731,657 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	64,940	64,720
道路総務費	191,394,171	185,968,268
道路橋りょう維持費	4,347,086,644	4,346,532,503
道路橋りょう改築費	2,212,503,631	2,211,461,332
交通安全対策費	196,115,147	195,918,244
河川総務費	25,796,388	25,730,374
河川維持費	118,805,946	117,429,491
河川改良費	708,265,341	708,098,814
砂防総務費	11,392,460	11,377,360
砂防維持費	34,499,276	34,189,666
砂防事業費	584,002,329	583,912,072
土木施設災害復旧費	1,453,512,600	1,453,512,600

(4) 飛騨農林事務所

飛騨農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 4,832,567,860 円、支出済額 4,832,567,860 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	136,509,040	136,509,040
治山費	1,368,000,289	1,368,000,289
林業用施設災害復旧費	586,015,000	586,015,000

3 監査の重点及び監査手続

高山土木事務所、古川土木事務所及び飛騨農林事務所は、飛騨県事務所が管理する防災倉庫を確認し、他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が

行われているかの確認しつつ、冬場における除雪事業が他の地域よりも多いことから、除雪車の管理等についても適切に行われているかの観点から監査を行った。

また、高山市内においては、令和2年7月豪雨により飛騨川が氾濫するなどの被害が発生し、高山市内では2棟の全壊被害が出るなどの重大な被害が発生していることから、災害復旧事業が適切に運用されているか等を確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成23年岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、総合庁舎等における物品管理も合わせて検討を行った。

具体的な監査手続としては、飛騨総合庁舎の防災倉庫については、令和4年8月12日の現地での監査と飛騨県事務所の振興防災係のヒアリングを行い、高山土木事務所については、同年6月21日、同年10月31日の現地でのヒアリングにおいて、道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係、河川係、砂防係、災害復旧係、用地係、施設管理係、管理調整係の各担当係長からのヒアリングを行った。

古川土木事務所については、同年10月31日の現地でのヒアリングにおいて、道路係、河川砂防係、用地係、施設管理係、管理調整係の各担当係長からのヒアリングを行った。

飛騨農林事務所については、同日、森林整備係、計画調整係、治山係、森林管理係、管理調整係の各担当係長からのヒアリングを行った。高山土木事務所・古川土木事務所については、管理する倉庫や物品の確認を行い、災害復旧工事に関する現地往査を行っている。

資料については、飛騨県事務所については、定期監査資料（令和4年10月13日）、令和4年度飛騨支部防災当番業務マニュアル、岐阜県災害対策本部飛騨支部計画などの提出書類について書面監査を行った。

高山土木事務所については、定期監査資料（令和2年11月25日、令和3年12月17日、令和4年10月13日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

古川土木事務所については、定期監査資料（令和2年7月13日、令和3年7月13日、令和4年7月12日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、国土交通省補助除雪機械の管理表、除排雪機械無償貸与仕様書、令和4年度災害・危機管理等対応マニュアル（令和4年6月）などの提出資料について、書類監査を行った。

飛騨農林事務所については、定期監査資料（令和2年11月26日、令和3年10月13

日、令和4年10月14日)、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

4 飛騨総合庁舎

(1) 概要



所在地：高山市上岡本町7-468

階数：本館：RC3階建て、分館：RC3階建て、厚生棟：RC2階建て

延床面積：10,294.25 m²

飛騨総合庁舎には、飛騨県事務所、高山土木事務所・飛騨農林事務所が存在している。

飛騨総合庁舎においては、災害時非常電源装置により、最大7.5時間の自家発電が可能である。また県防災行政無線に関しては、発電機により102.8時間稼働することが出来る。

飛騨総合庁舎の所在地の一部は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内である。

【事実関係】



飛騨総合庁舎の所在地の一部は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内であるが、そのうち分館の敷地の一部は土砂災害警戒区域内である。また、飛騨総合庁舎の入口や庁舎に至る道路も土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域とされ、基礎調査の段階ではあるが、総合庁舎の本館に係る部分まで土砂災害警戒区域に指定される可能性がある状況である。

岐阜県災害対策本部飛騨支部計画には、「支部は、飛騨総合庁舎内に置くことを原則とする。ただし、飛騨総合庁舎が使用不可能となった場合は、下呂総合庁舎又は古川土木事務所に設置するものとする。」との記述があるだけで、災害の程度に応じた支部機能の移転の基準について定めはない。

災害対策本部の支部の活動場所の一部が、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内である以上、緊急安全確保の発令等が行われている状況に至った場合、最悪の場合、総合庁舎の周辺道路が土砂災害により塞がれ、総合庁舎の一部であっても土砂災

害により損壊する可能性がある。また、土砂災害により、非常時においても庁舎を出入りする職員に生命に危険が及ぶ事も考えられる。

【規範】

県は、所属する地方公務員に対しての信義則上の安全配慮義務が存在している（最高裁平成22年（受）第9号同23年7月12日第三小法廷・集民第237号179頁参照。）。

【指摘 飛騨県事務所】

飛騨県事務所においては、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、支部の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。

(2) 防災倉庫

飛騨総合庁舎には、1階に防災倉庫が存在し、アルファ米等の食料品の外、災害用簡易トイレ、寝具、発動発電機、テント等が保管されている。

更に、総合庁舎の敷地内に防災倉庫としての屋外コンテナを設置してその中にリヤカー、テント、スコップ、ほうき、雪かき等が保管されている。

防災資機材に関しては、1階の防災倉庫や屋外コンテナには入りきらない為、飛騨県事務所の振興防災課が使用する車両倉庫にもブルーシートを保管している。

この他、日本赤十字社が設置する災害救援物資備蓄倉庫も、飛騨総合庁舎の敷地内に設置されている。



1階防災倉庫内の様子



屋外の防災倉庫の様子



日本赤十字社の災害救援物資備蓄倉庫



車両倉庫内の防災資機材

【事実関係① 根拠のない貸出】

防災備蓄品に関して、平成 30 年 7 月豪雨の際に、高山市に対して毛布を貸し出したところ、そのまま使用されて返却されておらず、新たな毛布が補充されないままであり、毛布の使用に関してする借受書などの書面は作成されていなかった。

担当課の説明によると、当該毛布は、もともと総合庁舎への避難者への使用を想定しており、市町村への貸し出しを想定していなかったが、緊急事態のため要綱等の法規について根拠を確かめず貸出を行ったとのことである。

飛騨県事務所においては、監査人の指摘後、毛布については返却を受けたものの、平成 30 年時点に遡って借受書を徴取する必要性がないこと、また、今回の顛末については所属長の了解を受けての対応であることから、改めて借受書を徴取する意向はないとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則 98 条 3 項は、収支等命令者は、第一項の規定により物品を貸し付けるときは借受書を、相手方から徴するとともに、物品登録内容変更書により当該貸付けに係る事項を記録しなければならないと定めている。

【指摘 飛騨県事務所】

高山市の毛布の貸出は、物品の貸付に関する岐阜県会計規則 98 条 3 項の手續に違反している。借主である高山市に対しては、岐阜県会計規則に従った借受書の提出を求めると共に、毛布の返還を求めるべきである。

【事実関係② 岐阜県防災資機材運用要綱】

岐阜県においては、災害応急対策用として県が備蓄する防災資機材の適切な運用を図るため岐阜県防災資機材運用要綱が定められている。

同要綱においては、第 5 条で防災資機材を使用しようとする者は、岐阜県防災資機材借受申請書を提出することとされており、第 8 条において、使用者は毛布について

は、同等の新規製品の返還をすることとされており、具体的な手続の方法が定められている。

しかし、同要綱の防災資機材を記載した別表の品目に、飛騨総合庁舎における毛布の記載がなかった。

そのため、飛騨総合庁舎の担当課としては、岐阜県防災資機材運用要綱は当該毛布には妥当せず、高山市への貸出は、同要綱には反していないとの説明であった。

一方で、防災備蓄倉庫内に張られていた「飛騨県事務所保有 防災資機材一覧表」の中には、岐阜県防災資機材運用要綱の別表記載の防災資機材が記載され、高山市に貸し出した毛布に関しても、同様に「災害用備蓄品」と記載され、数量は「0」枚と記録されていた。

【意見 飛騨県事務所・防災課】

飛騨総合庁舎の防災備蓄倉庫内には、岐阜県防災資機材運用要綱に従った扱いとなる防災資機材と、岐阜県会計規則に従った防災資機材が混在する状況となっている。今後、発災時にいずれの物品であるかで、運用のルールに差が生じるため、適切な事務運用が行えなくなる可能性がある。

飛騨県事務所においては、取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を岐阜県防災資機材運用要綱の別表に反映するのが望ましい。

【事実関係③ 点検簿の作成】

防災資機材である照明器具について、「要点検」として記録されていたが、監査人が令和4年8月12日に備蓄倉庫の監査を実施した際には、倉庫を案内した者からは「点検が出来ていない。」との回答がなされたが、後日、当日立ち会えなかった点検担当者からは「点検を行っている。」との回答がなされた。その為、事実の真偽を確認するため、点検に関する要綱や点検簿の提出を求めたが、要綱は存在しておらず、点検簿も存在しておらず、点検の実態を客観的に確認する資料は存在していなかった。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定め、行政財産の善管注意義務が定められている。

また、公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 飛騨県事務所】

防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あ

るかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない事態につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検は重要である。点検が実際に行われているかどうかを検証するためにもその記録を残すべきである。

【意見 飛騨県事務所】

防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねない為、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。

【事実関係④ 衛星可搬局用テントの貸出】

防災資機材の一つである衛星可搬局用簡易テントが、飛騨総合庁舎内で行われているコロナ対応の為に保健所運営の為に貸し出されていたが、借受申請書などの書面は作成されていなかった。

また、衛星可搬局用簡易テントの貸出についての危機管理政策課の認識としては、「衛星可搬局を設置するために、必要不可欠なものであり、貸し出すことにより、設置ができないことも想定されるため、貸し出すことは望ましくない。」とのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則 98 条 1 項は、「収支等命令者は、物品が貸付けを目的とするものであるとき、又は貸付けにより県の事務若しくは事業に支障がないと認めるときは、これを貸し付けることができる。」と定める。

【指摘 飛騨県事務所】

衛星可搬局用簡易テントは、そもそも貸出が認められていない物品であり、担当者の独自の判断で貸出を行うべきではなく、速やかな返却を求めるべきである。

【参考報告 飛騨県事務所】

飛騨総合庁舎の防災資機材倉庫に関しては、倉庫の表には災害用備蓄品の部屋や倉庫であることを示す表札や表示を行っており、倉庫内においても、保管している物品の配置図を置き、保管物品一覧を表示するなどの工夫がなされている。

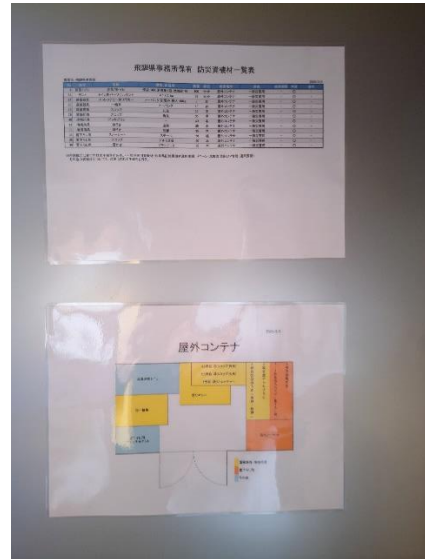
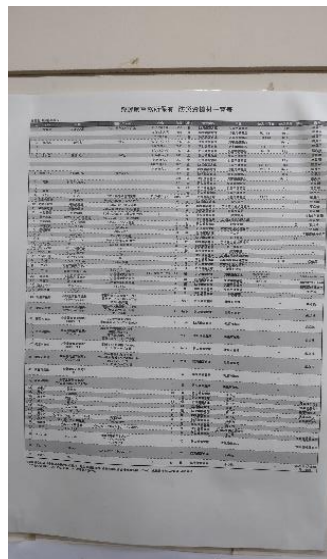
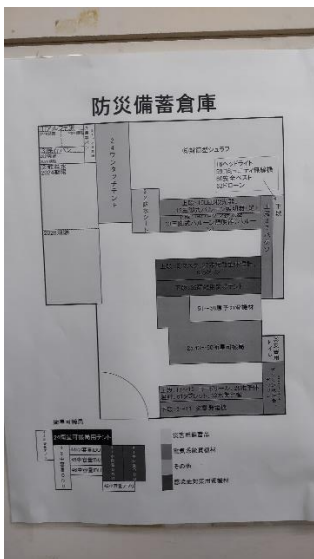
他の総合庁舎では、このような表示がなされていないが、これらの表示は、発災時において防災担当職員以外が、どこに防災備蓄品が存在し、何が保管されているかを確認する上で有用であり、参考報告とする。



1階の庁舎内の防災倉庫の表札



防災倉庫の表示



1階の庁舎内の防災倉庫の配置図と物品一覧 コンテナ防災倉庫内の配置図と一覧

5 高山土木事務所

(1) 概要

高山土木事務所は、道路課が道路、橋りょう及び都市計画事業の調査設計及び監督に関する事、都市局所管国庫補助指導路工事の指導に関する事、都市計画に関する事（道路第一係）、道路、橋りょうの維持補修及び災害復旧事業の調査設計、施工監督に関する事、道路舗装の調査設計、施工監督に関する事（道路第二係、道路第三係）、交通安全施設整備事業及び災害防除事業の調査設計、施工監督に関する事（道路第四係）を担っており、河川砂防課が河川の改修、維持修繕の調査設計、施工監督に関する事、河川管理（技術）に関する事、丹生川ダムに関する事（河川係）、砂防施設の新設、維持修繕及び災害復旧事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の調査設計施工監督に関する事、砂防施設の管理（技術）に関する事、土砂災害警戒区域等の設定に関する事（砂防係）、災害復旧事業に関する事、災害関連緊急砂防事業に関する事（災害復旧係）を担っており、施設管理課が県所管の道路、河川、砂

防指定地、急傾斜地等の管理に関する事、水防に関する事、官民境界の立会に関する事を担っており、用地課が用地の取得及び損失補償に関する事、登記事務に関する事を担っており、総務課が所内の事務及び会計に関する事、財産管理に関する事、工事その他の入札、契約に関する事、建設業許可事務に関する事、浄化槽工事業、解体工事業に関する事、他課の所掌に属さない事務に関する事を担っている。

(2) 事業計画

高山土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路整備事業、積雪寒冷地域道路事業、道路防災対策事業、河川及び砂防事業、災害復旧事業が挙げられるが、以下の事項を令和3年度の重点事項として設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路整備事業

国道 156 号

- ・白川村福島地内のダムサイト道路における道路改良の事業推進（福島工区）
- ・高山荘川町海上地内から白川村尾神地内における道路事業の推進（尾神橋更新工事海上工区拡幅工事）

国道 361 号

- ・高山市高根町地内における道路改良（中之宿工区、下之向工区）の推進

イ 積雪寒冷地域道路事業

- ・(国) 156 号大野郡白川村大牧地内における堆雪幅確保の整備推進
- ・(国) 156 号大野郡白川村野谷地内におけるスノーシェットの整備推進

ウ 道路防災対策事業

- ・緊急輸送道路の防災のため、(主) 高山清美線ほか5路線での落石防護柵、ポケット式ロックネット等施工による防災施設の整備推進

エ 河川及び砂防事業

- ・近年発生した河川の浸水被害箇所及び要対策箇所の早期解消
- ・避難所及び要配慮者利用施設を保全する土砂災害対策の重点的整備の推進

(ア) 河川事業

- ・高山市宮川、苔川、江名子川、飛騨川について、治水安全度向上を目的とし、河川環境にも配慮した河川整備を行い、特に近年浸水被害が多発している苔川、江名子川は重点的に整備を推進

(イ) 砂防事業

- ・要配慮者利用施設及び避難所施設の保全のため、高山市荘川町中畑の新田洞谷をはじめとした通常砂防で4か所、高山市三福寺町の川原をはじめとした急傾斜地崩壊対策事業で5か所の整備を推進

オ 災害復旧事業

- ・令和2年7月豪雨により被災した道路橋りょう、河川、砂防施設の早期復旧

(3) 契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社ないし12社の指名競争入札業者の内2～3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 高山土木事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 入札執行状況】

委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、入札書比準価格以外で同価格帯の入札者が複数名存在し、同額グループが存在したものの、同額グループの積算内訳書が添付されていなかった。担当者のお話では、積算内訳書の確認を行ったが記録の添付を忘れたとの説明であった。

【規範】

公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律第12条において、建設業者は公共工事の入札に係る申込の際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないと定めており、技術検査課からは、「建設工事の競争入札における申請書、積算内訳書及び確認資料の不備による無効等に関する取扱いの運用について」の通知が発出されており、その中で委託工事における入札における積算内訳書を確認すべき場合として「落札候補者以外の入札金額が複数の同額グループで構成されている」場合が例としてあげられている。

また、公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 高山土木事務所】

複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。

(4) 点検業務

【事実関係 道路パトロール日誌】

道路パトロール日誌の内容を確認したところ、「崩壊」との記述があり、未処理との記載がなされているが、その後の処理状況が日誌には記載されていない。担当者では、「日誌には記載していないが、その後何らかの処置は行ったはずである。」とのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第13条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

(記録及び報告)

第13条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌(様式-2)及び写真台帳(様式-3)により結果を出力の上、道路課長に報告する。

2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。

3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進捗状況を管理する。

【指摘 高山土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

【事実関係 砂防施設点検】

砂防施設点検を確認したところ、全体の点検結果をまとめた一覧表と、個別の砂防設備点検カルテとの間で、表記の齟齬があった。具体的には、砂防設備点検カルテでは、総合的な点検度が「A」とされているにも関わらず、一覧表上は「B」との記述がなされていた。他にも、監査人が確認しただけでも2か所の表記の誤りを発見した。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項には、文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならないとされている。

【指摘 高山土木事務所】

施設点検の結果は、今後の維持補修においては全体の状況を正確に把握した上で計画的に行う必要がある。誤った記述は正確な修繕計画における妨げとなることから、全体の表記への転記においては正確な記述で行うべきであり、誤った表記は速やかに訂正すべきである。

(5) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

管内には 177 筆の未登記土地が存在し、その内訳は以下のとおりである。

事業名	筆数	面積 (㎡)
道路	162	115,187.91
河川	3	296.74
砂防	12	4,553.00
合計	177	120,037.65

平成 23 年から令和 3 年度までに解消した土地の数を確認したところ 5 筆であったが、残り 177 筆については、登記手続について保留が決定されており、解消に向けての計画は行われていない。

解消された土地について状況を確認したところ、令和 2 年に 2 件、令和 3 年に 1 件の解消事例が存在した。これらの解消の切っ掛けは、道路の拡幅工事の測量立会の際に、名義上の地権者からの申出であったとのことである。

なお、同じ拡幅工事に関しては、更に 1 筆の未登記土地が存在していたが、当該土地は地図混乱地域の土地であったため、登記の解消が出来なかったとのことである。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 11 条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「（土木事務）所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査においては、未登記土地を早期解消するための措置を検討することが必要である旨の指摘がなされている。

【指摘 用地課・高山土木事務所】

未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

なお、道路拡幅工事の際の立会を切っ掛けとして未登記土地の解消が行われた実情を踏まえると、現在の名義人に連絡を取れば、解消に向けての協力が得られる可能性があるとも思われる。未登記土地の解消を保留とした経緯も含めて、解消困難かどうかの検討を改めて行うべきである。

【事実関係② 未登記土地】

未登記土地の内、河川管理の為の土地について、原因証書等の存在を確認したところ、共有者全員から所有権移転に必要な契約書等を取得すべき所を一部の所有者との間でしか契約等が存在しないことが判明した。また、登記名義人が個人名であるにも関わらず、法人が売主とされる売買契約書が作成されるなどしていた。

【規範】

民法 206 条には、所有権について定めがあり、民法上の原則として、本来の所有者から、権利を取得しなければ権利は取得できない。

【指摘 高山土木事務所】

売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。

この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 高山土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財) 資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成 25 年 3 月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

(6) 倉庫関係

【事実関係① 水防倉庫】

水防倉庫について、保管状況を確認したところ、水防倉庫の備品とは異なる他の物品と混在して保管されている上に、どの物品が水防倉庫としての保管物品であるかの表示もされていなかった。

また、保管されている物品については、長年使用実績はなく古い蛇籠やつるはし等が保管されている。



水防倉庫の状況



保管されていた蛇籠

【規範】

水防法第2条第6項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、高山土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを用用しなければならない。」と定められている。

【意見 高山土木事務所】

水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

【事実関係② ボーリングコアの木箱】

ボーリングコアの木箱については、他の契約関係書類と共に庁舎内の様々な場所に保管されているが、高山土木事務所が管理する倉庫だけでなく、飛騨県事務所の振興防災課が管理する車庫の奥にも多数の木箱が積み上げられている。

高山土木事務所に問い合わせたところ、当該木箱は、飛騨総合庁舎内の宮川上流河川開発工事事務所が飛騨県事務所から借りる形で保管しているとのことであった。



保管されているボーリングコアの木箱



振興防災課管理の車庫

【規範】

技術検査課より、平成 20 年 4 月 1 日より「地質調査業務のコア箱等の保存期間について、原則、業務完了日の次の年度から起算して 5 年間とし、これによることができない場合（例：トンネル、ダム関連業務）は、別途保存期間を定めることができる」との通達がだされている。

【意見 高山土木事務所】

ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから保管が必要であるものの、多くの場所を取ることとなり、保管場所が確保できなくなる。

ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。

（7）災害復旧工事

【事実関係】

高山土木事務所管内においては、令和 2 年 7 月豪雨によって崩壊した道路に関して、約 4 億円の工事費を用いて災害復旧工事を行い、同工事は、令和 4 年 9 月に完了したところ、同月 9 日の大雨により復旧範囲も含めた道路の崩壊が発生した。

令和 4 年度の崩壊場所は、令和 2 年 7 月豪雨による崩壊場所を包摂する位置で崩壊しており、令和 4 年 9 月より、対策検討会が開かれ、専門家の意見を踏まえ、令和 2 年度災害復旧工事の設計・施工が適切に行われていることが確認されたが、今後の対策としては、被災箇所における復旧工事は不相当と判断され、被災箇所及びその周辺を迂回するルートで復旧を行うことが確認された。

(主)乗鞍公園線(乗鞍スカイライン)の被災状況

令和4年9月9日の被災状況



【意見 高山土木事務所】

令和2年の災害復旧工事そのものは適切に行われているものの、結果的にはその工事にかけた費用が全て失われてしまっている。復旧工事箇所が再度崩壊するような結果が生じないように、本件被災箇所の地質調査の結果などを参考に、他の復旧工事においても同様の結果とならぬよう、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。

(8) 事務所運営

【事実関係① 釣り銭管理】

事務所の現金管理状況を確認したところ、現金出納帳の記載は970円となっていたが、実際には2,130円が保管されていた。出納担当者に確認をすると、情報開示請求の際の釣り銭が存在しない為、職員の自費で立て替えているとのことであった。

【規範】

会計規則取扱要領第31条において、「出納員又は分任出納員は、つり銭を必要とする場合においては、あらかじめ定めた一定額の範囲内において、指定金融機関等へ払い込むべき収納金の一部を留め置くことができるものとする。」により、つり銭の準備は可能であると説明する。

【過去の監査意見】

令和3年包括外部監査において監査人より、「現地機関において、つり銭への対応を

職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定することが望ましい。」との意見が付されている。

【意見 出納管理課】

本年度においても、他機関において同様の問題が見いだされている。近年は現金を管理することが減った一方、未だに小口ではあるが現金を必要とする場面が存在し、公金と担当者の私金が混ざり合う状況は早急に解消することが望ましい。小口の現金管理において担当者による支払がなされている現状があるかどうかを確認の上、早急な会計規則の整理が望ましい。

【事実関係② 金庫の管理】

高山土木事務所にはダイヤル式の金庫が備わっているが、鍵穴が使えなくなり鍵による開閉が出来なくなっていた為、副所長、管理調整係長、管理調査主査がダイヤルの番号を把握し、全てダイヤルの調整で開閉を行っていた。

【規範】

「高山土木事務所における金庫の管理方法」と題する内部ルールにおいては、金庫の管理については鍵の管理により行うことが定められている。また、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定め、行政財産の善管注意義務が定められている。

【指摘 高山土木事務所】

金庫の鍵が使えなくなっている状況を修繕し、適切な管理が行える状況にすることが必要である。特にダイヤル式の開閉管理となった場合、ダイヤル番号が判明するだけで誰もが容易に開閉できることにもつながり、防犯管理上も危険性が高くなる。速やかな鍵の修繕を行い、本来の管理に戻すべきである。

6 古川土木事務所

(1) 古川土木事務所庁舎



所在地：飛騨市古川町上野 617-1

階数：本館：RC 2階建て、延床面積：
1,235.59㎡

古川土木事務所は、単独庁舎である。

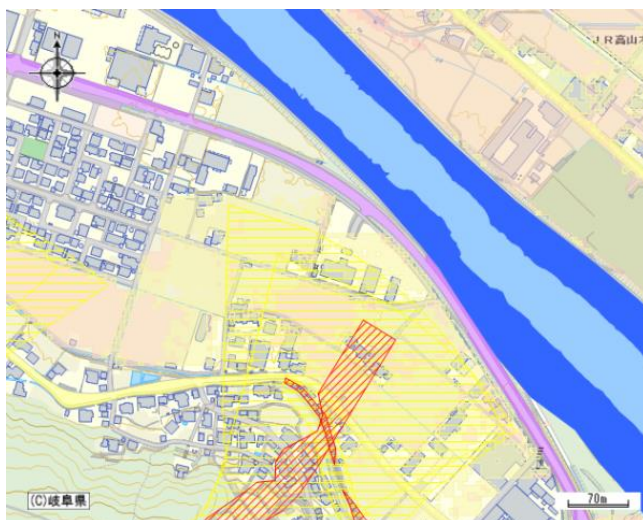
古川土木事務所においては、災害時非常電源装置により、最大 16.46 時間の自家発電が可能である。

また県防災行政無線に関しては、発電機により 72 時間稼働することが出来る。

【事実関係① 古川土木事務所の災害・危機管理等対応マニュアル】

古川土木事務所の所在地は、土砂災害警戒区域内であるものの、古川土木事務所の災害・危機管理等対応マニュアルには、大規模な被害等が予想される時、及び震度5強以上の地震が発生したときは全職員が対応することとされ、少なくとも事務所対策班は、古川土木事務所において任務を遂行することとなる。

また、古川土木事務所の所在地において土砂災害が発生するおそれがある場合の参集場所など、別途定められていない。仮に、緊急安全確保の発令等が行われている状況に至った場合、最悪の場合、土砂災害が発生し庁舎そのものが危険となる可能性があり、活動する職員の生命に危険が及ぶ可能性がある。



「ぎふ山と川危険箇所マップ」より

【規範】

県は、所属する地方公務員に対しての信義則上の安全配慮義務が存在している（最高裁平成22年（受）第9号同23年7月12日第三小法廷・集民第237号179頁参照。）。

【指摘 古川土木事務】

土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、集合場所の変更や集合時期等についてマニュアルを見直すべきである。

【事実関係② 岐阜県災害対策本部飛騨支部計画】

岐阜県災害対策本部飛騨支部計画には、「支部は、飛騨総合庁舎内に置くことを原則とする。ただし、飛騨総合庁舎が使用不可能となった場合は、下呂総合庁舎又は古川土木事務所に設置するものとする。」との記述があるだけで、災害の程度に応じた支部機能の移転の基準について定めはなく、古川土木事務所を活動場所とする基準などの定めがない。

【規範】

同上

【指摘 飛騨県事務所】

飛騨県事務所において支部機能を移転する必要が生じた際に、土砂災害警戒情報の発表などを踏まえた、適切な支部機能の移転を判断すべく、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、活動場所の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。

(2) 概要

古川土木事務所は、道路課が道路、橋りょうおよび都市計画事業の調査設計並びに施工監督に関すること、事業の横断的な調整等に関すること、管内市町村との事業調整、技術指導に関すること、都市計画に関すること（道路第一係）、道路、橋りょうの維持修繕および舗装、除雪に関する調査設計並びに施工監督に関すること、市町村道路維持補助事業に関すること、道路の災害復旧事業に関すること（道路第二係）、道路の災害防除および交通安全事業の調査設計並びに施工監督に関すること、市町村道路維持補助事業に関すること、道路の災害復旧事業に関すること（道路第二係）を担い、河川砂防課が河川、砂防事業の調査設計並びに施工監督に関すること、市町村河川砂防補助事業に関すること、河川・砂防の災害復旧事業に関すること（河川砂防係）を担い、施設管理課が道路、河川、砂防指定地、急傾斜地等の管理に関すること、水防に関すること、官民境界確認に関すること、建設リサイクル法に関すること（施設管理係）を担い、用地課が公共用地の取得および損失補償に関すること、登記事務に関すること（用地係）を担い、総務課が所内の庶務及び会計に関すること、自動車の運転管理および庁舎管理に関すること、工事の契約に関すること、建設業に関すること、所内の他課に属さない事務に関すること（管理調整係）を担っている。

(3) 事業計画

古川土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路事業、河川事業、砂防事業が挙げられるが、以下の事項を令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路の整備

季節に左右されることなく安全で快適な道路網の整備を目指して、一般国道360号、一般国道471号、主要地方道古川清見線、主要地方道神岡河合線、主要地方道国府見座線、一般県道古川宇津江四十八滝国府線の、国道2路線、主要地方道3路線、一般県道1路線の計6路線の整備に努める。

この中で一般国道360号の（仮称）宮川2号トンネル工事約946mについては、令和3年度、坑内設備と舗装工事に着手し、早期完成を目指す。

イ 道路の維持管理

既存の道路の機能を十分発揮させ、「安全」「円滑」「快適」な道路サービスを持続的に確保するため、限られた予算を有効かつ効率的に執行し計画的な道路施設の維持補修を実施する。また、定期的な道路パトロールやメンテナンスサポーターからの情報提供をもとに、迅速かつ適切な維持管理に努める。

熊本・大分地震で通行不能となる道路が多数発生したことから、緊急輸送道路や孤立集落に接続する道路の落石・崩落対策を実施し、安全な通行を確保する対策を進める。

また、飛騨市中心部において、整備中の主要地方道神岡河合線 飛騨市古川町谷地

内の歩道設置事業を引き続き実施する。

《主な実施予定箇所》

- ・舗装補修 …………… 一般国道 471 号 高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根
- ・橋梁補修 …………… 一般国道 158 号 高山市奥飛騨温泉郷平湯 さつき橋
- ・災害防除 …………… 一般国道 471 号 飛騨市古川町野口
- ・交通安全（歩道） …… 主要地方道神岡河合線 飛騨市古川町谷
一般県道谷高山線 高山市国府町名張
- ・雪寒（堆雪幅確保） …… 主要地方道国府見座線 高山市上宝町荒原
- ・雪寒（融雪装置整備） …… 一般国道 471 号 高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根

ウ 河川事業

地域住民の人命や財産を守るため洪水確率規模 1/30 確保に向けて、平成 24 年度から再開した広域基幹河川改修事業とともに、激甚化する災害の頻発に対し、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（H30～R 2）、令和 2 年度からは工区の一部が大規模特定河川事業として採択され、用地補償や築堤工事を行っている。さらに、「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（R 3～R 7）により、優先順位の高い箇所の河道掘削工事をはじめとする流下断面確保工事の実施を推進する。

総合学習支援の取り組みについては、次の世代を担う管内の小学生を対象に、身近な河川に棲む生物を採取・調査し水質を知ることにより、河川環境の保全及び安全利用や故郷の伝統的防災施設（霞堤）を題材にした防災教育を実施する。

エ 砂防事業について

八山系砂防総合整備計画に基づき、災害発生時に自力避難が困難な高齢者が居住する「要配慮者利用施設」の保全対策や、関係市の地域防災計画に位置づけられた「避難所関連施設」の保全対策を重点的に進めていく。

（4）契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

令和 3 年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は 8 社ないし 12 社の指名競争入札業者の内 2～3 社という結果の入札が多数確認された。

【意見 古川土木事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 入札執行状況】

委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、予定価格以外で同価格帯の入札者が複数名存在し、同額グループが存在したものの、同額グループの積算内訳書が添付されていなかった。担当者からは、積算内訳書の確認を行ったが記録の添付を忘れたとの説明であった。

【規範】

公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律第12条において、建設業者は公共工事の入札に係る申込の際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないと定めており、技術検査課からは、「建設工事の競争入札における申請書、積算内訳書及び確認資料の不備による無効等に関する取扱いの運用について」の通知が発出されており、その中で委託工事における入札における積算内訳書を確認すべき場合として「落札候補者以外の入札金額が複数の同額グループで構成されている」場合が例としてあげられている。

また、公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 古川土木事務所】

複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。

【事実関係③ 契約変更理由】

契約変更理由を確認したところ、過去、既に市町村の急傾斜地崩壊対策事業（県の補助金交付事業）で擁壁を建設した人工斜面に再度擁壁を建設する計画をしていたことが発覚したために、同じ区域の別場所の工事を行うことと計画変更したことにより契約が変更となった事案が存在した。なお、変更理由については、委託事務変更事務処理要領第4（1）発注後に発生した外的条件によるもの（イ）他事業との関連による場合、委託業務変更事務処理要領第4（1）発注後に発生した外的条件によるもの（カ）その他やむを得ない外的条件による場合、とされている。

【規範】

委託業務変更事務処理要領第4は、設計変更ができる基準として、（1）発注後に発生した外的条件によるもの（イ）他事業との関連による場合、や、（カ）その他やむを得ない外的条件による場合、（4）本庁主務課との協議により、要領第2に規定する「設計変更の考え方」に則り、設計変更することが真にやむを得ないと認められるもの、等を定めている。要領第2は、建設工事に関連する調査・測量・設計等業務委託は、予知できない自然条件や、地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ない

いため、予測できない事態が生ずることは避けられない。従って設計変更は真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。なお、設計変更を行う際は、分離発注の可否を検討するとともに、設計変更を必要とする経緯・理由について、明らかにしなければならない。と定めている。

既に過去に市町村の急傾斜地崩壊対策事業（県の補助あり）で擁壁を建設した人工斜面を新たに事業対象箇所とすることはできない。

【指摘 古川土木事務所】

事実関係③に記載したとおり、古川土木事務所は、設計変更の理由として、委託事務変更事務処理要領第4（1）発注後に発生した外的条件によるもの（イ）他事業との関連による場合、委託業務変更事務処理要領第4（1）発注後に発生した外的条件によるもの（カ）その他やむを得ない外的条件による場合、を挙げる。しかし、本件で当初計画対象とされた箇所が他事業の対象となっていたのは過去のことであり、上記委託事務変更事務処理要領第4（1）発注後に発生した外的条件によるもの（イ）他事業との関連による場合には該当しない。また、過去に事業対象となっていたことについては、「発注後に発生した」外的条件ではないし、事前の調査によって容易に判明することであり、（カ）その他やむを得ない外的条件による場合にも該当するとは思われない。

該当するとすれば、（4）本庁主務課との協議により、要領第2に規定する「設計変更の考え方」に則り、設計変更することが真にやむを得ないと認められるものであろう。それとて、予測できない事態により、設計変更が真にやむを得ない場合にのみ認められるものであり、本件に該当するかは疑問である。

本件のような事態が生じないように、当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による工事対象箇所も含め、現地が人工斜面であるか否か、きちんと調査して設計に臨むべきである。

【事実関係④ 除雪車無償貸与】

除排雪業務を委託する際、業者に県の所有する除排雪機械を無償貸与するところがある。委託業者が機械を損傷した場合、修繕費用を当該業者に請求する場合とそうでない場合がある。

【規範】

除排雪機械を無償貸与する場合には、除排雪機械無償貸与仕様書を業者に交付しており、その第7条において、「1 乙は、機械を亡失し、またはき損したときに直ちに甲の指示を受けなければならない。」「2 乙は、前項の亡失またはき損が自己の責に帰すべき事由によるときは甲の指示に従い、すみやかに機械を修理しまたは代品を納め、もしくはその損害を賠償しなければならない。」と定めている。

【指摘 古川土木事務所】

業者に修理を求めるか否かについて、明確な運用マニュアル等は存在しない。担当者に確認したところ、機械のき損について業者からの連絡がなかった場合には修理代

金を請求した事案もあるとのことであったが、大半は県が修繕を行っているとのことである。

県有資産のき損については、毅然とした態度で臨むべきであり、き損の原因をきちんと調査して、業者に過失がある場合には、業者に修理費用を請求すべきである。そのためにも、どのような場合に損害賠償を請求するのか、マニュアル等を作成し、請求の基準を明確にすべきである。

(5) 点検業務

【事実関係 道路パトロール日誌】

道路パトロール日誌の内容を確認したところ、未処理との記載がなされているが、その後の処理状況が日誌には記載されていない部分が散見された。担当者のお話では、「日誌には記載していないが、その後何らかの処置は行ったはずである。」とのことであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県道路パトロール実施要領第13条は、以下のとおり定める。

岐阜県道路パトロール実施要領

(記録及び報告)

第13条 パトロール員は、パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌(様式-2)及び写真台帳(様式-3)により結果を出力の上、道路課長に報告する。

2 道路課長は報告を受けた内容について異常箇所を確認し、その措置を関係者に指示するとともに、所長に報告する。

3 道路課長は前項で確認した異常箇所の措置状況を随時確認し、その完了まで進捗状況を管理する。

【指摘 古川土木事務所】

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

(6) 土地利用

【事実関係① 未登記土地】

管内には、85筆の未登記土地が存在し、その内、道路利用目的の土地が53筆、河川利用目的の土地が20筆、砂防利用目的の土地が12筆存在した。平成23年から令和3年度までに解消した土地の数を確認したところ3筆であったが、残り82筆については行われていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 11 条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成 31 年 3 月 7 日一部改正）第 3 条は、「（土木事務） 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成 35 年（令和 5 年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査においては、未登記土地を早期解消するための措置を検討することが必要である旨の指摘がなされている。

【指摘 用地課・古川土木事務所】

平成 23 年度に包括外部監査人からの指摘を受けた後、解消された数は 3 件と未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている。

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地】

未登記土地の内、河川管理の為の土地について、原因証書等の存在を確認したところ、共有者全員から所有権移転に必要な契約書等を取得すべき所を一部の所有者との間でしか契約等が存在しないことが判明した。また、本来の所有者が個人名であるにも関わらず、地縁団体の長が売主とされる売買契約書が作成されるなどしていた。

【規範】

民法上の原則として、本来の所有者から、権利を取得しなければ権利は取得できない。

【指摘 古川土木事務所】

売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。

この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、古川土木事務所では、昭和 63 年、平成元年に、一部の土地であるが、当時の村長宛に、未登記土地について非課税として扱って欲しい旨の依頼文を送付していることが確認されている。

その他の未登記土地の課税については、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認している記録は存在しない。

【規範】

地方税法第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第 1 号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【意見 古川土木事務所】

未登記土地については、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきであるところ、古川土木については、一部の未登記土地については、村への情報提供が確認されている。

ただし、情報提供の記録は一部に留まっていることから、その他の土地については、通知等がなされているかまでは分からない為、他の土木事務所同様、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。

(7) 倉庫関係

【事実関係① 水防倉庫】

資材や契約関係書類が整理されて保管されている。倉庫の入り口には標識も掲示されている。



水防倉庫の様子



水防倉庫の標識

【事実関係② 資材倉庫】

資材や契約関係書類が整理されて保管されている。倉庫の入り口には標識も掲示されている。



資材倉庫の様子



資材倉庫の標識

【事実関係③ 資機材倉庫】

倉庫内には、資機材一覧が掲示され、資機材も整理されて保管されている。



資機材一覧



資機材倉庫の様子

【事実関係④ 車庫】

車庫には、車両の外、凍結防止剤も保管されている。凍結防止剤は、搬出表を掲示してその搬出状況を管理している。



車庫の様子



車庫内に保管された凍結防止剤



凍結防止剤搬出表

【参考報告 古川土木事務所】

古川土木事務所内の各倉庫は、いずれも整理されており保管状況も良好であった。また、保管物については、管理表を利用して管理するなどの工夫がなされている。

古川土木事務所が単独庁舎であり場所的余裕があることも理由の一つといえるであろうが、古川土木事務所のような資材等の管理方法は非常に有益であるから、参考報告する。

7 飛騨農林事務所

(1) 概要

飛騨農林事務所は、農地整備課が、農地および農業用施設の災害復旧に関することを担い、森林保全課が治山事業の計画、調査設計および施工に関すること、治山災害に関すること、治山事業の計画、調査設計および施工に関すること、治山災害に関すること、保安林の管理に関することを担っている。

(2) 事業計画

飛騨農林事務所における防災に関する主な事業としては、災害に強い農村づくりが挙げられる以下の事項を令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 令和元年7月にため池法が施行されたことに伴い、特定農業用ため池の監視を5年サイクルで市村とともに実施する。

- ・特定農業用ため池 6池

イ 令和2年10月に施工された、ため池工事特措法に基づき、県は防災工事等推進計画を策定し、優先度を考慮して劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を実施する。

- ・劣化状況調査 2池
- ・地震・豪雨耐性評価 5池

(3) 治山工事

【事実関係① 山地災害危険地区の着手率】

飛騨農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が64.6%、危険度Bの着手率が65.1%、危険度Cの着手率が50.32%であり、全体の着手率としては、61.9%である。

飛騨農林事務所としては、危険度Aの箇所が存在について市町村に対し情報を投げ、危険度Aの箇所から優先的に対策を進めているが、なかなか事業として進まない状況である。担当者によれば、その原因としては、危険度Aの箇所以外でも現に荒廃が生じている箇所が存在し、この場合はそちらを優先的に対策する場合があります、現場状況や地権者からの要望を踏まえて対策を検討する必要があることから、危険度が高い箇所であったとしても、直ちに対策できない可能性がある為である。

なお、平成30年・令和2年・令和3年の管内における発生箇所を確認したところ災害が発生した地域は合計16か所であり、その内、山地災害危険地区として把握されている地域は、危険度Aが2か所(12.5%)、危険度Bが7か所(43.7%)、危険度Cが3か所(18.7%)であり、合計は12か所であり全体の75%であった。

【意見 飛騨農林事務所】

飛騨農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村から提出のあった施行要望箇所のうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地の処理に不測の日数を要することがある。また、財政状況から十分な予算措置が困難な場合もある。このため、計画が立てにくいとのことである。

【意見 飛騨農林事務所】

治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、飛騨農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(4) 契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、競争となっている業者は8社から12社の指名競争入札業者の内2~3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 飛騨農林事務所】

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 契約変更】

工事変更理由書を確認したところ、「当初監視カメラは既設利用としていた。工事発注後4月、8月に故障し映像を確認出来なくなり受注者が現地へ赴き状態を確認、修理を行ったが再度故障する可能性は大きい。」ことを理由に、機器の更新を行うことが理由となって、978万3,135円の増額（12.1%増額）となる工事変更契約を認めている。

当初の継続利用する予定であった機器の設置年を確認したところ平成13年頃と、20年近く前の機器であるとの説明であった。

【規範】

建設工事変更事務処理要領第2には、設計書は周到な調査や測量、適正な規格や基準及び綿密な設計積算によって作成されるものであるが、予測できない事態が生ずることが避けられないことから、設計変更は真にやむを得ないものに限り認めることとされている。

また、設計変更を行う際は、分離発注の可否を検討することとされている。

【意見 飛騨農林事務所】

当初の設計段階で、設置から20年近く経過した電子機器をそのまま使用することを想定すること自体が、周到な調査に基づく設計であったとは考えがたく、当初から機器の更新も含めた設計に基づく発注が妥当であった可能性が極めて高い。また、機器自体が分離発注も可能であった可能性があり、設計変更によるべきであったかも疑問が生じるところである。

当初の発注段階で電子機器が設置から、一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認した上で、発注を行うことが望ましい。

（5）施設点検

【事実関係① 治山点検】

治山施設点検シートを確認したところ、確認を行った外部業者の判断では「本施設は、水裏部の損傷や摩耗及び遊離石灰が確認出来る。治山施設の機能は維持しているが、今後堤体水裏部の損傷や摩耗の拡大が懸念されるため経過観察と判断する。」として、Bランクの「施設の機能が維持されているため経過観察とする。」との評価であるにも関わらず、農林事務所において「水裏部の損傷や摩耗及び遊離石灰が軽微なことから、治山施設の機能は維持しているため、異常なしとする」として、Cランクの「異常なし」との判定になっている。

判定の理由を担当課に確認したところ、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）

が、令和3年8月に改定されたことを受け、再度、対象施設の確認を行ったところ、対象施設が、「施設の破損により保全対象への影響がほとんど無いと判断される施設」に当たるため個別施設計画の対象外となることから、「C」判定にし直したとのことである。

【規範】

評価方法を記載した治山施設点検業務特記仕様書によれば、「軽微な異常は確認されるが、施設の機能は維持されている」を「B」としており、「異常なし」が「C」とされている。

【指摘 飛騨農林事務所】

治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。

岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。

正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。

第5章 その他の防災関連事業

第1 他部局の防災事業の検討

本報告書においては、第1章で述べたように、防災事業の全体像を検討し、その全体像の把握が困難であることも踏まえ、主には防災事業における中核的な部局である危機管理部の事業と、防災関連において予算のおおよそを占める県土整備部の事業に焦点を当てた監査を実施した。

しかし、防災事業は全庁的な取組でもあることから、危機管理部や県土整備部の事業以外に、事業予算の規模に関わりなくそれぞれ取り組みが重要となる。

そのような観点からすれば、全ての防災事業を監査することが理想であるが、岐阜県においては、防災予算の全体像を県が把握しきれておらず、事業的な把握は、岐阜県強靱化計画アクションプランや岐阜県地震防災行動計画の事業が存在するが、これも既に述べたように主要な施策を取りまとめているのみである。

また、全庁的な取組である全ての事業評価は現実的に不可能である。

その為、本報告書においては、近年の岐阜県における水害を一つの起点として評価を行うことが実態に即した監査に繋がるとの判断から、水害を中心として事業の監査を行っているが、可能な限りの他部局の監査も実施する必要があると考えた。

これらの観点を踏まえ、危機管理部・県土整備部以外の部局の事業も、可能な限り監査するため、岐阜県強靱化計画アクションプランに掲げられた事業を、岐阜県地域防災計画に従って整理し、水害に関する事業を確認することとした。

なお、このような事業の整理に当たっては、危機管理政策課の協力の下、下記のように岐阜県強靱化計画アクションプランを、岐阜県地域防災計画の各項目に当てはめた結果を踏まえて事業の有無を確認した。

岐阜県地域防災計画及び岐阜県強靱化計画アクションプラン2022の対応一覧

岐阜県地域防災計画		岐阜県強靱化計画アクションプラン2022		
第2章	災害予防	第2章	令和4年度に実施する主要施策	
第1節	総則	(4)	都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～	全て
		(8)	行政機能 ～公助の強化～	全て
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	全て
第2節	防災思想・防災知識の普及	(8)	行政機能 ～公助の強化～	(災害初動対応力の強化)
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	全て
第3節	防災訓練	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	(道路啓開の迅速な実施)
		(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	○災害医療関係機関の体制及び連携の強化 ○航空搬送拠点臨時医療拠点施設の体制強化 (福祉避難所の運営体制確保) (災害時健康管理体制の整備) (社会福祉施設等への支援)
		(8)	行政機能 ～公助の強化～	(災害初動対応力の強化)
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)
第4節	自主防災組織の育成と強化	(8)	行政機能 ～公助の強化～	○消防団の活動内容の普及啓発
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進 (住民主体での避難対策の強化) (防災人材の育成)
第5節	ボランティア活動の環境整備	(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)
第6節	広域的な応援体制の整備	(8)	行政機能 ～公助の強化～	(広域連携の推進) (警察災害派遣隊の体制強化) (緊急消防援助隊の体制強化)
第7節	緊急輸送網の整備	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	(道路ネットワークの整備) (孤立・大雪対策の推進) (道路啓開の迅速な実施) (無電柱化の推進)
		(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	○倒木によるライフライン被害軽減対策の推進 ○県管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進<再掲> (道路啓開の迅速な実施)<再掲> (無電柱化の推進)<再掲>
		(8)	行政機能 ～公助の強化～	(防災拠点機能の強化)
第8節	防災通信設備等の整備	(8)	行政機能 ～公助の強化～	(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化) (防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化) ○総合通信指令システムの整備
第9節	火災予防対策	(8)	行政機能 ～公助の強化～	○消防団員が使用する救助用資機材の整備 (消防団員、水防団員等人材の確保・育成) (消防力の強化) (緊急消防援助隊の体制強化)
第10節	水害予防対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	○豪雨時における道路冠水対策の推進
		(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	○総合的な治水対策の推進 (ハード対策) ○総合的な治水対策の推進 (ソフト対策) ○住民への災害リスクの周知 ○河川管理施設の耐震対策の重点実施
		(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	(避難所環境の充実)
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	(防災教育の推進) (住民主体での避難対策の強化) (要配慮者支援の推進)
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成) ○リアルタイムデータ提供基盤の運用保守
		(12)	メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	○河川施設の「予防保全型」維持管理の推進

岐阜県地域防災計画		岐阜県強靱化計画アクションプラン2022	
第2章	災害予防	第2章	令和4年度に実施する主要施策
第11節	雪害予防対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ (孤立・大雪対策の推進)
		(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～ ○倒木によるライフライン被害軽減対策の推進 ○県管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進
		(8)	行政機能 ～公助の強化～ (災害初動対応力の強化)
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～ (支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化) ○リアルタイムデータ提供基盤の運用保守
第12節	火山災害対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～ (火山災害対策の推進)
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○防災教育を中心とした実践的安全教育の推進
第13節	渇水等予防対策	(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (水資源の有効活用)
第14節	観光施設等予防対策	(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (帰宅困難者対策の推進)
		(6)	産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ (観光地等の風評被害防止対策の推進)
		(8)	行政機能 ～公助の強化～ (住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)
第15節	孤立地域防止対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ (孤立・大雪対策の推進)
		(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ (避難所環境の充実)
第16節	避難対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～ (総合的な水害・土砂災害対策の推進)
		(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (帰宅困難者対策の推進) (避難所の防災機能・生活環境の向上)
		(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ (避難所環境の充実) (福祉避難所の運営体制確保)
		(8)	行政機能 ～公助の強化～ ○防災連携トップフォーラムの実施 ○豪雨災害対応防災訓練の実施 ○災害時における市町村支援体制の強化 ○市町村域を越える広域避難の検討 (住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ (防災教育の推進) (住民主体での避難対策の強化) (要配慮者支援の推進) (防災人材の育成) (コミュニティ活動の担い手養成)
第17節	必需物資の確保対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ ○非常用物資の輸送体制の整備推進
		(8)	行政機能 ～公助の強化～ ○広域防災拠点の体制強化 ○市町村における受援体制の強化 ○市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進 ○災害時の広域応援・受援体制の強化 (災害対策用資機材の確保・充実) (非常用物資の備蓄促進)
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～ (支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)
第18節	要配慮者・避難行動要支援者対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～ ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ (住民主体での避難対策の強化) (要配慮者支援の推進)
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～ (災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)
第19節	応急住宅対策	(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (応急住宅の円滑かつ迅速な供給)
第20節	医療救護体制の整備	(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ (災害医療体制の充実) (災害拠点病院等の耐震化の促進) (救急医療提供体制の強化) (災害時健康管理体制の整備)

岐阜県地域防災計画		岐阜県強靱化計画アクションプラン2022			
第2章	災害予防	第2章	令和4年度に実施する主要施策		
第2.1節	防疫対策	(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	(災害医療体制の充実) (避難所環境の充実) (福祉避難所の運営体制確保) (災害時健康管理体制の整備)	
第2.2節	河川防災対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	○総合的な治水対策の推進（ハード対策） ○総合的な治水対策の推進（ソフト対策） ○住民への災害リスクの周知 ○河川管理施設の耐震対策の重点実施 ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 ○県民協働による河川内の樹木伐採の推進	
		(8)	行政機能 ～公助の強化～	○広域防災拠点の体制強化 (災害対策用資機材の確保・充実) (住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)	
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進 ○防災教育を中心とした実践的安全教育の推進 ○総合的な治水対策の推進（ソフト対策）＜再掲＞ ○「災害・避難カード」を作成する取組みの普及促進 ○地区避難計画等の策定推進 ○住民への災害リスクの周知	
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	○リアルタイムデータ提供基盤の運用保守	
		(12)	メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	○河川施設の「予防保全型」維持管理の推進	
第2.3節	砂防対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	○総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策） ○総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策） ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 (治山施設の整備・機能強化) (盛土規制に係る連携の推進)	
		(8)	行政機能 ～公助の強化～	○広域防災拠点の体制強化 (災害対策用資機材の確保・充実) (住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)	
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進 ○防災教育を中心とした実践的安全教育の推進 ○総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）＜再掲＞ ○「災害・避難カード」を作成する取組みの普及促進 ○地区避難計画等の策定推進 ○住民への災害リスクの周知 (要配慮者支援の推進)	
		(11)	官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)	
		(12)	メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	○砂防施設の「予防保全型」維持管理の推進	
第2.4節	農地防災対策	(3)	農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	(農業用排水機場の整備) (農業用ため池の防災対策の推進) ○農業用排水路の機能保全対策の推進	
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「災害・避難カード」を作成する取組みの普及促進 ○地区避難計画等の策定推進 ○住民への災害リスクの周知	
第2.5節	治山対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	(治山施設の整備・機能強化)	
第2.6節	土地災害対策	(2)	国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	(総合的な水害・土砂災害対策の推進) (地盤沈下対策の推進) (盛土規制に係る連携の推進)	
		(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	(大規模盛土造成地対策の実施)	
第2.7節	都市災害対策	(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	(住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進) (市街地整備の促進) (立地適正化計画の策定促進)	
		(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	○下水道の耐震・老朽化対策の推進 (下水道における業務継続体制の整備)	
		(12)	メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	○県営公園の長寿命化の推進	
第2.8節	地下街等保安対策	(4)	都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	(市街地整備の促進) (立地適正化計画の策定促進)	
		(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	○下水道の耐震・老朽化対策の推進 (下水道における業務継続体制の整備)	
		(10)	リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	○住民への災害リスクの周知	

岐阜県地域防災計画		岐阜県強靱化計画アクションプラン2022	
第2章	災害予防	第2章	令和4年度に実施する主要施策
第29節	建築物災害予防対策	(4)	都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進) (空き家対策の推進)
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進
第30節	防災営農対策	(3)	農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～ (農地・農業用水利施設等の適切な保全管理)
第31節	ライフライン施設対策	(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～ 全て
第32節	文教対策	(4)	都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進) (文化財の保護対策の推進)
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 ○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進 ○防災教育を中心とした実践的安全教育の推進
第33節	行政機関の業務継続体制の整備	(8)	行政機能 ～公助の強化～ (業務継続体制の整備)
第34節	企業防災の促進	(6)	産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ (BCP等の策定支援)
第35節	防災対策に関する調査研究	(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ (防災人材の育成)
第36節	航空災害対策	(8)	行政機能 ～公助の強化～ (警察災害派遣隊の体制強化)
第37節	鉄道災害対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ (鉄道の老朽化対策・存続支援)
第38節	道路災害対策	(1)	交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ (道路ネットワークの整備) (道路啓蒙の迅速な実施)
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
		(12)	メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～ ○岐阜県道路施設維持管理指針に基づく効果的かつ効率的な道路管理の推進 (メンテナンスに関する人材育成・確保)
第39節	放射性物質災害対策	(9)	環境 ～廃棄物及び有害物質対策～ ○大気汚染状況の監視体制の整備
第40節	危険物等保安対策	(8)	行政機能 ～公助の強化～ ○消防職員の現場対応力の強化
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
第41節	林野火災対策	(8)	行政機能 ～公助の強化～ (警察災害派遣隊の体制強化) ○災害対策装備資機材の整備 ○消防団員が使用する救助用資機材の整備 ○消防職員の現場対応力の強化
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
第42節	大規模な火事災害対策	(4)	都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～ (住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進)
		(5)	保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ ○医療施設の防火体制の強化 ○社会福祉施設等の耐震化等の推進
		(8)	行政機能 ～公助の強化～ (警察災害派遣隊の体制強化) ○災害対策装備資機材の整備 ○消防団員が使用する救助用資機材の整備 ○消防職員の現場対応力の強化
		(10)	リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～ ○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進
第43節	大規模停電対策	(7)	ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～ (総合的な大規模停電対策の推進) (分散型電源としての再生可能エネルギーの活用) (電気事業者の災害対応力強化)

このような観点から、水害に関する防災事業に関して、危機管理部や県土整備部の事業以外の各部の取り組みについて、確認したところ岐阜県地域防災計画における、「第10節 水害予防対策」や「第22節 河川防災対策」の中で、危機管理部や県土整備部以外の事業としては下記の事業が存在することが明らかとなった。

所管	強靱化計画の施策項目名	主要施策	令和3年度 予算額	事業目標		
			当初予算	指標名	現状値	目標値
清流の国 推進部	要配慮者支 援の推進	災害時等におけ る外国人の支援 強化	2,387	外国人防災リー ダー育成講座受 講者数（累計）	69人 (R1)	120人 (R3)
健康福祉 部	要配慮者支 援の推進	重度障がい児者 に対する災害時 等支援ネットワ ークの構築	6,420			
健康福祉 部	要配慮者支 援の推進	福祉避難所の充 実強化	0	福祉避難所に関 する市町村担当 者向け研修会の 開催回数（累 計）	3回 (R1)	8回 (R6)
				福祉避難所運営 マニュアル策定 市町村数	21市町村 (R1)	42市町村 (R6)
健康福祉 部	要配慮者支 援の推進	友愛訪問活動の 推進	3,500	友愛訪問活動実 施率	47.6% (R1)	48.5% (R3)
健康福祉 部	要配慮者支 援の推進	見守りネットワ ーク活動の推進	6,629	見守りネットワ ーク活動の実施 率	84.9% (H29)	100% (R5)
健康福祉 部	災害ボラン ティアの受 入・連携体 制の構築、 支援職員の 養成	災害ボランティ ア受入体制強化	10,875	災害ボランティ ア支援職員向け 研修会の開催回 数	2回 (R1)	毎年度実施
教育委員 会	防災教育の 推進	防災教育を中心 とした実践的安 全教育の推進	4,746	異なる危険を想 定した命を守る 年間3回以上の 訓練実施率	小学校 82.7% 中学校 71.1% 高校 26.3% (H29)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5)

総務部	防災・減災データの提供推進	リアルタイムデータ提供基盤の運用保守	9,131			

第22節 河川防災対策

所管	強靱化計画の施策項目名	主要施策	令和3年度予算額	事業目標		
			当初予算	指標名	現状値	目標値
健康福祉部	住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化	住民等への情報伝達の強化	0	手話通訳者統一試験合格者数(累計)	20人(R1)	42人(R5)
				要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)	49人(R1)	61人(R5)
				要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)	23人(R1)	32人(R5)
				盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	287人(R1)	310人(R5)
教育委員会	防災教育の推進	防災教育を中心とした実践的安全教育の推進(再掲)	4,746	異なる危険を想定した命を守る年間3回以上の訓練実施率	小学校 82.7% 中学校 71.1% 高校 26.3% (H29)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5)
総務部	防災・減災データの提供推進	リアルタイムデータ提供基盤の運用保守(再掲)	9,131			

そこで、補充的な監査として、上記の事業内容を確認し、防災における有効性や取組の効率性等について書類監査を中心に行い、一部の事業についてはヒアリングを実施した。

具体的には、令和4年10月25日、岐阜県庁において、外国人活躍・共生社会推進課多文化共生係係長からのヒアリングを行った。資料については、外国人防災対策の強化について、令和3年度事業報告書(多文化共生事業分)、多文化共生推進支援費、

国際交流センター補助金（人件費、運営費、事務費、事業費）事業内容・増減理由、岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 主要施策実績等調査票、岐阜県強靱化計画アクションプラン指標進捗調査票などの資料について提出を受けた。

令和4年10月25日、岐阜県庁において、デジタル戦略推進課デジタル推進係係長からのヒアリングを行った。資料については、リアルタイムデータ提供プラットフォーム概要、事業評価調書、予算要求資料、リアルタイムデータ提供PF、提供先の放送事業者などの資料について提出を受けた。

令和4年10月26日、岐阜県庁において、学校安全課の学校安全係長・学校支援課の教科教育第一係課長補佐からヒアリングを行った。資料については、予算要求資料、事業概要説明資料、学校の危機管理マニュアル作成の見直しに関する依頼文書、見直しを行った危機管理マニュアルなどの資料について提出を受けた。

その他、健康福祉部については、コロナ禍による様々な対応を理由に直接のヒアリングを行えなかったが、医療福祉連携推進課、健康福祉政策課、高齢福祉課、地域福祉課、障害福祉課の関係各課から、要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金概要説明書、同補助金交付要綱、要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業概要説明書、福祉避難所の充実強化に関する事業概要説明書、「これからの友愛活動について」のパンフレット、友愛訪問実施クラブ数のデータ、在宅福祉事業費補助金交付要綱、老人クラブ活動等事業実施要綱、岐阜県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱、見守りネットワーク活動の概要説明書、岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金の支出金調書、岐阜県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱、同補助金にかかる事業実施報告書、手話通訳・要約筆記者研修事業に関する予算要求書・手話通訳者スキルアップ研修事業に関する予算要求書・盲ろう者通訳に関する予算要求書・介助者現任者研修事業に関する予算要求書、手話通訳者特別研修事業等の実績一覧等の各資料の提出を受け、メールによる質疑応答を行った。

第2 清流の国推進部の事業

清流の国推進部においては、上記の表の中で、「要配慮者支援の推進」に関する事業を行っている。

1 「要配慮者支援の推進」に関する事業の概要

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	外国人活躍・共生社会推進課
施策項目	要配慮者支援の推進
主要な施策	災害時等における外国人の支援強化
事業概要	・（公財）岐阜県国際交流センターに登録されている災害時語学ボランティアの育成・確保を進める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村単独での対応が困難な大規模災害発生時に、市町村等の依頼に基づく翻訳や、通訳ボランティアの派遣調整等を行う「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施する。 ・市町村が行う外国人防災対策について取りまとめた「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対して外国人防災対策の促進に向けた働きかけを行う。 ・防災啓発や災害時のサポートなど、地域における外国人防災対策を担う外国人の防災リーダーを育成する。 ・災害時の避難勧告・避難指示等について多言語で発信・提供する。 ・外国人向け防災啓発講座を実施する。
当初予算額	2,387,000円（令和3年度）
実績値	1,271,000円（令和3年度）
事業目標	指標名：外国人防災リーダーの育成講座受講者数
現状値	111人
目標値	120人
達成値	111人（令和3年度は新型コロナ対応を優先したため未実施）

2 「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組

(1) 「県災害時多言語支援センター」の設置運営訓練等

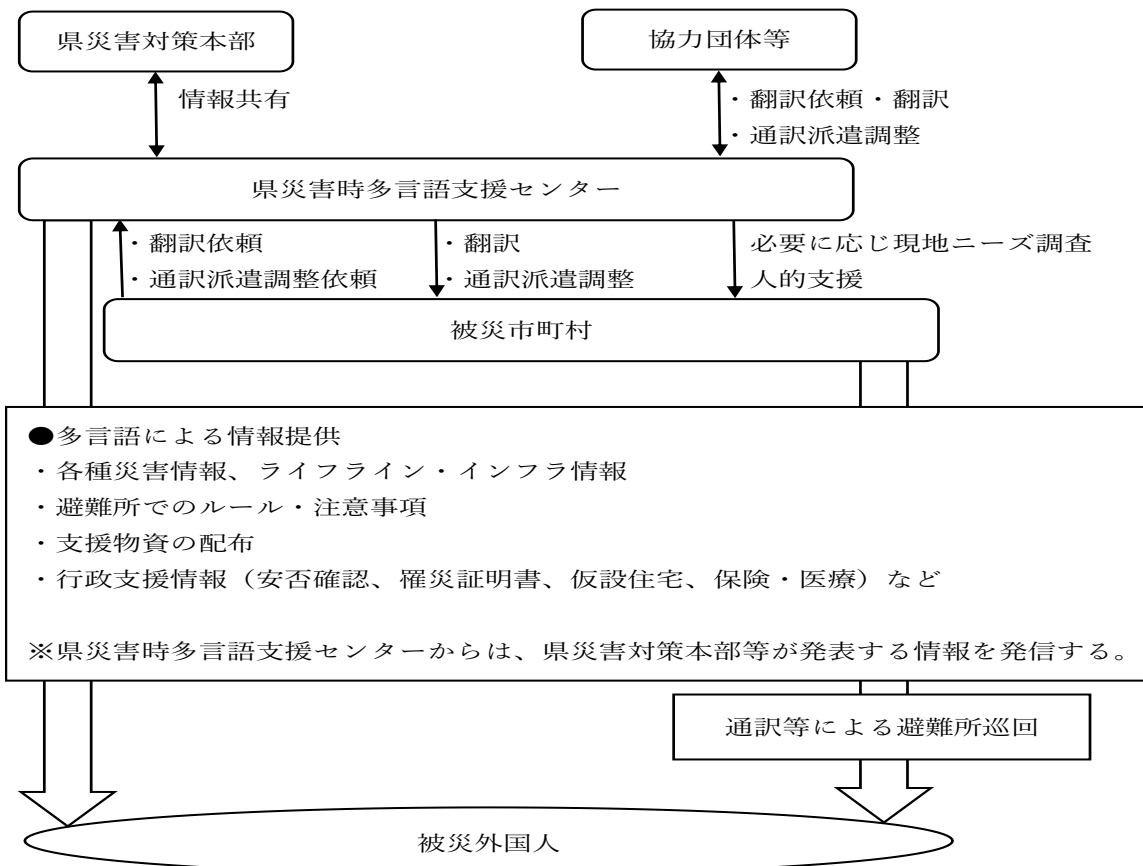
ア 県災害時多言語支援センターの事業概要

市町村単独では対応が困難な大規模災害時に、県が発表する災害情報の多言語化や、被災市町村の求めに応じた翻訳や通訳派遣など、被災市町村の外国人対応を支援。

設置及び運営主体	岐阜県及び（公財）岐阜県国際交流センター（以下「G I C」という。）
設置場所	G I C 事務所内（岐阜県柳ヶ瀬通り1-12 岐阜中日ビル2階）
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 県災害対策本部が設置され、且つ多くの外国人の被災や広域支援が必要と見込まれるとき ② 県内で震度7の地震が発生した場合は、①によらず設置
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 多言語（主に英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）及びやさしい日本語による災害情報の提供 ② 市町村及び市町村国際交流協会が行う被災外国人対応に必要な翻訳及び通訳ボランティア派遣調整に関する支援 ③ その他支援センターの運営に支障のない範囲で、センター長が必要と認める場合は、被災地でのニーズ調査、市町村支援

組織	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">センター長=GIC 専務理事</div> <ul style="list-style-type: none"> 県庁待機 総務班（県災害対策本部、市町村等との連絡調整） 多言語情報提供班（情報の翻訳と発信） 広域調整班（通訳ボランティアの派遣調整）
主な協力団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I C に登録されている「災害時語学ボランティア等」 ・ 東海北陸地域国際化協会連絡協議会（東海北陸各県の地域国際化協会が加盟する協議会） ・ 県内市町村及び市町村国際交流協会（被災市町村を除く）
実績	<p>平成 24 年 8 月 8 日、台風の発生により設置。 ※平成 28 年、設置基準が現在の基準に見直され、それ以降の実績はない。</p>

イ 業務・支援のイメージ



ウ 県災害時多言語支援センター設置訓練

(ア) 事業概要

県と連携してG I C内に県災害時多言語支援センターを設置、運営する訓練（災害時語学ボランティアとの情報伝達訓練など）を実施している。

(イ) 事業費支出

無し

(ウ) 事業実施状況とその効果

令和3年9月5日に訓練を実施し、災害時多言語支援センター設置運営マニュアルに基づき、災害時多言語支援センター設置の手順確認をするとともに、災害時語学ボランティアとの翻訳連携訓練を実施し、連携体制の検証を行っている。

(2) 災害時語学ボランティアの確保

ア 事業概要

災害時に災害対策本部からの要請に応じて、避難所等での通訳や翻訳のサポートなどを行う災害時語学ボランティアを確保するため、災害時語学ボランティア研修を行っている。

イ 事業費支出

15,000円

ウ 事業実施状況とその効果

令和4年1月29日（土）には、公益財団法人佐賀県国際交流協会企画交流課長矢富明德氏を講師に迎え、災害時語学ボランティア等27名が参加し、外国人との共助におけるポイント、豪雨災害における外国人支援活動事例、災害対応ガイドブックの紹介、ワークショップなどについて研修（オンラインによる）が行われた。なお、令和3年度末における災害時語学ボランティアの人数は166名である。

災害時の外国人支援の事例から、外国人特有の課題を共有し、行政やボランティアの役割について再認識をすることができている。

(3) 市町村外国人防災対策の促進

ア 事業概要

各市町村の外国人防災対応状況を確認するため、以下の重要項目について各市町村の取組をまとめた市町村外国人防災対策カルテを作成している。

- ①災害時、被災外国人支援の中心となる部署等を決めているか
- ②災害時の外国人支援について、市町村防災訓練で検証を行っているか
- ③市民向け防災訓練への参加を呼び掛けているか
- ④外国人対象の防災啓発講座や防災訓練を実施しているか
- ⑤防災ガイドブックの多言語化
- ⑥避難指示・緊急安全確保が多言語化されているか、また、発信方法は定まっているか

るか

なお、市町村に対しては、カルテの達成に活用できるツールや県の仕組み等を紹介するとともに、市町村多文化共生相当課長会議で改めて取組の促進について依頼している。

イ 事業費支出

52,000 円

ウ 事業実施状況とその効果

令和3年度は、市町村等において、外国人向け防災啓発講座を実施し、市の防災計画に外国人視点での助言を受けるため、県の外国人防災リーダーを5回派遣し、市町村における外国人向けの防災対策を推進している。

(4) 災害時多言語情報の自動発信

災害時、市町村等が発令する避難指示等の災害情報を多言語で自動発信する取組であり、Facebookによる発信と外国人県民防災対策事業による発信の取組がある。

ア Facebookによる発信

(ア) 事業概要

GICのFacebookでは、災害情報等を6言語で受信することができる。

対応言語	英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語
発信内容	・避難勧告・避難指示 市町村が発信する避難勧告、避難指示情報 ・避難判断参考水位・氾濫危険水位 河川の水位情報 ・土砂災害警戒情報
受信方法	GICのFacebookに「いいね!」する (令和5年2月17日時点の登録者数は7,316人)

(イ) 事業費支出

無し

(ウ) 事業実施状況とその効果

令和3年度中は、避難指示等の災害情報をFacebookを通じて、6言語で152件発信し、受信する外国人に注意喚起等を行うことに繋がった。

イ 外国人県民防災対策事業

災害時に市町村が発令する避難勧告や避難場所等の情報を多言語で外国人住民に提供する災害時多言語自動発令システムが運用されているが、令和3年5月20日に災害対策基本法が一部改正されたことに伴い、避難情報に関するLアラートXML仕様の変更に対応するため、同システムの改修が行われた。事業費支出は1,056,000円である。

委託先	ファーストメディア株式会社
改修内容	改修された避難情報「避難指示、緊急安全確保」に対応したシステム改修
発信件数	152 件

(5) 外国人防災リーダーの育成・活用

ア 事業概要

平成 30 年度より、外国人自身に地域やコミュニティ内などで、日本の災害や日本語に不慣れな方々への啓発、災害時のサポートなどを担ってもらうため、防災人材育成講座を実施し、外国人防災リーダーを育成している。また、防災人材育成講座を受講した者のうち外国人防災リーダーとして県内市町村において活動・連携を望んでいる者は、外国人防災リーダーのリストに登録されることになり、災害時に周りの外国人へのサポートを担うとともに、外国人向けの防災啓発や、防災訓練の企画への参加等、外国人視点の助言等を行っている。

イ 事業費支出

無し

ウ 事業実施状況とその効果

令和 3 年度末の講座受講者数は延べ 111 名（実人数 44 名）であり、令和 3 年度の外国人防災リーダー人材リスト登録者数は 9 名となっている。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染対策を優先したため、外国人防災リーダー育成研修は未実施。なお、講座受講者数の目標値は 120 名となっており、事業費予算は 886,000 円であった。

【事実関係① 講座受講者数の目標値】

講座受講者数の目標値についてヒアリングを実施したところ以下の説明を受けた。

当初、1 年 30 人×3 年間（平成 30 年から令和 2 年）で 90 人の目標値を設定し、令和 2 年に目標に達したため、令和 3 年の目標値を 120 人（+30 人）とした。また、令和 3 年は新型コロナのため育成講座が未実施だったため、令和 4 年の目標値は 120 人のまま変更していない。なお、当時の担当者に確認したところ、「1 年 30 人」とした明確な根拠は不明とのことである。

【意見 外国人活躍・共生社会推進課】

目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのではなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。

【事実関係② 指標の設定】

清流の国推進部における施策項目である「要配慮者支援の推進」に関する事業は、複数存在するが、進捗管理の対象となっているのは、外国人防災対策を担う外国人の

防災リーダーの育成に関する事業のみとなっている。

一方で、健康福祉部における施策項目「要配慮者支援の推進」に関する事業は、同様に複数存在するが、進捗管理は後述のように個々の事業に対して行われている。

【意見 危機管理政策課】

進捗管理が、代表する事業のみとなるのか、個々の事業ごとになっているのかの差は、危機管理政策課からの問い合わせに対する、部の回答によって異なっていると思われるが、より実効性を挙げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。

特に同じ施策項目については、部ごとで、代表的な事業のみで管理するのか、個々の事業ごとに管理するのかで、異なる進捗管理となることは、進捗管理の在り方として不整合になりやすいと考える。

そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。

第3 健康福祉部の事業

健康福祉部においては、上記の表の中で、「要配慮者支援の推進」に関する事業を行っており、その内容としては「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」、「福祉避難所の充実強化」、「友愛訪問活動の推進」、「見守りネットワーク活動の推進」の事業の進捗を管理している。

また、「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業、「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業も担っている。

1 「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	医療福祉連携推進課
施策項目	要配慮者支援の推進
主要な施策	重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築
事業概要	・日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等の協力・支援体制を構築する。
当初予算額	6,420,000円（令和3年度）
実績値	1,051,000円（令和3年度）
事業目標	なし

【事実関係】

岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標とする指標が設定されていないもの

の、「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」における予算要求書の事業評価調書には、事業目標と達成度を示す指標が設定されている。

【規範】

危機管理政策課より毎年、主要施策の目標値を報告するように求められている。危機管理政策課からは、目標設定に当たって予算要求資料の事業評価調書を記載することを提案している。

【意見 医療福祉連携推進課】

岐阜県強靱化計画アクションプランと予算要求書に同一事業を掲載する以上、岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標を設定しない特段の理由はないため、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、事業目標を設定することが望ましい。

「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する主な取組としては、要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業と要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金が存在する。

(1) 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業

ア 事業概要

人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制の整備を促進する事業。

イ 事業費支出

令和3年度 205,810円（災害時ガイドブック印刷製本費）

ウ 事業実施状況とその効果

令和3年度は、重度障がい児者の家庭において自助力を高めるための災害対策ガイドブックを作成し、関係機関へ配布している。また、令和3年7月29日に要電源重度障がい児者の災害時等支援に係る市町村会議を開催し、市町村における電源を要する障がい児者への支援体制等の促進を行った。

(2) 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金

ア 事業概要

人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者にとって災害時の電源の喪失は生命の危機に直結するが、そもそも各市町村が電源を必要とする者を特定できていなかった。

そのため医療機関、消防、電力会社、医療機器メーカー、行政等による情報連携により必要とする者を特定し、災害時に有効な支援体制の整備を促進する「要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業」の一環として市町村が実施する、要

電源在宅重度障がい児者に電源を確保するための非常用電源装置等の整備及び購入経費の助成を行う事業である。

使途は補助金

- ・補助率は1／2
- ・限度額 正弦波インバーター発電機 120,000 円
ポータブル蓄電池 60,000 円
DC／ACインバーター（カーインバーター） 30,000 円

※それぞれの装置等について1人につき1回まで、市町村による貸与又は配布、本人が購入する場合について助成する

イ 事業費支出

令和3年度は2市町村17台846,000円を補助している。

ウ 事業実施状況とその効果

令和3年度は2市町村17台846,000円を補助し、長時間の停電時等においても要電源在宅重度障がい児者が日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等を整備し、医療依存度の高い重度障がい児者の在宅支援の充実を図った。

【事実関係】

当該事業は、要電源在宅重度障がい児者に電源を確保するための非常用電源装置等の整備及び購入経費の助成を行う事業といった、非常時における生命に直結し得る事業である。担当課における予算要求資料によれば、令和3年度末までに50台の設置を目標としているが17台の設置に留まり、予算も420万円と必要な予算を確保しているが、執行額は84万6千円であり、執行率は20%程度であった。

【意見 医療福祉連携推進課】

本事業は、緊急時における生命に関連する事業であり、必要台数を把握し、予算も確保されているのであれば、速やかな事業の推進が必要であると考え。予算要求資料における目標値からしても目標値には及んでいない。

このような状況は、補助事業であり市町村における事業の推進とも関係すると考えられるが、設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。

2 「福祉避難所の充実強化」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	健康福祉政策課
施策項目	要配慮者支援の推進
主要な施策	福祉避難所の充実強化
事業概要	・各種会議や研修会等での周知・啓発や、実態調査・個別ヒアリ

	ングの実施、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DWA T 実地訓練の共同実施などを通じ、福祉避難所の充実強化に向けた取組みの促進を市町村へ働きかけていく。
当初予算額	0円（令和3年度）
実績値	0円（令和3年度）
事業目標①	指標名：福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数（累計）
現状値	3回（R1）
目標値	8回（R6）
達成値	5回（R3）
事業目標②	指標名：福祉避難所運営マニュアル策定市町村数
現状値	21市町村（R1）
目標値	42市町村（R6）
達成値	27市町村（R3）

（1）福祉避難所に関する事業

ア 概要

全市町村への実態調査や課題があると考えられる市町村への個別ヒアリングにより、各市町村の福祉避難所に関する取組の現状・課題を把握する。また、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DWA T（災害派遣福祉チーム）の実地訓練を共同開催する。

個別ヒアリングの主な助言事項は以下のとおりである。

- ① 指定福祉避難所の指定・公示について
- ② 福祉避難所の対象となる者の把握
- ③ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定（R3.5）内容の周知
- ④ 物資・器材、人材、移動手段の確保
- ⑤ 令和3年8月11日からの大雨における避難所開設・運営
- ⑥ 福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策 等

イ 事業費支出

予算はなく、本事業に伴う支出はない。

ウ 事業実施状況とその効果

令和3年11月11日から11月30日にかけて計12市町村に対してヒアリングを通じた現状及び課題に対する助言を行った。なお、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DWA T実地訓練の共同実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見送った。

3 「友愛訪問活動の推進」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	高齢福祉課
施策項目	要配慮者支援の推進
主要な施策	友愛訪問活動の推進
事業概要	・独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブに対し、市町村を通じて活動に係る経費を助成する。
当初予算額	3,500,000円（令和3年度）
実績値	49,298,000円の内数（令和3年度）
事業目標	指標名：友愛訪問活動実施率
現状値	47.9%（R3）
目標値	48.4%（R4）
達成値	47.9%（R3）

「友愛訪問活動の推進」に関する事業の主な取組としては、単位老人クラブ活動費補助金が存在する。

（1）事業概要

独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブに対し、市町村を通じて活動に係る経費を助成する。県内助成対象クラブ 1,608 のうち友愛訪問実施クラブは 771 存在する。

市町村を通じて各老人クラブが受けられる補助の内容は、老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料に対する補助である。

補助の割合は、市町村が行う老人クラブ活動等事業に要する経費に対し、一定の基準額に対して県が 3分の2 を補助するものである。なお、県は国から市町村の事業経費の 2分の1 の補助を受け取るため、県独自の負担割合は 6分の1 である。

補助の対象となる老人クラブの活動の一つである、友愛訪問活動の例として「独居・虚弱高齢者等への一声活動」がある。

（2）事業費支出

【事実関係】

岐阜県は、市町村単位の老人クラブへの補助に関する総支出額を把握しており、その支出額は 49,298,000 円である。しかし、その内、実際の友愛訪問活動に利用された活動費の内訳については、他の事業費の支出と混在する為、把握することが出来ない。なお、岐阜県の予算としての把握は、市町村単位老人クラブ補助金であるところ、その予算総額は、49,961,000 円であり、予算総額の範囲内での支出に留まっている。

市町村から県への実績報告や、県から国への実績報告については、支出した金額の

利用目的による区分けまでの報告は求められていない。

(3) 事業実施状況とその効果

担当課の説明によれば、友愛訪問活動を行う老人クラブの活動により、日頃から安否確認を兼ねた独居老人宅における対話につながり、岐阜県強靱化計画の基本目標である「県民の生命の保護」につながったとのことである。

【事実関係】

本事業による効果を確認したところ、本事業の内容としては友愛訪問活動の有無に関わらず、単位老人クラブの活動に対する補助金であり、友愛訪問活動の有無・実施状況については、市町村から友愛訪問活動を行うクラブ数があることを確認するのみであり、具体的な訪問実態のデータの提出は受けていないとの回答がなされた。

【意見 高齢福祉課】

補助金の交付については、友愛訪問活動の実施が要件ではなく、補助の内容も、友愛訪問活動以外の活動も含めた老人クラブの活動に対する事業費に対する補助金である。また、県は、友愛訪問活動の実態について、活動資料に基づく具体的な活動実態についての把握までは行っていない。

担当課としては、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を特段しておらず、市町村の報告を記録しているに過ぎないことから、そもそも岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討するのが望ましい。

仮に岐阜県強靱化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。

4 「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	地域福祉課
施策項目	要配慮者支援の推進
主要な施策	見守りネットワーク活動の推進
事業概要	・要配慮者に対して、近隣住民、民生委員、福祉委員、ボランティア等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合いや調整を行うことができる組織的な活動を推進する。
当初予算額	6,629,000円（令和3年度）
実績値	3,391,000円（令和3年度）
事業目標	指標名：見守りネットワーク活動の実施率

現状値	84.9% (H29)
目標値	100% (R 5)
達成値	95.1% (R 3) 実施地区数 7,848 自治会 / 8,252 自治会

「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業としては、地域での支え合い活動事業が存在する。

(1) 事業概要

地域福祉の推進を図るため、市町村及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「岐阜県社会福祉協議会」という。）が行う地域での支え合い活動による福祉サービスの普及・拡大を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

対象となる事業及び事業に要する経費は以下のとおりである。

ア 補助対象事業

市町村又は岐阜県社会福祉協議会が実施する以下の事業。

(ア) 地域での支え合い活動の立ち上げを支援するために間接補助事業者が行う以下の支援事業に対する助成事業。

間接補助対象事業
<p>地域の住民による支え合い活動として次のいずれかに該当する活動を行うための団体の立ち上げに対する支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見守りネットワーク活動 ②要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援） ③ふれあいサロン活動 ④住民参加による食事サービス <ul style="list-style-type: none"> a 配食型 b 会食型 c 併用型 ⑤助け合い（生活支援）活動 ⑥宅幼老所の運営 ⑦地区福祉懇談会の開催 ⑧その他地域の福祉課題解決のための取組
<p>地域の住民による支え合い活動を行う団体が次のいずれかに該当する活動を新たに行うための支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見守りネットワーク活動 ②要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援） ③ふれあいサロン活動 ④住民参加による食事サービス <ul style="list-style-type: none"> a 配食型 b 会食型 c 併用型 ⑤-1 助け合い（生活支援）活動 ⑤-2 助け合い（生活支援）活動の内容に新たな活動を加える場合（移動支援

- 等)
- ⑥宅幼老所の運営
 - ⑦地区福祉懇談会の開催
 - ⑧その他地域の福祉課題解決のための取組
 - ⑨上記①～⑦の活動の支援対象者を高齢者から障がい者等へ広げる等、共生社会対応とする場合

(イ) その他地域での支え合い活動の立ち上げに資する広報・啓発等の取組で知事が適当と求めたもの。

イ 補助対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに補助金

ウ 補助基準額

「知事が必要と認めた額」又は「1活動当たり 1,000 千円、情報通信技術を活用した①の活動を行う場合は、2,000 千円」

エ 補助率

「知事が必要と認めた額」については、10分の10

間接補助対象事業に対する「1活動当たり 1,000 千円、情報通信技術を活用した①の活動を行う場合は、2,000 千円」については、2分の1

(2) 事業費支出

事業費は以下の通り。

	募集日	応募期間	応募団体	補助金額
一次募集	R 3 年 4 月 2 日	R 3 年 4 月 2 日～5 月 12 日	10 市町村、県社協 (4 市町)	2,654 千円
二次募集	R 3 年 6 月 18 日	R 3 年 6 月 18 日～7 月 16 日	1 市	71 千円
三次募集	R 3 年 9 月 14 日	R 3 年 9 月 14 日～10 月 8 日	1 市	366 千円
追加募集	随時	—	県社協 (1 市)	300 千円
合計			12 市町、県社協 (5 市町)	3,391 千円
予算残額				3,238 千円

(3) 事業実施状況とその効果

令和3年度は、8,252自治会の内、7,848自治会において見守りネットワーク活動が行われ、95.1%の実施率となっており、要配慮者に対する見守り活動が推進された。

なお、予算執行率は、51.2%と低くなったが、これは令和2年度の実績が5,420千円であったことと比較して、令和3年度は自治会の活動がコロナ禍により休止する等もあり実績が伸びなかったことによるものである。

5 「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	地域福祉課
施策項目	災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成
主要な施策	災害ボランティア受入体制強化
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの受付時における待ち時間の短縮、必要事項の登録や受付時間の設定等が事前に可能となるシステムを構築する。 ・専門的な技術や知識のある専門ボランティア（NPO等）をコーディネートできる人材の育成研修を行うとともに、NPOやボランティア団体等を対象とした平時の情報共有会議を開催し、災害時に専門ボランティア間で情報共有できる関係を構築する。 ・県社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置運営を支援する指導員を配置するとともに、災害ボランティアを支援する県、市町村及び社会福祉協議会の職員等に対する研修を実施する。
当初予算額	10,875,000円（令和3年度）
実績値	5,945,000円（令和3年度）
事業目標	指標名：災害ボランティア支援職員向け研修会の開催回数
現状値	2回（R1）
目標値	毎年度実施
達成値	3回（R3）

「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業としては、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用して行われる岐阜県の事業として災害ボランティア連携強化推進費補助金、災害時専門ボランティア受入推進事業費補助金、災害ボランティア事前登録システム構築事業費補助金が存在する。

【事実関係】

所管課の担当者の説明によれば、岐阜県が行う令和3年度の各事業の名称は、「災害ボランティア連携強化推進費補助金」、「災害時専門ボランティア受入推進事業費補助金」、「災害ボランティア事前登録システム構築事業費補助金」であるとの説明がなされているが、岐阜県に対する各事業の補助金に関する令和3年度の社会福祉協議会からの事業実績報告書には、国の補助金の事業名称に合わせた事業名称である「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業」の名称が使用され、県の補助金の名称の記載が無い。

【意見 地域福祉課】

所管課が把握する岐阜県の事業名称が、実際の実績報告書と異なることで事務処理上の混乱を招きかねない。実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、

県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行いやすい実績報告書にするのが望ましい。

(1) 災害ボランティア連携強化推進費補助金

ア 事業概要

岐阜県社会福祉協議会が実施する、災害ボランティア活動における受入体制整備及び関係団体等との連携の強化や、災害ボランティア支援職員のスキルアップに要する経費に対し、補助金を交付している。なお、補助率は10分の10である。

- ・市町村指導員（岐阜県災害ボランティアコーディネーター）
統括コーディネーター2名、コーディネーター4名が設置されており、災害時の三者連携の促進を図るため、市町村等の申請に基づき計10回の派遣が行われた。
- ・岐阜県災害支援職員スキルアップ研修
令和3年6月16日、令和4年1月25日及び令和4年2月7日に開催。（いずれもオンライン開催）

イ 事業費支出

補助金の支出額の合計は、2,917,632円であり、補助先における用途は以下のとおりである。

(円)

報償費	旅費	役務費	委託料	合計
556,500	65,504	15,878	2,279,750	2,917,632

ウ 事業実施状況とその効果

市町村指導員の派遣により、市町村における行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の三者連携による災害ボランティアの受入体制強化が図られた。

また、岐阜県災害支援職員スキルアップ研修の実施により、県内の災害ボランティアの受入れに関わる方々の、大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に必要な知識の習得が図られた。

岐阜県災害支援職員スキルアップ研修の受講人数は延べ227人であった。

【事実関係】

岐阜県強靱化計画アクションプランでは、年間の研修会の開催回数を目標としている。実際の受講人数を確認したところ227人との回答であった。しかし、発災時に知識を有すべき職員や関係者等の目標人数などは検討されていなかった。

【意見 地域福祉課】

開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要であると考え。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した上で、それらの目標に達成するための受講人数を

目標値に設定することが望ましい。

(2) 災害時専門ボランティア等受入推進事業費補助金

ア 事業概要

岐阜県社会福祉協議会が実施する、以下の災害時の専門ボランティア受入推進にかかる事業に要する経費に対し、補助金を交付している。なお、補助率は10分の10である。

- ・災害ボランティアコーディネーター養成研修
令和3年7月9日及び令和4年2月16日に開催。(いずれもオンライン開催)
- ・平時の「情報共有会議」の開催(オンライン開催)
令和3年11月3日(岐阜)、令和3年11月19日(西濃)、令和3年11月15日(中濃)、令和3年11月23日(東濃)及び令和3年11月12日(飛騨)に開催。
- ・災害ボランティアフォーラムの開催
令和4年3月13日に開催(オンライン開催)
- ・アドバイザー会議の開催
令和3年5月28日、令和3年8月5日、令和3年11月24日及び令和4年3月30日に開催。(いずれもオンライン開催)

イ 事業費支出

補助金の支出額の合計は、2,339,058円であり、補助先における用途は以下のとおりである。

(円)

報償費	旅費	役務費	委託料	合計
135,000	0	4,058	2,200,000	2,339,058

ウ 事業実施状況とその効果

災害ボランティアコーディネーター養成研修を実施し、専門的な技術や知識のある専門ボランティアをコーディネートできる人材の育成が図られた。

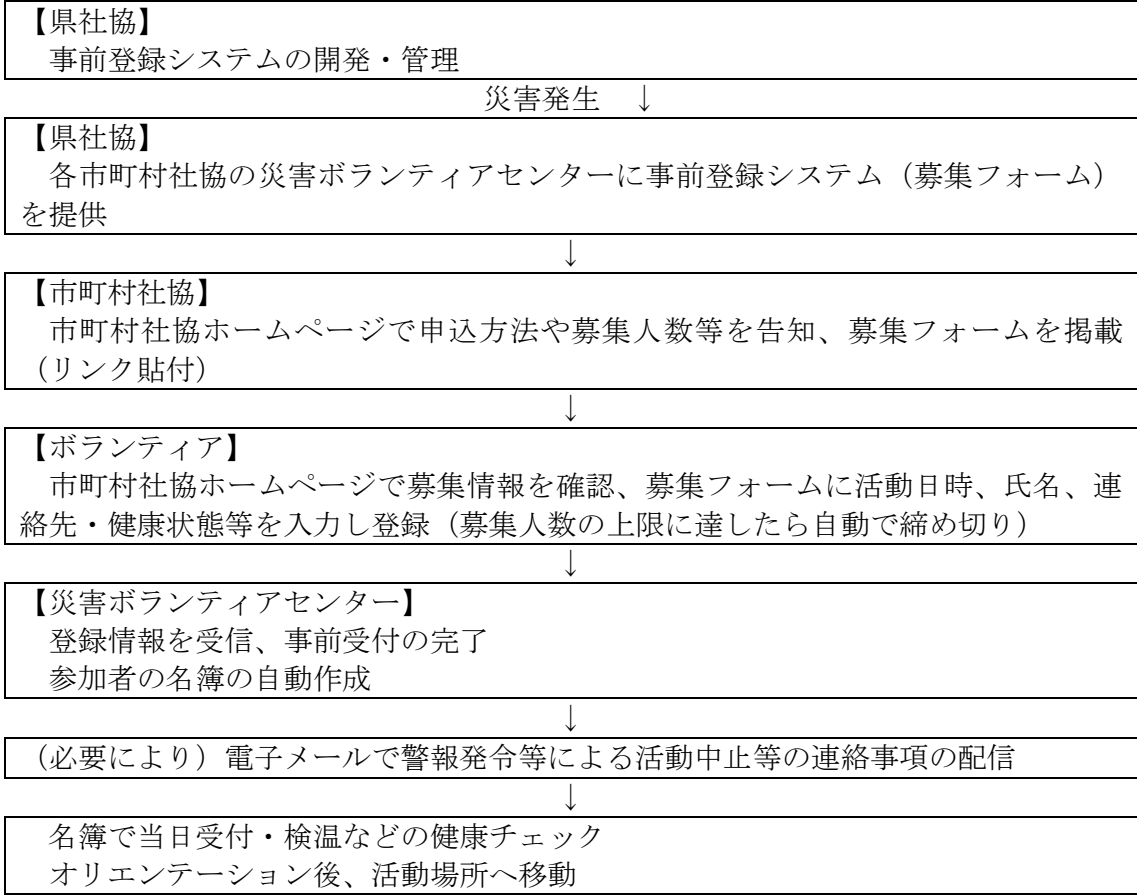
また、平時の「情報共有会議」や災害ボランティアフォーラムの開催により災害時に対応できるNPOの育成が図られた。

(3) 災害ボランティア事前登録システム構築事業費補助金

ア 事業概要

県は、災害ボランティアセンターでの受付時の混雑を避けるため、岐阜県社会福祉協議会が行う、災害ボランティア事前登録システムの構築等に要する経費に対し、補助金を交付している。なお、補助率は10分の10である。

■災害ボランティア事前登録システム



イ 事業費支出

補助金の支出額の合計は、689,260円であり、補助先における使途内訳は以下のとおりである。

（円）

報償費	旅費	役務費	委託料	合計
0	0	689,260	0	689,260

ウ 事業実施状況とその効果

災害ボランティア事前登録システムを構築し、令和3年6月より運用を開始し、災害ボランティアセンターの受付における混雑緩和や待ち時間の短縮が図られた。

6 「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	障害福祉課
施策項目	住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化
主要な施策	住民等への情報伝達の強化

事業概要	・平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
当初予算額	1,511,000円（令和3年度）
実績値	907,000円（令和3年度）
事業目標①	指標名：手話通訳者統一試験合格者数（累計）
現状値	20人（R1）
目標値	42人（R5）
達成値	34人（R3）
事業目標②	指標名：要約筆記者（手書）統一試験合格者数（累計（累計））
現状値	49人（R1）
目標値	61人（R5）
達成値	51人（R3）
事業目標③	指標名：要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計）
現状値	23人（R1）
目標値	32人（R5）
達成値	25人（R3）
事業目標④	指標名：盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）
現状値	287人（R1）
目標値	310人（R5）
達成値	295人（R3）

【事実関係】

岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、施策項目「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」については、事業に関連する予算は0円として管理されているが、担当課に確認したところ令和3年度において1,511,000円の予算計上がされていた。実際の予算が岐阜県強靱化計画アクションプランに反映されていなかった理由を確認したところ、施策の担当課から岐阜県強靱化計画アクションプランの管理担当課に報告しなかったことが原因であった。

【意見 障害福祉課】

岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、各課の行っている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理していることから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行うことが望ましい。

「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業としては、手話通訳者特別研修事業、手話通訳者スキルアップ研修事業、要約筆記者研修事業、盲ろう者通訳・介助者現任者研修事業が存在する。

（1）手話通訳者特別研修事業

ア 事業概要

質的・量的に拡大する手話通訳需要に対応していくために、専門的な知識・技術を有する手話通訳者のレベルアップ研修を行う。(年8回実施)

イ 事業費支出

委託料 当初予算：668千円、実績：513千円

ウ 事業実施状況とその効果

- ・年7回実施 延べ参加者数 142名
- ・手話通訳に係る専門的な知識・技術向上が図られた。

(2) 手話通訳者スキルアップ研修事業

ア 事業概要

上記の手話通訳者特別研修のほかに、更に手話通訳者の専門性を高めるため、現登録通訳者に対するスキルアップ研修を実施する。(年3回実施)

イ 事業費支出

委託料 当初予算：187千円、実績：108千円

ウ 事業実施状況とその効果

- ・年1回 延べ参加者数7名
- ・手話通訳に係る専門的な知識・技術向上が図られた。

(3) 要約筆記者研修事業

ア 事業概要

要約筆記者を対象に、専門的な知識・技術向上のための研修を実施。(年4回実施)

イ 事業費支出

委託料 当初予算：316千円、実績：200千円

ウ 事業実施状況とその効果

- ・年4回 延べ参加者数 87名
- ・要約筆記に係る専門的な知識・技術向上が図られた。

(4) 盲ろう者通訳・介助者現任者研修事業

ア 事業概要

盲ろう者通訳・介助者の知識・技能の向上に資する実技研修及び座学研修とする。(年3回実施)

イ 事業費支出

委託料 当初予算：340千円、実績：85千円

ウ 事業実施状況とその効果

- ・年2回 延べ参加者数 19名
- ・盲ろう者通訳・介助に係る専門的な知識・技術向上が図られた。

【事実関係】

要約筆記者研修事業以外の各事業においては、年度当初に予定した研修が予定どおり実施できていなかった。その理由を確認したところ、コロナ感染対策の為の中止であった。その結果、当初予算の内実際に執行した費用は60%に留まった。

第4 教育委員会の事業

教育委員会においては、上記の表の中で、「防災教育の推進」に関する事業を行っている。

1 「防災教育の推進」に関する事業の概要

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	学校安全課 学校支援課
施策項目	防災教育の推進
主要な施策	防災教育を中心とした実践的安全教育の推進
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・学校への専門家派遣等を通して、児童生徒に対する安全教育や学校の安全管理体制の充実を図る。・危機管理マニュアルの点検・改善等を通じて、巨大地震等の大規模自然災害に対する学校防災力の向上を図るとともに、防災教育における教職員の指導力向上や災害後の円滑な早期学校再開のための知識理解を深めることを目的とした教職員対象の研修を実施する。・学校の防災教育をリードする専門性の高い教育集団「岐阜県防災教育強化チーム」を設立し、「命を守る」防災教育の普及・啓発に向けて、各教科等における防災教育の実践事例集を作成する。
当初予算額	4,746,000円（令和3年度）
実績値	2,089,443円（令和3年度）
事業目標	指標名：異なる危険を想定した命を守る年間3回以上の訓練実施率
現状値	小学校 89.6% 中学校 80.3% 高校 46.8% (R2)
目標値	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5)
達成値	小学校 93.1% 中学校 86% 高校 68.8% (R3)

「防災教育を中心とした実践的安全教育の推進」に関する事業としては、学校安全支援事業、学校防災体制支援事業、学校防災強靱化推進事業が存在する。

なお、東日本大震災時の大川小津波訴訟判決が令和元年10月10日に確定し、判決において学校の防災体制に不備が認められ、市と県に損害賠償が命じられた。

これにより、教職員には児童の安全確保のため、地域住民よりもはるかに高いレベルの防災知識や経験が求められることとなった。そこで、学校の防災体制の整備について、様々見直しが行われている。

2 学校安全支援事業

(1) 事業概要

学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難く、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確にとらえ、対策をする為の事業。

学校安全推進体制の構築に向けた支援は以下の2つである。

① 学校安全の推進体制の構築

- ・モデル地域を選定し、モデル地域全体で学校安全推進体制の構築に向けた支援を行う。
- ・地域機関との連携体制を構築し、児童生徒の防災意識を高める。
- ・専門機関による知見を活用し、実践的な訓練の実施を支援する。

② 学校安全推進体制の普及

- ・県内全ての学校に対してモデル地区における実践や、同地域での学校間の協力体制の構築等の普及、各校における改善の促進。
- ・要請に応じて専門家を派遣し指導・助言の機会を設けるとともに、関係機関とのつながりを大切にしながら、継続的に支援ができるように連携を図る。
- ・防災については防災士の派遣を行い、交通安全教育については損害保険会社の協力を得て無償で交通安全教室を行っている。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は、1,710,000円であり、令和3年中の支出の総額は941,388円である。

主な用途は、①会議開催に対する講師の謝金・旅費及び県教委旅費、②学校に派遣した講師（大学教授や防災士）に対する謝金・旅費である。

(3) 事業実施状況とその効果

学校安全の推進体制の構築としては、モデル地域として北方町を選定し、地域内の小中学校が連携して、学校安全体制の構築を地域全体として取り組んだ。

学校安全推進体制の普及としては、令和3年度は小中高を含む225校に講師を派遣している。内訳は防災183校、交通安全42校である。

以上により、学校と地域住民や諸機関などの役割分担が明確化し、地域との連携や協力体制の構築が図られる。

- ・モデル地域全体で学校安全推進体制の構築によって、地域の現状に合わせた学校安全推進体制の構築が図られる。
- ・モデル地区における実践や、同じ地域にある学校間の協力体制の構築の方法等を普

及することで、県内の学校での学校安全推進体制の改善に繋がる。

3 学校防災体制支援事業

(1) 事業概要

学校保健安全法において、学校は「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成し、職員に周知、訓練の実施等の措置を講じなければならないが、令和2年度に防災専門家による点検・見直しを行ったところ、災害別に避難場所が設定されていない、地域住民等との協議や保護者への周知がされていない等の課題が見つかった。令和3年度は昨年度に引き続き、以下の事業を実施している

① 危機管理マニュアルの見直し、改善

昨年に引き続き令和3年度も防災専門家の協力を得て引き続き点検、見直しを実施する。また、非常変災時の対応方針の改定（令和3年2月8日）に基づき、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応が適切に行えるよう対応する。

② 危機管理等学校別オンライン講座

清流の国ぎふ防災・減災センターの専門家を講師として、すべての県立学校を対象に、危機管理等に関する個別講座を開設する。

③ 避難所運営支援計画の見直し

避難所運営支援計画について、防災専門家の助言をもとに、近年の異常気象や新型コロナウイルス感染対策に対応した計画に見直す。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は755,000円であり、主な用途は防災専門家（大学教授等）の謝金及び旅費であった。

【参考報告 学校安全課】

学校防災体制支援事業として行われた危機管理マニュアルの改訂は、当初は年間の予算を計上していたが、県と岐阜大学で共同設置した清流の国ぎふ・防災減災センターの防災専門家から助言を受けたため、費用の発生はなく上記の事業を実施するにいたった。

このような事業費の軽減は、日頃からの県と大学における協力関係の効果であり、経済性が高く、また専門家による助力が得られた点でも評価すべき事であり参考報告とする。

(3) 事業実施状況とその効果

県立高校66校、特別支援学校21校の見直しが実施された結果、地震・水害等のそれぞれの災害に合わせたマニュアルではなかった点が見直され、避難場所が適切でないなどの指摘を受けたことにより、学校の防災体制が整備され、各学校の防災力が向上した。

4 学校防災強靱化推進事業

(1) 事業概要

学校は危機管理マニュアルを作成し、職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じなければならない。そのため各地域から選出された県立学校防災担当者を対象にして防災士の資格を取得するための受講料を負担する。

また、学校において災害の種類に応じた適切な指示、避難誘導ができる教員「防災教育のスペシャリスト」を養成するための、校種別研修講座の講師派遣費用を負担する。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は957,000円であり、主な使途は研修講師の報償費、旅費及び防災士育成講習会旅費である。

実際の支出は、107,690円であった。

(3) 事業実施状況とその効果

令和3年度は各地区のバランスを考慮して、9名が受講予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、3名が受講できず、受講した6名が防災士の資格を取得することができた。

職員が防災士の資格を取得することで、人材育成と防災体制が整備され、各学校の防災力が向上する。防災士の資格を取得した教員が、学校を越えて各地区の防災教育の推進力となり、学校間連携が促進される。

5 「命を守る」防災教育推進事業

(1) 事業概要

県内学校において、地域や学校間の危機意識の差や活動の固定化が課題になっている。また、学習指導要領（令和2年度に小学校から全面実施、令和3年度に中学校で全面実施）では、各教科等における防災に関わる内容が重視されており、各教科等のつながりを捉えた指導が求められ、各教科の授業の中で防災に関する事象を関連付けて教えることが必要となっている。

その為、学校の防災教育をリードする専門性の高い教員集団である「岐阜県防災教育強化チーム」を創設し、以下の取り組みを実施している。

ア 体系的・系統的な防災教育の指導計画の作成と実践

イ 防災教育に係る事例・教材の収集と情報発信

「岐阜県防災教育強化チーム」は令和2年から令和4年の3年間実績を積み上げ、その後は学校支援・児童生徒のケアにおいて中核的な役割を果す教員組織になること

を目指している。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は1,000,000円であり、主な使途はアドバイザーの大学教授への報償費、費用弁償及び関係職員の旅費である。

令和3年度の実際の支出額は169,490円であった。これは新型コロナウイルス感染症対策のため、会議をオンラインで開催したり、先進校視察や授業参観が軒並み中止になったりしたことにより、執行額が予算額の2割以下になったものである。

(3) 事業実施状況とその効果

「命を守る」行動を起こす力を育むためには、教員の防災教育についての専門性を高めることが必要であり、教員研修（講習会）の充実が重要である。

令和2年度には「体系的・系統的な防災教育の指導資料」を作成。令和3年度には「防災教育実践事例集I」を作成し、教員研修にて活用されている。

【事実関係】

岐阜県強靱化計画アクションプランの指標は、防災訓練の実施率とされている。当該指標を設定した理由を確認したところ、防災訓練はもともと小中高と100%であり、コロナ禍に於いては実施率は下がったが、今後100%に戻ることも考えられるとのことであった。

【意見 学校安全課 学校支援課】

防災訓練の実施そのものは、防災の効果を高めるためにも重要であり、指標とすること自体には誤りはないが、各事業の効果を判断する指標としては、上記の各事業を行っても防災訓練の実施率上昇に寄与する関連性が乏しいとも考えられる。

必ずしも指標は一つしか設定できないわけではないことからしても、行っている事業の実施によって目指すべき目標を設定し、効果を測ることが可能な指標の設定を検討するのが望ましい。

第5 総務部の事業

令和3年度、総務部においては、上記の表の中で、「防災・減災データの提供推進」に関する事業を行っている。なお、当該事業に関する担当課は、令和4年度から清流の国推進部デジタル推進局に組織改正されている。

1 「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	デジタル戦略推進課
-----	-----------

施策項目	防災・減災データの提供推進
主要な施策	リアルタイムデータ提供基盤の運用保守
事業概要	・河川水位データや降積雪データなど、センサーで取得したデータを民間に提供するリアルタイムデータ提供基盤の運用保守を行う。
当初予算額	9,131,000円（令和3年度）
実績値	9,131,000円（令和3年度）
事業目標	なし

【事実関係 事業目標の設定】

岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標とする指標が設定されていないものの、予算要求書の事業評価調書には、事業目標を「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」で提供するデータ数」と定め、達成度を示す指標が設定されている。

担当課に、岐阜県強靱化計画アクションプランにおける指標設定を行わない理由を確認したところ、「予算要求書の事業評価書に記載している目標は「提供するデータ数」という数に着目したKPIであり、これは国の官民データ活用推進基本法に基づき、岐阜県においても積極的なデータ公開（オープンデータ化）・活用を推進することを定めた「岐阜県官民データ活用推進計画」のKPIと整合するものである。防災・減災データの提供に関しては、単に闇雲に数を増やすのではなく、県民に効果的なデータを提供するという定性的な要素が絡むものであるため、特に数値目標は定めていないが、本プラットフォームによる情報提供は防災・減災関連施策の1つと考えられること、また継続的かつ確実な情報提供を行うためには本プラットフォームの適切な運用が必要であることから、事業を継続的に実施することを担保するため、アクションプランとして設定（記載）している。」とのことであった。

【規範】

危機管理政策課より毎年、主要施策の目標値を報告するように求められている。危機管理政策課からは、目標設定に当たって予算要求資料の事業評価調書を記載することを提案している。

【意見 デジタル戦略推進課】

アクションプランは、目標を達成するためのプロセスを具体的なタスクに切り分け、リストアップした行動計画であり、目標の存在しない事業をアクションプランとすることは、検討が必要と思われる。

リアルタイムデータ提供プラットフォームは、民間における活用が目的とされていることも含めれば、より広く利用されることも重要な目標であり、事業目標を整理し、目標値を定めることが望ましい。

「防災・減災データの提供推進」に関する事業としては、リアルタイムデータ提供基盤整備事業が存在する。

2 リアルタイムデータ提供基盤整備事業

(1) 事業概要

避難情報、河川情報など随時更新される各種動的なデータを集約し、リアルタイムデータとして提供する「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の運用を実施する。

これまで各種システムと連携しデジタル放送用として放送事業者に情報を提供してきた「岐阜県行政情報提供基盤システム」を改修・更新するとともに、新たなデータの提供に柔軟に対応できる拡張性を持った「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」が令和2年度に構築され、令和3年度（4月1日）より運用が開始された。

(2) 事業費支出

リアルタイムデータ提供プラットフォームの構築に 52,689 千円、運用保守業務に 5 年間で 45,651 千円、合計で 98,340 千円となっている。

(千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
構築	52,689						52,689
運用保守		9,131	9,131	9,131	9,131	9,131	45,651
合計	52,689	9,131	9,131	9,131	9,131	9,131	98,340

(3) 事業実施状況とその効果

主な追加機能は①～④である。

- ① コンピュータからのデータ取得を容易にするために、リアルタイムデータ提供プラットフォームにWEB-APIを実装。
- ② 道路規制情報、道路凍結・降積雪等データを連携。
- ③ データ項目の追加や連携システムの増加を容易にするための、データ変換機能等の実装。
- ④ 静的データを提供する「岐阜県オープンデータカタログサイト」との連携。

※WEB-API：ホームページのURLなどを利用して、データ抽出等の実行を行わせるインターフェイス

岐阜県オープンデータカタログサイト (<https://gifu-opendata.pref.gifu.lg.jp/>) では、河川水位情報及び積雪情報が毎月、月初めに公開されており、誰でもそれらの情報を取得することが可能となっているが、リアルタイムデータではない。リアルタイムデータを取得するためには、リアルタイムデータ提供プラットフォームに実装されたWEB-APIを利用することによって可能となる。ただし、WEB-APIを

利用するためには事前に利用申請をする必要がある。現在、WEB-APIによって提供されているリアルタイムデータは表1のとおりである。

表1

データ	取得先	データ提供				データ収集
		テレビ事業者	WebAPI	カタログサイト	全体	
河川水位情報	河川情報システム	○	○	○	○	河川水位情報
水防警報情報	河川情報システム	○			○	水防警報情報
洪水予報情報	河川情報システム	○			○	洪水予報情報
避難判断水位到達情報	河川情報システム	○			○	避難判断水位到達情報
雨量情報	河川情報システム	○			○	雨量情報
水位観測所一覧表	河川情報システム		○		○	
河川 CCTV 画像取得	河川情報システム		○		○	
災害対策本部設置状況	被害情報集約システム	○			○	本部設置情報
避難発令情報	被害情報集約システム	○	○		○	避難情報
避難所開設情報	被害情報集約システム 被害情報集約システム	○	○		○	避難所情報 被害情報集約連携ステータス
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒システム	○			○	土砂災害警戒情報
	土砂災害警戒システム					土砂災害警戒情報 IDX ファイル
通行規制情報	道路情報提供システム		○		○	通行規制情報
	道路情報提供システム					通行規制区間情報
	道路情報提供システム					道路画像最新情報
積雪観測点一覧	道路雪情報システム		○		○	積雪最新情報
積雪情報	道路雪情報システム		○	○	○	積雪最新情報
	道路雪情報システム					凍結最新情報

また、データが提供されている放送事業者については、表2のとおりであり、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」運用の前後で4事業者の減及び1事業者の増となっている。

表 2

令和3年度 当初	令和4年度 12月末時点
ぎふチャン（岐阜放送）	ぎふチャン（岐阜放送）
東海テレビ	
中京テレビ	
メ〜テレ（名古屋テレビ放送）	メ〜テレ（名古屋テレビ放送）
気象協会	気象協会
CNCI（コミュニティネットワークセンター）	CNCI（コミュニティネットワークセンター）
メイテツコム	
郡上ケーブルテレビ放送センター	郡上ケーブルテレビ放送センター
株式会社 大垣ケーブルテレビ	株式会社 大垣ケーブルテレビ
（財）マルチメディア振興センター	
	中部ケーブルネットワーク株式会社

【事実関係】

岐阜県官民データ活用推進計画では、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」で提供するデータ数の目標を 2023 年度までに 10 としているが、表 1 のとおり、すでに目標は達成している。

【意見 デジタル戦略推進課】

「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」で提供されるデータは、民間事業者のサービスやアプリ等を通じて県民が入手することによって、はじめて防災の観点から有効となる。提供するデータ数の目標はすでに達成したとのことであるが、データが県民に届かなければ意味がない。WEB-APIの利用者数についても目標値を設定し、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の周知及び利用促進を図ることが望ましい。

終章 課題と提言

第1 はじめに

1 関係者への御礼

包括外部監査は、約1年にわたり、数多くのヒアリング、書類提出、調査の依頼をするものであり、関係者に対して、本来の業務とは別の負担をかけることとなる。

そのような中で、本監査を実施するにあたり、消防課、道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課、農地整備課、森林保全課、各施設担当者、各地の県事務所、土木事務所及び農林事務所、更には補充監査を行った県庁舎建設課、デジタル戦略推進課、外国人活躍・共生社会推進課、医療福祉連携推進課、健康福祉政策課、高齢福祉課、地域福祉課、障害福祉課、学校安全課、学校支援課や、その他関係人の方々など、多数の関係者に、全面的に協力をいただいた。

また、特に行政管理課からの多大なサポートを頂いた。

本年度は、令和3年度まで続いた新型コロナウイルスについては一定の落ち着きが見え始め、以前の日常が取り戻されつつある時期であっても、まだ様々な場面で影響が見られ、監査の実施には、困難な面が存在しながらも、本報告書を完成させることができたのは、多忙であるにもかかわらず、各関係者が、ヒアリング、現地視察、資料提出などについて、真摯に対応していただいたことに尽きる。心より感謝申し上げます。

2 本監査における基本的な考え方

本監査では、防災に関する事業ということで、発災時には県民の命に関わる重大な事業について、岐阜県の事業を取り上げた。予備調査を通じて、そもそも防災事業の総体そのものが曖昧不明確であることについて問題意識を持ち始め、その後、実際の監査を進めるに当たって防災事業については、その過去の法制度の歴史に起因すると思われる対処療法的な側面からの連携の乏しさに不安を覚えた。

その為、現実的な防災事業の状況を実際に確かめ、地域防災計画に基づく防災事業が機能しているかどうかを監査人自身、補助者自身がよく知り、報告することで、より良い防災事業にするための一助になればという思いとともに、県民の方にも、自助・共助の重要性を知る意味でも県の防災事業がどのようなものであるかを理解してもらう事が出来ればと考え、本報告書を作成した。

そのため、防災の計画を踏まえるだけでなく、できるだけ実際に計画が機能する現場に赴いて、現場に近い多数の関係者から話を聞き、できる限りの資料を集めるという姿勢を重視した。現場重視という観点は、強く意識したことであり、危機管理部が所管する防災関係施設を訪ね、可能な限り各地県事務所・土木事務所・農林事務所を回り、実際の状況を確認した上で、防災への取組が十分行われているかを確認した。

加えて、防災全般の観点や地震工学という専門的な知見が必要となる場面について

は、学識経験者である能島暢呂教授に対して、意見を求め参考にさせていただいた。また、防災行政という専門的な知見が必要となる場面については、学識経験者である上野友也准教授に対して、意見を求め参考にさせていただいた。更に、水害という専門的な知見が必要となる場面については、学識経験者である原田守啓准教授に対して、意見を求め参考にさせていただいた。学識経験者に対する関係人調査を実施した事例として、平成 21 年度の名古屋市の包括外部監査報告書、令和 3 年度の岐阜県の包括外部監査報告書が存在する。

学識経験者に対する関係人調査は、専門的な知見を補い、指摘や意見が独りよがりなものにならないようにする為に行ったものである。

この他に、監査人自身においても防災士試験を受験するなどして、後追いつ的な部分はあるものの、防災に関する知識の補充を可能な限り試みることで、非常に膨大な範囲を対象とする防災事業の全体像を可能な限り把握することに努めた。

3 現状の課題

監査により様々な課題が発見された。その課題の詳細は、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の 3 点にあると考えている。

課題

- ① 防災の総体が事業及び予算の面で把握されていないこと
- ② 過去の取組について見直しがなされていないこと
- ③ 過去の課題が取り残されていること

以上の課題を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

県庁全体において対応していただくため、岐阜県に対する提言として、述べる。

なお、防災事業に関する提言の外、本年度は、監査を受ける危機管理政策課及び防災課の態度には苦言を呈せざるを得ないと判断したことから、監査に対する協力義務についても併せて言及する。

第 2 提言

1 岐阜県として防災の事業について整理を行うこと

(1) 岐阜県として、防災の予算を把握していない現状をどのように捉えているのかについて、本報告書の作成を終える直前まで危機管理政策課から何らの回答もなされなかった。

本年度の監査人は、監査の開始当初より、「防災予算の総体の把握の必要性をどう捉えているのか。」を、口頭またはメールにより幾度となく質問を繰り返したが、本報告書が完成する直前まで認識が説明されることはなく、令和 5 年 2 月 15 日の時点においても、「防災予算の必要性については議論していない。」との説明がなされたことにつ

いては、非常に驚かされた思いがある。

最終的には、「防災予算の総体を、把握することは有効な施策を行ううえで重要である」との認識を示されるに至ったが、それは監査報告書を仕上げる直前のことであった。これまでの姿勢で果たして、本当に有効適切な防災事業が実現できていたのか、改めて検証してもらいたい。

特に現在、毎年のように各地で異常気象を原因とする災害が起こっており、その度に新たな防災上の課題が生じている状況が現実である。

一方で、基盤整備に関する予算は、これまで減少の一途であり、今後も人口減少を背景に、全体の予算が減る可能性がある中、これまで投じてきた防災事業に関わる事業や特に基盤整備に対する支出が維持できなくなる可能性がある。

防災というのは、その目的は県民の安全安心の確保であり、命の保護という非常に重要な課題に対する事業であることからすると、一旦必要性が求められた場合、その支出を認めないことは現実的には困難である。

必要性がある一方で現実の支出が困難であるという事態に至った場合、どのような事業に対して優先的に財源を振り分けるべきか、その支出が有効であったかどうか等を検証することが必要となる。

優先性や効果の検証の為に、一定の指標を用いて支出を整理することが、有効適切な支出を判断する為の判断材料になる。

(2) このような課題に対する解決策としては、①各部局が行う各事業の目的を明確にし、②防災に関する事業を分類する上で区分けを行う為の基準を整理することである。

この時、複合的な事業目的が存在する場合において主たる目的のみで事業を整理するのか、それとも複合的な目的も含めて防災事業と捉えるのかは難しいところであると考えるが、一定の基準を設け整理することで、防災事業を把握することは出来ると思える。

なお、国の防災基本計画においては、国の防災関係予算を「科学技術の研究」「災害予防」「国土保全」「災害復旧等」の観点で整理しており参考になる。

また、監査人が調査した限りにおいて、東京都、愛知県、大阪府といった規模の大きな自治体ではそれぞれの視点で防災予算を把握しており、岐阜県よりも小規模な自治体である香川県においても防災・減災対策関連予算として情報を整理していることを確認している。各自治体それぞれの視点での整理と考えられるが、国や他の自治体の取組等を参考に、岐阜県としての今後の防災事業を検討するに当たっての整理を行うことが重要と考える。

なお、この点、危機管理政策課の担当者からは、「国の予算把握の方法を参考にすれば岐阜県でも防災予算の総体を把握することは可能である。」との力強い回答をいただいている。監査人としては、そもそも防災事業の区分けが困難であることも考えれば、予算の総体の把握は容易ではないと考えるが、適切な把握がなされることを期待するものである。

(3) このような予算の把握に当たっては、防災事業の整理が必要不可欠となるが、改めて整理するに当たっては、各課の事務分掌については丁寧な整理が必要と考える。特に本年度の監査に当たっては、危機管理政策課と防災課や、危機管理政策課と財政課との間で、互いに事務分掌について意見を出し合う場面が存在し、防災事業の事務分掌の把握が如何に難しいものかを監査を通じて実感するところがあった。

関係人調査において協力をいただいた上野准教授から、東日本大震災時における教訓として、被災した市町村の現場が機能不全に陥った際に、現場に情報収集に向かう県の事務が定められていなかったことにより、県の職員が実際の現場に行くことなく情報収集が遅れた事例があり、事前に事務が定められていないことによる機能不全についてご説明をいただいている。

また、実際の発災においては、平時で想定した以上の事務が必要となる場面が存在するが、その際に事務分掌が曖昧なものは全て防災担当部局に委ねられることがありうることもご意見いただいている。

このようなご意見を踏まえれば、今回の一連の監査の中で起こった、課題解決の責任課と思われる各課が、互いに他課の業務であると主張する事態は、今後の機能不全を招く原因になるとも考えられる。

そのような事態が実際の発災時において起こることがないように、今回の監査人からの指摘や意見に対応する担当課については改めて整理いただき、併せて他の防災業務の担当課も整理していただく事を提言する。

2 定期的に計画の実効性に関して見直しを行うこと

(1) 岐阜県においては、防災事業に関連する近年の取組として、直近の防災上の課題に対して専門家の知見を取り入れ、計画の見直しを繰り返し行っている。

一方で、設置から時間が経過した岐阜県防災交流センターにおいては、本来の目的と整合しない利用実態や、新庁舎の設置により従来の設置の意義を見直す必要があると感じる状況が確認された。

また、水防計画に基づく水防資器材の保管に関しては、水防倉庫自体が他の目的に利用され、水防資器材が一部存在しない等、長期的に整理や見直しがなされていないことによる不備が存在していた。

防災事業は、非常に多岐にわたる上に、発災までは防災の為に用意された資産が活用されづらい事から、日常業務や新たに生じる防災課題に対応する中で、過去に整理されたと思われる計画や資産が、発災まで見直されないという状況があると思われる。

(2) このような実態は、防災事業は、発災という例外的な場面を想定した予防的な活動である為に、日常業務と比較して優先度が低くなりがちであり、具体的な課題が生じない限り、第三者による調査を受けることもなく、現状が維持され続けた結果ではないかと考える。

なお、このような実態は、実際に発災がないからであるが、発災時には事業の不備

が存在することで大きな災害に繋がった場合は、県としての責任を問われかねない。

行政の責任が問われかねないことは、津波災害における大川小学校児童津波被災国家賠償請求事件の判決（平成 30 年 4 月 26 日仙台高等裁判所判決）において、「市教委は、学校保健安全法 29 条 1 項に基づき、大川小に対し、在籍児童の安全の確保を図るため、大川小の実情に応じて、危険等発生時において大川小の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成すべきことを指導し、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があったと認めるのが相当である。」として、小学校のマニュアルについて見直しの義務と、当該義務違反による国会賠償請求が認められていることから、明らかである。このような観点からしても、各種計画やそれによるマニュアルの見直しの重要性は明らかである。

（3）このような課題を解決する為には、防災事業に関しては、直近の課題の解決だけでなく、これまで準備してきたと思われるものを定期的に振り返り整理することが重要である。

このような見直しについては、防災に関する総合調整を行う危機管理部が担うべきと考える。

しかし、危機管理部の危機管理政策課や防災課は、岐阜県地域防災計画、岐阜県強靱化計画アクションプラン、岐阜県地震防災行動計画等の改定や実施状況の確認の際に、各部局に照会を行い一定の把握は行っているものの、他部局の防災訓練の状況や計画に従った事業が実際になされているかの具体的情報について、計画等の実践は他課の責務として把握していなかったことが確認された。

この様な姿勢は、一見すると職務分掌を守る適切な態度であるかとも思われるが、他部局からすると、防災事業が日常業務とは異なる側面がある場合に後回しになりがちであることや、全庁的な活動である防災事業の管理調整を危機管理部が中心となつて行う必要があることを忘れていていると考える。

実際に取り組むことが他部局であるとしても、地域防災計画が求めている事業の実践が確実に行われているかを、地域防災計画の担当部局が、防災資機材等の物品の保管状況に至るまで具体的に把握することが重要と考える。

なお、このような提言は、毎年における全ての防災事業の検証を行う必要性までを提言するものではない。

防災において想定されるリスクは、時に 100 年単位で訪れる災害であることや、検証作業を行う人員の有効活用も考慮すれば、年度ごとに、災害別や対象部局等で分けたテーマごとの検証でも足る部分があると考ええる。

また、このような検証に当たっては、防災に関する大学の教授等の有識者の協力も得ながら行うことで、適切な見直しだけでなく、より先進的な知見に基づいた対策の改善に繋がると考える。

3 長期的な課題を残すことなく、対策を検討すること

(1) 本年度の監査においては、平成 23 年度の包括外部監査と比較することで、未登記土地問題や不適正事案が 10 年という歳月を経ても十分な対策が取られないままとなっていることが明らかとなった。

これはそもそも対象となる課題が、長期化せざるを得ない土地の問題であるということも大きいですが、何よりも解決に対する予算がおよそ存在せず、各担当職員にその解決を委ねられていることにも原因があると思われる。

それらの課題が残されることによって、未登記土地問題は発災時の災害復旧等にあたり障害となる可能性があり、不適正事案においては、静岡県の上砂災害のような自然災害に繋がる可能性がある。

また、仮に災害に繋がらない状況であるとしても、不適正事案については、職員が定期的な見守りを要する事になる等、今後の負担を負うことになり解消が望まれる。

(2) これらの課題の解決のためには、現状の担当職員に解決を委ねるだけでなく、弁護士等の法律専門家の助言を受けるなど、課題解決に向けて第三者の意見を取り入れるなどの対応もあり得るところかと思う。

一方で、限られた予算の中で対応せざるを得ないというのであれば、少なくとも、課題とされる問題点についてリスク評価を行い、予算の都合上、十分な対応できなかったときのリスクを検討し、リスクの程度に応じて予算を投じる等を検討することが重要である。

現状の課題を積み残すことは、実際の発災時において問題の先送りとなるか、大きな問題の発生の原因となると考えられる。

これは静岡県の盛り土問題に関連して、現在訴訟が継続していることから明らかに考える。

4 監査に対する協力義務

(1) 監査人の行う監査は、地方自治法に定める法定監査の一種であり、その目的は、地方公共団体が、住民の福祉を増進し、最少の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化と規模の適正化を図る為にある。

また、同法第 252 条の 33 第 1 項には「普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。」と定め、各職員の監査人への監査の適正かつ円滑な遂行に協力する努力義務が規定されている。

(2) しかし、本年度の監査において、特に危機管理政策課と防災課の監査に対する協力態度にはいささか疑問を述べざるを得ない。

特に、監査人は本年度、防災予算の総体の把握について当初より強い関心を示し、総体の把握方法について意見を求め続けたが、第 1 章、第 3 で詳細に述べたように、担当課と思われる危機管理政策課や財政課からは、把握を行っていないと述べるだけで、総体の把握について積極的な協力の姿勢は見られなかった。

この内、財政課は、把握の方向性について提案をいただいたものの、危機管理政策課は、自らが把握する岐阜県強靱化計画に関する予算の把握内容を述べるだけで、予算の総体の把握についてはこの報告書が完成するまでの半年にわたる間、課内で議論すらしていない状況であった。

監査人としては、このような態度から監査人独自で分析するほかないと判断し、行政管理課の協力の下、財政課が把握する予算のデータを受け取ることで、ようやく監査人独自の総体を把握するに成功しているが、このような把握は、實際上監査が始まって半年が経過するほどの時間を要しており、その間、防災の中核である危機管理部と県土整備部の監査を行うことは出来たものの、予算の観点からの分析が遅れ、不十分な監査とならざるを得なかった。

監査人としては、本年度の監査は、防災事業の特性からある程度の対象の限定は必要と判断したが、全体像の把握が遅れたことで、予算から見える監査対象への調査が不十分になったのではないかと懸念している。

(3) この他、監査人は、令和5年1月2日には、本年度の監査結果の方向性を伝えると共に、監査人が把握した事実関係の確認や、補充的な質問を対象課に対して行っているところ、県土整備部においては、1月中に様々な質問に対してメールや電話等を利用して真摯な回答と資料の提供いただく事でスムーズな事実関係の確認を行うことが出来た。

一方、危機管理部は、その回答に時間を要するだけでなく、質問に対する回答については再度のヒアリングを実施するまでメール等での書面回答を行わず、1月中においては、全ての質問に答えることなく、資料の提供も行わなかった。

これは当初2月10日に報告書の完成を目指しての補充監査であることを告げた上での協力依頼であったが、そのような最終期限については何ら配慮もいただけなかった。回答までに大幅に時間を要したことで、監査人の報告書も3月の完成を目指さざるを得なかった。

監査人としては、このような対応では監査が間に合わないことも告げ、繰り返し資料提供等を求め、期限内での回答も求めたが、定めた期限内での全ての回答は、最後まで行われなかった。

(4) 更には、危機管理政策課及び防災課からは、監査人からの指摘や意見に対しては、監査人の視点からはおよそ不合理と思われる反論が複数行われた。

その内容の一部は、本報告書において、危機管理政策課や防災課の当初の意見や、各課の意見と監査人からの反論として反映しているが、そのような弁明により、監査人としてもより多くの労力を割くこととなり、他の補充監査に充てる時間を失うものとなった。

なお、監査人としては、このような各課からの反論そのものを否定するものではないが、それぞれの課が互いに矛盾する弁明を述べる事態や、文理的に不合理ともとれる弁明を行うことには非常に不可解な思いがあるところである。

(5) 監査人としては、担当課との事実関係の確認の目的は、単に事実関係の整理を

行うためだけにあるのではない。事実関係を確認する中で、本来であれば各課の担当者のそれぞれの業務に対する考えを十分聞くことが可能になり、監査人が見いだした指摘や意見の対象事項に関して、どのように今後の適切な業務運営を実現できるかについても意見を聞き、今後の行政の参考となる指摘や意見を提示するためである。

しかし、本報告書にあるように、危機管理政策課や防災課の当初の弁明は、今後の防災業務に不安を感じ、時間の都合上、不十分な議論で終えた部分が存在したことは事実であり、非常に残念な思いである。

担当課からすれば、規範違反を内容とする指摘を報告書に記載されることには、強い抵抗感があるのかもしれないが、それでもなお適法・適切な業務運営が、多くの県民の福祉の増進に繋がることと理解していただきたいと考えと共に、今回の両課の態度は、同法第 252 条の 33 第 1 項の協力義務に反しうる態度であったことは述べざるを得ない。

なお、危機管理部全体としては、最終的にはこのような姿勢を改め、今後の対応について前向きな意見を述べるに至っており、適切な業務運営が期待される場所である。

第 3 最後

1 本監査を通じて、岐阜県の防災事業についての監査人の目線から問題と思われる事柄について指摘や意見を多数させていただいたが、一方で、岐阜県の防災担当職員は、防災の為の様々な事業を行い、大規模災害に備えた日々の取組を真剣に行っていることも確認させていただいている。

その真剣さは、時に飛騨県事務所で起こった毛布の貸出しという行動に結びついていて考える。監査人としては、本来の手続きに沿った貸出を行うことが出来なかったことは、規範に違反する行政運営として指摘とせざるを得ないところではあるが、仮に発災時に、手続違反であるとして必要な物資を利用できないことがあれば、それこそ事前の防災備品を無駄にし、場合によっては人の命を救うことが出来ない事態に繋がりがかねない。

監査人としては、今回の監査を経ることで、職員が手続違反を過度に恐れるがあまりに、発災時における萎縮的な行政運営に繋がることがないことを願うものである。

防災の分野においては、人の生命身体に関わる究極的な場面において、柔軟な対応が必要とされることも多いため、今回の指摘や意見が、発災時における柔軟な対応に結びつく事前の条例や要綱の改正に結びつくことを願うものである。

2 また、防災事業は、その範囲が広く、監査人としてもその全事業を確認することが出来ていない中で、担当課に対し全庁的な活動の把握を求めるのは難しいのかもしれないと思う一方、自然災害は人間の予想外の被害をもたらす、時に多くの命を奪う結果をもたらしかねない。

関係人である能島教授からは、「岐阜県が 1969 年の美濃中部地震以降、震度 5 以上の経験が無い、日本全国でも唯一の自治体となっている一方で、かつてはマグニチュー

ード8の濃尾地震の経験があり、ここ何年もの間において地震が無いと言うことで安心してはならない。」とのご意見をいただいている。岐阜県では、ここ50年もの間大きな地震に見舞われてはいないものの、今後、いつ巨大な地震が起こらないとも限らない。

このような中、仮に多くの防災事業が適切に行われていても、一部でも不十分な取組があれば、それが大きな被害に繋がりがねない。

防災は、一部の防災担当者が真剣に取り組むだけでは不十分であり、発災時には、全ての職員が計画に従った行動が出来なければ、結局の所、どんなに緻密に想定された計画が作られたとしても、絵に描いた餅になってしまいかねないと感じている。

3 監査人と補助者は、防災事業が多くの関係者の協力による反省と検証の積み重ねであるからこそ、作り上げたはずの計画等に見落としがないように、更なる見直しを行い、より一層、県民を始めとする多くの方の安全安心に繋がる結果となることを強く願っている。

防災事業に真摯に取り組まれている職員の方々にとって、より適切な行政運営がなされるよう、本監査が少しでもその助けとなることを切に願い、本監査報告を終える。

以上

卷末資料

1	令和4年度 包括外部監査の日程	3
2	指摘及び意見の一覧	7
3	参考報告一覧	26
4	岐阜県の行政機構図	36
5	「予算要求資料で把握した防災予算」	38
6	監査人独自の集計に基づく防災予算	46
7	地方自治法（抜粋）	47
8	国家賠償法（抜粋）	53
9	地方財政法（抜粋）	53
10	災害対策基本法（抜粋）	53
11	災害対策基本法施行令（抜粋）	60
12	岐阜県防災会議に関する条例	60
13	岐阜県防災会議運営要領	61
14	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化法）（抜粋）	62
15	岐阜県行政組織規則（抜粋）	62
16	岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（抜粋）	64
17	岐阜県公文書規程（抜粋）	64
18	中央防災会議運営要領（抜粋）	65
19	岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱	65
20	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱（抜粋）	66
21	岐阜県補助金等交付規則（抜粋）	66
22	地方自治法施行令（抜粋）	67
23	岐阜県会計規則（抜粋）	69
24	岐阜県会計規則取扱要領（抜粋）	70
25	岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱（抜粋）	71
26	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）	71
27	岐阜県防災交流センター管理規則	71
28	岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱	72
29	岐阜県公有財産規則（抜粋）	73
30	物品の現物実査実施要領（抜粋）	73
31	清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業負担金交付要綱（抜粋）	74
32	清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱	74
33	遺失物法（抜粋）	75
34	岐阜県広域防災センター管理規則	76
35	岐阜県事務決裁規程（抜粋）	76
36	岐阜県地震体験車貸出要綱（抜粋）	77
37	防災資機材倉庫及び防災資機材管理規程	77
38	岐阜県防災資機材運用要綱（抜粋）	78
39	岐阜県消防学校教育訓練規則（抜粋）	79
40	岐阜県個人情報保護条例（抜粋）	79

41	水防法（抜粋）	79
42	岐阜県水防協議会条例	80
43	岐阜県事務委任規則（別表省略）	81
44	砂防法（抜粋）	82
45	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（抜粋）	82
46	刑事訴訟法（抜粋）	84
47	行政代執行法	84
48	過年度未登記処理要領	85
49	治山施設点検業務特記仕様書（抜粋）	87
50	防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（抜粋）	88
51	仙台高裁平成30年4月26日判決（抜粋）	88
52	アンケート調査票（土木事務所・農林事務所）	92

1 令和4年度 包括外部監査の日程

令和4年度の包括外部監査の日程は次のとおりである。監査の透明化という観点から掲載をした。ここでは、内部の全体協議、レクチャー、ヒアリング、現場視察、訪問調査、関係人調査を記載している。監査においては、この他に、文献の収集・検討、監査チーム内部の個別協議、報告書執筆などの作業があるが、以下には含まれていない。

月 日	担当課 等	内 容
4月22日	危機管理政策課・消防課	予備調査ヒアリング
4月26日	防災課・道路維持課	予備調査ヒアリング
5月11日	消防学校・岐阜広域防災センター	予備調査ヒアリング
5月12日	危機管理政策課	予備調査ヒアリング
5月16日	清流の国ぎふ防災・減災センター	予備調査ヒアリング
5月17日	ZOOM	内部協議（第1回）
5月18日	消防課・道路維持課・砂防課	予備調査ヒアリング
6月7日	防災航空センター	調査ヒアリング
6月9日	岐阜県防災交流センター	調査ヒアリング
6月13日	河川課・道路建設課	調査ヒアリング
6月16日	恵那土木事務所	調査ヒアリング
6月21日	高山土木事務所	調査ヒアリング
6月22日	ZOOM	内部協議（第2回）
6月23日	下呂土木事務所	調査ヒアリング
7月28日	ZOOM	内部協議（第3回）
8月3日	森林保全課・農地整備課	調査ヒアリング
8月10日	財政課	調査ヒアリング
8月12日	飛騨県事務所	調査ヒアリング
8月24日	危機管理政策課・防災課	調査ヒアリング
8月24日	ZOOM	内部協議（第4回）

8月26日	消防学校・岐阜県広域防災センター	調査ヒアリング
8月31日	道路建設課・道路維持課・ 消防課・砂防課	調査ヒアリング
9月1日	河川課	調査ヒアリング
9月7日	防災航空センター・岐阜県防災交流センター	調査ヒアリング
9月9日	清流の国ぎふ防災・減災センター	調査ヒアリング
9月22日	中濃農林事務所	調査ヒアリング
9月29日	可茂農林事務所・可茂土木事務所	調査ヒアリング
9月29日	ZOOM	内部協議（第5回）
9月30日	揖斐農林事務所・揖斐土木事務所	調査ヒアリング
10月3日	多治見土木事務所・東濃農林事務所	調査ヒアリング
10月6日	下呂土木事務所・下呂農林事務所	調査ヒアリング
10月11日	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	調査ヒアリング
10月13日	郡上土木事務所・郡上農林事務所	調査ヒアリング
10月14日	美濃土木事務所	調査ヒアリング
10月17日	大垣土木事務所・西濃農林事務所	調査ヒアリング
10月25日	デジタル戦略推進課 外国人活躍共生社会推進課	調査ヒアリング
10月26日	ZOOM	内部協議（第6回）
10月27日	恵那農林事務所・恵那土木事務所	調査ヒアリング
10月31日	古川土木事務所	調査ヒアリング
10月31日	高山土木事務所・飛騨農林事務所	調査ヒアリング
11月9日	砂防課	調査ヒアリング
11月10日	岐阜大学	調査ヒアリング
11月14日	用地課・技術検査課	調査ヒアリング
11月15日	河川課	調査ヒアリング

11月21日	内ヶ谷ダム	調査ヒアリング
11月24日	揖斐土木事務所	調査ヒアリング
11月25日	危機管理政策課・防災課 ・揖斐農林事務所	調査ヒアリング
11月28日	ZOOM	内部協議（第7回）
11月29日	砂防課	調査ヒアリング
12月8日	岐阜土木事務所	調査ヒアリング
12月9日	防災課	調査ヒアリング
12月22日	多治見土木事務所	調査ヒアリング
12月23日	西濃農林事務所	調査ヒアリング
12月26日	西濃農林事務所	調査ヒアリング
12月27日	ZOOM	内部協議（第8回）
12月28日	大垣土木事務所	調査ヒアリング
1月6日	大垣土木事務所	調査ヒアリング
1月7日	ZOOM	内部協議（報告書）
1月8日	ZOOM	内部協議（報告書）
1月9日	ZOOM	内部協議（報告書）
1月10日	道路維持課・危機管理政策課・岐阜大学	調査ヒアリング
1月13日	清流の国ぎふ防災・減災センター	調査ヒアリング
1月14日	ZOOM	内部協議（報告書）
1月15日	ZOOM	内部協議（報告書）
1月16日	ZOOM	内部協議（第9回）
1月17日	危機管理政策課	調査ヒアリング
1月24日	道路維持課・河川課	調査ヒアリング
1月25日	県庁舎建設課・防災課	調査ヒアリング

1月27日	消防課	調査ヒアリング
1月31日	岐阜大学	調査ヒアリング
2月1日	防災課	調査ヒアリング
2月1日	ZOOM	内部協議（第10回）
2月3日	危機管理政策課・道路建設課	調査ヒアリング
2月6日	消防課・揖斐農林事務所	調査ヒアリング
2月15日	農地整備課・消防課・危機管理政策課 恵那土木事務所・恵那農林事務所	調査ヒアリング
2月16日	多治見土木事務所・東濃農林事務所	調査ヒアリング
2月18日	ZOOM	内部協議（報告書）
2月19日	ZOOM	内部協議（報告書）
2月20日	防災課	調査ヒアリング
2月21日	防災課	調査ヒアリング
2月23日	ZOOM	内部協議（報告書）
2月24日	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	調査ヒアリング
2月25日	ZOOM	内部協議（報告書）
2月26日	ZOOM	内部協議（報告書）
3月4日	ZOOM	内部協議（報告書）
3月5日	ZOOM	内部協議（報告書）
3月6日	危機管理政策課・防災課	調査ヒアリング
3月8日	ZOOM	内部協議（報告書）
3月9日	ZOOM	内部協議（報告書）
3月10日	ZOOM	内部協議（報告書）

2 指摘及び意見の一覧

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計 171 個、「意見」は合計 163 個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	のぞましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

第2 指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。なお、「第4章 各地の防災体制」については、別紙1ないし3の「指摘事項・意見事項の一覧表」と、別紙4「第4章 各地の防災体制における指摘・意見一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

番号	対象（課）	指摘	意見	内 容	本編 頁
第1章 岐阜県の防災事業の概要				指摘 1 意見 0	
第3 岐阜県の防災の予算				指摘 1 意見 0	
1	危機管理政策課	指摘		【防災予算の総体把握】 国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がりを防災予算の総体の把握を行うべきである。	47 頁
第2章 危機管理部				指摘 52 意見 48	
第2 危機管理部政策課				指摘 12 意見 11	
2	危機管理政策課	指摘		【実施主体の明確化】 少なくとも、県が行うべきものと、他の実施主体が行うべき事務又は業務は計画上明確に峻別できる程度にかき分けるべきである。 その際、地域防災計画の目次の責任部局と本文の責任部局にズレや矛盾があることは混乱を招き許されないことから速やかに改善すべきである。 特に、災害対策本部マニュアルにおいて、岐阜県地域防災計画を基準として、発災時の各部、各班の活動を定めるのであれば、主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。	61 頁

3	危機管理政策課		意見	<p>【時系列に合わせた整理】</p> <p>岐阜県地域防災計画の第2章「災害予防」に発災前と発災後の記述が混在しているため、発災時の対応の記述は、第3章「災害応急対策」の項目に記述するなどして、時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。</p>	62 頁
4	危機管理政策課	指摘		<p>【他の計画や指針との整合性】</p> <p>岐阜県地域防災計画において、担当部局が記載されていない状況となっており、担当部局であるはずの部局が、地域防災計画を具体化する指針に記載されておらず、役割分担を定める為の地域防災計画の意義を失わせる記載となっているため、地域防災計画の策定において担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、地域防災計画に記載を行うべきである。また、関連する他の計画や指針との整合性を確認するべきである。</p>	63 頁
5	危機管理政策課	指摘		<p>【誤字】</p> <p>岐阜県地域防災計画の目次の頁数に誤字があるので、正しい表記に訂正すべきである。</p>	64 頁
6	危機管理政策課		意見	<p>【地域防災計画の資料編】</p> <p>各部局が発災時に基準とするマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。</p>	64 頁
7	危機管理政策課		意見	<p>【地域防災計画の公表】</p> <p>岐阜県地域防災計画の資料編に含まれているものの中で、県民への情報提供に役立つ内容については、地域防災計画の資料編として公表するのが望ましい。</p>	64 頁
8	危機管理政策課	指摘		<p>【知事の出席】</p> <p>法律上、岐阜県防災会議の会長である知事は、会議への出席が必要であり、「事故があるとき」以外は出席すべきである。現状の岐阜県における防災対策が法律に基づく適切な計画に基づくものであることを示す意味でも、速やかに知事が出席する岐阜県防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。</p>	66 頁
9	危機管理政策課	指摘		<p>【委員の代理出席】</p> <p>令和3年度の岐阜県防災会議の委員は会長である知事を除いて合計51名であるが、51名中26名が、代理出席としているところ、岐阜県防災会議の運用に関し委員の代理出席が可能とする規程は存在しないため、委員の代理出席が認められていないと考えられ、会議の成立に疑義が生じている。速やかに現在の規程に沿った形での適切な会議を開催するか、岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席を認める規定を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定めるべきである。</p>	67 頁

10	危機管理政策課	指摘		<p>【会議の開催方法】</p> <p>書面決議は、防災会議を招集せずに行う意思決定であり、運営要領第4条の規定に反すると考えられ、具体的な根拠もなく実施することは出来ない。防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って定める必要があり、運用の在り方について、防災会議において決議方法を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。</p>	67 頁
11	危機管理政策課	指摘		<p>【議事録の保存】</p> <p>岐阜県防災会議の議事録は岐阜県公文書規程第34条に基づく危機管理部危機管理課が定める固有文書分類表により保存期間は3年としている。しかし、後日の改訂の検証等を行う意味でも重要な文書であることから、他県の状況も確認しながら文書の保存期間について検討を行い、適切な保存期間を定め、議事録を保存するべきである。</p>	68 頁
12	危機管理政策課	指摘		<p>【地域防災計画の検証】</p> <p>岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、担当部局の責任に任せるのみで終わらず、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。その際には、最終的な防災資機材の保管等がなされているかも含めて、外部の専門家の検証を求めるなど、費用対効果を考えた検証を行うべきである。</p>	69 頁
13	危機管理政策課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画の改訂】</p> <p>過剰な業務増大とならない範囲において、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。</p>	70 頁
14	危機管理政策課	指摘		<p>【委員会の開催】</p> <p>岐阜県地震防災行動計画検討委員会の毎年の開催は必要である。特に市町村施策を岐阜県が毎年進捗確認を実施している以上、毎年の経過を専門家が参加する同委員会を開催し、状況に応じて施策の見直しを図るべきである。また、委員会の開催について、毎年の開催の必要性が乏しく、書面による報告に代える必要がある場合は、開催の必要性について委員の意見を踏まえるべきである。特に委員の任期が2年であることから、2年に一度の委員会の開催を行うべきである。</p>	72 頁
15	危機管理政策課		意見	<p>【情報開示】</p> <p>岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況について、速やかにホームページの内容を更新することが望ましい。</p>	72 頁

16	危機管理政策課	指摘		【危機管理マニュアル】 具体的なアドバイスがなかったにせよ、指導助言を行った以上、適切なマニュアル改訂が行われたかどうかを検証するためにも、助言・指導の内容を文書により記録すべきである。	74 頁
17	危機管理政策課		意見	【危機管理関係機関情報交換会】 情報交換会は、重要な関係機関との情報交換を行う場であり、互いに交わされた情報の内容を記録することは重要である。情報交換としてどのような情報が取り交わされたかを文書によって記録するのが望ましい。	74 頁
18	危機管理政策課		意見	【原子力防災ネットワークシステムのメンテナンス】 付属の操作用リモコンの紛失が疑われる際には、保守点検業者が担当者に確認を求めるなどの対応をすることで、容易に確認が可能であったことから、業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。	75 頁
19	危機管理政策課		意見	【衛星可搬局の保管】 防災担当職員以外の者によって緊急時に運用が可能となるように、防災担当職員以外の者が衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、普段から職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら容易に持ち出しやすい場所に設置することが望ましい。	77 頁
20	危機管理政策課		意見	【衛星可搬局の保管】 衛星可搬局は、大規模災害を想定しても利用可能な場所に保管するのが望ましい。	78 頁
21	防災課	指摘		【防災訓練】 各部局に対して、毎年どのような防災訓練が行われているか、民間団体との協定に基づく訓練が実施されているか等を確認すると共に、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。	79 頁
22	防災課	指摘		【防災訓練の結果の記録】 防災訓練の実施とアンケートの回収のみで、その結果について報告書等により整理・記録化をしないため、事前の計画どおりに防災訓練を実施したかどうか、防災訓練において見つかった課題が何であり、その対策としてはどのような取組が必要かを、報告書等の書面で記録したうえで、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。	81 頁
23	防災課		意見	【緊急初動特別班初動訓練】 緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。	82 頁

24	危機管理政策課、防災課		意見	<p>【岐阜県庁の被災想定訓練】</p> <p>これまで県庁が豪雨災害や複合的災害によって被災したことを想定した総合防災訓練や図上訓練が実施されていないというのであれば、新県庁舎の機能を踏まえ、専門家からの訓練の必要性や訓練方法について意見を踏まえ、災害対策本部の移設を想定した具体的な訓練を計画し、実施することが望ましい。</p>	83 頁
第3 防災課				指摘9 意見6	
25	防災課	指摘		<p>【協定に定める名簿の未提出】</p> <p>協定に基づき、毎年1回、リーダーハムの名簿を県に提出させるべきである。</p>	94 頁
26	防災課	指摘		<p>【協定に定める訓練の未実施】</p> <p>協定に基づき、毎年1回、給水訓練をするか、あるいは、毎年1回の給水訓練が必要ないのであれば、必要に応じて給水訓練以外の訓練で代替できるよう協定の見直しを図るべきである。</p>	94 頁
27	防災課		意見	<p>【協定に定める訓練の未実施】</p> <p>平成16年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。</p>	95 頁
28	防災課		意見	<p>【鹿児島県との連携に関する業務】</p> <p>予算措置を講じて鹿児島県との連携を強化する取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。</p>	95 頁
29	防災課	指摘		<p>【被害情報集約システムに関する業務】</p> <p>検査調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。</p>	97 頁
30	防災課	指摘		<p>【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 事実確認調書】</p> <p>事業確認調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。</p>	100 頁
31	防災課	指摘		<p>【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 実績報告書提出前の完了確認】</p> <p>完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること、補助金交付要綱上、完了確認が実績報告書の提出を受けた場合に行うものとされていることを踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。</p>	101 頁

32	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 提出期限の定め】 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、契約の属する年度の末日までに、完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。	102 頁
33	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 実績報告書の添付資料】 実績報告書には、「事業着手年月日」覧記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。	102 頁
34	危機管理政策課、防災課		意見	【危機管理部研修】 危機管理部研修については、防災に携わる職員が防災に対する専門知識を習得するために必要な研修である。部内全体や部外の対象職員の研修受講率を確認する為にも、出席の有無を確認することが望ましい。	104 頁
35	防災課	指摘		【災害マネジメント支援職員養成研修】 可能な限り多くの職員が参加すべきである。また、欠席した者に対して、後日、資料を渡して独学させるのであれば、レポートの提出を求めるなど、欠席者の学びを確保する対策をとるべきである。	105 頁
36	防災課		意見	【防災士を含む地域防災リーダーの育成】 公費で防災士の資格を取得した職員については把握するのが望ましい。	107 頁
37	防災課		意見	【デジタル版災害・避難カードに関する業務】 カードの作成数や辿り着いたページへのアクセス数など、利用数が確認出来る情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。	109 頁
38	危機管理政策課		意見	【被災自治体からの関係人調査】 小規模な市町村は、県の窓口情報や備蓄品の情報などは、十分に確認していない状況も存在することが懸念されるため、発災時においては、県の職員においては、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。	114 頁
39	防災課	指摘		【岐阜県災害対策マニュアル】 各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑念等が生じた際には、指導・助言する立場にある防災課は、適切な計画が作成されているかを確認し、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。	115 頁
第 4 消防課				指摘 0 意見 1	

40	消防課		意見	<p>【教育訓練用資機材の無償貸与】</p> <p>県が名古屋市に対し無償貸与する物品について、当該物品購入額に相当する金銭負担が他の県及び研修生の人数等に照らして相当であるか否かを判断できるようにするために、名古屋市との間で県が負担すべき金額に関する取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。</p>	126 頁
第5 岐阜県防災交流センター			指摘 18 意見 4		
41	防災課	指摘		<p>【緊急初動特別班】</p> <p>防災交流センター宿舍入居者は、一律緊急初動特別班として自動指定されることとなるため、本来であれば幹部職員もまた、緊急初動特別班に指定すべきである。</p> <p>また、緊急初動特別班の役割を確認したうえで、幹部職員も他の職員と同様に緊急初動特別班の一員とするのか、他の活動に従事すべきと判断するのであれば、緊急初動班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。</p>	128 頁
42	危機管理政策課	指摘		<p>【研修の開催】</p> <p>今後も、岐阜県防災交流センターについて、研修を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。</p>	129 頁
43	危機管理政策課		意見	<p>【展示物の見直し】</p> <p>今後も、岐阜県防災交流センターについて展示を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。</p>	130 頁
44	危機管理政策課	指摘		<p>【展示物の見直しにかかる資料】</p> <p>展示の見直しは重要な事務であり、展示の見直しに関する決裁資料等文書を作成すべきである。</p>	130 頁
45	危機管理政策課		意見	<p>【来館者数の把握】</p> <p>来館者数を意識することが望ましい。</p>	130 頁
46	危機管理政策課	指摘		<p>【会議室の利用】</p> <p>利用団体数、利用実績数ともに低調で有効活用がなされていないため、有効活用がなされるよう、改善を図るべきである。</p>	131 頁
47	危機管理政策課	指摘		<p>【会議室の貸出・貸出要綱】</p> <p>従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な「岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱」は改定するなど適切に対応すべきである。</p>	132 頁
48	危機管理政策課	指摘		<p>【県職員の利用】</p> <p>目的外使用許可の手続を適切にすべきである。</p>	133 頁

49	危機管理政策課		意見	【県職員の利用の際の変更手続】 会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。	133 頁
50	危機管理政策課	指摘		【情報公開】 公の施設の開館情報は住民にとって重要な情報であるから、正しく情報を提供すべきである。	133 頁
51	危機管理政策課	指摘		【ホームページの更新】 ホームページの更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。	134 頁
52	危機管理政策課	指摘		【時間外利用】 要綱に従えば、時間外の利用は認められないところ、利用者の事情により要綱の規律に反してでも変更を認めたのであればどのような事情で認めたのか記録が必要である。適切に公文書を作成すべきである。	135 頁
53	危機管理政策課		意見	【時間外利用の周知】 開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。	135 頁
54	危機管理政策課	指摘		【鍵の管理】 鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。	135 頁
55	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体による使用部分外のスペースの利用①】 行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。	137 頁
56	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体による使用部分外のスペースの利用②】 岐阜県公文書規程に則り、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。	137 頁
57	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体以外の団体の利用】 目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。	138 頁
58	危機管理政策課	指摘		【物品の保管】 会議室の管理を適切に行うべきである。	139 頁
59	消防課	指摘		【寄付】 寄付採納の手続をすべきである。	139 頁
60	消防課	指摘		【寄付採納の手続】 適切に公文書を作成すべきである。	139 頁

61	危機管理政策課	指摘		【指摘 所有者不明物品】 所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。	140 頁
62	危機管理政策課	指摘		【指摘 偽装請負の疑い】 発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。	141 頁
第 6 清流の国ぎふ防災・減災センター			指摘 1 意見 4		
63	防災課	指摘		【負担金】 収支決算書だけでは支出が適正になされているかどうかを判断することができないため、経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。もっとも、年間の支払関係書類は膨大な量となるため、上記要綱に従った運用が実態にあわないのであれば、上記要綱を、実態に即して改訂すべきである。	148 頁
64	防災課		意見	【物品の所有関係】 インフォメーションディスプレイなど、岐阜県の他部署においても利用可能と思われる物品が含まれていることから、少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。	149 頁
65	防災課		意見	【調査研究】 岐阜県は、清流の国ぎふ防災・減災センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。	150 頁
66	清流の国ぎふ防災・減災センター		意見	【事業実績の記録化】 助言内容についても記録化することが望ましい。	150 頁
67	防災課		意見	【ウェブサイト】 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。 また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。	150 頁
第 7 防災航空センター			指摘 1 意見 1		
68	防災航空センター		意見	【備品管理台帳】 備品のうち救護器具や自己確保器具などについて、「備考(耐用期限等)の記載欄」に耐用年数を記載することが望ましい。	163 頁

69	防災航空センター	指摘		【物品管理】 将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定 使用不可」との誤解を与えるシールを張って管理をするべきではない。	164 頁
第 8 岐阜県広域防災センター			指摘 6 意見 10		
70	防災課		意見	【施設管理】 不特定多数の者が出入りする公の施設においては、施設内の鍵について、鍵の管理簿を作成することが望ましい。	168 頁
71	防災課	指摘		【遺失物の管理】 遺失物法及び遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。	168 頁
72	防災課	指摘		【開館日、開館事案の変更】 管理規則第 2 条 2 項、第 3 条 2 項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。	169 頁
73	防災課	指摘		【プログラム策定と情報発信①】 利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し、県民の防災知識向上を図るべきである。	170 頁
74	防災課		意見	【プログラム策定と情報発信②】 フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようなホームページとすることが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかについても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。	170 頁
75	防災課		意見	【企画の立案】 防災教育に対する需要は高く、岐阜県広域防災センターが果たすべき役割は重要である。岐阜県広域防災センターは、魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。	172 頁
76	防災課		意見	【事業評価】 現状を分析したうえで、適切な K G I（目標達成指標）を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、K P I（重要業績評価指標）のための実行計画を策定していくことで、P D C A サイクルを回していくことが望ましい。	172 頁
77	防災課	指摘		【アンケート】 施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。	173 頁

78	防災課		意見	【グラウンドデザイン】 広域防災センターと防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なグラウンドデザインを策定するのが望ましい。	173 頁
79	防災課		意見	【地震体験車①】 災害時の電源供給車として使用する必要が生じた場合の、地震体験車としての貸出と電源供給車としての使用の優先関係やその決定権者、電源供給車として貸し出す場合の手続などについて、具体的ルールを策定することが望ましい。	175 頁
80	防災課		意見	【地震体験車②】 多数の再現地震や想定地震を取り揃えているのであれば、メニューを偏らせることなく、イベントや防災訓練、教育の目的に合わせてその効果を最大限高めるため、メニューを適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。	175 頁
81	防災課		意見	【不測事態の想定】 センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施することが望ましい。	176 頁
82	防災課		意見	【備蓄計画】 備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたうえで、明確にすることが望ましい。	176 頁
83	防災課		意見	【岐阜県防災資機材運用要綱】 管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。	177 頁
84	防災課	指摘		【防災資機材の点検】 防災資機材として保管されている物品は、複数の課にまたがっていることから、各担当課と協議の上、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定めて規約・マニュアル・点検簿等を作成すべきである。	178 頁
85	防災課	指摘		【防災資機材の情報管理】 県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	179 頁
第9 消防学校					指摘5 意見11

86	消防学校		意見	<p>【チェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る消防団員の教育訓練】</p> <p>安全上及び発災時における確実な救助資機材の運用という観点から、より多くの消防団員に対して訓練が実施されるよう、全県的・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。</p>	191 頁
87	消防学校	指摘		<p>【訓練施設の使用実績①】</p> <p>消防学校は、防災重点化事項③の遂行として、各訓練施設の使用を、より積極的に推進し、各消防本部における訓練実施率の向上を図るべきである。</p>	193 頁
88	消防学校		意見	<p>【訓練施設の使用実績②】</p> <p>各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないように、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。</p>	194 頁
89	消防学校		意見	<p>【施設の一般公開】</p> <p>消防学校は、その設置目的に反しない範囲で、県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、同センターを補助・連携する態様で、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法（施設見学や危険性の低い放水体験等）を検討することが望ましい。</p>	195 頁
90	消防学校	指摘		<p>【建物登記】</p> <p>公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである。</p>	196 頁
91	消防学校		意見	<p>【図書館】</p> <p>昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を図ることが望ましい。</p>	197 頁
92	消防学校・防災課		意見	<p>【管理・運営】</p> <p>消防学校と防災課（広域防災センター）とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。</p>	197 頁
93	消防学校	指摘		<p>【管理・運営】</p> <p>長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売払い又は廃棄を行い、善管注意義務の履行として、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである。</p>	198 頁
94	消防学校		意見	<p>【情報管理】</p> <p>消防学校は、入校者等の個人情報を取得するに際して、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿（消防関係職員等教育訓練に関する事務）等に明示することの要否及びその明示方法等を検討することが望ましい。</p>	200 頁

95	消防学校	指摘		【入校経費の取扱い①】 消防学校は、県費と入校経費（預り金）との収支を明確に分別し、形式面での混同を回避する趣旨より、請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させるべきである。	202 頁
96	消防学校		意見	【入校経費の取扱い②】 請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させる具体的な方法としては、①入校経費管理委員会（権利能力なき社団）において発注する委託業務等に関する費用請求書の宛名を「入校経費管理委員会会長●●●●」名義とする方法、又は、②入校経費に関する入出金を、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理するものとし、入校経費に関する費用請求書の宛名を「消防学校」名義とする方法（教育委員会における学校預り金事務処理に基づく公費・私費の分別に準じる方法）が考えられるところ、そのいずれの方法を採るかにつき、関係各部署と協議の上、その方針を早期に決定することが望ましい。	202 頁
97	消防学校		意見	【入校経費の管理】 通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。	202 頁
98	消防学校		意見	【入校経費の繰越処理等】 入校経費の返金や繰越処理等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。	203 頁
99	消防学校		意見	【入校経費の監査】 入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状にも鑑みれば、その決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。	203 頁
100	消防学校		意見	【委託業者の選定】 事実上特定の事業者のみとの業務委託契約が長期間継続している現状においては、他事業者が見積参加を辞退する原因等を詳細に調査・聴取・分析した上で、選定業社の枠を広げることや、仕様書の内容を一部変更すること等を協議し、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。	204 頁
101	消防学校	指摘		【目的外使用許可】 消防学校は、食堂棟内の場所・施設を使用し、入校者の給食業務を行う委託業者対し、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。	205 頁
第3章 県土整備に関する県庁担当課				指摘9 意見14	
第2 道路建設課				指摘0 意見1	

102	道路建設課		意見	<p>【指標の名称変更】</p> <p>「主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率」について、岐阜県強靱化計画アクションプランの進捗を表現する指標であることが直感的に理解できるよう指標名称を変更し、指標の具体的な説明を記載することが望ましい。</p>	214 頁
第3 道路維持課			指摘2 意見5		
103	道路維持課、危機管理政策課		意見	<p>【強靱化計画の指標の統合】</p> <p>第1期強靱化計画における旧指標のうち、特に目標達成率評価がC（25%以上～50%未満）又はD（25%未満）評価であったものについては、第2期強靱化計画における新指標化においても、引き続き未対策箇所を補足した上で、その進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させることが望ましい。</p>	228 頁
104	道路維持課		意見	<p>【計画の進捗率】</p> <p>特に進捗率が悪い指標については、その理由を分析した上で、残された期間で、最終目標値に到達できるよう、計画的に、重点的に事業を実施することが望ましい。</p>	228 頁
105	道路維持課		意見	<p>【社会資本メンテナンスプラン検討委員会の再開】</p> <p>社会資本メンテナンスプラン検討委員会を再開し、もって同委員会が有する機能を最大限に引き出してこれを有効化し、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等の実施を図ることが望ましい。</p>	231 頁
106	道路維持課		意見	<p>【道路維持管理の方向性】</p> <p>限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、どのような計画・指標に基づき実行すべきなのか等につき、外部識者等（「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を含む。）の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性（新しい「岐阜県道路施設維持管理指針」の策定を含む。）を示すことが望ましい。</p>	234 頁
107	道路維持課		意見	<p>【穴ぼこの予防保全的な維持管理】</p> <p>引き続き穴ぼこに対する補修（対処療法）を実施し、まずはその処理箇所数の減少を図った上で、岐阜県舗装補修最適化計画（平成28年3月）にいう、「従前の対処療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に転換した場合、今後50年間で約54%のコスト縮減効果が期待できる」の実現を図ることが望ましい。</p>	238 頁
108	道路維持課	指摘		<p>【夜間パトロール】</p> <p>岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力 of 要否等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各地土木事務所適切な運用を周知すべきである。</p>	238 頁

109	建設政策課	指摘		<p>【施設の一部の排他的占有・使用】</p> <p>岐阜県建設技術協会に対して、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を排他的に占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。なお、新庁舎移転を契機として、フロア書庫内に物品（ロッカー）を設置し、会計ファイル等を収納するのに併せて、行政財産の目的外使用許可手続を行う予定。</p>	243 頁
第4 河川課			指摘3 意見2		
110	河川課	指摘		<p>【書面決議】</p> <p>岐阜県水防協議会において、現状書面決議を行う根拠が存在しておらず、書面決議によって決議した内容が法的に認められない可能性がある。条例の改正を行い、書面決議を可能な状況を整理した上で、書面決議を行うか、速やかに協議会を招集し、協議会を実施すべきである。</p>	252 頁
111	河川課	指摘		<p>【知事の出席】</p> <p>岐阜県水防協議会において、会長の事前の指名については、委員のみが対象であり、県庁職員が代わりに職務を代行することは出来ない。</p> <p>過去の運用も確認の上、これまで議決した内容についての法的な瑕疵が存在しないよう、法令に則した適切な協議会を開催し、現状の水防計画等の改めでの承認等を行うべきである。</p>	253 頁
112	河川課		意見	<p>【スマートパトロールシステムの活用促進】</p> <p>「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。</p>	262 頁
113	河川課	指摘		<p>【水防倉庫の管理】</p> <p>各土木事務所の水防倉庫及び備蓄する水防資器材の現状を把握した上で、必要になった際にはすぐに市町村に提供できるように、水防資器材を整理して備蓄するよう各土木事務所を指導すべきである。</p>	263 頁
114	河川課		意見	<p>【水防資機材の再検討】</p> <p>水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。</p>	263 頁
第5 砂防課			指摘2 意見3		
115	砂防課		意見	<p>【八山系砂防総合整備計画における補修・改善計画】</p> <p>計画の改訂中とのことであるが、補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。</p>	269 頁

116	砂防課		意見	【砂防施設点検結果の引継ぎ】 平成 25 年度の点検においてC評価となった箇所については、令和 2 年の点検を踏まえた健全度評価において、C 評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。	272 頁
117	砂防課		意見	【砂防施設健全度評価の公表】 健全度評価の結果、C 評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては市民に公表することが望ましい。	273 頁
118	砂防課	指摘		【不適正事案への対処周知・職員負担軽減】 長期間違法状態の是正が完了していない不適正事案について、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。また、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。	278 頁
119	砂防課	指摘		【不適正事案への対処】 砂防指定地内行為許可を受けた者に対する監督処分について、その相続人に対して改めて監督処分をすべきである。また、砂防指定地内行為許可を受けていない者が行った違反行為に対する措置命令については、違反行為者の相続人に措置命令の効力が及ばず、新たに相続人に対して措置命令を行うこともできないため、違反行為者との連絡を密にし、生存中に是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。	279 頁

第 6 農林事務所に関する防災事業

指摘 2 意見 3

120	森林保全課		意見	【指標の達成率】 森林保全課が所管する施策の達成率は 100%ではあるものの、今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。	286 頁
121	森林保全課		意見	【治山施設整備計画の目標値見直し】 計画年度は、令和 6 年度まで存在しているが、令和 3 年度で目標値を達成している。。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。	289 頁
122	森林保全課		意見	【事業計画等の見直し】 災害発生箇所の早期復旧のため、優先的な対応は当然であり、今後も発生するであろう災害を予測し、事業計画を立てることは困難と理解するが、事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。	290 頁

123	森林保全課	指摘		<p>【治山施設点検業務特記仕様書の遵守】</p> <p>治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。</p> <p>特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。</p>	292 頁
124	森林保全課	指摘		<p>【点検対象外の治山施設のついで記録】</p> <p>健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。</p>	293 頁
第4章 各地の防災体制				指摘 109 意見 90	
別紙1ないし3の「指摘事項・意見事項の一覧表」と、別紙4「第4章 各地の防災体制における指摘・意見一覧表」のとおり					
第5章 その他の防災関連事業				指摘 0 意見 11	
第2 清流の国推進部の事業					
125	外国人活躍・共生社会推進部		意見	<p>【講座受講者数の目標値】</p> <p>目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのではなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。</p>	525 頁
126	危機管理政策課		意見	<p>【「要配慮者支援の推進」に関する事業の進捗管理】</p> <p>進捗管理が、代表する事業のみとなるのか、個々の事業ごとになっているのかの差は、危機管理政策課からの問い合わせに対する、部の回答によって異なっていると思われるが、より実効性を上げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。</p> <p>そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。</p>	526 頁
第3 健康福祉部の事業					

127	医療福祉連携推進課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける事業目標設定】</p> <p>岐阜県強靱化計画アクションプランと予算要求書に同一事業を掲載する以上、岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標を設定しない特段の理由はないため、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、事業目標を設定することが望ましい。</p>	527 頁
128	医療福祉連携推進課		意見	<p>【要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金】</p> <p>本事業は、緊急時における生命に関連する事業であり、必要台数を把握し、予算も確保されているのであれば、速やかな事業の推進が必要であると考え。予算要求資料における目標値からしても目標値には及んでいない。</p> <p>このような状況は、補助事業であり市町村における事業の推進とも関係すると考えられるが、設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。</p>	528 頁
129	高齢福祉課		意見	<p>【友愛訪問活動の実施状況の確認】</p> <p>岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討するのが望ましい。</p> <p>仮に岐阜県強靱化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。</p>	531 頁
130	地域福祉課		意見	<p>【実績報告書の事業名称】</p> <p>所管課が把握する岐阜県の事業名称が、実際の実績報告書と異なることで事務処理上の混乱を招きかねない。実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行きやすい実績報告書にするのが望ましい。</p>	534 頁
131	地域福祉課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画アクションプランの目標値】</p> <p>開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要であると考え。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した上で、それらの目標に達成するための受講人数を目標値に設定することが望ましい。</p>	535 頁
132	障害福祉課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画アクションプランの管理】</p> <p>岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、各課の行っている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理していることから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行うことが望ましい。</p>	538 頁
第4 教育委員会の事業					

133	学校安全課 学校支援課		意見	<p>【「命を守る」防災教育推進事業における指標】</p> <p>必ずしも指標は一つしか設定できないわけではないことからしても、行っている事業の実施によって目指すべき目標を設定し、効果を測ることが可能な指標の設定を検討するのが望ましい。</p>	544 頁
第5 総務部の事業					
134	デジタル戦略推進課		意見	<p>【事業目標の設定】</p> <p>リアルタイムデータ提供プラットフォームは、民間における活用が目的とされていることも含めれば、より広く利用されることも重要な目標であり、事業目標を整理し、目標値を定めることが望ましい。</p>	545 頁
135	デジタル戦略推進課		意見	<p>【リアルタイムデータ提供プラットフォーム】</p> <p>WEB-APIの利用者数についても目標値を設定し、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の周知及び利用促進を図ることが望ましい。</p>	548 頁

3 参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になると思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象課	内 容	本編 頁
1	飛騨県事務所	<p>【衛星可搬局の動作確認】</p> <p>飛騨県事務所においては、自主的な点検として、管理業者による点検とは別に、衛星可搬局の動作確認を3か月に1度、防災担当職員で行っており、有事の際の速やかな使用が可能となるよう普段から心がけている。</p> <p>このような対応は、他の県事務所では確認できなかったが、発災時に備えた有効的な取組であることから参考報告とする。</p>	78 頁
2	危機管理政策課	<p>【防災訓練の記録】</p> <p>原子力防災訓練に関しては、実施内容や専門家による講評等を具体的に記録化し、過去における防災訓練の具体的実施内容も記録化されており、過去の取組状況を検証することが可能な状況であった為、総合防災訓練等に反映させる意味でも参考報告とする。</p>	82 頁
3	清流の国ぎふ防災・減災センター	<p>【危機管理マニュアル】</p> <p>令和3年度において、岐阜県教育委員会の学校防災体制支援事業として、岐阜県教育委員会から、清流の国ぎふ防災・減災センターに危機管理マニュアルの見直しを依頼した。清流の国ぎふ防災・減災センターにおいて、県立学校66校 特別支援21校の見直しをした。見直しの結果、避難場所などの多数の指摘を受け、全学校において、危機管理マニュアルの改訂が行われた。</p> <p>見直しのための予算は計上されていたが、結果的に支出はなされず、無償で見直しが実施された。</p> <p>清流の国ぎふ防災・減災センターの知見が活用された事案であり、参考報告とする。また、結果的に費消負担なく実施されており、業者委託等に比して経済的な方法であったといえる。</p>	151 頁

4	防災課、清流の国ぎふ防災・減災センター	<p>【ウェブサイトにおける動画等の紹介】</p> <p>清流の国ぎふ防災・減災センターでは、同センターのウェブサイト上の「げんさいライブラリ」において、県内で防災・減災の報道・放送を手掛ける各種メディアの有志団体である「ぎふメディアミックス」による防災・減災活動に関するラジオ番組や、過去に開催したげんさい楽座の動画、岐阜県が防災啓発番組として作成した「防災探検隊」の動画等の動画を紹介している。</p> <p>県民の防災・減災に関する知識修得に資する取り組みであり、参考になる。</p>	152 頁
5	消防学校	<p>【各種防災計画等における重点化事項への取組】</p> <p>各種防災計画等における重点化事項であるブルーシート講習につき、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、1日・6時間・14人という実績であったが、令和3年度からは、確実に教育訓練の実施が図られるよう、専科教育（警防科、救助科）の中の1コマとして位置付けられた。</p> <p>各種防災計画等における重点化事項を、法定された教育訓練に組み込むことによって、その実施を確実なものとする本取組みについては、参考として報告する。</p>	190 頁
6	消防学校	<p>【新入消防団員に対する訓練のサポート】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新入消防団員教育の実施が進まない中、消防学校は、新入消防団員に対する出前講座を実施し、その訓練のサポートを開始している。</p> <p>出前講座の取組みは、消防団員に対する教育・訓練の実施という消防学校の本来的役割の履行のみならず、各種防災計画等において重点化事項とされている「消防団員の人材確保」にも資する活動と言える。したがって、コロナ禍における施設外での能動的・積極的な消防学校の同取組実績を、参考として報告する。</p>	191 頁
7	農地整備課	<p>【農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）】</p> <p>農業用ため池のタイムラインは、他県にない取組であり、頁外部委員の意見を参考に取り入れるなど積極的な防災への取組であるだけでなく、目標値の設定においては、課題とされるため池の全数を計画期間内に対応すべきため池に位置づけた具体的な計画を定めている。</p> <p>このような具体的な目標設定と計画は、他の防災事業の目標設定や計画においても参考になるため、参考報告とする。</p>	299 頁

8	防災課	<p>【災害対策本部】</p> <p>災害対策本部と災害対応部局の活動場所が一体となることで、これまで以上に緊急時の速やかな対応が可能となっている。今後、各地の県総合庁舎の改装などが行われる際には、発災時の支部機能も考慮し、緊急時の使用状況にも配慮した執務室を設置することは、防災の観点から有効である為、参考報告とする。</p>	314 頁
9	防災課	<p>【防災倉庫】</p> <p>庁舎の新築により防災備蓄品を保管する防災倉庫が改まり、機能面としても災害対策本部に隣接する場所に保管するなど、実際の使用を想定した適切な保管が行える状況となっている。</p> <p>保管物資については、改めて他所にある防災備蓄品と共に備蓄の状況を整理することであり、これを機に、他の総合庁舎における防災備蓄品も実際の使用などを想定して適切な整理を行っていただきたく参考報告とする。</p>	315 頁
10	岐阜農林事務所	<p>【非常時における業務継続計画】</p> <p>岐阜農林事務所においては、令和4年度においては、課内の所属人数が多い林業課、農業普及課、農地整備課については、事務所独自の業務継続計画を策定し、新型コロナウイルス等により、職員が長期間不在となった場合に備えて、課内の誰が優先業務のどの作業を行うのかをまとめた業務継続計画を策定していた。</p> <p>他の農林事務所においては、本庁の人事課より作成依頼がなされている非常時優先業務一覧の作成を指示され、職員の6割が不在となった場合の優先業務をとりまとめた内容はあるものの、個々の職員にまで具体的に検討した業務継続計画は存在しなかったことから、具体的・有効的な取組と考え参考報告とする。</p>	333 頁
11	大垣土木事務所	<p>【水防倉庫の整理】</p> <p>大垣土木事務所の水防倉庫については、各資機材が、配置図によって定められ位置に、整序された状態で良好に保管されていたので、参考として報告する。</p>	362 頁

12	西濃農林事務所	<p>【ため池の利活用】</p> <p>農業従事者の顕著な減少により、ため池利用者の数は減る一方で、ため池の管理・修繕に要する費用は、ときに億単位の高額な費用を要するものである。歴史的な利水の経緯や人命の観点から、費用対効果のみで論ずべき問題ではないが、限られた財政という現実を鑑みれば、地域住民等の協議を重ねて一つ一つの課題を乗り越え、ため池の廃止に向けた施策を積極的に推進することには、相当程度意義があるものと考えられる。</p> <p>このような中、県営ため池「寺谷2号池」については、地域住民との協議・理解を得て廃止に至り、新たに地域住民憩いの場所として利活用の方針を見出したものであるため、一つの成功事例として参考に報告する。</p>	373 頁
13	恵那農林事務所	<p>【ため池巡回パトロール記録票】</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）は、所有者・管理者による県への届出を義務付けるとともに（4条1項）、県及び市町村は、相互に連携を図りながら農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めることとされている（3条1項）。そこで、令和3年度から、市町村の調査を補足するため、県でもため池等管理専門職を配置して市町村に情報提供するようになった。恵那農林事務所管内には、県内のため池の半分以上が所在しており、防災重点農業用ため池は640池にのぼることから、特に、ため池巡回パトロールの重要性は高い。</p> <p>令和3年度及び4年度の恵那農林事務所管内の「ため池巡回パトロール記録票」を閲覧したところ、必要十分な情報がよく整理されているうえ、現地への経路や所要時間も記録されており、次回のパトロール時に活用できるよう工夫されていた。また、パトロール結果は、その都度、市に記録票とともに情報提供されており、ため池巡回パトロールの趣旨目的を達するための取組みとして参考になるため報告する。</p> <p>なお、令和4年度現在、恵那農林事務所のため池等管理専門職は1名であり、令和3年度内に1巡目のパトロールを完了できていない。2巡目以降はより効率的にパトロールできるであろうことを考慮してもなお、パトロール業務を適切に実施するためには、専門職の人員増強も必要であることを付言する。</p>	466 頁

14	飛騨県事務所	<p>【防災資機材倉庫】</p> <p>飛騨総合庁舎の防災資機材倉庫に関しては、倉庫の表には災害用備蓄品の部屋や倉庫であることを示す表札や表示を行っており、倉庫内においても、保管している物品の配置図を置き、保管物品一覧を表示するなどの工夫がなされている。</p> <p>他の総合庁舎では、このような表示がなされていないが、これらの表示は、発災時において防災担当職員以外が、どこに防災備蓄品が存在し、何が保管されているかを確認する上で有用であり、参考報告とする。</p>	489 頁
15	古川土木事務所	<p>【倉庫】</p> <p>古川土木事務所内の各倉庫は、いずれも整理されており保管状況も良好であった。また、保管物については、管理表を利用して管理するなどの工夫がなされている。</p> <p>古川土木事務所が単独庁舎であり場所的余裕があることも理由の一つといえるであろうが、古川土木事務所のような資材等の管理方法は非常に有益であるから、参考報告とする。</p>	509 頁
16	学校安全課	<p>【危機管理マニュアル】</p> <p>学校防災体制支援事業として行われた危機管理マニュアルの改訂は、当初は年間の予算を計上していたが、県と岐阜大学で共同設置した清流の国ぎふ・防災減災センターの防災専門家から助言を受けたため、費用の発生はなく上記の事業を実施するにいたった。</p> <p>このような事業費の軽減は、日頃からの県と大学における協力関係の効果であり、経済性が高く、また専門家による助力が得られた点でも評価すべき事であり参考報告とする。</p>	542 頁

別紙1 「指摘事項・意見事項の一覧表（県事務所）」

指摘・意見の骨子

1	1 物品管理	<p>① 防災備蓄倉庫</p>	<p>① L1の降雨があった場合にも浸水しない高さ・建物階層にて保管すべきである ② L2の降雨があった場合にも浸水しない高さ・建物階層にて保管すべきである ③ 備蓄品は一か所に備蓄することが望ましい ④ 防災倉庫であることを示す表示を入口にすべきである ⑤ 防災倉庫内の照明は常に使用できる状態を保つべきである ⑥ 保管場所の通気性を保つなど、適切に管理すべきである ⑦ 倉庫に管理する物品については備蓄品リストに記載して管理すべきである ⑧ 備蓄品の配置図を作成し目立つ場所に配置することが望ましい ⑨ 使用量の記録は正確に行うべきである。 ⑩ 災害備蓄食料、飲料水については有効活用を検討することが望ましい。 ⑪ 保管すべき防災用備蓄品の目的及び必要数について明確にすべきである ⑫ 防災備蓄品の定期点検及びその記録をすべきである ⑬ 防災備蓄品の定期点検に関する要綱を定めることが望ましい ⑭ 衛星可搬局を扱える職員の増加を図ることが望ましい ⑮ 防災課作成の「岐阜県保管防災資機材一覧」記載の資機材と各事務所が備蓄している資機材が同一になるようにすべきである ⑯ 日本赤十字社の所有する災害救援物資は、日本赤十字社が目的外使用許可を得て設置している倉庫内で保管すべきである ⑰ 第三者の設置する倉庫内に保管されている県の防災備蓄品は、県の備蓄倉庫で保管することが望ましい ⑱ 発動発電機の作動点検を実施すべきである ⑲ 管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい ⑳ 貸出の手続に違反した備品、貸し出し禁止の備品について、速やかな返却を求めべきである</p>
2	施設管理	<p>①</p> <p>②</p>	<p>庁舎の場所が土砂災害警戒区域内であることから、支部の移転時期の判断基準についてマニュアルや計画を見直すべきである 土砂災害発生時などにおける防災対策、事前予防としての減災対策の検討のため、庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい</p>

別紙2 「指摘事項・意見事項の一覧表（土木事務所）」

指摘・意見の骨子

1	事業計画	事業計画
①	事業計画	土砂災害警戒区域内にあるため、災害の危険性を踏まえ、災害・危機管理等対応マニュアルを見直すべきである。
②		土砂災害警戒区域内にあるため、岐阜県災害対策本部飛脚支部計画における支部機能の移転時期等を見直すべきである。
③		道路整備事業において、工事休止が長期にわたることから、具体的な計画を策定することが望ましい。
④		優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを引き続き行うことが望ましい。
2	契約関係	<p>① 辞退率が高い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい。</p> <p>② 予定価格と同額の入札が多い理由を分析し、一般競争入札の採用も含め、入札の価格設定や方法を協議検討することが望ましい。</p> <p>③ 失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での算出結果確認作業を実施し、入札無効が回避されることが望ましい。</p> <p>④ 入札金額について複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させて検査し、内訳書は記録し保管すべきである。</p> <p>⑤ 事務処理要領に従い、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。</p> <p>⑥ 設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、事務処理要領の趣旨・運用を徹底すべきである。</p> <p>⑦ 設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い正確に行い正確に作成すべきである。</p> <p>⑧ 当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による対象箇所であるか等を調査して設計に臨むべきである。</p> <p>⑨ 変更契約の許否を検討するに際しては、事務処理要領から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。</p> <p>⑩ 業者から提出された延長申請書の記載を確認し、正しく修正させるべきである。</p> <p>⑪ 履行期間の延長を認める場合、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。</p> <p>⑫ 変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。</p>
⑬		随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載するべきである。
⑭		随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。
⑮		契約内容に従い、除雪業務委託業者の「指定」（情報を伝えること）をすべきである。
3	点検業務	<p>① 異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。</p> <p>② 河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。</p> <p>③ 「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、巡視結果や対応状況を記録共有することが望ましい。</p> <p>④ 不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令にも基づいた適切な対応をすべきである。</p> <p>⑤ 設置者不明の危険性のある工作物について、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。</p> <p>⑥ 一覧表と個別点検カルテとの間で表記の齟齬があるため、表記は正確に行い、誤った表記は速やかに訂正すべきである。</p> <p>⑦ 進入・調査不能な砂防指定地等については、別ルートで一般車両の進入が可能の場合は、監視を実施すべきである。</p>
4	不動産	<p>① 優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、着実に登記処理を進めていくべきである。</p> <p>② 市町村と連携して、未登記土地の課税関係を確認し、県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。</p> <p>③ 市町村と連携して、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。</p> <p>④ 契約の当事者と登記名義人が異なるため、権利の存否を確認すべきである。</p> <p>⑤ 原因証書等の未登記土地に関する資料は慎重に保管すべきである。</p> <p>⑥ 原因証書が存在しない場合は、現所有者と再度協議して権利の存否を確認するとともに、今後の問題を再検討すべきである。</p>

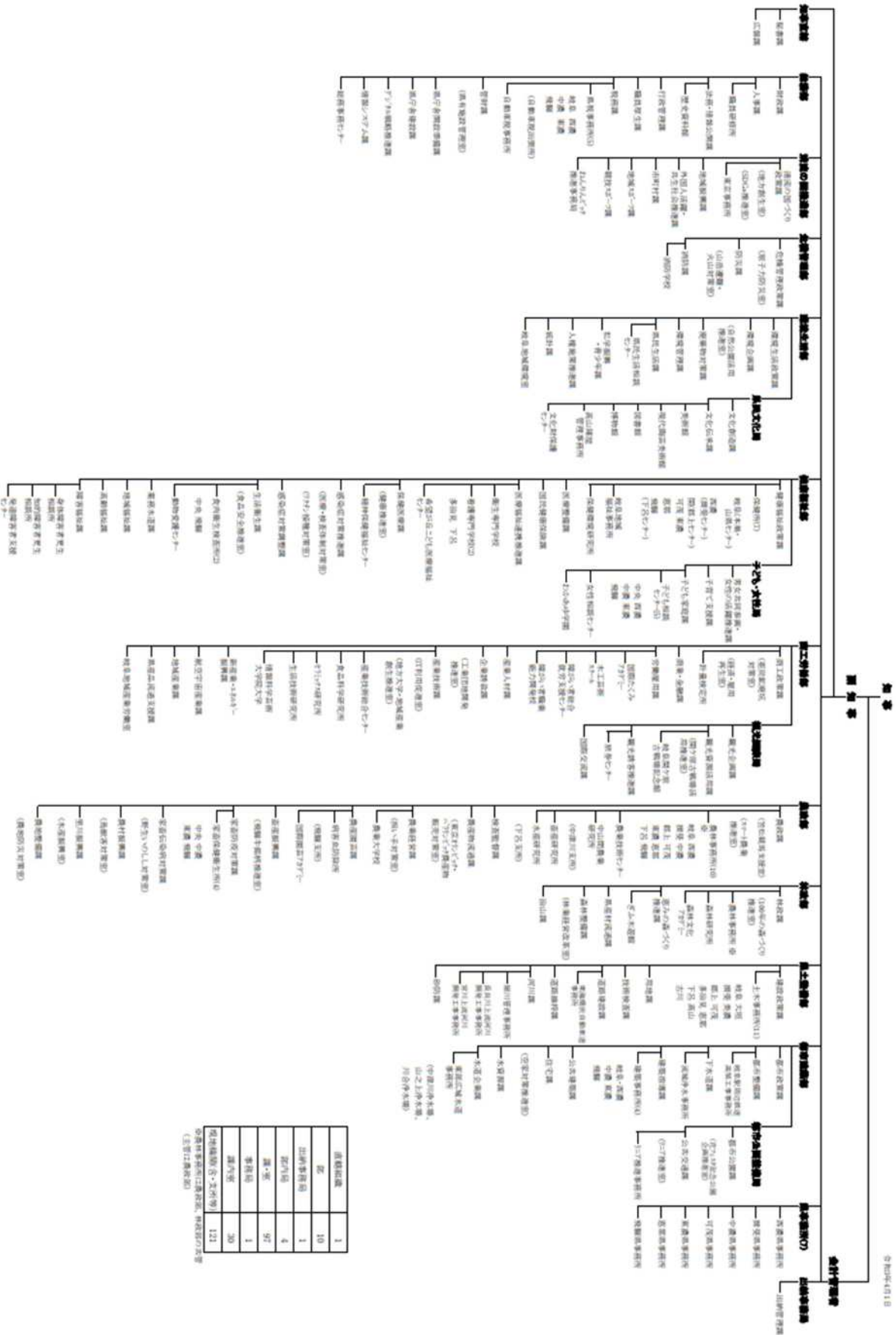
			原因証書の有効性など、より有効的な未登記土地への対処方法を法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。 過去の公共用地取得台帳で未登記のものについて、未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。
		不適正事案	違法行為に対して、履行勧告を繰り返すのではなく、費用対効果等を踏まえ行政代執行等の手続を検討することが望ましい。 具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。 不適正事案は、定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。
5	動産	倉庫関係	水防計画の内容を確認すると共に、計画に従った資材の保管を行うか、水防計画の不必要な資器材を訂正すべきである。 水防資器材について、利用可能かどうかも含め見直しを行うとともに、配置図等により物品の整理を行うことが望ましい。 発災時のために、常日頃から物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。
		物品管理	外部者が容易にアクセスできる場所でポーリング資材を保管することは避けるべきである。 通知の保管期間までポーリングコアを保管すべきである。通知が実情に即していない場合にはルールを変更すべきである。 ポーリングコア箱等は、保存期間の経過後、各自自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。 ポーリングコア箱等を適切に処理し、防災資機材倉庫として効率的運用することを県事務所と協議・検討することが望ましい。 ポーリングコアを整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備することが望ましい。 衛星携帯電話の使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。
		修繕	貸与機械が毀損した場合の修繕について、マニュアル等を作成し、損害賠償請求の基準を明確にすべきである。
6	水防活動		水防実施概要報告書は、報告責任者が分かるように書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。 水防当番勤務表の終了時間を記載すべきである。
7	その他	金銭管理	マニュアル通りに管理するか、実態に即したマニュアルに改定すべきである。 小口の現金管理において担当者による支払がなされている現状があるかどうかを確認の上、早急な会計規則の整理が望ましい。 金庫管理について速やかにルールに基づいた管理方法に戻すべきである。 現金出納帳について、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。
		労務管理	業務の平準化を図り、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。
		人材育成	次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。
		災害復旧工事	復旧工事をしたにもかかわらず再度発災した箇所については、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。
8	現地視察		崩壊場所があることなどが周囲から分かるように請負業者に立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。

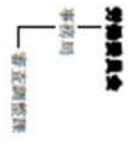
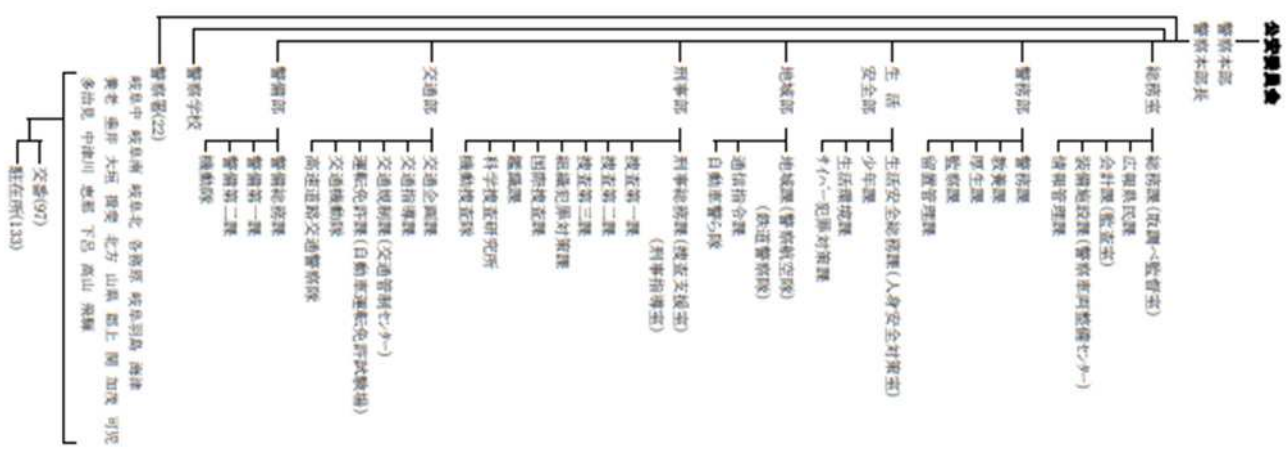
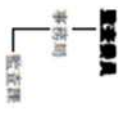
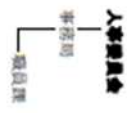
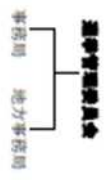
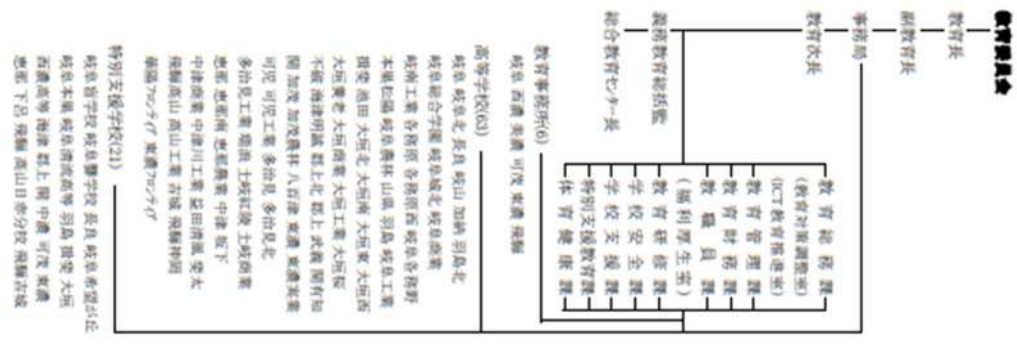
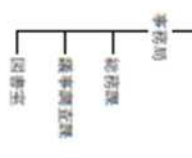
別紙3「指摘事項・意見事項の一覧表（農林事務所）」

指摘・意見の骨子

1	治山事業	計画
		<p>① 治山工事に関する中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい</p> <p>② 治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについて、客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい</p> <p>③ 危険度Aの山地災害危険地区について、県から市町村への直接的な働きかけを強化することが望ましい</p> <p>④ 危険度Aの山地災害危険地区について、治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい</p> <p>⑤ 治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書に修繕に関する同意規定を設けることが望ましい</p>
		<p>⑥ 治山施設の管理に関するマニュアルを作成すべきである</p> <p>⑦ 治山施設台帳が更新された場合は、更新内容の詳細を確認・聴取・検証できるよう、更新者名を入力すべきである</p> <p>⑧ 治山施設の点検結果を正確に記載すべきである</p> <p>⑨ 委託業者が行った評価を変更するには、自ら現地確認した上で判断すべきである</p> <p>⑩ 個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである</p>
2	ため池	<p>① 防災重点農業用ため池の改修等を進めるため、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい</p> <p>② ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである</p> <p>③ 確認不可とされているため池について、パトロール実施可能な環境を整備し、実施すべきである</p>
3	契約	<p>① 予定価格と同額の数額での入札が多い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい</p> <p>② 辞退率が高い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい</p> <p>③ 設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないか十分に確認すべきである</p> <p>④ 設計図書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきである</p> <p>⑤ 発注段階で機器が一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認することが望ましい</p> <p>⑥ 委託業者が作成した数量計算書の転記ミスが生じないよう、検算の徹底などの再発防止策を確認すべきである</p> <p>⑦ 変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に、具体的な記載を求め、また説明資料の添付を求めらるべきである</p> <p>⑧ 工期変更（延長）の理由につき、交渉経緯報告書等の資料を添付して記録化すべきである</p> <p>⑨ 治山工事工事の設計段階において、地権者協力の要否や制約の有無について、事前調査を行うことが望ましい</p> <p>⑩ 委託業者に対するペナルティや責任追及の要否の検討等のため、業者とのやりとりは記録化すべきである</p> <p>⑪ 委託業者の評定点に関し、判断経過を記録化しておくべきである</p> <p>⑫ 設計業者に対し、変更契約を要した事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい</p>
4	補助金	<p>① 森林整備事業について事業者向けチェックシートの様式を整備し補助金申請書に添付させるべきである</p> <p>② 町が事業主体である集落環境保全整備事業の一環としての工事であっても、県の補助金交付決定の取消し及び補助金の返還に付ながら得るため、事実関係を把握するよう努めることが望ましい</p>
5	動産	<p>① ボーリングコア箱等は、通知内容に従い、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間は保存すべきである</p>
6	その他	<p>① マニュアル通り管理するか、実態に即したマニュアルに改定すべきである</p>
		<p>② 業務の標準化を図り、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい</p>
		<p>③ 次世代を担う職員の配置、育成、定着に積極的に取り組むことが望ましい</p>
		<p>④ 交通事故に対する注意喚起が徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである</p>

4 岐阜県の行政機構図





内水環境管理委員会

5 「予算要求資料で把握した防災予算」

(単位「千円」)

課	事業の名称	決定額	要求額
危機管理政策課	新 原子力防災放射線防護対策維持費	2,642	2,642
危機管理政策課	火山防災対策事業費	7,529	7,529
危機管理政策課	火山防災対策事業費補助金	455	455
危機管理政策課	山岳遭難防止対策事業費	23,498	23,498
危機管理政策課	岐阜県強靱化計画推進事業費	1,475	1,475
危機管理政策課	防災教育推進費	19,700	25,000
危機管理政策課	防災啓発推進費	5,827	5,827
危機管理政策課	国民保護対策費	119	119
危機管理政策課	国民保護訓練費（国費）	1,870	1,870
危機管理政策課	防災交流センター施設整備費	129,514	136,330
危機管理政策課	原子力防災対策費	3,902	3,902
危機管理政策課	原子力防災訓練事業費	1,830	1,830
危機管理政策課	新 原子力防災資機材総合管理システム使用費	4,072	4,072
危機管理政策課	岐阜県山岳遭難防止対策協議会補助金	10,351	10,351
防災課	防災連携トップフォーラム事業費	731	731
防災課	市町村連携強化事業費	1,144	1,144
防災課	災害時広域連携強化事業費	186	186
防災課	清流の国ぎふ、防災・減災センター運営事業費	21,500	21,500
防災課	総合防災訓練事業費	4,341	4,341
防災課	シェイクアウト訓練事業費	186	186
防災課	防災資機材等整備事業費	1,852	1,852
防災課	広域防災拠点事業費	1,051	1,051
防災課	広域物資輸送訓練事業費	1,760	1,760
防災課	地震防災啓発事業費	1,955	1,955
防災課	防災タウンミーティング開催事業費	2,400	2,400
防災課	震度情報ネットワークシステム更新工事業費	153,100	153,100
防災課	新 防災情報モバイルネットワークシステム再構築事業費	10,483	11,143
防災課	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	13,600	13,600
防災課	災害避難計画作成支援事業費	3,360	3,360
防災課	新 デジタル版「災害・避難カード」開発事業費	5,000	10,000
防災課	新 アフターコロナを見据えた新しい避難者管理の調査研究事業費	5,000	10,000
防災課	新 孤立支援対策事業費	8,300	9,330

防災課	災害マネジメント支援職員派遣制度構築事業費	1,700	1,700
防災課	ライフライン保全対策事業費補助金	30,000	60,000
防災課	災害時ドローン活用事業費	1,420	1,420
防災課	避難所生活環境確保事業費補助金	16,000	16,000
防災課	新 避難所生活環境確保事業費補助金（新型コロナ対策）	130,000	284,000
防災課	災害時等情報連絡体制整備事業費	1,266	1,266
防災課	広域防災センター施設補修事業費	94,478	94,478
防災課	岐阜県防災情報通信システム整備事業費	7,900	7,946
防災課	防災情報通信システム移設事業費	65,632	65,632
防災課	岐阜県防災情報通信システム防災拠点広域連携強化事業費	7,587	7,587
防災課	被害情報集約システム運用・保守事業費	25,209	25,209
防災課	新 消防無線モニタ更新事業費	0	6,100
防災課	防災ヘリコプター運航委託費	180,942	186,660
防災課	新 防災ヘリコプター整備業務外部監査事業費	996	1,000
防災課	新 航空安全CRM研修事業費	670	670
防災課	新 防災ヘリ若舳III用ヘリテレスystem更新事業費	166,827	198,650
防災課	新 防災ヘリコプター名古屋空港給油事業費	2,467	5,537
広報課	清流の国ぎふ戦略広報費	11,810	11,810
広報課	コンテンツ制作費	929	929
広報課	新 知事記者会見手話通訳設置費	716	716
広報課	鹿児島県交流事業費	1,400	1,400
広報課	新 岐阜・鹿児島姉妹県盟約50周年記念事業費	0	7,493
広報課	県政広聴事業費	5,142	5,142
消防課	消防団加入促進事業費補助金	43,000	43,000
消防課	消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業費	4,280	4,280
消防課	機能別分団導入促進事業費補助金	4,000	4,000
消防課	消防表彰費	2,831	2,831
消防課	119番通報時等における多言語対応事業費	2,502	2,502
消防課	緊急消防援助隊等訓練費	1,528	1,528
消防課	緊急消防援助隊活動支援費	3,445	3,445
消防課	消防職団員能力向上対策事業費	958	958
消防課	消防団員確保促進事業費	4,945	4,945
消防課	消防団員応援事業費	1,232	1,232
消防課	消防団水防団応援事業所検索サイト整備事業費	405	405
消防課	救急搬送体制強化事業費	6,864	6,864
消防課	事後検証票データベース更新費	900	900

消防課	新 消防団員「アリガト」キャンペーン事業推進費	3,760	10,500
消防課	救急救命士追加講習費	2,090	2,090
消防課	救急指導医講習費	74	74
消防課	救急救命士養成事業費	786	786
消防課	(一社) 岐阜県火薬類保安協会補助金	944	944
消防課	県エルピーガス協会補助金	965	965
消防課	県高圧ガス地域防災協議会補助金	100	100
消防学校	教育訓練用資機材整備費	3,818	3,818
消防学校	消防学校施設安全対策事業費	75,900	75,900
消防学校	消防学校施設安全対策事業費(新型コロナ対策)	178	65,233
道路維持課	道路啓開訓練実施事業費	2,310	2,310
河川課	岐阜県自然共生工法研究会活動支援費	535	535
河川課	清流の国ぎぶづくり水環境イベント開催事業費	894	894
河川課	流域協働による効率的な河川清掃事業	30,000	30,000
河川課	河川魚道の機能回復事業	46,600	46,600
砂防課	土木施設災害復旧費	3,738,397	3,738,397
人事課	会計年度任用職員(補助職員・就労オフィス)	16,458	16,458
税務課	県税徴収確保特別対策事業費(任意)	3,325	3,325
税務課	不正軽油特別対策事業費	5,639	5,639
税務課	自動車税種別割コールセンター設置事業費	3,797	3,797
ねんりんピック推進事務局	岐阜県「ミナレク運動」推進事業費	23,133	23,133
ねんりんピック推進事務局	全国健康福祉祭派遣事業費	20,736	20,736
ねんりんピック推進事務局	全国健康福祉祭開催事業費	1,207,361	1,212,556
外国人活躍・共生社会推進課	外国籍の子どもの進学支援事業費補助金	4,661	4,661
外国人活躍・共生社会推進課	多文化共生推進補助金	13,550	13,550
外国人活躍・共生社会推進課	多文化共生推進支援費	2,657	2,657
外国人活躍・共生社会推進課	日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費	13,275	13,275
外国人活躍・共生社会推進課	国際交流センター補助金	26,794	26,794
環境管理課	環境影響評価審査会運営費	849	849
環境管理課	温泉監視指導費	777	777
環境管理課	岐阜県気候変動適応センター運営費	5,322	5,322
環境管理課	新 地球温暖化対策県民参加推進事業費	674	1,023
環境管理課	フロン排出抑制推進事業費	541	541
環境管理課	地球温暖化緩和・適応推進事業費	5,721	5,721
環境管理課	地球温暖化対策事業費	2,041	2,041
環境管理課	新 気候変動情報収集・分析事業費	8,308	8,308

環境管理課	新 高機能換気設備等導入促進補助金	15,480	15,480
環境企画課	環境基本計画等推進事業費	2,096	2,096
環境企画課	乗鞍環境保全対策費	17,868	17,868
環境企画課	清流の国ぎふ環境教育推進事業費	9,300	9,337
環境企画課	新 環境学習ポータルサイト構築事業費	8,900	10,164
環境企画課	「清流」環境保全推進事業費	2,094	2,094
環境企画課	上下流交流推進事業費	7,700	7,700
環境企画課	岐阜県温泉ガストロノミーウォーキング推進事業費	2,921	2,921
環境企画課	岐阜県温泉ガストロノミーウォーキング推進事業費補助金	3,000	3,000
環境企画課	乗鞍シラビソ等立ち枯れ状況調査事業費	2,500	2,521
環境生活政策課	社会教育活動費	1,900	1,900
環境生活政策課	社会教育推進研修事業費	1,323	1,323
環境生活政策課	家庭教育支援推進事業費補助金	4,822	4,822
環境生活政策課	地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金	52,300	52,300
環境生活政策課	学校・家庭・地域連携協力推進事業費	488	488
環境生活政策課	岐阜県家庭の教育力向上事業費	2,153	2,153
環境生活政策課	ぎふ地域学校協働活動センター運営費	2,727	2,727
環境生活政策課	県子ども会育成事業費補助金	777	777
環境生活政策課	岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金	414	414
環境生活政策課	生涯学習推進費	1,019	1,019
岐阜県美術館 総務部	教育普及活動費	1,061	1,061
岐阜県美術館 総務部	パイプオルガン 400 回記念演奏事業費	4,330	4,330
岐阜県美術館 総務部	美術館管理運営費（環境整備分）	25,725	25,725
岐阜県美術館 総務部	美術館展示費	134,389	140,021
岐阜県美術館 総務部	美術品収集費（基金買い戻し）	0	50,000
岐阜県美術館 総務部	収集管理費	8,362	8,362
技術検査課	岐阜県設計積算システム開発・運用管理業務費	29,708	29,708
技術検査課	設計積算システム単価データ抽出業務	5,328	5,328
技術検査課	IoT 技術を活用した現場確認の合理化推進事業費	3,302	3,302
技術検査課	ICT コーディネーター派遣事業費	10,741	10,741
技術検査課	新 岐阜県設計積算システム テレワーク化事業費	9,980	9,980
技術検査課	新 岐阜県設計積算システム 最適化事業費	3,000	3,000
技術検査課	システム機器設置費（CADソフトの購入及び保守委託）	1,098	1,098
技術検査課	建設 CALS-VDI システム構築及び運用事業費	3,198	3,198
技術検査課	工事情報保管管理システム運用保守業務委託費	2,335	2,335
技術検査課	（第5次）電子入札システム運用費	172,604	172,604

技術検査課	優秀建設現場従事者表彰費	225	225
技術検査課	拡 ぎふ建設人材育成リーディング企業認定事業費	3,700	3,700
技術検査課	オール岐阜・企業フェス開催事業費	5,826	5,826
技術検査課	ぎふ建設人材育成事業費補助金	31,958	31,958
技術検査課	拡 建設業魅力発信事業費	5,780	5,780
競技スポーツ課	国民体育大会選手団派遣事業費補助金	73,384	73,384
競技スポーツ課	競技力向上対策費	173,530	173,530
競技スポーツ課	パラリンピックを目指すアスリート強化支援事業費	20,668	20,668
競技スポーツ課	障がい者アスリート育成支援費補助金	17,223	17,223
競技スポーツ課	パラリンピックを目指すアスリート科学サポート事業費	12,952	12,952
競技スポーツ課	スポーツ科学センター備品整備事業費	10,220	10,220
競技スポーツ課	優秀選手（指導者）活用事業費	45,544	45,544
競技スポーツ課	清流アスリート強化事業費	138,368	138,368
競技スポーツ課	オリンピックアスリート強化支援事業費	38,532	38,532
競技スポーツ課	日本一づくり特別強化事業費	167,774	16,774
競技スポーツ課	ジュニアアスリート発掘・育成事業費	16,864	16,864
競技スポーツ課	アスリート・ナビゲーション事業費	338	338
競技スポーツ課	指導者養成・研修事業費	635	635
建設政策課	建設研究センター補助金	1,595	1,595
建設政策課	古川土木事務所電気設備改修事業費	111,628	111,628
建設政策課	岐阜県建設業B C M促進事業費	160	160
県庁舎開設準備課	岐阜県庁舎再整備事業費（開設準備分）	21,771	26,547
県庁舎建設課	岐阜県庁舎再整備事業費	29,175,089	29,246,479
県民生活課	N P O推進施策調整費	952	952
県民生活課	ぎふN P O・生涯学習プラザ事業運営費	12,172	12,172
県民生活課	コミュニティ活動担い手養成事業費	2,873	2,873
県民生活課	岐阜県広域自治協議会等活動活性化補助金	1,296	1,296
県民生活課	犯罪被害遺児激励金	259	259
県民生活課	暮らしの安全教育教材制作事業費	3,352	3,352
県民生活課	新 犯罪被害者等支援計画推進事業費	2,000	2,210
県民生活課	消費者教育支援事業費	1,828	1,828
県民生活課	安全・安心まちづくり推進事業費	958	958
現代陶芸美術館 総務部	現代陶芸美術館推進費（指定管理）	50,326	50,326
広報課	啓発宣伝費（テレビ・ラジオ等）	55,103	55,103
広報課	啓発宣伝費（広報紙等）	50,409	50,409
広報課	【新】 マスク活用による県政P R事業費	1,100	1,100

行政管理課	包括外部監査費	10,450	10,450
私学振興・青少年課	青少年育成県民会議事業費補助金	4,442	4,442
私学振興・青少年課	次世代リーダー養成推進費	6,807	8,509
私学振興・青少年課	地域子ども支援賞開催事業費	427	427
私学振興・青少年課	地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金	1,000	1,000
私学振興・青少年課	青少年育成支援協議会運営費	2,605	2,605
私学振興・青少年課	子ども・若者育成支援ネットワーク事業費	1,300	1,300
私学振興・青少年課	新 ネット依存対策推進事業費	2,609	2,609
私学振興・青少年課	姉妹県青少年ふれあい事業費	1,298	1,298
私学振興・青少年課	岐阜県青少年育成事業補助金	1,507	1,507
私学振興・青少年課	被害青少年支援センター運営事業費	3,639	3,639
情報企画課	自治体情報セキュリティクラウド運営費	195,270	195,270
情報企画課	職員テレワーク環境等整備事業費	90,975	90,975
情報企画課	新 職員テレワーク（モバイル）環境整備事業費	29,988	29,988
情報企画課	岐阜情報スーパーハイウェイ管理費	442,552	442,552
情報企画課	事務自動化推進事業費	17,807	17,807
情報企画課	リアルタイムデータ提供基盤整備事業費	9,008	9,008
情報企画課	県民動向実態調査事業費	9,570	9,570
情報企画課	感染拡大防止システム整備費	3,595	3,595
情報企画課	新 電子申請共通基盤整備事業費	24,858	24,858
職員研修所	職員研修所運営費	42,151	42,151
職員研修所	能力開発支援事業費（単補）	550	550
人権施策推進課	岐阜県人権擁護委員連合会補助金	280	280
人権施策推進課	人権啓発活動地方委託事業実施費	22,614	22,614
人権施策推進課	人権教育・啓発推進事業費補助金	4,800	4,800
人権施策推進課	人権に関する県民意識調査事業費	2,500	3,076
人権施策推進課	性的指向・性自認理解促進事業費	1,942	1,942
人権施策推進課	新型コロナ人権侵害ネットパトロール事業費	7,300	10,961
人権施策推進課	地方改善促進指導費	26,113	26,113
人権施策推進課	地方改善環境整備事業費補助金	500	500
人権施策推進課	地方改善施設整備費補助金	8,215	8,215
人権施策推進課	人権相談窓口周知事業費	4,190	6,768
清流の国づくり政策課	S D G s 推進費	6,000	6,000
清流の国づくり政策課	S D G s 推進ネットワーク連携促進事業費補助金	50,000	50,000
清流の国づくり政策課	新 S D G s 普及拡大事業費	1,400	1,400
清流の国づくり政策課	新 S D G s 普及拡大事業費補助金	0	6,000

清流の国づくり政策課	ネットワーク大学コンソーシアム岐阜負担金	4,575	4,575
清流の国づくり政策課	移住定住プロジェクト推進費	83,732	85,732
地域スポーツ課	スポーツ推進審議会開催費	75	75
地域スポーツ課	スポーツ推進計画策定事業費	2,329	2,329
地域スポーツ課	総合型地域スポーツクラブ支援事業費	41,768	41,768
地域スポーツ課	ぎふスポーツフェア開催費負担金	12,000	12,000
地域スポーツ課	県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金	5,865	5,865
地域スポーツ課	県民総参加スポーツ大会推進事業費負担金	3,400	3,400
地域スポーツ課	岐阜県トップアスリート出前指導事業費	2,101	2,101
地域スポーツ課	飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア活用事業費	2,707	2,707
地域スポーツ課	海外トップアスリート事前合宿誘致事業費	26,606	26,606
地域スポーツ課	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点事業費	32,850	32,850
地域スポーツ課	スポーツのまちづくり支援補助金	22,300	22,300
地域スポーツ課	スポーツコミッション合宿誘致推進事業費補助金	22,300	22,300
地域スポーツ課	スポーツコミッション活動推進費	1,579	1,975
地域スポーツ課	地域スポーツ振興事業費	25,259	25,259
地域スポーツ課	「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」推進費	18,039	18,039
地域スポーツ課	安全登山啓発事業	266	266
地域スポーツ課	ホストタウン・スポーツ交流促進事業費	174,883	174,883
地域スポーツ課	市町村ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	42,970	42,970
地域スポーツ課	東京オリンピック・パラリンピック対策事業費	85,657	112,235
地域スポーツ課	スポーツ顕彰銅板作成事業費	0	1,500
地域スポーツ課	スポーツ施設管理事業費（指定管理）	684,181	684,181
地域スポーツ課	スポーツ施設整備事業費	762,743	1,318,030
地域スポーツ課	ウッドチップランニングコース維持管理費（自然公園遊歩道）	205	205
地域振興課	清流の国ぎふ推進補助金	250,000	280,000
地域振興課	清流の国ぎふづくり推進事業費	6,216	6,216
地域振興課	チーム清流ミナモ派遣等事業費	40,648	40,648
地域振興課	ぎふ・富山交流バスツアー事業費	577	577
地域振興課	清流の国ぎふ大学生等奨学金管理システム運用事業費	165	165
地域振興課	東京圏からの移住支援事業費	33,747	33,747
地域振興課	ふるさとぎふ振興寄附金募集事業費	42,407	42,407
地域振興課	過疎地域活性化支援事業費	2,049	2,049
地域振興課	地域おこし協力隊定住促進補助金	6,855	6,855
地域振興課	イベント・コンベンション誘致推進費	800	800
地域振興課	イベント・コンベンション開催支援事業費	18,700	18,700

地域振興課	コンベンションサポート事業費	1,000	1,000
地域振興課	移住定住ポータルサイト構築運用事業費	2,000	2,000
地域振興課	移住促進団体活動推進事業費	8,200	8,200
地域振興課	清流の国ぎふ移住者継業等支援事業費	853	853
地域振興課	清流の国ぎふ大学生等奨学金事業費	133,386	133,386
廃棄物対策課	環境にやさしい容器等推進事業費	2,541	2,541
廃棄物対策課	ぎふ食べきり運動連携事業費 新 ぎふ食べきり運動ウェブサイト導入事業費	3,608	5,560
廃棄物対策課	新 海岸漂着物対策推進事業費	9,977	9,977
廃棄物対策課	新 ワンウェイプラスチック代替製品普及促進事業費	1,300	1,300
廃棄物対策課	災害廃棄物適正処理推進事業費	5,710	5,710
廃棄物対策課	浄化槽適正化推進費補助金	800	800
廃棄物対策課	浄化槽対策事務費	2,407	2,407
廃棄物対策課	浄化槽設置整備事業費補助金	330,000	330,000
廃棄物対策課	3 R 推進事業費	3,568	3,568
廃棄物対策課	プラスチック資源循環推進事業費	2,513	2,513
文化創造課	文化施設感染防止対策費（コロナ関連）（国補）	1,424	1,424
文化創造課	県民ふれあい会館管理運営費	376,233	376,233
文化創造課	ぎふ清流文化プラザ駐車場精算機等借上げ費	5,696	5,696
文化創造課	ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金	12,392	12,392
文化創造課	共生社会推進文化振興事業費補助金	12,188	12,188
文化創造課	ぎふ清流文化プラザ地歌舞伎開催事業費	60,000	68,771
文化創造課	新 ぎふ清流文化プラザ大道具等整備事業補助金	2,266	2,266
文化創造課	新 ぎふ清流文化プラザ地芝居開催事業費	0	10,621
文化創造課	飛騨センター管理運営費	254,277	254,277
文化伝承課	文化施設感染防止対策費（コロナ関連）	4,028	4,028
文化伝承課	キャッシュレス決済実施事業費	3,175	3,175
法務・情報公開課	文書業務委託費（任意）	8,351	8,351
法務・情報公開課	新 県庁舎書庫再整備事業（フロア書庫移動棚）	0	0
文化創造課	ぎふ清流文化プラザ管理運営費	200,963	200,963
管財課	駐車場等整備事業費	1,704,008	1,704,008
企画課	女性消防団員充実強化事業費補助金	4,000	4,000
		44,018,699	44,972,050

6 監査人独自の集計に基づく防災予算

部	課	2019 年度 値		2020 年度 値		2021 年度 値				
		合計 / 当初予算額	合計 / 内示補正後額	合計 / 支出済額	合計 / 当初予算額	合計 / 内示補正後額	合計 / 支出済額			
危機管理部	危機管理政策課	459,465,000	585,402,000	383,327,988	417,390,000	438,334,000	476,073,000	966,259,000	934,487,000	876,094,491
	消防課	573,806,000	541,560,000	460,926,510	665,643,000	589,812,000	537,830,811	480,430,000	442,964,000	402,245,002
	防災課	2,375,333,000	2,337,736,000	2,176,280,093	1,927,710,000	2,198,263,000	1,852,685,694	1,709,514,000	1,878,330,000	1,205,097,991
教育委員会	教育財務課	0								
県土整備部	河川課	14,429,531,000	20,787,839,000	19,267,682,532	15,396,006,000	26,959,347,000	22,293,211,728	11,773,324,000	22,103,478,000	22,956,699,246
	技術検査課	471,123,000	449,299,000	441,257,023	490,017,000	473,904,000	462,141,013	488,959,000	485,665,000	471,796,092
	建設政策課	3,288,531,000	3,288,640,000	6,696,452,824	3,232,328,000	3,276,694,000	6,674,678,422	3,392,591,000	3,316,376,000	6,681,860,826
	砂防課	10,677,595,000	13,589,345,000	19,084,309,386	9,120,016,000	28,910,318,000	19,042,547,959	8,424,046,000	25,223,278,000	26,836,205,640
	道路維持課	20,165,986,000	33,237,039,000	24,179,009,889	19,989,770,000	34,517,455,000	31,538,996,948	15,387,685,000	32,891,370,000	32,993,093,848
	道路建設課	35,313,123,000	38,945,465,000	35,840,009,124	35,586,287,000	41,954,759,000	37,769,107,389	24,222,753,000	34,330,874,000	36,672,307,738
	用地課	40,998,000	30,467,000	26,874,103	82,956,000	37,742,000	26,985,384	58,898,000	33,884,000	31,670,303
	農政課	0								
	農政課	0								
	農政課	0								
林政部	林地整備課	3,674,787,000	4,823,015,000	4,063,966,857	3,179,173,000	6,223,155,000	4,057,755,980	2,947,127,000	5,145,812,000	5,296,174,170
	治山課	6,870,546,000	7,408,587,000	6,481,291,796	5,972,276,000	9,445,344,000	7,612,792,660	4,597,264,000	6,772,143,000	7,729,606,206
	森林整備課	517,521,000	254,626,000	806,989,000	433,266,000	1,200,037,000	195,477,000	587,625,000	904,725,000	853,166,000
林政課	1,000,000		199,928,890	1,000,000	1,000,000	186,551,937	1,000,000		112,667,332	
合計		98,859,345,000	126,279,020,000	120,108,306,015	96,493,838,000	156,226,164,000	132,726,835,925	75,037,475,000	134,463,386,000	143,118,685,085

7 地方自治法（抜粋）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑩ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑪ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第二章 住民

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第二節 予算

(総計予算主義の原則)

第二百十条 一 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けよう

とする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

第三款 債権

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

第十節 住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したとき

は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

9 民法第五百三十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いを

してはならない。

(特定の事件についての監査の制限)

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人(普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間(包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。以下本章において同じ。)又は個別外部監査人(普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間(個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。以下本章において同じ。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(外部監査人の監査の事務の補助)

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調った場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者(第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。)を監督しなければならない。

5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに關して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に關しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

8 国家賠償法（抜粋）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

9 地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

10 災害対策基本法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
- ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
- ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
- ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの
- （基本理念）
- 第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅^{ろう} 牢 化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項

（他の法律との関係）

第十条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 防災に関する組織

第二節 地方防災会議

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 当該都道府県の教育委員会の教育長

四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不相当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(地方防災会議の協議会)

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域

の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(政令への委任)

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的

確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

一 国土の現況及び気象の概況
二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
三 防災業務に従事する人員の状況
四 防災上必要な物資の需給の状況
五 防災上必要な運輸又は通信の状況

六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第七章 被災者の援護を図るための措置

(罹り災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹り災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 災害対策基本法施行令（抜粋）

第一章 総則

(政令で定める原因)

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

第三章 地方防災会議

(都道府県防災会議の組織及び運営の基準)

第七条 法第十五条第八項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 都道府県防災会議に、幹事を置くものとする。

二 幹事は、都道府県防災会議の委員の属する機関の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命するものとする。

三 幹事は、都道府県防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

四 都道府県防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

五 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名するものとする。

六 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たるものとする。

七 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。

八 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

九 前各号に定めるもののほか、都道府県防災会議の議事その他都道府県防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県防災会議にはかつて定めるものとする。

12 岐阜県防災会議に関する条例

(総則)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、岐阜県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 防災会議の委員は、災害対策基本法第十五条第五項に掲げる者六十人以内とする。

2 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置く。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和四〇年条例二五号・平成二四年五九号〕

(幹事)

第三条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから知事が命ずる。
- 3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。
(部会)

第四条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

13 岐阜県防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県防災会議に関する条例第五条の規定に基づき、岐阜県防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び幹事の任期)

第2条 次に掲げる委員及び幹事(以下「委員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 一 市町村及び消防機関の長のうちから任命される委員等
- 二 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員等
- 三 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員等

2 前項の規定に関わらず、同項第3号に規定する委員等が最初に任命される際の任期は、2年を超えない範囲で会長が定める日までとする。

3 第1項の委員等は、再任されることができる。

(異動報告)

第3条 委員又は幹事に異動等があった場合は、後任者がその役職名、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 会議は、毎年度の当初に行う。ただし、災害の発生その他の事由により、会議の必要が生じたときは、その都度行うものとする。

3 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第6条 次に掲げる場合は、会長が適宜の方法により、関係のある委員と協議して決定することができる。

- 一 緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないとき
 - 二 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき
 - 三 軽易な事項で、早急に措置を要するとき
- 3 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会においては、次に掲げる事項を処理する。

一 会議に提出する議案の作成

二 その他会長から命ぜられた事項

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長がその都度会議にはかつて決定する。

14 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化法）（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

15 岐阜県行政組織規則（抜粋）

(危機管理部)

第六条の二 危機管理部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
危機管理政策課	政策企画係、管理調整係、防災情報管理係、岐阜地域防災係
防災課	管理調整係、防災企画係、地域支援係、災害対策係、防災航空係
消防課	管理調整係、企画係、消防係、予防保安係

2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
危機管理政策課	一 危機管理部における県民の窓口に関すること。 二 危機管理部における議会の窓口に関すること。

	<p>三 危機管理及び防災に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。</p> <p>じん</p> <p>四 強 靱 化計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>五 国民保護計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>六 地域防災計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>七 自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案に限る。）。</p> <p>八 防災情報通信システムの運用管理に関すること。</p> <p>九 岐阜地域における危機管理及び消防防災（災害救助を含む。）に関する こと。</p> <p>十 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。</p> <p>十一 県民の原子力防災意識の向上に関すること。</p> <p>十二 防災交流センターに関すること。</p>
防災課	<p>一 防災施策の企画調整及び推進に関すること（原子力防災を除く。）。</p> <p>二 県民の防災意識の向上に関すること（原子力防災を除く。）。</p> <p>三 市町村地域防災計画の指導及び助言に関すること（原子力防災を除く。）。</p> <p>四 地域防災力の強化に関すること。</p> <p>五 清流の国ぎふ防災・減災センターに関すること。</p> <p>六 地震、風水害等の災害予防及び災害対策に関すること。</p> <p>七 自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案を除く。）。</p> <p>八 防災ヘリコプターに関すること。</p> <p>九 山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関すること。</p> <p>十 火山の災害予防及び災害対策に関すること。</p> <p>十一 広域防災センターに関すること。</p>
消防課	<p>一 消防及び救急に関する市町村の支援に関すること。</p> <p>二 危険物及び消防用設備の規制に関すること。</p> <p>三 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。</p> <p>四 火災予防に関すること。</p> <p>五 火薬類の取締り及び武器等の製造に関すること。</p> <p>六 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。</p> <p>七 電気工事士及び電気工事業に関すること。</p> <p>八 消防学校に関すること。</p>

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
危機管理政策課	原子力防災室	原子力防災係
防災課	山岳遭難・火山対策室	山岳遭難・火山対策係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
原子力防災室	第二項の表危機管理政策課の項第六号（原子力防災に限る。）、第十号及び第十一号に掲げる事務
山岳遭難・火山対策室	第二項の表防災課の項第九号及び第十号に掲げる事務

16 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（抜粋）

（その他）

第十条 この規則に定めるほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、岐阜県地域防災計画の定めるところによる。

17 岐阜県公文書規程（抜粋）

（文書による事務処理の原則）

第三条 事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。

2 文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。

3 文書は、即日処理を原則として迅速に取り扱わなければならない。

4 秘密に属する文書（以下「秘密文書」という。）は、特に細密な注意を払つて取り扱わなければならない。

5 文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。

（文書作成の原則）

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯

二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯

三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

四 職員の人事に関する事項

2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。

（保存期間）

第三十五条 前条第二項の文書分類表に記載する完結文書の保管又は保存の期間（以下「保存期間」という。）の区分は、次の各号に掲げる区分とし、文書の区分ごとに、当該各号に定める基準により設定しなければならない。

一 三十年

イ 皇室に関する文書で特に重要なもの

ロ 条例及び規則の原本並びに法規文書、公示文書及び令達文書で特に重要なもの

ハ 職員の任免、賞罰等に関するもの（総務部人事課所管のものに限る。）

ニ 恩給及び退隠料の裁定に関するもの

ホ 褒賞及び表彰に関するもの（総務部人事課及び危機管理部消防課所管のものに限る。）

へ 県議会に関する文書で特に重要なもの

ト 知事、副知事及び会計管理者の事務引継ぎに関するもの

チ 裁定、裁決、決定等又は行政訴訟若しくは民事訴訟等に関する文書で特に重要なもの

リ 統計結果、報告で特に重要なもの

ヌ 国有及び県有の財産に関する文書で特に重要なもの

ル 市町村の廃置分合その他行政区画の変更に関するもの

ヲ 官報及び岐阜県公報（法務・情報公開課所管のものに限る。）

ワ 予算及び決算に関するもの（総務部財政課所管のものに限る。）

カ 起債に関する文書で特に重要なもの

ヨ 「清流の国ぎふ」創生総合戦略に関する文書で特に重要なもの（清流の国推進部清流の

国づくり政策課所管のものに限る。)

タ 県政の沿革に関する文書で特に重要なもの

レ その他三十年保存を必要と認めるもの

二 十五年

会計に関するもの(旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。)

三 十年

イ 国の機関その他関係機関との往復文書で将来の例証となるべきもの

ロ 外国に関する文書で重要なもの

ハ 請願及び陳情に関する文書で重要なもの

ニ その他十年保存を必要と認めるもの

四 五年

イ 統計、調査及び計画に関するもの

ロ 会計に関するもの(第二号に規定するものを除く。)

ハ その他五年保存を必要と認めるもの

五 三年

イ 市町村議会又は土地改良区等の総会若しくは総代会の議決報告に関するもの

ロ 各課の予算、人事及び給与に関するもの

ハ その他三年保存を必要と認めるもの

六 一年

軽易な文書で、一年保管を必要と認めるもの

七 事務処理上必要な一年未満の期間

前各号に掲げる文書以外の文書で、一年保管を必要と認めないもの

2 前項の場合において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。

3 完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。ただし、四月一日から五月三十一日までの間において施行する前年度の会計に係る文書にあつては、その施行の日の属する年度の初日から起算する。

4 前項の規定にかかわらず、例規文書、原簿、台帳等で常用に供するもの(以下「常用文書」という。)の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。

18 中央防災会議運営要領(抜粋)

第3 中央防災会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあつては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

第4 中央防災会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

19 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南海トラフ地震などの海溝型地震及び内陸型地震に備えて、必要な対応・対策につい

て検討し、県の地震防災行動計画の推進を図るため、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策に関すること。
- 二 岐阜県地震防災行動計画の推進(行動計画の策定及びフォローアップ)に関すること。
- 三 その他地震対策の推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員会の委員の中から互選し、副会長は、会長が指名するものとする。
- 4 会長は、委員会の議事を整理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。なお、委員の再任を妨げない。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 その他、会長は委員以外の者に対して、必要に応じて委員会への参加を要請することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岐阜県危機管理政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

20 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱(抜粋)

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、事業確認調書(別記第6号様式)により補助対象事業の完了確認を行うものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

21 岐阜県補助金等交付規則(抜粋)

(補助金等の額の確定等)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

22 地方自治法施行令（抜粋）

（歳出の会計年度所属区分）

第一百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
 - 二 給与その他の給付（前号に掲げるものを除く。）は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
 - 三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料（労働保険料を除く。）並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度
 - 四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度
 - 五 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度
- 2 旅行の期間（外国旅行にあつては、その準備期間を含む。）が二年度にわたる場合における旅費は、当該二年度のうち前の年度の歳出予算から概算で支出することができるものとし、当該旅費の精算によつて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行なつた日の属する年度の歳入又は歳出とするものとする。

第三款 債権

（督促）

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第七十一条の五及び第七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、か

つ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

23 岐阜県会計規則（抜粋）

（証拠書類）

第七十四条 収入に係る証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 収入金調書、戻出金調書、振替金調書（収入）及び更正調書

二 前号の書類に係る附属書類

三 収入の事実を証明する書類

2 支出に係る証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 支出金調書、戻入金調書、公金振替支出金調書、振替金調書（支出）及び更正調書

二 前号の書類に係る附属書類

三 債権者の請求書

四 債権者の領収書

五 支出の事実を証明する書類

（寄附による取得）

第八十六条 収支等命令者は、物品の寄附申込みがあつたときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。

一 寄附申込者の住所、氏名及び職業

二 品目、数量及び評価額

三 維持費の見込額

四 諾否の意見

（物品の照合）

第九十二条の三 収支等命令者は、原則として毎年度一回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。

（貸付け等）

第九十八条 収支等命令者は、物品が貸付けを目的とするものであるとき、又は貸付けにより県の事務若しくは事業に支障がないと認めるときは、これを貸し付けることができる。

2 収支等命令者は、保管上特に必要があると認めるときは、物品を寄託することができる。

3 収支等命令者は、第一項の規定により物品を貸し付けるときは借受書を、前項の規定により物品を寄託するときは預り証を、それぞれ相手方から徴するとともに、物品登録内容変更書により当該貸付け又は寄託に係る事項を記録しなければならない。

（不用の決定等）

第九十九条 収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。

3 岐阜県財産条例（昭和三十九年岐阜県条例第三号）第六条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。

（検査）

第二百二十二条 法第二百三十四条の二第一項の検査には、契約の相手方を立ち合わせるものとする。ただし、収支等命令者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の検査をした者は、検査調書（第三十九号様式（工事及び物件に係るもの以外のは、適宜の様式とする。））を遅滞なく作成しなければならない。ただし、契約金額が百万円（建設工事に限つては、百五十万円）を超えないものその他検査調書を作成することが適当でないと思われるものについては、契約の相手方の契約上の義務を履行した旨の届出書等の余白に検査済の旨及びその年月日を記載の上、署名し、又は記名押印してこれに代えることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、同項の届出書等を添付した支出金調書を第一項の検査をした者に回議する場合は、第二項ただし書の規定による押印を省略することができる。

4 収支等命令者は、令第六十七条の十五第三項の規定により検査の一部を省略しようとするものにあつては、契約の相手方の契約上の義務を履行した旨の届出書等の余白に検査の一部を省略した旨、その理由及び年月日を記載の上、署名し、又は記名押印しておかなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の届出書等を添付した支出金調書により支出命令を発する場合は、同項の規定による押印を省略することができる。

（見積書の徴取）

第四百十一条 収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

一 官公署及びこれに準ずる法人と契約を締結するとき。

二 電気、ガス、水道等について附合契約を締結するとき。

三 法令により配給の統制を受けている物件の買入れ若しくは売払い又は法令による価格の額の指定のある場合における当該物件等の買入れ、売払い等をするとき。

四 収支等命令者において見積書を提出させることが困難又は不適當であると認めるとき。

24 岐阜県会計規則取扱要領（抜粋）

第二百二十二条関係

3 検査を行う日は、会計年度を区分する重要な意味をもつことから、検査は、契約の属する年度の末日（三月三十一日）までに行わなければならない。

第四百十一条関係

1 規則第一項の「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」とは、次の場合をいう。

（六）競争入札に付することが不利と認められるとき。

（七）時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

4 第一項（六）又は（七）に該当する場合を例示すれば、次のとおりである。

（一）現に施工中の工事に直接関連する工事を発注するとき。

（二）既に購入した物件（以下「既購入物件」という。）の交換部品の購入であつて、既購入物件の購入の相手方以外の者から購入したならば、既購入物件の使用のために格段の調整が必要となるものをするとき。

（三）標準単価を超えない価格で単価契約をすることができる見込みのあるとき。

（四）工事の予定地の付近に当該工事に必要な特殊機械、仮設物等を有する者があり、その者を契約の相手方としたならば、特殊機械の搬入、仮設物の設置等に要する経費を著しく節減することができる見込みのあるとき。

（五）分解しなければ見積り難い機器の修繕を発注するとき。

25 岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱（抜粋）

第8条

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。

26 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第二条 公の施設を別表第一のとおり設置する。

別表第一（第二条関係）

名称	位置	種類	備考
岐阜県防災交流センター	岐阜市	県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設	
岐阜県広域防災センター	各務原市	県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行う施設	

27 岐阜県防災交流センター管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岐阜県防災交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）第三条に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。

（開館時間）

第三条 センターの開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（遵守義務）

第四条 センターを使用する者は、条例第四条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 展示品の複製、撮影等の行為をしないこと（知事の許可を受けた場合を除く。）。
- 二 展示品並びにセンターの施設及び設備をき損し、汚損し、又は亡失しないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 四 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯しないこと。
- 五 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 六 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、センターを使用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をして、その行為を止めることを指示させ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

28 岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱

（目的）

第一条 この要綱は、県民に対し防災に関する会議、講座、研修等（以下、「会議等」という。）の学習の場として岐阜県防災交流センターの会議室の活用を図るため、岐阜県防災交流センターの会議室の貸出について必要な事項を定める。

（貸出対象者）

第二条 貸出対象者は次のとおりとする。

- 一 市町村
- 二 消防機関
- 三 自主防災組織
- 四 その他、第四条に適合する用途で利用する防災関係団体

（貸出会議室）

第三条 貸出対象会議室は次のとおりとする。

- 一 大会議室
- 二 第二会議室

（用途）

第四条 会議室は、原則として防災知識の普及・啓発に関する会議等以外の用途に供してはならない。

（利用の手続き等）

第五条 会議室を利用しようとする者（以下「利用団体等」という。）は、危機管理政策課長に会議室利用申請書（別記様式第1号）を提出し承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、利用しようとする場合は、前もつて電話等により手続きすることができる。この場合において利用団体等の長は利用しようとする日までに所定の手続きをしなければならない。

3 危機管理政策課長は、会議室の利用を承認したときは申請者にその旨を会議室利用承認書（別記様式第2号）により通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、危機管理政策課長が必要と認める場合には、利用の承認を取り消すことがある。

（利用時間）

第六条 会議室の利用時間は、岐阜県防災交流センターの開館時間中のみとし、時間外及び閉館日の使用についてはこれを認めない。

(会議室の利用等)

第七条 会議室を利用するにあたっては、岐阜県防災交流センター事務室（以下、「事務室」という。）において会議室貸出簿（別記様式第3号）に必要な事項を記入した上で、会議室の鍵の借受を行うものとする。

2 会議室の利用にあたって、机、椅子等備品を損傷等した場合には、速やかに危機管理政策課長まで通知しなければならない。

なお、損傷等の原因が明らかに利用団体等の瑕疵による場合、利用団体等は損害を賠償する責任を有する。

3 会議室内での飲食についてはこれを行ってはならない。また、会議等で生じたゴミ等については、利用団体等が持ち帰ることとする。

4 会議等終了した場合には、机等を予め定められた形式に戻した上で、ゴミ等を清掃しなければならない。

5 前項の規定による清掃等が終了した後、事務室に鍵を返却し、返却確認書（別記様式第4号）に必要な事項を記載の上、危機管理政策課長に提出しなければならない。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、会議室の貸出について必要な事項はその都度定める。

29 岐阜県公有財産規則（抜粋）

(注意義務)

第十三条 公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。

第二節 行政財産

(使用許可の基準)

第十五条 法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可する。

一 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店等の施設を設置するとき。

二 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。

三 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。

四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。

五 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。

六 県の事務若しくは事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

七 その他知事が必要と認めるとき。

(使用許可の申請手続)

第十六条 法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

30 物品の現物実査実施要領（抜粋）

第1 目的

この要領は、物品管理のため岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」といいます。）第92条の3の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うこ

と（以下「現物実査」という。）により、次の事項を確認することを目的とします。

（１）現物と物品帳簿の整合性の確認

物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること。

（２）利用状況の確認

当初予想したとおりに利用されていること又は利用されていないこと。

（３）維持管理状況の確認

物品が正常な状態で維持管理されていること。

31 清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業負担金交付要綱（抜粋）

（事業の実施報告）

第7条 岐阜大学は、防災・減災センター運営事業に属する出納その他の事務が終了したときは、速やかに事業報告書（第1号様式）に収支決算書、補助対象事業に要した経費に係る支払関係書類、その他知事が必要と認める書類を添付し、岐阜県知事に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（立入検査等）

第8条 岐阜県知事は、この要綱に基づく負担金にかかる予算の執行の適正を期するために必要があるときは、岐阜大学に対して報告をさせ、又は岐阜県知事が指名する職員に防災・減災センター等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

32 清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱

岐阜県（以下「県」という。）と国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）が取り交わした「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」に基づいて設置する「清流の国ぎふ防災・減災センター（以下「防災・減災センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（業務内容）

第1条 防災・減災センターの業務は、次のとおりとする。

分野	業務内容
人材育成・普及啓発	防災・減災活動を担う人材の育成と普及啓発
技術支援	防災・減災活動への助言等技術的支援
調査研究	防災・減災に関する実践的調査研究、社会実験等調査研究

（職員）

第2条 防災・減災センターの職員は、県と岐阜大学が別に取り交わす職員の駐在に関する覚書に定める職員、県の職員、岐阜大学の役員及び教職員等で防災・減災センターの業務を行う者とし、次の職を置く。

（１）防災・減災センター長

(2) 防災・減災センター副センター長

(3) その他必要な職員

(職務)

第3条 防災・減災センター長は、岐阜大学の役員及び教職員の中から県と岐阜大学の協議により指定された者とし、防災・減災センターの業務を統括する。

2 防災・減災センター副センター長は、岐阜大学地域減災研究センター長及び岐阜県危機管理部長とし、防災・減災センター長の職務を助け、防災・減災センター長に事故のあるときはその職務を代理する。

(運営委員会)

第4条 防災・減災センターの運営に関する事項を審議・決定するため、清流の国ぎふ防災・減災センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の下に、必要に応じて課題ごとの部会を設置することができる。

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営経費)

第5条 防災・減災センターの運営に係る経費（労務にかかる経費・も含む。）は、県と岐阜大学が等分の負担をすることを基本とし]平係胆こつ炉では;り方が協議するものとする。（会計）

第6条 防災・減災センターの会計処理は岐阜大学にて行い、岐阜大学が定める関係規定によるもののほか、運営委員会の決定によるものとする。

(財産)

第7条 防災・減災センターの固定資産管理は岐阜大学にて行い、岐阜大学が定める関係規定によるもののほか、運営委員会の決定によるものとする。

(事務)

第8条 防災・減災センターの事務処理を行うため、防災・減災センター内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、県と岐阜大学が協議して別に定めるものとする。

33 遺失物法（抜粋）

第三節 施設における拾得の場合の特則

(施設占有者の義務等)

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 前節の規定は、警察署長が前項の規定による提出を受けた場合について準用する。この場合において、第五条中「前条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「拾得者」とあるのは「施設占有者」と、第十一条第二項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者の同意」と、「拾得者の氏名」とあるのは「その同意をした拾得者又は施設占有者の氏名」と、同条第三項中「拾得者」とあるのは「拾得者又は施設占有者」と読み替えるものとする。

34 岐阜県広域防災センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）に基づき、岐阜県広域防災センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成四年規則五二号・一八年三一号〕

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 毎月第三日曜日を除く日曜日、月曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（ただし、毎月第三日曜日を除く。）

三 十二月二十八日から翌年一月四日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

一部改正〔平成元年規則四二号・四年五二号・一八年三一号・二一年一三号・二二年八号〕

(遵守義務)

第四条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 展示品の複製、撮影等の行為をしないこと（知事の許可を受けた場合を除く。）

二 展示品並びにセンターの施設及び設備をき損し、汚損し、又は亡失しないこと。

三 その他知事の指示する事項

一部改正〔平成一八年規則三一号〕

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一八年規則三一号〕

35 岐阜県事務決裁規程（抜粋）

(部長専決事項の基準)

第五条 部長の専決事項とされるものの基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一部の所掌する事務及び事業の実施計画及び実施方針に関すること。

二 部内の二課以上の課の間の事務の調整及び決定に関すること。

三 県議会に関すること。（軽易な事項に限る。）

四 特に重要な財務に関すること。

五 使用料及び手数料の減免に関すること。

- 六 重要な告示、公告、公表その他の公示に関する事。
- 七 重要な許可、認可、特許、免許、承認、認定、指定、登録又は命令等及びそれらの取消し又は抹消、それらに係るものの解散、閉鎖又は停止その他の行政処分に関する事。
- 八 国等に対して行う重要な補助金等の申請等に関する事。
- 九 大臣に対して行う協議及び意見の具申並びに許可、認可等の申請に関する事。
- 十 市町村その他に対して行う重要な補助金等の交付決定に関する事。
- 十一 市町村その他に対して行う重要な勧告、助言、あつせん、調停、指導又は協議等に関する事。
- 十二 附属機関に対して行う諮問に関する事。
- 十三 儀式及び表彰に関する事。
- 十四 要望等の処理に関する事。
- 十五 特に重要な広報及び広聴に関する事。
- 十六 特に重要な照会、回答、報告、通知等に関する事。

(課長専決事項の基準)

第六条 課長の専決事項とされるものの基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事務の実施に関する事。
- 二 財務に関する事。
- 三 使用料及び手数料の減免に関する事(拘束的な事項に限る。)
- 四 告示、公告、公表その他の公示に関する事。
- 五 許可、認可、特許、免許、承認、認定、指定、登録又は命令等及びそれらの取消し又は抹消、それらに係るものの解散、閉鎖又は停止その他の行政処分に関する事。
- 六 許可証、免許証、合格証等の交付に関する事。
- 七 国等に対して行う補助金等の申請等に関する事。
- 八 大臣を除く政府機関に対して行う協議及び意見の具申並びに許可、認可等の申請に関する事。
- 九 市町村その他に対して行う補助金等の交付決定に関する事。
- 十 市町村その他に対して行う勧告、助言、あつせん、調停、指導又は協議等に関する事。
- 十一 広報及び広聴に関する事。
- 十二 照会、回答、報告、通知等に関する事。

36 岐阜県地震体験車貸出要綱(抜粋)

(用途)

第3条 地震体験車は、原則として地震に関する防災知識の普及啓発の他、災害時における電源供給等、防災に関わる用途に供する。

37 防災資機材倉庫及び防災資機材管理規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県広域防災センターの防災資機材備蓄倉庫(以下「備蓄館」という。)及び備蓄館に備蓄する防災資機材(以下「資機材」という。)の適切な管理、貸出等について必要な事項を定める。

(資機材の種類、数量等)

第2条 資機材の種類及び数量は、常に最新の状況を把握し、これらを適切に管理するものとする。

(資機材の管理、点検)

第3条 毎月28日（岐阜県防災点検の日）に、資機材の数量、形状等の点検を実施し、その状況を記録する。

2 前項の点検においては、発動発電機については作動点検を実施する。

3 フォークリフトについては、毎月2回を基準にバッテリーの充電を行うほか、法定年次検査を実施する。

（資機材の貸出）

第4条 資機材の貸出時には、一般防災用資機材貸出（返納）確認一覧表（別記様式1）を作成し、貸出側、借受側双方が使用期間満了時まで保管することとする。

2 貸出にあたり、岐阜県危機管理部防災課長（以下、「防災課長」という。）は防災資機材貸出記録簿（別記様式2）を整備し、貸し出した資機材の所在を把握・管理するものとする。

3 資機材の輸送は、借受市町村等の責任において行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、県において手配した車両、職員により輸送する。

（資機材の検収）

第5条 市町村等からの資機材の返還にあたっては、これを検収し、不適合なものについては、補修等の措置を求める。

（資機材の取扱要領）

第6条 各資機材の取扱は、取扱説明書を熟読し内容を十分に理解した者が行うこと。

2 職員、関係者に対し、資機材の取扱要領を習熟させるため、必要に応じ定期的に訓練を行う。

（安全管理）

第7条 備蓄館における点検、作業にあたっては、次を遵守する。

一 安全帽及び作業用手袋を着用する。

二 重量物を取り扱う場合及び高所での作業など危険を伴う作業は、単独で行わず監視員又は補助員を配置する。

三 発動発電機の作動点検（試運転）を行う場合は、換気を十分にするか、又は屋外で実施する。

（火災防止）

第9条 備蓄館内は火気の使用を禁止する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、備蓄館及び資機材の管理について必要な事項は、防災課長が別に定める。

38 岐阜県防災資機材運用要綱（抜粋）

第5条 防災資機材を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、岐阜県防災資機材借受申請書（別記様式1）を岐阜県飛騨総合庁舎に備蓄している防災資機材については岐阜県飛騨県事務所長に、それ以外の防災資機材については防災課長に提出して許可を受けなければならない。ただし、緊急でそのいとまがないときは事後すみやかにその手続を行うものとする。

第8条 防災資機材は、使用期間満了後すみやかに点検整備して返還するものとする。また、岐阜県飛騨総合庁舎で備蓄している防災資機材については岐阜県飛騨県事務所長が、それ以外の防災資機材については防災課長が返還された資機材を検収するものとする。ただし、消耗品、毛布、仮設トイレについては同等の新規製品を返還するものとする。

39 岐阜県消防学校教育訓練規則（抜粋）

（教育訓練の目的）

第二条 前条の規定により消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。

40 岐阜県個人情報保護条例（抜粋）

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

（収集の制限）

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 次条第一項第一号から第五号までの規定のいずれかに該当して、他の実施機関から提供を受けるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法令等に定めがあるとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。

41 水防法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

42 岐阜県水防協議会条例

(設置)

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、岐阜県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

(所掌事務)

第二条 協議会は、知事の諮問に応じ、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するとともに、水防に関し必要と認める事項を関係機関に対して建議する。

(組織)

第三条 協議会は、会長一人、及び委員十五人で組織する。

2 会長は協議会を代表し及び会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第四条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(招集)

第五条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の秩序保持等)

第七条 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は議長が行う。

(任期)

第八条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職務にある期間とし、その他の委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(参考人)

第九条 協議会は、必要ある場合においては、参考人の意見を聴かなければならない。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

43 岐阜県事務委任規則（別表省略）

(目的)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項及び第二項並びにその他の法令の規定に基づき、知事の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規則において「課長」とは、岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号。以下「組織規則」という。）第二十条第一項に規定する課長をいう。

2 この規則において「現地機関」とは、組織規則第四章に規定する現地機関（組織規則第三十九条に規定する保健所の事務所を含む。）をいう。

第三条 削除

(現地機関の長に対する共通の委任事項)

第四条 予算の執行等の事務で現地機関の長（犀川管理事務所長を除く。）において共通的に処理させる事項は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、次項の規定により特定の現地機関の長に処理させる事項を除く。

2 予算の執行等の事務で特定の現地機関の長において処理させる事項は、別表第二に定めるとおりとする。

(現地機関の長に対する個別的委任事項)

第五条 現地機関の長において個別に処理させる事項は、別表第三に定めるとおりとする。ただし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされた事項を除く。

(県議会事務局長に対する委任事項)

第六条 県議会事務局長の職にある職員に委任して処理させる事項は、別表第四に定めるとおりとする。

(委任事務に関する協議)

第七条 第三条から前条までの規定により委任事務を処理する者は、事案の内容が知事の指示を受けて処理すべきものであると認めるときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

(委任の留保)

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは第三条から第五条までの規定にかかわらず、知事において処理するものとする。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- 二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- 三 事案に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- 四 知事が別段の指示をしたとき。

44 砂防法（抜粋）

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

第二十七条 砂防設備ヨリ生スル収入ハ都道府県ニ帰ス但シ都道府県知事ハ其ノ収入ヲ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地若ハ其ノ土地ニ在ル森林ノ所有者又ハ其ノ砂防設備ノ施設者ニ下付スルコトヲ得

第四章 警察、監督及強制手続

第二十九条 第四条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ対シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ又ハ設備ノ変更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

第三十条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

45 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（抜粋）

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第四条第一項及び第二十七条の規定に基づき、砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止行為等）

第二条 何人も、砂防指定地（法第二条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。以下同じ。）内において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 砂防設備を損傷すること。

二 砂防指定地内の河川、水路等に土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること。

2 何人も前項に掲げる行為のほか、砂防指定地内において知事が指定した区域においては、土石又は砂れきを採取してはならない。ただし、知事があらかじめ協議を受け、学術研究等公益上特に必要と認めて同意したときは、この限りでない。

（制限行為）

第三条 砂防指定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、耕うん及び知事が砂防上影響が少ないと認めて指定した行為については、この限りでない。

一 砂防設備を使用すること。

二 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

三 竹木を伐採（樹根の採取を含む。）し、又は滑下若しくは地引きにより運搬すること。

四 土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること（前条第一項第二号に該当するものを除く。）。

五 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。

六 土石若しくは砂れきを採取（前条第二項の規定により知事が指定した区域に係るものを除く。）し、又は鉱物を採掘すること。

2 知事は、前項の許可（以下「許可」という。）に砂防指定地の管理上必要な条件を付することができる。

（地位の承継）

第十二条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る行為の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上である場合において、その全員の同意により当該行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の許可を受けた者から当該許可に係る工作物、土地又は竹木を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物又は土地を使用する権利を取得した者についても、当該工作物又は土地の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（知事の監督処分）

第十四条 知事は、許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物その他の施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは土地を原状に回復することを命ずることができる。

る。

一 この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反し、又は許可に付した条件に違反したとき。

二 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、許可を受けた者又は第四条第一項若しくは第八条第二項の規定により同意を得た者（以下「同意を得た者」という。）に対して、前項の規定による処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 砂防工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。

二 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生ずるに至ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 知事は、許可を受けずに第三条第一項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者に対して、次に掲げる措置を命ずることができる。

一 工事その他の行為の中止

二 工作物その他の施設の移転又は除却

三 砂防設備に対する保全

四 砂防指定地又は砂防設備の原状回復

（罰則）

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮こ又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為を行った者

三 第十四条の規定による処分に違反した者

四 第十六条第一項の規定による原状回復をしなかった者又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分に違反した者

（両罰規定）

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

46 刑事訴訟法（抜粋）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

47 行政代執行法

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限ま

で履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

48 過年度未登記処理要領

(目的)

第1条 この要領は、昭和32年度以降に県が取得した道路等の公共用地の未登記(以下「過年度未登記」という。)の処理を円滑に促進するため、その未登記の土地一筆ごとにその状況を明らかにするとともに、計画的に未登記を処理するための手続方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(未登記の発生防止)

第2条 土木事務所長(以下「所長」という。)は、買収しようとする土地に存する権利及びその権利者の状況について岐阜県県土整備部所管用地事務取扱規程(昭和45年岐阜県訓令甲第1号)及び岐阜県県土整備部所管用地事務取扱細則(昭和45年4月1日監第693号)に定めるところに従い調査を十分行って真の権利者すべてと契約を締結し、当該契約に基づく代金の支払前に登記に必要な書類を徴しなければならない。

2 所長は、当該年度において取得する公共用地の登記事務の処理を当該年度末日までに完成させなければならない。

(処理方針)

第3条 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成35年度末までに終わるよう努めるものとする。

(処理計画)

第4条 所長は、過年度未登記を解消するため、全体処理計画書及び年度処理計画書を作成しなければならない。

2 所長は、前項に規定する全体処理計画書にあっては、この要領の施行後ただちに作成のうえ遅滞なく、年度処理計画書にあっては、翌年度分について作成のうえ8月末日までに、当該処理計画書を添えて県土整備部長へ報告するものとする。

3 前項の規定は、当該処理計画書を変更した場合に準用する。この場合において、同項中「8月末日までに」とあるのは、「遅滞なく」と読みかえるものとする。

(処理順序)

第5条 過年度未登記の処理は、概ね次により行うものとする。

- (1) 未登記処理(保留)調書(別記様式第1号)
 - (2) 土地売買契約書等又は寄付を証する書類の確認及び整備
 - (3) 求積図、公図等の関係図面の確認及び整備
 - (4) 全部事項証明書の確認及び整備
 - (5) 登記に必要な住民票、戸籍関係書類等の収集及び整備
 - (6) 関係人(登記名義人又はその相続人及びその他関係人をいう。以下同じ。)との交渉及び登記必要書類の収集及びその整備
 - (7) 不在者の財産管理人の選任申し立て、失踪宣告の申し立て、相続財産管理人の選任申し立て、契約不履行に対する訴訟等法的手段の行使
 - (8) 登記
- (未登記処理(保留)調書の作成)

第6条 土木事務所用地課の職員(以下「職員」という。)は、過年度未登記一筆ごとにその取得後の処理経過、未登記の原因、前条の関係書類の整備状況等を明らかにするため未登記処理(保留)調書を作成し、所長に報告しなければならない。

(関係書類の収集及び保存)

第7条 職員は、過年度未登記を処理するに当たって必要となる登記関係書類を関係人から収集しなければならない。

2 職員は、過年度未登記の調査及び整理を行うのに必要となる戸籍関係書類等を市町村等から収集しなければならない。

3 収集した関係書類等は、一筆ごとに整理票の袋(別記様式第2号)に入れて保存するものとする。

(説得)

第8条 関係人に対する説得は、その開始後3カ月(説得5回以上)程度を目途として行うものとする。この場合において、折衝経過等からみて引き続き説得すれば登記関係書類を収集することが可能と見込まれる関係人に対しては、引き続き説得するものとする。

2 職員は、関係人を説得するに当たっては、買収挙証資料(売買契約書、売買代金請求書、領収書等をいう。以下同じ。)等を示して十分に説明し、かつ、協力を求めなければならない。

3 職員は、説明の途中において漫然と放置してはならない。

(折衝経過の記入及び報告)

第9条 説得に当たった職員は、折衝の経過を未登記処理(保留)調書に記入し、かつ、用地課長に報告しなければならない。

(登記)

第10条 所長は、登記関係書類が完備したものについては、直ちに登記手続を行わなければならない。

(登記保留)

第11条 所長は、関係人を説得したが協力が得られず、しかもその処理に長期間を要すると認められる等登記処理が極めて困難であり、かつ、当面登記ができる見込がないものについては、県土整備部長の承認を得たうえ、登記事務処理を一時保留(以下「登記保留」という。)することができる。

(登記保留の手続)

第12条 所長は、前条の承認を受けようとするときは、未登記処理(保留)調書に別に定める書類を添えて県土整備部長に保留承認申請をするものとする。

2 未登記処理(保留)調書に添付すべき書類及び保留承認申請に際し留意すべき事項等は、

別記登記保留対象未登記表に定めるところとする。

(登記保留の承認)

第13条 県土整備部長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、その旨を所長に通知するものとする。この場合において、県土整備部長は、登記処理(保留)調書及び添付書類を所長に返送するものとする。

(登記保留台帳)

第14条 所長は、前項の登記保留承認の通知を受けたときは、遅滞なく登記保留台帳(別記様式第3号)を作成し、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(登記保留後の調査)

第15条 所長は、登記保留をしたものに関して、毎年度1回程度、全部事項証明書、公図、抵当権に係る債権の償還状況、行方不明者の状況、土地改良事業の換地処分等の状況等未登記原因に関するその後の状況を調査し、登記の可能性を確認するよう努めるものとする。

(登記保留の解除)

第16条 所長は、前条の調査により登記できることを確認したときは、直ちに登記保留を解除し、登記手続を再開しなければならない。

2 所長は、登記を終了したときは、その都度県土整備部長に報告しなければならない。

(県土整備部長協議)

第17条 所長は、第5条第7号に該当する場合及び特殊な事案の処理に関して必要がある場合は、県土整備部長に協議し、その指示に従わなければならない。

2 所長は、登記保留をした土地に関して権利を主張する者が出現し、問題が発生した場合は、直ちにその実態を調査して県土整備部長に協議し、その指示に従わなければならない。

(登記事務進捗状況)

第18条 所長は、毎年度末現在における過年度未登記にかかる登記の進捗状況を翌年度4月10日までに登記保留等処理報告書(別記様式第4号)により県土整備部長に報告しなければならない。

(測量必要箇所)

第19条 削除

(財産保全の措置等)

第20条 所長は、過年度未登記の土地の財産保全をはかるため次の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(1) 地方税法第381条第7項による申出

(2) 共有持分の登記

49 治山施設点検業務特記仕様書(抜粋)

(目的)

第1 この要領は、治山事業施行地管理事務要領(昭和56年10月26日付け治林第411号)第8(治山施設の点検)に関して必要な事項を定め、治山施設の適正な維持管理に資することを目的とする。

(点検による治山施設の評価)

第7 点検を実施した場合は、機能維持の観点から治山施設を評価するものとする。

2 評価は、次の4種類を基本とする。

(1) 異常なし

(2) 経過観察: 異常はあるが治山施設の機能が維持されており、修繕を要しない。

(3) 要修繕: 修繕が必要であるが緊急を要しない。

- (4) 緊急修繕：緊急に修繕が必要。なお、修繕は次の3種類に整理する。
- ① 補修：破損した部分を繕い、機能を回復または維持する。
 - ② 補強：必要な安全性が不足している場合に追加対策を行い機能を補う。
 - ③ 更新：全面的に施設が老朽化等している場合に、施設を全面的に改める。

(点検結果の整理)

第8点検を実施した場合は、その結果を治山施設点検評価シート(別記様式1)、全景写真(別記様式2)、個別写真(別記様式3)、治山施設点検整備表(別記様式4)を用いて整理する。

50 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画(抜粋)

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内(10年間)に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、前半5年間(以下「前期」という。)及び後半5年間(以下「後期」という。)に区分し、劣化状況評価を実施する。

なお、決壊時の下流被害の大きさ、堤体の状態、堤体の規模等を踏まえた優先度により、計画的に評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：650か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：604か所

※施設診断済み及び直近10年以内(H22年以降)の改修ため池を除く。

※各ため池の下流影響指標(優先度)の高い順から実施とする。

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められた防災重点農業用ため池については経過観察を行う。

※経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：別表2のとおり(劣化状況評価の結果に基づき経過観察を行う防災重点農業用ため池を選定。経過観察を行う者はため池管理者、市町村。)

(3) 定期点検

地震や豪雨等により劣化が進行する等の不測の事態に備え、防災工事が完了した池も含め、防災重点農業用ため池の点検を定期的に行い、決壊等の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/1年

イ 定期点検を行う者：ため池管理者、市町村

51 仙台高裁平成30年4月26日判決(抜粋)

事件番号	平28(ネ)381号	事件名	国家賠償等請求控訴事件
裁判結果	原判決変更・一部認容	上訴等	上告、上告受理申立(上告棄却、上告不受理)

(事案の概要)

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震後の津波により、石巻市立大川小学校に在学していた児童74名及び教職員10名が死亡した事故に関して、死亡した児童のうち23名の父母である第1審原告らが、第1審被告市及び第1審被告県に対し総額約23億円の損害賠償を求めた事案の控訴審において、震災前の防災対策に不備があったとして、一審判決より約1千万

主文（省略）

事実及び理由

第3 当裁判所の判断（抜粋）

「(3) 市教委の学校保健安全法上の義務について

ア 市教委は、第1審被告市が処理する教育に関する事務で、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事、並びに校長、教員その他の教育関係職員及び生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事を管理し、執行する職務権限を有する（地方教育行政法23条8号、9号）。

したがって、市教委は、大川小の校長及び教員の研修、並びに大川小の校長、教員及び児童の安全（学校における安全には、安全教育と安全管理の2つの領域があり、同法23条9号にいう「安全」にはその両領域が含まれるものと解される（乙60・1253頁）。）に関する事を管理し、執行する職務権限を有していたと認められる。

イ 学校保健安全法26条は、学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故、加害行為、災害等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるべきことを定めるから、市教委は、大川小の児童の安全の確保を図るため、大川小において、災害により児童に生ずる危険を防止し、及び災害により児童に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、大川小の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるべき義務があったと認められる。

ウ 第1審被告らは、学校保健安全法29条1項によれば、危機管理マニュアルの作成主体は学校とされているところ、危機管理マニュアルは当該学校の実情に応じて定めるものであり、当該学校の実情に最も精通しているのは当該学校自身であるから、危機管理マニュアルの作成に当たり、校長の裁量は最大限尊重されるべきであり、危機管理マニュアルの内容をどのようにするかは、原則として校長の裁量に委ねられているとみるべきであって、教育委員会が、当該学校の危機管理マニュアルの内容に踏み込んだ介入的な指導、助言、命令等を行うことはできないと主張する。

しかし、第1審被告らの上記主張を採用することはできない。その理由は以下のとおりである。

(ア) 教育委員会の管理権の行使に限界があるとされる理由は、学校が、児童生徒を直接教育するという目的で設置された教育機関であり、その目的のために専属の人的組織及び物的施設を備え、そこで行われる教育という作用が、教諭と児童生徒との間の直接の人格的接触を通じ、児童生徒の能力や性別等に応じて弾力的に行われる必要があり、そこに教諭及びその組織体としての学校の自由な創意と工夫の余地が要請されるという点にあると解される（乙101・67頁。最高裁昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照）。したがって、教育委員会の細部にわたる個別具体的な関与が不適切とされるのは、児童生徒に対する直接的な教育作用に関わる部分に限られるというべきであり、児童生徒の安全、とりわけ安全管理の領域（危機管理マニュアルの作成は安全管理の領域に入る事項である。）について、教育委員会の学校に対する細部にわたる個別具体的な関与を不適切とする理由はない。地方教育行政法23条（現行の21条）が、教育委員会の職務権限として、生徒、児童及び

幼児の安全に関することを管理し、執行すると定めていて、生徒、児童及び幼児の教育に関することを管理し、執行すると定めていないのは、上記の趣旨を明らかにしたものと解される。

(イ) 子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた、共同社会の存続と発展のためにも欠くことのできないものである。この子どもの教育は、その最も始源的かつ基本的な形態としては、親が子どもとの自然的関係に基づいて子に対して行う養育、監護の作用の一環として現れるが、このような私事としての親の教育及びその延長としての私的施設による教育をもってしては、近代社会における経済的、技術的、文化的発展と社会の複雑化に伴う教育要求の質的拡大及び量的増大に対応しきれなくなるに及び、子どもの教育が社会における重要な共通の関心事となり、子どもの教育をいわば社会の公共的課題として公共の施設を通じて組織的かつ計画的に行ういわゆる公教育制度の発展をみるに至り、現代国家においては、子どもの教育は、主としてこのような公共施設としての国公立の学校を中心として営まれるという状態になっている（前掲最高裁判決参照）。

もともと、上記のような公教育制度が円滑に運営されるためには、児童生徒に対する教育を組織的かつ計画的に行う場所である公共施設としての学校の安全が確保されること及び児童生徒に対する養育、監護の作用の一部を学校に移譲する立場にある保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう（学校教育法16条）。以下同じ。）が、その安全性に対して十全の信頼を置いていることが不可欠の前提である（乙60・1253頁）。

しかし、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の発生や平成13年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校での児童・教員殺傷事件の発生など、学校という公共施設に通う児童生徒の安全を取り巻く状況は緊迫度を増し、施設建物を建築して児童生徒をそこに集めれば児童生徒の安全が確保されるというような生易しい社会情勢ではないという認識が国民全体に浸透してきた。そこに、学校保健安全法を改正し、法律の明文をもって、学校安全に関する地域の実情や児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定を整備するとともに、学校の設置者の責務を定める等の措置を講ずることを規定する必要性が生まれたといえることができる（乙59・1枚目）。

したがって、上記改正によって新設された同法26条ないし29条は、地方公共団体が設置する学校に関していえば、教育委員会、その運営主体である学校及びその運営責任者である校長に対し、公教育制度を円滑に運営するための根源的義務を明文化したものと解することができる（乙59・2枚目）。

したがって、教育委員会は、同法26条ないし29条の新設により、上記根源的義務を全うするため、児童生徒の安全、とりわけ危機管理マニュアルの作成を含む安全管理の領域について、学校に対する細部にわたる個別具体的な関与を通じた管理、執行が求められるに至ったと解するのが相当である。

(ウ) 第1審被告らは、危機管理マニュアルは、当該学校の実情に応じて定めるものであり、当該学校の実情に最も精通しているのは当該学校自身であるから、学校の運営責任者である校長の裁量は最大限尊重されるべきであると主張する。

しかし、宮城県内の小中学校の教職員は、平均して3年程度で異動することが通常であり、同一校勤続年数2年未満の教職員が占める割合は、平成25年度において、全県小中学校で46%、僻地校（大川小は僻地校に当たる（甲A9・159頁）。）で6

1%であったとされている（乙1・本文37頁）。大川小においても、平成22年度初頭時点において、勤続年数1年未満の教職員が4名、1年以上2年未満の教職員が5名、2年以上3年未満の教職員が1名、3年以上4年未満の教職員が2名、5年以上6年未満の教職員が1名であり、過去の勤務経験（上記の勤続年数1年以上2年未満の教職員1名が過去に7年間の大川小勤務経験を有していた。）を加算しても、本件地震当時、勤続年数2年未満が8名（約6割）を占めていた（乙1・本文37頁）。C1校長は、平成21年4月に大川小に赴任しており、本件地震当時の大川小における勤続年数は2年未満であったし、D教頭は、平成20年4月に大川小に赴任しており、本件地震当時の大川小における勤続年数は3年未満であった（原審証人C1・1頁、証人C3・1頁）。

上記のように、宮城県下の小中学校において同一校勤続年数2年未満の教職員が占める割合が5割近くを占め、特に大川小のような僻地校においてはその割合が6割を超えているという事実に照らせば、学校という組織の実態は、当該学校の実情を継続的に蓄積できる体制にはなっていないというべきであって、当該学校の実情に最も精通しているのは当該学校自身である（大川小の実情に最も精通しているのは大川小自身である）とは必ずしもいえない。むしろ、市教委が、毎年、石巻市内の各小中学校から教育計画の提出を受けていた事実（証人C4・40頁）に照らせば、同一の小中学校について、継続的にその実情を蓄積し易い立場にあったのはむしろ市教委であるといえる。また、石巻市内の小中学校の全体状況に照らした各小中学校の位置付けを把握できる情報を保有しているのは、市教委のみである。

したがって、当該学校の実情に最も精通しているのは当該学校自身であるという理由から、危機管理マニュアルの作成に係る校長の裁量は最大限尊重されるべきであるとする第1審被告らの主張は、その前提を欠き、採用することができない。

エ 上記ウの認定判断に照らせば、市教委は、学校保健安全法29条1項に基づき、大川小に対し、在籍児童の安全の確保を図るため、大川小の実情に応じて、危険等発生時において大川小の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成すべきことを指導し、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があったと認めるのが相当である。」

52 アンケート調査票（土木事務所・農林事務所）

県内 11 の土木事務所及び 10 の農林事務所に対して、アンケート調査を実施した。令和 4 年 7 月 30 日、アンケート調査票を発送した。

令和 4 年 8 月 31 日（原則）を締切りとし、県庁担当課、土木事務所、農林事務所からの回答を得た。

アンケート調査票の具体的内容は、別添のとおりである。

令和4年度岐阜県包括外部監査に関するアンケート

事務所名: _____ 県担当名(課・役職): _____ () 電話番号: _____

令和4年8月1日
岐阜県包括外部監査人 尾藤 望

- 1 はじめに
 (1)本調査は、地方自治法第252条の33第1項の規定により、ご協力をお願いするものです。
 (2)調査回答を踏まえ、ヒアリングの実施、追加資料の提出等をお願いする場合があります。その場合はご協力をお願いします。
- 2 調査票の記入について
 (1)回答欄にチェックまたは記載をお願いします(回答に理由等を付記する場合には、適宜の書式で別紙にご記載下さい)。
 (2)対象年度は、調査項目に特段の断りが無い限り、「令和3年度」です。その前提でご回答をお願いします。
 (3)何らかの事情により回答が困難と考える調査項目がある場合については、事前にご相談下さい。
 (4)資料提出をお願いしている箇所が複数あります。その場合、資料の写しまたはデータを下さい。
 (5)サンプルとして提出をお願いしている資料については、個人名については、マスキングをお願い致します。
- 3 回答提出締切日
 令和4年8月31日(火)午後5時
- 4 提出先・提出方法
 総務部 行政管理課 (行政管理課のメール:●●)
- 5 問い合わせ先
 不明点があれば、包括外部監査人尾藤宛にて、原則メールにてお願いします。電話の場合は、「●●」までお願いします。

資料があるもの
に

通番	項目	回答	提出を依頼する資料	☑
第1	工事全般			
1	見積・入札・工事契約について			
1	(1) 工事契約の見積において、ユニットプライス型積算方式の導入は行われているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	導入の状況の確認できる資料	
2	(2) 当初一般競争入札を行い、翌年度以降随意契約を繰り返している工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	随意契約理由書	
3	(3) 低入札価格調査制度の調査対象となった事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	低入札価格に関する契約リスト	
4	(4) 低入札価格調査の結果、履行不能と判断された業者はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	岐阜県建設工事低入札価格調査の結果報告書・無効となった事例の結果報告書	
5	(5) 工期が数年にわたる事業はありますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	執行伺書、支出命令書、出来形部分確認通知書、年度協定、出来形部分検査命令書	
6	(6) 予算計上、交付決定を対象工事の実施年度の前年度に行った事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	交付決定時の決裁文書	
7	(7) 総合評価競争入札方式における審査委員会への意見聴取の方法は、案件ごと都度聴取でしょうか、年一度の包括的確認の方法でしょうか。	<input type="checkbox"/> 案件ごと <input type="checkbox"/> 包括的確認 <input type="checkbox"/> その他	意見聴取に関する規程・マニュアル等、令和3年の意見聴取議事録	
8	(8) 指名業者選定の基準と現在の指名業者のリストを教えてください。		指名業者選定に関する規程・マニュアル等	
2	契約変更について			
9	(1) 当初の工期内の完成が困難となったことを理由とする工期延長のための変更契約は存在するか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	延長申請書・工期延長に関する規程・マニュアル等、令和3の工期延長に関する書類一式(サンプル)	
10	(2) 契約期間よりも遅れて工事が完成した契約はあるか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	遅れた工事の工事報告書	
11	(3) 工事請負契約について、当初の契約からの契約変更に関し、変更増減率が10%以上又は500万円以上の工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該工事の工事関係書類一式・変更理由書	
12	(4) 建設工事の業務委託契約について、当初の契約からの契約変更に関し、変更増減率が20%以上又は300万円以上の工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該工事の工事関係書類一式・変更理由書	
13	(5) 変更契約について入札参加資格委員会現地部会諮問または入札参加資格委員会現地部会報告を行った案件はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	入札参加資格委員会現地部会の議事録・変更契約報告書・変更契約審議書	
14	(6) 軽微変更に伴う累積的影響額をどのように方法で確認していますか。		累積的影響の確認資料	
3	用地管理について			
14	(1) 取得済みの用地の中で未供用の用地は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	未供用の用地の一覧・当該用地について策定した管理規約	
15	(2) 用地取得の損失補償額の計算において、取得価格が鑑定評価額を下回る事案は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該用地の一覧・用地評価の規範	
16	(3) 取得済みの用地の中で未登記土地は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	未登記土地の一覧・今後の登記予定を示す資料	
第2	個別事業(土木事務所)			
1	道路整備			
17	(1) 道路パトロール日誌の一部を提出してください。		道路パトロール日誌(参考程度に5頁分)	
18	(2) MCI値(維持管理指数)3以下の道路について教えてください		MCI値の資料	
19	(3) 平成22年以降に休止した道路工事が、現在も休止中となっている箇所は存在しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	休止箇所を示す資料	
20	(4) 緊急輸送道路・孤立集落接続道路・交通量の多い道路に関して、落橋防止対策未了の橋はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	耐震対策実施計画・未了箇所の定期点検結果	
21	(5) 竣工後15年未満で補修工事の必要となった橋梁の有無	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	補修工事の資料	
22	(6) 道路啓閉(地震等の災害発生時に、緊急車両等が通れるように道路のがれきの除去や段差を修正するなどして救助救援ルートを確認すること)のための基地が整備されていますか。整備されている場合、当該基地に備蓄されている資機材の一覧表を開示してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	備蓄資機材の一覧表	
2	河川整備			
23	(1) 河川巡視年間計画及び計画に対する河川巡視結果をまとめた資料はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	河川巡視年間計画・結果報告書	
24	(2) 堤防除草委託工事について、随意契約で委託している工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	委託契約書・随意契約理由書	
25	(3) 治水上支障となっている水門等の河川横断工物はありますか。ある場合、改修計画の内容及び進捗状況を教えてください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	該当工物の所在、改修計画の内容及び進捗状況が分かる資料	
26	(4) 治水上支障となる河川堆積土砂の撤去が必要な場所はありますか。ある場合、計画の内容及び進捗状況を教えてください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	計画の内容及び進捗状況が分かる資料	
27	(5) 河川堤防の開口部について、損傷箇所を把握していますか。把握している場合には、	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	損傷箇所、補修計画の内容及び進捗状況が分かる資料	
28	(6) 水門は、L2地震動(その構造物が受けるであろう現在から将来にわたって考えられる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	L2地震動に耐えうる構造になっていない水門の所在、補強計画の内容及び進捗状況が分かる資料	
29	(7) 河川堤防の基礎地盤について、液状化対策はなされていますか。液状化対策の計画の有無、内容及び進捗状況を教えてください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	液状化対策の計画、内容及び進捗状況が分かる資料	
30	(8) 国が実施する一級河川の改修事業はありましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	直轄河川事業に対する地方負担並了定額通知書、直轄河川事業等に対する地方公共団体負担金積算書、事業計画	
3	砂防事業			
31	(1) 土砂災害防止法に定める特別警戒区域・警戒区域のそれぞれの調査対象数と基礎調査完了数と区域指定完了数を教えてください。		数値をまとめた資料	

32	(2)	砂防施設点検の実施計画を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	実施計画・過去の砂防施設点検の状況(どの施設に何年に点検を行ったか)をまとめた台帳
33	(3)	砂防設備等点検要領を見せて下さい。		砂防設備等点検要領
34	(4)	砂防設備等点検カルテの中で、対応が必要な箇所に関して、その後の対応を示す資料を提示して下さい。		対応を報告する資料
第3		その他の事業について		
1		債権管理について		
35	(1)	債権管理に関し、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
36	(2)	現金の取扱はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	(<input checked="" type="checkbox"/> はいの場合)令和3年度における現金出納簿
37		イアが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、現金の取り扱い頻度を教えてください。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週 回(曜日) <input type="checkbox"/> その他()	
38	(3)	ア金庫等管理規程はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	金庫等管理規程
39	イ	現金等の保管、出納、記録等の手順に関し、会計規則や金庫等管理規程等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
40	(4)	ア管理する債権について未収金はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
41	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、未収金の額及びその内訳(発生年度)を教えてください。	未収金の額(合計) 円 【内訳】 令和3年度発生分()件	
42	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、未収金について、支払催告書・督促状等の書面を送付した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	支払催告・督促の内容等が分かる資料(催告書・督促状等)
43	エ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、請求金額に加えて延滞金を請求した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2		物品等の購入について		
44	(1)	物品等の年間購入計画は策定されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	年間購入計画等が分かる資料
45	(2)	購入手続きに関し、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
46	(3)	ア契約審査会設置要綱を提出してください。		契約審査会設置要綱
47	イ	物品等の購入にかかる契約審査会が開催されていたら、議事内容を教えてください。		議事内容が分かる資料(議事録等)
48	(4)	物品等の納品後に、事前決裁書を作成する事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
49	(5)	ア過去5年度(平成29年度～令和3年度)において、緊急随意契約(地方自治法施行令第167条の2第5号)で購入した物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい(件) <input type="checkbox"/> いいえ	
50	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、その理由を教えてください。		緊急随意契約の理由書
3		物品等の受入について		
51	(1)	ア個人、団体等からの物品等の借入はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
52	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、有償の借入物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
53	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、借入物品等の概要を教えてください。		借入物品等の種類・品目・借入先・料金等が分かる資料(借入物品目録等)
54	エ	物品の受け入れについて、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
55	(2)	ア個人、団体等からの物品等の寄託はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
56	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、寄託物品等の概要を教えてください。		寄託物品等の種類・品目・寄託者等が分かる資料(寄託物品目録等)
57	(3)	ア受入(借入、寄託)物品等の選定について、選考委員会等(名称は問いません。)は存在しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
58	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、選考委員会等の組織体制及び根拠規定を教えてください。		選考委員会等の組織体制(構成員、役職、人数、経歴等)及び根拠規定が分かる資料(規則、要領、マニュアル等)
59	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、直近の選考委員会の議事内容を教えてください。		直近の選考委員会等の議事内容が分かる資料(議事録等)
4		物品等の貸出について		
60	(1)	ア個人、団体等への物品等の貸出はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
61	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、有償の貸出物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
62	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、貸出物品等の概要を教えてください。		貸出物品等の種類・品目・貸出先・料金等が分かる資料(貸出物品目録等)
63	エ	物品等の貸出しについて、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
64	(2)	ア購入物品等の貸出について、選考委員会等(名称は問いません。)は存在しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
65	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、選考委員会等の組織体制及び根拠規定を教えてください。		選考委員会等の組織体制(構成員、役職、人数、経歴等)及び根拠規定が分かる資料(規則、要領、マニュアル等)
66	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、直近の選考委員会の議事内容を教えてください。		直近の選考委員会等の議事内容が分かる資料(議事録等)
5		物品等の管理について		
67	(1)	ア物品等について、物品台帳等と照合を行い、紛失・破損の有無その他の状況について現物実査を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	現物実査結果報告書の写し
68	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、現物実査は、どのぐらいの頻度で、いつ頃の時期に行っていますか。	頻度: 時期:	
69	ウ	直近の現物実査の結果を教えてください。		現物実査等の結果が分かる資料(現物実査結果報告書等)
70	エ	物品の管理について、現物実査実施要領以外に事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
71	(2)	ア物品等のうち、使用していない又は使用頻度が著しく低いものはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
72	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、その物品等の概要(種類、品目等)を教えてください。		
73	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、使用頻度が低い理由を教えてください。		
74	(3)	ア事務所内で物品等の紛失・損壊が生じた事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
75	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、その概要を教えてください。		物品等の紛失・損壊に関する報告書
76	ウ	物品等の紛失・損壊事故に対応するための保険に加入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
77	エ	ウが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、加入している保険の概要を教えてください。		保険の概要が分かる資料(保険証券等)
78	(4)	ア貸出物品等が返却されていない事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
79	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、物品等の返却に関する督促は、どのような方法で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 法的手続 (該当する項目全てにチェック)	
80	ウ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、物品等の返却に関する督促は、どの程度の頻度、期間で行っていますか。	頻度: に 回程度 期間: <input type="checkbox"/> 返却されるまで <input type="checkbox"/> が経過する程度まで	
81	エ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、貸出物品等の返却に関する督促・交渉の履歴は残していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	督促・交渉の履歴が分かる資料(交渉メモ等)
82	オ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、返却督促が続いたにもかかわらず、返却されない場合の最終的な処理方法を教えてください。		
83	カ	貸出物品の紛失に対する手続について、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
84	(5)	ア貸出物品等が紛失した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
85	イ	アが <input checked="" type="checkbox"/> はいの場合、物品等の紛失者に対しては、どのような請求を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 代替物品による返却請求 <input type="checkbox"/> 損害賠償請求 <input type="checkbox"/> その他()	

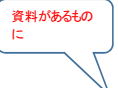
86		ウ	アが☑はの場合、物品等の紛失者に対する請求は、どのような方法で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 法的手続 (該当する項目全てにチェック)	
87		エ	アが☑はの場合、物品等の紛失者に対する請求は、どの程度の頻度、期間で行っていますか。	頻度: <input type="checkbox"/> に <input type="checkbox"/> 回程度 期間: <input type="checkbox"/> 問題解決に至るまで <input type="checkbox"/> が経過する程度まで	
88		オ	アが☑はの場合、請求を続けたにもかかわらず、問題解決に至れない場合の最終的な処理方法を教えてください。		
89		カ	貸出物品の紛失に対する手続について、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
	6		物品等の処分について		
90		(1)ア	物品等を売却・廃棄することはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
91		イ	物品等の売却・廃棄に関し、会計規則等以外に、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
92		(2)	物品の売却にかかる契約審査会が開催されていたら、議事内容を教えてください。		議事内容が分かる資料(議事録等)
93		(3)ア	物品等の廃棄方法について、教えてください。	廃棄方法:	
94		イ	物品等の廃棄に関する業者選定方法を教えてください。	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約	業者の名称、契約内容・費用等が分かる資料(委託契約書等)
	7		情報管理について		
95		(1)	事務所が保有する情報に関する利用・管理方法に関し、情報セキュリティ対策基準等以外に、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
96		(2)ア	情報セキュリティのための事務所独自の研修を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
97		イ	アが☑はの場合、その頻度を教えてください。	頻度:	
98		(3)	パソコン(USBなどの保存媒体を含む。)の管理・保管・廃棄に関し、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
99		(4)ア	文書の管理・保管・廃棄に関して、文書管理規程等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
100		イ	文書の具体的な廃棄方法を教えてください。	廃棄方法:	
	8		安全計画(BCP)について		
101		(1)	安全計画(BCP)を策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	安全計画
102		(2)	非常変災時における対応方針や対応マニュアルを策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	非常変災時の対応方針、マニュアル
103		(3)	非常変災時の備蓄品は、揃えてありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	第4		職員		
	1		労務管理について		
104		(1)	職員パソコンの使用ログや時間外勤務命令以外に、の勤務時間は、どのような方法で把握されていますか。		
105		(2)	令和3年度において、時間外勤務命令簿に関して、職員に対して、事前に申請をさせましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	時間外勤務命令簿
	2		他団体の業務について		
106		(1)ア	勤務時間中に他団体の役員等を担っている職員はいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
107		イ	アが☑はの場合、当該職員は、職務専念義務免除を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
108		ウ	イが☑はの場合、直近で免除を受けた職員の役職と、他団体名及び役職を教えてください。		直近の職務専念義務免除に関する資料
109		(2)ア	他団体から給与・報酬を受領する職員はいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
110		イ	アが☑はの場合、当該職員は、兼職兼業の承認を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
111		ウ	イが☑はの場合、直近で兼職兼業の承認を受けた職員の役職と、他団体名及び役職を教えてください。		直近の兼職兼業承認に関する資料
	3		技術職員の確保について		
112			職員の中で技術職員は何名おり、その年齢構成を教えてください。		人数と年齢構成が分かる資料

令和4年度岐阜県包括外部監査に関するアンケート

事務所名: _____ 県担当者名(課・役職): _____ (_____) 電話番号: _____

令和4年8月3日
岐阜県包括外部監査人 尾藤 望

- はじめに
(1)本調査は、地方自治法第252条の33第1項の規定により、ご協力をお願いするものです。
(2)調査回答を踏まえ、ヒアリングの実施、追加資料の提出等をお願いする場合があります。その場合はご協力をお願いします。
- 調査票の記入について
(1)回答欄にチェックまたは記載をお願いします(回答に理由等を付記する場合には、適宜の書式で別紙にご記載下さい。)
(2)対象年度は、調査項目に特段の断りがない限り、「令和3年度」です。その前提でご回答をお願いします。
(3)何らかの事情により回答が困難と考える調査項目がある場合については、事前にご相談下さい。
(4)資料提出をお願いしている箇所が複数あります。その場合、資料の写しまたはデータを下さい。
(5)サンプルとして提出をお願いしている資料については、個人名については、マスキングをお願い致します。
- 回答提出締切日
令和4年8月31日(火)午後5時
- 提出先・提出方法
総務部 行政管理課 (行政管理課のメール: ●●)
- 問い合わせ先
不明点があれば、包括外部監査人尾藤宛にて、原則メールにてお願いします。電話の場合は、「●●」までお願いします。



通番	項目	回答	提出を依頼する資料	☑
第1	工事全般			
1	1 見積・入札・工事契約について			
1	(1) 工事契約の見積において、ユニットプライズ型積算方式の導入は行われているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	導入の状況の確認できる資料	
2	(2) 当初一般競争入札を行い、翌年度以降随意契約を繰り返している工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	随意契約理由書	
3	(3) 低入札価格調査制度の調査対象となった事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	低入札価格に関する契約リスト	
4	(4) 低入札価格調査の結果、履行不能と判断された業者はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	岐阜県建設工事低入札価格調査の結果報告書・無効となった事例の結果報告書	
5	(5) 工期が数年にわたる事業はありますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	執行同書、支出命令書、出来形部分確認通知書、年度協定、出来形部分検査命令書	
6	(6) 予算計上、交付決定を対象工事の実施年度の前年度に行った事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	交付決定時の決裁文書	
7	(7) 総合評価競争入札方式における審査委員会への意見聴取の方法は、案件ごと都度聴取でしょうか、年一度の包括的確認の方法でしょうか。	<input type="checkbox"/> 案件ごと <input type="checkbox"/> 包括的確認 <input type="checkbox"/> その他	意見聴取に関する規程・マニュアル等、令和3年の意見聴取議事録	
8	(8) 指名業者選定の基準と現在の指名業者のリストを教えてください。		指名業者選定に関する規程・マニュアル等	
	2 契約変更について			
9	(1) 当初の工期内の完成が困難となったことを理由とする工期延長のための変更契約は存在するか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	延長申請書・工期延長に関する規程・マニュアル等、令和3の工期延長に関する書類一式(サンプル)	
10	(2) 契約期間よりも遅れて工事が完成した契約はあるか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	遅れた工事の工事報告書	
11	(3) 工事請負契約について、当初の契約からの契約変更に関し、変更増減率が10%以上又は500万円以上の工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該工事の工事関係書類一式・変更理由書	
12	(4) 建設工事の業務委託契約について、当初の契約からの契約変更に関し、変更増減率が20%以上又は300万円以上の工事はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該工事の工事関係書類一式・変更理由書	
13	(5) 変更契約について入札参加資格委員会現地部会諮問または入札参加資格委員会現地部会報告を行った案件はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	入札参加資格委員会現地部会の議事録・変更契約報告書・変更契約審議書	
14	(6) 軽微変更に伴う累積的影響額をどのように方法で確認していますか。		累積的影響の確認資料	
	3 用地管理について			
15	(1) 取得済みの用地の中で未供用の用地は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	未供用の用地の一覧・当該用地について策定した管理規約	
16	(2) 用地取得の損失補償額の計算において、取得価格が鑑定評価額を下回る事象は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	当該用地の一覧・用地評価の規範	
17	(3) 取得済みの用地の中で未登記土地は存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	未登記土地の一覧・今後の登記予定を示す資料	
18	(4) 県域統合型GISのデータについての管轄内の完成度を教えてください。		完成度の分かる資料・整備計画	
19	(5) 所有者不明山林の解消に向けた指針・マニュアルはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	指針・マニュアル・計画書等	
第2	個別事業(農林事務所)			
	1 治山事業			
20	(1) 治山事業施行地管理方法についての事務所独自のマニュアルはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自の管理マニュアル	
21	(2) 治山施設の定期点検は実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	点検結果報告書	
	2 ため池整備			
22	(1) 管理地域の中のため池について、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する施設診断が未実施のため池の数を教えてください。		把握箇所を示す台帳	
23	(2) 管理地域の中で、令和4年3月31までに実施した、ため池耐震診断を行った場所の数を教えてください。		耐震診断結果をまとめた資料	
24	(3) 平成24年度以降において震度4以上の地震が起きた際の農業用ダム・ため池の緊急点検を実施した場所はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	点検報告の資料	
第3	その他の事業について			
	1 債権管理について			
25	(1) 債権管理に関し、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等	
26	(2) ア 現金の取扱はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	(☑はいの場合)令和3年度における現金出納簿	
27	イが☑はいの場合、現金の取り扱い頻度を教えてください。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週 回(曜日) <input type="checkbox"/> その他()		
28	(3) ア 金庫等管理規程はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	金庫等管理規程	
29	イ 現金等の保管、出納、記録等の手順に関し、会計規則や金庫等管理規程等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等	
30	(4) ア 管理する債権について未収金はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
31	イが☑はいの場合、未収金の額及びその内訳(発生年度)を教えてください。	未収金の額(合計) 円 【内訳】 令和3年度発生分()件 (合計) 円 令和3年度以前発生分()件 (合計) 円		

32		ウ	アが☑はいい場合、未収金について、支払催告書・督促状等の書面を送付した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	支払催告・督促の内容等が分かる資料(催告書・督促状等)
33		エ	アが☑はいい場合、請求金額に加えて延滞金を請求した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	2		物品等の購入について		
34	(1)		物品等の年間購入計画は策定されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	年間購入計画等が分かる資料
35	(2)		購入手続きに関し、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
36	(3)	ア	契約審査会設置要綱を提出してください。		契約審査会設置要綱
37		イ	物品等の購入にかかる契約審査会が開催されていたら、議事内容を教えてください。		議事内容が分かる資料(議事録等)
38	(4)		物品等の納品後に、事前決裁書を作成する事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
39	(5)	ア	過去5年度(平成29年度～令和3年度)において、緊急随意契約(地方自治法施行令第167条の2第5号)で購入した物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい(件) <input type="checkbox"/> いいえ	
40		イ	アが☑はいい場合、その理由を教えてください。		緊急随意契約の理由書
	3		物品等の受入について		
41	(1)	ア	個人、団体等からの物品等の借入はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
42		イ	アが☑はいい場合、有償の借入物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
43		ウ	アが☑はいい場合、借入物品等の概要を教えてください。		借入物品等の種類・品目・借入先・料金等が分かる資料(借入物品目録等)
44		エ	物品の受け入れについて、会計規則等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
45	(2)	ア	個人、団体等からの物品等の寄託はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
46		イ	アが☑はいい場合、寄託物品等の概要を教えてください。		寄託物品等の種類・品目・寄託者等が分かる資料(寄託物品目録等)
47	(3)	ア	受入(借入、寄託)物品等の選定について、選考委員会等(名称は問いません。)は存在しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
48		イ	アが☑はいい場合、選考委員会等の組織体制及び根拠規定を教えてください。		選考委員会等の組織体制(構成員、役職、人数、経歴等)及び根拠規定が分かる資料(規則、要領、マニュアル等)
49		ウ	アが☑はいい場合、直近の選考委員会の議事内容を教えてください。		直近の選考委員会等の議事内容が分かる資料(議事録等)
	4		物品等の貸出について		
50	(1)	ア	個人、団体等への物品等の貸出はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
51		イ	アが☑はいい場合、有償の貸出物品等はありませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
52		ウ	アが☑はいい場合、貸出物品等の概要を教えてください。		貸出物品等の種類・品目・貸出先・料金等が分かる資料(貸出物品目録等)
53		エ	物品等の貸出しについて、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
54	(2)	ア	購入物品等の貸出について、選考委員会等(名称は問いません。)は存在しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
55		イ	アが☑はいい場合、選考委員会等の組織体制及び根拠規定を教えてください。		選考委員会等の組織体制(構成員、役職、人数、経歴等)及び根拠規定が分かる資料(規則、要領、マニュアル等)
56		ウ	アが☑はいい場合、直近の選考委員会の議事内容を教えてください。		直近の選考委員会等の議事内容が分かる資料(議事録等)
	5		物品等の管理について		
57	(1)	ア	物品等について、物品台帳等と照合を行い、紛失・破損の有無その他の状況について現物実査を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	現物実査結果報告書の写し
58		イ	アが☑はいい場合、現物実査は、どのぐらいの頻度で、いつ頃の時期に行っていますか。	頻度: 時期:	
59		ウ	直近の現物実査の結果を教えてください。		現物実査等の結果が分かる資料(現物実査結果報告書等)
60		エ	物品の管理について、現物実査実施要領以外に事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
61	(2)	ア	物品等のうち、使用していない又は使用頻度が著しく低いものはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
62		イ	アが☑はいい場合、その物品等の概要(種類、品目等)を教えてください。		
63		ウ	アが☑はいい場合、使用頻度が低い理由を教えてください。		
64	(3)	ア	事務所内で物品等の紛失・損壊が生じた事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
65		イ	アが☑はいい場合、その概要を教えてください。		物品等の紛失・損壊に関する報告書
66		ウ	物品等の紛失・損壊事故に対応するための保険に加入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
67		エ	ウが☑はいい場合、加入している保険の概要を教えてください。		保険の概要が分かる資料(保険証券等)
68	(4)	ア	貸出物品等が返却されていない事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
69		イ	アが☑はいい場合、物品等の返却に関する督促は、どのような方法で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 法的手続 (該当する項目全てにチェック)	
70		ウ	アが☑はいい場合、物品等の返却に関する督促は、どの程度の頻度、期間で行っていますか。	頻度: に 回程度 期間: ☐返却されるまで ☐ が経過する程度まで	
71		エ	アが☑はいい場合、貸出物品等の返却に関する督促・交渉の履歴は残っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	督促・交渉の履歴が分かる資料(交渉メモ等)
72		オ	アが☑はいい場合、返却督促を続けたにもかかわらず、返却されない場合の最終的な処理方法を教えてください。		
73		カ	貸出物品の紛失に対する手続きについて、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
74	(5)	ア	貸出物品等が紛失した事例はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
75		イ	アが☑はいい場合、物品等の紛失者に対しては、どのような請求を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 代替物品による返却請求 <input type="checkbox"/> 損害賠償請求 <input type="checkbox"/> その他()	
76		ウ	アが☑はいい場合、物品等の紛失者に対する請求は、どのような方法で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 法的手続 (該当する項目全てにチェック)	
77		エ	アが☑はいい場合、物品等の紛失者に対する請求は、どの程度の頻度、期間で行っていますか。	頻度: に 回程度 期間: ☐問題解決に至るまで ☐ が経過する程度まで	
78		オ	アが☑はいい場合、請求を続けたにもかかわらず、問題解決に至れない場合の最終的な処理方法を教えてください。		
79		カ	貸出物品の紛失に対する手続きについて、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
	6		物品等の処分について		
80	(1)	ア	物品等を売却・廃棄することはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
81		イ	物品等の売却・廃棄に関し、会計規則等以外に、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規定等
82	(2)		物品の売却にかかる契約審査会が開催されていたら、議事内容を教えてください。		議事内容が分かる資料(議事録等)
83	(3)	ア	物品等の廃棄方法について、教えてください。	廃棄方法:	
84		イ	物品等の廃棄に関する業者選定方法を教えてください。	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約	業者の名称、契約内容・費用等が分かる資料(委託契約書等)
	7		情報管理について		
85	(1)		事務所が保有する情報に関する利用・管理方法に関し、情報セキュリティ対策基準等以外に、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等

86		(2)	ア	情報セキュリティのための事務所独自の研修を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
87			イ	アが☑はの場合、その頻度を教えてください。	頻度:	
88		(3)		パソコン(USBなどの保存媒体を含む。)の管理・保管・廃棄に関し、別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
89		(4)	ア	文書の管理・保管・廃棄に関して、文書管理規程等以外に別途事務所独自のルールを定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	事務所独自のルール規程・マニュアル等
90			イ	文書の具体的な廃棄方法を教えてください。	廃棄方法:	
	8			安全計画(BCP)について		
91		(1)		安全計画(BCP)を策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	安全計画
92		(2)		非常変災時における対応方針や対応マニュアルを策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	非常変災時の対応方針、マニュアル
93		(3)		非常変災時の備蓄品は、揃えてありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	第4			職員		
	1			労務管理について		
94		(1)		職員パソコンの使用ログや時間外勤務命令以外に、の勤務時間は、どのような方法で把握されていますか。		
95		(2)		令和3年度において、時間外勤務命令簿に関して、職員に対して、事前に申請をさせましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	時間外勤務命令簿
	2			他団体の業務について		
96		(1)	ア	勤務時間中に他団体の役員等を担っている職員はいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
97			イ	アが☑はの場合、当該職員は、職務専念義務免除を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
98			ウ	イが☑はの場合、直近で免除を受けた職員の役職と、他団体名及び役職を教えてください。		直近の職務専念義務免除に関する資料
99		(2)	ア	他団体から給与・報酬を受領する職員はいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
100			イ	アが☑はの場合、当該職員は、兼職兼業の承認を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
101			ウ	イが☑はの場合、直近で兼職兼業の承認を受けた職員の役職と、他団体名及び役職を教えてください。		直近の兼職兼業承認に関する資料
	3			技術職員の確保について		
102				職員の中で技術職員は何名おり、その年齢構成を教えてください。		人数と年齢構成が分かる資料